

平成 27 年 3 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月9日】

代表質疑

1 西川憲行（ぽぶら） 43～58ページ

議案第26号 平成27年度亀山市一般会計予算について

- 1 新しい自治のしくみづくり予算の内容と特色について
- 2 平成26年度に比べて、当初予算が2億3,730万円の減額になった理由について
- 3 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、都市計画見直し事業1,160万円で策定される計画とは
- 4 合併特例債の活用の考え方について
- 5 後期基本計画の着実な推進について

議案第32号 平成27年度亀山市病院事業会計予算について

- 1 病院事業の健全化の進捗状況について
- 2 病院事業の課題解決について
- 3 在宅医療の推進と収益との関係について

議案第20号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 民間活用市営住宅事業について

代表質疑

2 小坂直親（緑風会） 58～72ページ

議案第26号 平成27年度亀山市一般会計予算について

- 1 予算編成の考え方と特徴について
- 2 主要政策予算と対応について
- 3 歳入歳出予算の内容の変化と今後の動向について

議案第20号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 補正予算の要因について
- 2 繰越明許費補正について
- 3 地元対応予算の減額について

議案第42号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 1 補正予算の要因について
- 2 地域住民生活等緊急支援交付金の考え方について
- 3 基金繰入金について

議案第4号 亀山市行政手続条例の一部改正について

- 1 改正の趣旨と内容について
- 2 市の行政手続制度と行政手続法について

3 行政指導と処分について

議案第13号 亀山市学童保育所条例の一部改正について

- 1 経過措置の考え方と今後の動向について
- 2 学校区放課後児童クラブについて
- 3 公設・民営について

代表質疑

3 中村嘉孝（新和会） 72～83ページ

議案第26号 平成27年度亀山市一般会計予算について

- 1 平成27年度予算編成の基本的な考え方について
- 2 中期財政見通しの試算について
- 3 税収見込みについて
- 4 基金等の財源の有効活用について
- 5 経常収支比率85%以下を目指すことについて
- 6 平成27年1月14日に閣議決定された国の予算に関連して総務省から出された地方財政の見通し・留意事項等について（当市の予算編成への反映状況について）

4 岡本公秀（新和会） 83～88ページ

議案第18号 亀山市消防団条例の一部改正について

- 1 警戒、捜索活動の費用弁償について
- 2 行方不明者捜索活動の出動区分について
- 3 訓練、広報、指導活動の費用弁償について
- 4 研修、会議の費用弁償について
- 5 警戒、捜索、訓練、広報活動の重要性について
- 6 全団員に支払う費用弁償総額の増減について
- 7 全団員一様の処遇改善につながるのか

5 服部孝規（日本共産党） 88～96ページ

議案第7号 亀山市職員給与条例の一部改正について

- 1 医療職給料表（一）を除くすべての給料表について給料月額を平均2%引き下げることに
ついて

議案第42号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、地方総合戦略等策定事業について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、かめやまげんきっこ育成事業について
- 3 第7款 商工費、第1項 商工費について
 - (1) 地域消費喚起事業について
 - (2) 観光交流促進事業について

6 新 秀隆（公明党） 97～102ページ

議案第26号 平成27年度亀山市一般会計予算について

- 1 予算編成の基本的な考え方について
- 2 中期財政見通しとの整合について

議案第42号 平成26年度亀山市一般会計補正予算(第6号)について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、地域消費喚起事業プレミアム付商品券発行事業補助金について

7 豊田恵理（創政クラブ） 102～109ページ

議案第26号 平成27年度亀山市一般会計予算について

- 1 予算編成の基本的な考え方について
- 2 主な新規事業について
- 3 歳入に見合った歳出について
 - (1) 適正な財政規模について
 - (2) 投資的経費について
 - (3) 地方交付税について
 - (4) 行財政改革大綱について
 - (5) 基金について
- 4 中期財政見通しについて
 - (1) 今後の財政運営における課題について
 - (2) 行財政改革との整合性について

8 今岡翔平（ぽぷら） 109～116ページ

議案第26号 平成27年度亀山市一般会計予算について

- 1 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、亀山駅周辺市街地再開発推進計画策定事業 計画策定委託料1,720万円について
- 2 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第3目 老人福祉費、地域包括支援事業について
- 3 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第1目 社会福祉総務費、高齢者・障がい者（児）タクシー料金助成事業について
- 4 中長期財政見通しにおいて、平成31年度までの5年間で約5.5億円の財源不足が生じる見込みについて

9 福沢美由紀（日本共産党） 116～125ページ

議案第1号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定について

- 1 保育所の利用者負担額について、これまで世帯の所得税額により階層を区分していたが、新制度では世帯の市町村民税の所得割額により階層を区分するが、保護者負担にどのよう

に影響を及ぼすのか

- 2 標準時間と短時間に分けた料金であるが、保育の必要量の変更に柔軟に対応できるのか
- 3 保育料以外の負担が増えることはないか

議案第13号 亀山市学童保育所条例の一部改正について

- 1 定員の規定について「当分の間適用しないことができること」の考え方について

議案第15号 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

- 1 新規加入金一戸あたり43万円の根拠は何か

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月10日】

1 櫻井清蔵（ぽぶら） 129～137ページ

議案第40号 専決処分した事件の承認について

- 1 所有権移転登記手続請求のための訴えの提起（和解を含む）について
 - (1) 提起する根拠
 - (2) 議会に対しての今日までの説明責任
 - (3) 和解を含むとあるが、仮に和解が不調となった場合の今後の対応について

議案第41号 専決処分した事件の承認について

- 1 不動産仮処分命令申立事件の和解について
 - (1) 申立の内容
 - (2) 申立を行った根拠及びその原因

2 前田耕一 137～145ページ

議案第13号 亀山市学童保育所条例の一部改正について

- 1 第2条第2項の定員の規定について、経過措置として当分の間は適用しないことができることについて
- 2 放課後児童健全育成事業を実施する施設以外の学童保育所の対応について

議案第16号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 平成27年度までに70戸の民間借上げ住宅を活用して供給していく計画であるが、その見込みについて
- 2 借上げ住宅数が目標に達していない理由について

報告第2号、第3号及び第4号 専決処分の報告について

- 1 車両物損事故は、いずれも市道川崎白木線で発生しているがその原因について
- 2 他の市道における道路不備の点検・確認について
- 3 市の損害賠償額の査定方法について

3 宮崎勝郎 145～153ページ

議案第1号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定について

- 1 条例制定の目的は
- 2 保育料と利用者負担額とは違うのか

議案第2号 亀山市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について

- 1 今回の改正内容について
- 2 保育料と利用者負担額とは違うのか

議案第7号 亀山市職員給与条例の一部改正について

- 1 今回の改正内容について
- 2 管理職員の特別勤務手当について
- 3 今回の改正は職員の給与是正なのか

議案第18号 亀山市消防団条例の一部改正について

- 1 今回の改正内容について
- 2 消防団員の処遇改善なのか

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月10日】

1 高島 真（緑風会） 155～162ページ

文化行政について

- 1 市内の史跡についてどのように扱うか
- 2 文化年に絡んでどのような取り組みを行うのか
- 3 史跡の周辺整備について

教育行政について

- 1 新任期にあたって
- 2 通学路について

2 中崎孝彦（新和会） 163～172ページ

亀山駅周辺再生整備事業について

- 1 整備対象区域について
 - (1) 整備対象区域は4ブロックに分けて協議していると聞くと聞くと、整備区域は確定しているのか
- 2 整備手法について
 - (1) 市街地再開発事業に対して、亀山駅周辺まちづくり協議会は同意しているのか
 - (2) 整備対象区域全てのブロックで、市街地再開発事業を適用できるのか
- 3 事業主体について
 - (1) 本市施行で実施していく選択肢はなかったのか
 - (2) 現時点で、亀山駅周辺まちづくり協議会において、再開発組合で施行していくという合意はできているのか
- 4 事業費について
 - (1) 全体事業費は概算でどのくらいか
 - (2) 再開発ビルの建設費用は補助金や保留床処分金などで賄うが、保留床の売却の見通しについて
 - (3) 老朽化している本庁舎、あるいは他の公共施設の機能について、保留床を購入して移転の検討をしてはどうか
 - (4) 民間活力を活用した「特定建築者制度」を導入する考えはないのか
- 5 JRとの協議について
 - (1) 現在までの一連の作業の節目節目で、JRとの協議は行っているのか

3 服部孝規（日本共産党） 173～185ページ

国民健康保険制度の都道府県単位化をやめるよう求めることについて

- 1 国民健康保険税が「高く払えない」原因について
- 2 各市町に割り当てられる「分賦金」について
- 3 国民健康保険税の引き下げこそ今、やるべき課題ということについて

深刻な社会問題となってきた奨学金問題について

- 1 深刻な奨学金問題の現状を市長はどのように認識しているかについて
- 2 亀山市民の奨学金の現状について
- 3 市としての取り組みについて

4 新 秀隆（公明党） 185～193ページ

安心・安全対策について

- 1 道路保全について
 - (1) 道路管理・整備について
 - (2) 橋梁管理・整備について
 - (3) 道路・橋梁の空洞化対策について
- 2 空き家対策について

田園景観の観光推進について

- 1 市道池山庄内線の道路管理について
- 2 耕作放棄地の利用について
- 3 新規事業について

5 豊田恵理（創政クラブ） 194～203ページ

亀山市の定住促進の考え方について

- 1 亀山市の人口推移の現状について
- 2 亀山市の定住促進の考え方について
- 3 亀山市の魅力について
- 4 亀山市の課題について
- 5 様々な制度の活用について
 - (1) ふるさと納税について
 - (2) 空き家の活用について

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月11日】

1 今岡翔平（ぽぷら） 206～216ページ

小規模児童養護施設の設置について

- 1 設置に至る経緯について
 - (1) なぜ児童養護施設は必要なのか
 - (2) これまで市ではどのように対応していたのか
 - (3) 市長の方針転換があったのか
- 2 設置予定の施設について
 - (1) 児童数に関わらず対応可能なのか
 - (2) 運営主体は決まっているのか
 - (3) 設置をどのように進めていくのか

三重テラスの活用について

- 1 平成26年3月定例会での答弁に対して、実績はどうだったか
- 2 平成27年度の活用計画について
 - (1) 平成26年度から活用方針は変わったのか
 - (2) これまでと違う活用方法を考えているのか
- 3 市内業者の情報発信の場としての活用について
 - (1) 亀山市内の業者の製品がいくつあるのか
 - (2) 三重テラスに品物を置くためにどのような過程があるのか
 - (3) 市から業者に対して活用を促しているのか
- 4 他部署との連携について

2 尾崎邦洋（緑風会） 217～227ページ

地方創生について

- 1 地方創生とは
- 2 市長の考え方について
- 3 今後の展開について

地震災害について

- 1 南海トラフ地震、内陸直下型地震について
- 2 被災後の対応について
- 3 防災対策について

3 福沢美由紀（日本共産党） 228～240ページ

こどもの安心・安全について

- 1 交通安全について
 - (1) 黄色の横断旗の活用について
- 2 防犯上危険と考えられる箇所の総括と情報共有について

家族の時間づくりについて

- 1 保護者アンケートについて
- 2 「良くなかった」という方の声が深刻であるとするが、やめるべきではないか

中学校給食について

- 1 三重県及び亀山市の中学校給食の特徴について
- 2 中学校給食の目的とねらいについて
- 3 学校給食検討委員会について

4 西川憲行（ぽぶら） 240～253ページ

新しい亀山市のかたちについて

- 1 住民自治の現状について
 - (1) 住民自治の組織について
 - (2) 住民自治の考え方について
 - (3) 新しい自治の姿とは
- 2 亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部について
 - (1) 本部設置の目的と活動内容について
 - (2) 総合戦略と人口ビジョンについて
- 3 かめやまホームケアネットについて
 - (1) 概要について
 - (2) 医療センターなどの医療機関について
- 4 「改善の年」と位置づけての市長の決意について

5 小坂直親（緑風会） 253～265ページ

地籍調査について

- 1 地籍調査の現状について
- 2 地籍調査の必要性について
- 3 地籍調査が進まない要因について
- 4 地籍調査の今後の取り組みについて

団体支援事業について

- 1 支援事業の現状について
- 2 費用対効果について

- 3 事業費の検証について
- 4 今後の団体支援について

関ロジについて

- 1 指定管理について
- 2 今後の運営について

6 櫻井清蔵（ぽぶら） 265～277ページ

子ども輝き予算について

- 1 平成27年度当初予算について、2月19日の伊勢新聞に「子ども輝き予算」としたとの記載があるが、何をもって輝きなのかを知りたい
- 2 将来の亀山市の発展を担う子どもたちを育む政治（たとえば教育環境の整備）をする使命について確認したい

川崎小学校の基本設計の内容について

- 1 設備の内容（主に空調関係）
- 2 少子化といえども川崎小学校区は人口が増加することが予測されるが、その対応は十分に考慮されているのかを知りたい
- 3 議会に対する説明はどのような時期に行うのかを知りたい

市役所改革「CSO活動」とは

- 1 Communicationとは
- 2 Speedとは
- 3 Openとは

平成25年度のため池点検の結果について

- 1 施政及び予算編成方針に、ため池について「地震等で破堤した場合、民家等に大きな影響が危惧される」との記述があるが、点検の調査結果を知りたい
- 2 緊急性の高いため池対策をどのように考えているのかを知りたい

指定管理を行っている関ロジについて

- 1 関ロジの指定管理を平成25年7月より実施しているが、今日までの状況について知りたい

質 問 内 容 (通告要旨)

【3月12日】

1 前田耕一 280～293ページ

スポーツ振興と施設整備の今後について

- 1 スポーツ振興に対する考え方について
- 2 スポーツ施設の現状と検証について
- 3 第76回国民体育大会の開催に向けての対応について

安心・安全のまちづくりについて

- 1 子ども・女性を対象とした犯罪（声掛け事案等）について
- 2 多発する特殊詐欺について

都市公園等の管理について

- 1 市内各公園の管理の状況について
- 2 公園整備及び施設の有効活用について

2 宮崎勝郎 293～304ページ

道路行政について

- 1 市道野村布気線の進捗状況について
- 2 市道和賀白川線の延伸（国道1号バイパスより以北）の計画について
- 3 市道の平常時の管理体制について尋ねる
 - (1) 報告案件の事故について
 - (2) 緊急処置について
- 4 狭隘道路後退用地整備事業の進捗状況について

子育て行政について

- 1 学童保育所に関して議会が提案した決議に対する対応について尋ねる
- 2 学童保育所から放課後児童クラブに改めたのはなぜか
- 3 学校教育の中での学力向上対策について尋ねる
- 4 学校教育として、先般の多摩川の事件をどのように捉えているのか

平成27年2月26日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成27年2月26日（木）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 平成27年度施政及び予算編成方針の説明
- 第 5 平成27年度教育行政一般方針の説明
- 第 6 議案第 1号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 2号 亀山市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について
- 第 8 議案第 3号 亀山市情報公開条例の一部改正について
- 第 9 議案第 4号 亀山市行政手続条例の一部改正について
- 第 10 議案第 5号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 第 11 議案第 6号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 12 議案第 7号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 13 議案第 8号 亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 第 14 議案第 9号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 15 議案第10号 亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について
- 第 16 議案第11号 亀山市保育所設置条例の一部改正について
- 第 17 議案第12号 亀山市待機児童館条例の一部改正について
- 第 18 議案第13号 亀山市学童保育所条例の一部改正について
- 第 19 議案第14号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 20 議案第15号 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 第 21 議案第16号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 22 議案第17号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 第 23 議案第18号 亀山市消防団条例の一部改正について
- 第 24 議案第19号 亀山市保育の実施に関する条例の廃止について
- 第 25 議案第20号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 第 26 議案第21号 平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 27 議案第22号 平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 28 議案第23号 平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 29 議案第24号 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 30 議案第25号 平成26年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について

- 第 31 議案第26号 平成27年度亀山市一般会計予算について
第 32 議案第27号 平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
第 33 議案第28号 平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 34 議案第29号 平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
第 35 議案第30号 平成27年度亀山市水道事業会計予算について
第 36 議案第31号 平成27年度亀山市工業用水道事業会計予算について
第 37 議案第32号 平成27年度亀山市病院事業会計予算について
第 38 議案第33号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計予算について
第 39 議案第34号 損害賠償の額の決定について
第 40 議案第35号 市道路線の認定について
第 41 議案第36号 市道路線の認定について
第 42 議案第37号 市道路線の認定について
第 43 議案第38号 市道路線の認定について
第 44 議案第39号 市道路線の認定について
第 45 議案第40号 専決処分した事件の承認について
第 46 議案第41号 専決処分した事件の承認について
第 47 議案第42号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
第 48 報告第 1号 専決処分の報告について
第 49 報告第 2号 専決処分の報告について
第 50 報告第 3号 専決処分の報告について
第 51 報告第 4号 専決処分の報告について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君		

●欠席議員（1名）

18番 櫻井清蔵君

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	石井敏行君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	西口昌利君
建設部長	稲垣勝也君	医療センター 事務局長	松井元郎君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合 センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者 (兼)出納室長	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	佐久間利夫君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	議事調査室長	渡邊靖文
書記	村主健太郎		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長(前田 稔君)

おはようございます。

ただいまから平成27年3月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

1番 今岡翔平議員

10番 鈴木達夫議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの29日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

会期は本日から3月26日までの29日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書4件及び平成26年度における行政監査結果報告書、指定管理者監査結果報告書、財政援助団体等監査結果報告書、工事監査結果報告書が、また亀山市土地開発公社、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会、公益財団法人亀山市地域社会振興会、公益社団法人亀山市シルバー人材センターから、平成27年度事業計画書及び収支予算書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に日程第4、平成27年度施政及び予算編成方針の説明を行います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成27年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、施政及び予算編成方針につきまして私の所信を申し上げ、議員各位を初め、市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

去る1月11日、本市は新市施行10周年の節目を迎えました。この間、激動の社会経済情勢の中、議会並びに市民の皆様の英知により、新市の一体感の醸成と財政健全化を確保し、着実な歩みを刻むことができました。

地域社会においても、市民活動や地域活動が一層の活発化につながるなど、本市の強みである市民力、地域力が新市を牽引いただけてまいりました。この10年の営みにより、新しい時代を切り開くための基盤が育まれたと確信するものであります。本市は、この10年間の歩みを礎に、少子・超高齢化社会の進展、地域経済・雇用の活性化、災害に強いまちづくり、厳しい財政局面への備えなどの政策課題を克服するべく、次なるステージへひるむことなき挑戦をしてまいります。

さて、国におきましては、昨年施行されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び長期ビジョンが閣議決定されたところであります。これにより地方自治体におきましても、将来人口ビジョンを踏まえた地方版総合戦略の策定が求められているところであります。

本市といたしましても、庁内に亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部を設置し、国・県の総合戦略を勘案しながら、新年度での総合戦略及び人口ビジョンの策定に向け取り組んでまいります。

また、昨年閣議決定された地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策につきましては、関連予算が平成26年度補正予算として成立いたしました。中でも地域住民生活等緊急支援のための交付金

につきましては、プレミアムつき商品券の発行など地域における消費喚起や市内商業の活性化等につながる事業や、地方版総合戦略策定とその先行事業などを対象とされておりますことから、交付金の趣旨に沿って活用を図ってまいります。

そうした中、来る平成27年度におきましては、平成29年度からの第2次亀山市総合計画の策定に着手するとともに、亀山市版総合戦略の策定をいたしますことから、本市の進むべき方向性を決める上で、大変重要な年度であると認識いたしております。

また、総合計画後期基本計画の施策のさらなる推進を図るため策定した後期基本計画第2次実施計画につきましては、第1次亀山市総合計画の集大成とするべく、着実に進めてまいります。

このことから、昨年秋には、平成27年度行政経営の重点方針とあわせて、予算編成方針と人事行政方針を定めました。

このうち、行政経営の重点方針では、新しい自治のしくみづくりと教育・子ども支援施策の推進、持続可能な行財政運営に向けた徹底した行財政改革、市役所改革CSO活動、コミュニケーション・スピード・オープンによるひとつづくりの推進の3つの方針を掲げ、常に問題意識を持ち、日常の惰性或慣習から脱却しようと、新年度を改善の年と位置づけたところであります。

この行政経営の重点方針を初めとした行政マネジメントの3方針のもと、職員一人一人の創意と各部局の英知を結集し、限りある経営資源を生かした自治体経営により、希望と信頼の市政を前進させてまいります。

一方、新たに策定した平成27年度から5カ年の中期財政見通しでは、今後も市税収入の緩やかな減収が続くとともに、平成27年度から普通交付税の合併算定がえ分の段階的縮減が始まりますことから、歳入全体としても中期的な減少が見込まれております。歳出につきましては、現在の事業規模を維持することとしており、扶助費等における構造的な増加が見込まれますことから、歳入歳出差引額についても、平成31年度までの5年間で約55億円の財源不足が生じる見込みとなっております。そのため、継続的に財政調整基金に依存した財政運営が避けられないことから、財政調整基金の確保目標額の20億円を下回ることが見込まれるなど、引き続き厳しい財政運営が予測されるところであります。

このような財政状況であります。後期基本計画の積極的な推進に努めるとともに、徹底した行財政改革の実践に取り組むこととし、経常経費においても約2億円の削減を行い、事業の優先順位を踏まえた精査を行ったところであります。さらに、中・長期的な視点に立ち、基金や合併特別債など、将来を見据え、限られた財源の有効活用を図ることで、歳入に見合った歳出の実現に向けた予算編成を行ったところであります。

また、行財政改革については、持続可能な自治体経営を目指し、その実効性を高めるべく、引き続き行財政改革推進本部を中心として、第2次行財政改革大綱の策定と、それに掲げる取り組みを全庁挙げて進めてまいります。

なお、新年度の各会計別の予算額であります。一般会計予算額は、対前年比1.1%減の20億250万円といたしております。また、国民健康保険事業特別会計は5億240万円、後期高齢者医療事業特別会計は8億6,230万円、農業集落排水事業特別会計は4億8,450万円、水道事業会計は1億7,730万円、工業用水道事業会計は8,910万円、病院事業会計は2億7,320万円、公共下水道事業会計は2億3,070万円で、一般会計、特別会計、企業会計

を合わせまして、対前年度1.6%増の332億5,500万円の当初予算額といたしております。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿って、新年度の取り組み及び事業計画をご説明申し上げます。

まず、「快適な都市空間の創造」についてでございますが、企業活動の促進・雇用の創出のうち、企業立地につきましては、昨年9月に引き続き、今年3日と16日に新たに本市へ進出を決められた企業と立地協定を締結いたしました。こうした企業進出を弾みに、引き続き本市の立地特性や産業基盤等を情報発信するとともに、県や市内産業団地の開発主体等と連携し、企業情報の把握や企業への働きかけに努めてまいります。

また、中小企業・小規模企業の振興につきましては、亀山商工会議所等関係機関と連携を図るとともに、資金繰り支援や創業支援など、事業者の意欲ある取り組みを支援してまいります。

次に、にぎわいの場の創造・商店街の活性化につきましては、市内商業団体の取り組みを支援してまいりますほか、地域消費の喚起等を狙いとする国の緊急経済対策の実施を好機と捉え、市内商業の活性化につなげてまいります。

次いで、農林業の振興につきましては、農業の担い手として市民への安全・安心な食料の安定供給や地域農業の維持・発展を支える認定農業者や営農組織、新規就農者、農業者団体などへの支援を引き続き行い、農業経営の安定化に努めてまいります。

また、林業振興につきましては、引き続き林業事業者による施業の集約化や路網整備など持続的な林業経営の基盤づくりを支援するとともに、公共建築物等における地域材の利用を促進し、林業経営の安定化につなげてまいります。

次に、都市づくりの推進のうち、JR亀山駅周辺の再生につきましては、駅前広場等の周辺の現況測量を行いつつ、事業着手に向けた事業規模や実施時期等の詳細な検討を行うため、市街地再開発推進計画の策定を地域の皆様とともに進めてまいります。

さらに、高齢化による市街地の拡散、低密度な市街地の形成が進む中、改正都市再生特別措置法に基づき、居住誘導及び都市機能誘導等、市街地の都市機能について検討してまいります。

次いで、景観づくりの推進につきましては、亀山市歴史的風致維持向上計画に基づいて、旧東海道の一部である太岡寺畷において歩道整備を行いますとともに、地元と協力しつつ並木の景観創造に取り組んでまいります。

次に、住環境の向上のうち、住宅困窮者に対するセーフティネットの確保につきましては、民間活用市営住宅事業において、新たに野村団地内の家族用住宅5戸を市営住宅とするため、本議会に関係条例の一部改正を提案させていただいております。新年度におきましても、さらに20戸の家族用住宅を市営住宅として活用するべく、事業を進めてまいります。

次いで、上下水道の整備のうち、流域関連公共下水道につきましては、引き続き能褒野町、栄町、亀田町、関町鷺山で管渠布設工事及び舗装復旧工事を行い、新たに住山町、阿野田町、関町木崎で管渠布設工事を進めてまいります。

また、農業集落排水事業につきましては、本年度末に昼生地区での供用の開始に伴い、14地区全てにおいて供用が図られますことから、今後は接続率の向上に努めてまいります。

次に、新たな国土軸の形成のうち、リニア中央新幹線整備につきましては、昨年12月に東京・名古屋間において工事が着工されました。本市におきましては、東京・大阪間の早期着工と全線同

時開業に向け、引き続きリニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議へ支援を行うとともに、関係機関に働きかけを行ってまいります。

次いで、道路網の整備のうち、合併特例債を活用いたします市道と賀白川線につきましても、国道1号亀山バイパスから市道亀田小川線までの未供用区間について、新年度において詳細設計を行い、市内環状道路の全線結節に向け整備を進めてまいります。

同じく合併特例債を活用いたします市道野村布気線につきましても、流末排水の整備等の工事を行うとともに、事業用地の取得に向けた交渉にも鋭意努力してまいります。

また、橋梁耐震化補強事業につきましても、新年度において三寺橋及び川合椋川橋の耐震設計を行い、計画的な耐震補強を進めるほか、橋梁長寿命化修繕計画事業につきましても、神辺大橋など老朽化の進んでいる橋梁の補修工事を行うなど、効率的、効果的な維持管理を進め、長寿命化に取り組んでまいります。

次に、公共交通機関の整備につきましても、亀山市地域公共交通計画に基づき、現行の南部ルート及び当該ルートと一体的な運行を行っている東部ルートにつきましても、その路線再編を図るべく、引き続き地域との協議等を行い、運行に向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして、「市民参画・協働と地域づくりの推進」についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化のうち、地区コミュニティセンター充実事業につきましても、関南部地区まちづくり協議会の新たな活動拠点施設となる地区コミュニティセンターを建設いたします。建設におきましても市内産材を活用しつつ、平成28年3月の完成に向けて進めてまいります。

また、地域コミュニティのしくみづくり支援事業につきましても、まちづくり協議会を立ち上げて取り組みを進めている5地区に続き、関4地区、神辺地区、野登地区、白川地区、加太地区において、設立準備委員会で仕組みづくりが議論されており、新年度でのまちづくり協議会の設立が予定されております。

こうした地域での取り組みのさらなる促進を図るため、地域担当職員の配置など引き続き積極的な支援を行ってまいりますとともに、新たな地域予算制度の構築にも取り組んでまいります。

次に、市民参画・協働と交流の場の創造のうち、市民活動応援事業につきましても、新年度に本制度において最初の市民活動応援交付金の交付を行いますことから、一連のサイクルを経た制度全般の検証を行い、一層の制度活用に向けた見直しを進めるとともに、活用促進を図ってまいります。

次いで、人権の尊重につきましても、一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例に基づき、引き続き亀山市人権施策審議会において人権施策の基本となる方針の策定に向けて検討を重ねるとともに、人権意識の高揚、周知を図るため啓発活動を継続して行ってまいります。

次に、男女共同参画の推進につきましても、審議会等における女性の登用率の向上に努めるとともに、県内連携映画祭や講演会の開催など、引き続き男女共同参画意識の高揚に努めてまいります。

また、亀山市の家族の時間づくりにつきましても、本年5月1日を幼稚園、小・中学校を休業日として大型連休の拡大を行うことで、引き続き家族のきずなやワーク・ライフ・バランスを見詰め直す機会を創出してまいります。

次いで、多文化共生の推進につきましても、外国人住民とお互いが地域社会の一員として共生していくため、ポケットメールの配信やかめやまニュース等による情報提供、また日本語教室の開催

などにより、外国人住民の生活利便性の向上に努めてまいります。

続きまして、「健康で自然の恵み豊かな環境の創造」についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進のうち、がん検診推進事業につきましては、国の指針に沿った無料クーポン券の発行や国保加入者等に対する市独自の受診勧奨を行うなど、受診率の向上を図ってまいります。

また、予防接種助成事業につきましては、国の動向を注視しながら事業全体の整理を進めるとともに、必要な施策を見きわめ、取り組んでまいります。

こうした事業の実施に当たっては、近隣市の状況を勘案した自己負担の見直しを行うなど、受益者負担の適正化を図ってまいります。

次に、地域医療の充実のうち、医療センターにつきましては、亀山市地域医療再構築プランに基づき、病院経営健全化に向けた地方公営企業法の全部適用や在宅医療の連携支援などに取り組んでまいります。

また、医療職員の人材確保・定着につきましては、三重大学との連携により寄附講座に基づく医師派遣の継続や看護大学の推薦入学枠の活用と修学資金貸与制度の推進などにより、診療体制の充実に努めてまいります。

さらに、病院総合情報システムの更新に際し、電子カルテ機能などの新システムを導入し、病院機能の充実と患者サービスの向上に努めてまいります。

次いで、循環型社会の形成・エコシティの実現につきましては、本年度から実施しております環境活動ポイント制度事業（AKP、オール亀山ポイント）により、市民一人一人の実践行動を促進し、さらなる省エネ・創エネ行動の拡大に努めてまいります。

また、衛生公苑し尿処理施設につきましては、稼動後間もなく28年が経過し、施設内の主要な設備・機器の老朽化に伴う機能の低下が懸念されますことから、新年度から2カ年の継続事業として合併特例債を活用しつつ、基幹的設備の改良工事を実施いたし、施設の長寿命化を進めるとともに、関衛生センターし尿処理施設との統合による効率化を図ってまいります。

一方、昨年度から2カ年継続事業として施行しておりますごみ溶融処理施設ボイラー設備の改修工事につきましては、間もなく2号ボイラーの改修が完了し、新年度からは1号ボイラーの改修を実施してまいります。市民生活への影響に十分留意し、万全の体制で工事を進めてまいります。

次に、自然との共生につきましては、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、引き続き間伐等の森林環境創造事業を実施するとともに、環境林整備の新たな事業を活用しつつ、森林の健全な整備・保全に努めてまいります。

また、森林の有する公益的機能の役割や森づくりの重要性等について、市民の理解と森林づくりへの参加を促進するため、みえ森と緑の県民税市町交付金活用計画に基づき、里山・竹林整備などに取り組む多様な主体を支援するとともに、森の学校を開催し、子供たちに森や木材と触れ合う機会を提供してまいります。

さらに、農業の多面的機能の維持・発揮のため、引き続き日本型直接支払制度の活用による地域活動や営農活動への支援を行うことで、農地保全に努めてまいります。

次いで、防災力の強化につきましては、昨年8月、三重県全域に初めて発表された大雨特別警報の検証結果を踏まえ策定される県の新たな風水害対策行動計画との整合を図りつつ、亀山市地域防

災計画を減災に向けたより実効性の高い計画となるよう見直しを行ってまいります。

さらに、木造住宅の耐震化につきましては、南海トラフ大地震の新たな被害想定等を踏まえ、新年度からの2カ年を集中的な取り組み期間として、緊急地震対策・木造住宅補強事業を積極的に進めてまいります。

また、農業用ため池につきましても、平成25年度のため池点検の結果を踏まえ、地震等で破堤した場合、民家等に大きな影響が危惧されるなど緊急性の高いため池について耐震調査を行い、今後の震災対策につなげてまいります。

次に、消防力の充実・強化のうち、北東分署建設事業につきましては、本年度、事業を完了いたし、来る4月1日に開署いたします。これに伴い、災害に対する出動体制や救急ワークステーションの体制の見直しを行うなど、1署2分署体制となることによる消防力の強化を十分に発揮できるよう準備を進めてまいります。なお、来る4月4日には竣工式及びオープニングフェスタの開催を予定いたしております。

一方、消防救急無線のデジタル化整備事業につきましても、本年度、事業を完了いたし、4月から本格運用を開始いたしますことから、的確な運用により各種災害への対応力向上を図ってまいります。

また、防火対策の推進につきましては、住宅用火災警報器設置済シール交付事業を引き続き実施いたし、住宅用火災警報器の設置促進に努めるとともに、住宅火災死傷者ゼロを目指してまいります。

さらに、消防団の充実強化につきましては、出動手当に相当する費用弁償を見直すことで団員の処遇改善を図るため、本議会に関係条例の一部改正を提案させていただいております。

続きまして、「生きがいを持てる福祉の展開」についてご説明申し上げます。

まず、スポーツの推進につきましては、新年度におきまして、天皇賜杯第70回全日本軟式野球大会が亀山市西野公園野球場等で開催されますことから、グラウンド補修を行ってまいります。

また、施設利用者の利便性の向上を図るため、インターネットを活用した運動施設の予約システムを構築してまいります。

次に、地域福祉力の向上につきましては、亀山市地域福祉計画の基本理念であります「ともに支え合い、いきいきと暮らすまち 亀山」の実現に向けて、地域とのつながりや触れ合いを大切にされたサロン活動など、地域における交流の場や高齢者の居場所づくりに対し、一層の支援を行ってまいります。

次いで、高齢者の多様な生活スタイルの支援につきましては、本年度、試行を進めてまいりました在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」について、今月22日の出発式を経て、本格実施へ移行いたしました。今後は、利用者の情報を医師、訪問看護師等での共有を進めるなど、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

一方、新たに設置する後期高齢者を対象とした24時間体制のコールセンターにつきましては、医師、看護師が24時間体制で待機することにより専門的な対応も可能な体制とすることで、高齢者の不安の解消や適正な診療行動につなげてまいります。

さらに、認知症高齢者の方の日中の居場所づくりのため、新たに認知症カフェを設置いたしますとともに、認知症の早期発見のための検査を実施するなど、多様な認知症対策を進めてまいります。

次に、障がい者の社会参加の促進につきましては、障がいがある方の就労による自立を支援するため、これまでモデル事業として実施してまいりました市の施設内での職場体験実習を新年度から本格実施へ移行いたします。本格実施に当たりましては、実習生に一定の賃金をお支払いし、より一般就労に近い体制での3カ月間の職場体験を実施してまいります。

また、社会的事業所につきましては、その募集に際して予想を上回る応募がありましたことなどから、これまで5名であった定員が10名に増員されます。

市といたしましても継続的な支援を行うことで、障がい者の就労環境づくりに取り組んでまいります。

次いで、社会保障の充実につきましては、本年4月1日の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者自立支援事業に取り組んでまいります。

当事業におきましては、専門性を有する支援員の配置による相談体制の充実や住居確保給付金の支給、家計相談などの必要な支援に取り組み、自立を促進してまいります。

一方、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金につきましては、戦後70年という特別な機会を捉え、新年度において特別弔慰金が支給されることとなったところであり、本市において申請窓口を設け、亀山市遺族会と調整を図りつつ、円滑な手続を進めてまいります。

さらに、昨年4月からの消費税率の引き上げに伴う暫定的、臨時的な措置としての臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、新年度におきましても引き続き給付されることになったところでもあります。支給対象の的確な把握に努めるとともに、広報紙やホームページ等を活用して制度の変更点等の周知を図りつつ、速やかに給付できるよう努めてまいります。

続きまして、「次世代を担う人づくりと歴史文化の振興」についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援につきましては、本年4月に子ども・子育て支援新制度がスタートしますことから、本市の子ども・子育て支援の具体的な施策や取り組みを示す亀山市子ども・子育て支援事業計画について、現在パブリックコメントを実施しており、本年度内での策定を予定しております。新年度からは、本計画に基づく各事業に取り組むことで、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ってまいります。

また、本議会に、新制度に関連します条例の改廃について提案させていただいております。

一方、県におきましては、家庭での養育が困難な児童の養護に関する三重県家庭的養護推進計画の中間案がまとめられ、小規模児童養護施設や里親制度等の活用による家庭的養護を中心に受け入れを促進する方針が示されたところでもあります。市におきましても、先月、里親制度説明会を開催いたしましたところ、予想を上回る関心が寄せられましたことから、引き続き社会情勢やニーズに沿った家庭的養護を推進するための取り組みを行ってまいります。

次に、歴史文化の継承につきましては、歴史博物館において、市制10周年記念事業として、春は江戸時代の亀山地方の街道をあらわした絵図の展示、秋は鈴鹿の関を取り上げ、古代の文献資料や10年間の発掘成果に基づく展示を行う企画展を予定しております。

また、夏休み期間中には、学校の自由研究ができる展示として、江戸時代から現在まで、亀山市域で起こった災害をテーマに自由研究の広場を開催し、身近なテーマによる市の歴史を多くの方々に知ってもらう機会とするほか、近世近代史資料調査として、指定文化財である旧田中家住宅に伝わる史資料を調査し、建物とあわせた保存と活用を図ってまいります。

次いで、歴史的なまちなみの保存整備のうち、関宿重伝建選定30周年記念事業につきましては、20年に一度となる関宿東迫分鳥居の建てかえを予定しておりますことから、来る5月30日に地域住民を主体とした実行委員会によるお木曳きの開催が予定されております。こうした取り組みを通じ、地域住民を初め市全体としてのまちなみ保存の機運を高めていけるよう取り組んでまいります。

また、旧亀山城多門櫓につきましては、これまで県の文化財に史跡として指定されておりましたが、今月6日に、新たに有形文化財建造物、亀山城本丸東南隅櫓として指定するよう県文化財保護審議会から県教育委員会に答申が行われました。新年度におきましても、引き続き亀山市歴史的風致維持向上計画に基づき、城周辺から東海道への展開として京口門周辺の旧佐野家住宅の整備を予定しており、亀山城を中心に東海道沿道の歴史的風致の維持・向上を図ってまいります。

次に、文化芸術の振興につきましては、市制10周年記念事業として亀山薪能を開催し、すぐれた文化芸術に触れる機会の提供に努めてまいります。

次いで、まちづくり観光の推進につきましては、一般社団法人亀山市観光協会の運営を引き続き支援してまいりますとともに、同協会や亀山商工会議所、三重県等と連携し、観光交流を促進してまいります。特に、歴史、自然、産業、文化といった地域の資源を生かしたまちづくりにつなげていくためのツアーづくりを市民団体、まちづくり観光推進アドバイザーとともに企画・実行し、地域経済の活性化や地域の魅力度アップ、亀山ファンの獲得など、観光交流による好循環なまちづくりの実現を目指してまいります。

また、本市の魅力を発信するシティプロモーション事業として、三重県の首都圏営業拠点施設、三重テラスを活用し、関宿を初めとする観光資源を紹介するとともに、首都圏における本市ゆかりの方との交流を深めるイベントの開催により、亀山市を応援していただける亀山ファンの獲得に努めてまいります。

続きまして、行政経営についてご説明申し上げます。

まず、自立した行政経営の推進のうち、公共下水道事業につきましては、地方公営企業法の一部を適用した企業会計方式による経理への移行を行い、さらなる計画性・透明性の向上を図りつつ、経営健全化に取り組んでまいります。

さらに、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）につきましては、平成28年1月にその運用が開始されますことから、個人情報管理にも十分留意しつつ、既存の情報システムの改修を行うなど適切な対応を行うとともに、市民の方々への制度周知も含め、円滑な運用に努めてまいります。

また、公共施設につきましては、利用需要状況を勘案し、将来を見据えた最適な配置を実現するための総合的な計画の策定に取り組んでまいります。

また、事務事業点検制度「ザ・点検〜亀山モデル〜」につきましては、内部点検の結果を踏まえ、外部点検による市民や有識者の意見も取り入れながら、事業の見直しに取り組んでまいります。

一方、昨年の教育委員会制度改革により新たに設置されます総合教育会議につきましては、新年度において会議を開催し、教育行政の大綱、教育の条件整備、児童・生徒等の生命・身体の保護の措置などについて、必要な協議・調整を行ってまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説

明申し上げます。

また、昨年11月16日から本年2月15日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約につきましては、契約実績はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、施政及び予算編成方針についてご報告申し上げます。

私は、議員各位並びに市民の皆様のご鞭撻を得つつ、市政に全力を尽くす覚悟でございますので、皆様の深いご理解と一層のご支援を心よりお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

市長の施政及び予算編成方針の説明は終わりました。

次に日程第5、平成27年度教育行政一般方針の説明を行います。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成27年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、教育行政の方針についてご説明申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、国の情勢であります。昨年12月22日、文部科学大臣の諮問機関であります中央教育審議会は、小中一貫教育の正式な制度化や大学入試の転換を求める内容を答申しています。また、文部科学省においては、先月27日に、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引が策定されております。このような状況の中で、新年度は学習指導要領改訂の本格的な論議が始まろうとしています。

一方、県の動きであります。本年度内に特別支援教育総合推進計画や第3次三重県子ども読書活動推進計画が策定される予定であります。そして、新年度には、総合教育会議で策定されます教育に関する大綱との整合性を図りながら、次期の三重県教育ビジョンを策定することとなります。

また、本年4月から県費教職員に対し、能力及び実績に基づく人事管理等を目的とした新たな人事評価制度が導入されます。そして、学校における組織運営体制や指導体制の充実を図るために、新しい職である主幹教諭や指導教諭が導入されます。

また、三重県青少年健全育成条例を改正し、携帯電話の販売業者に対し、インターネット上の有害サイトなどの閲覧を制限するフィルタリングサービスについて、保護者に説明することを義務づけるとしております。

こうした国や県の動向、施策を見きわめつつ、教育委員会といたしましては、新年度から亀山市学校教育ビジョン、亀山市生涯学習計画及び亀山市子どもの読書活動推進計画について、それぞれ次期計画の策定作業に着手するとともに、各種計画の進捗管理に努めてまいります。

また、教育委員会制度の改革に伴い、新年度に設置されます総合教育会議におきましては、教育に関する大綱など、必要な事項について、市長と教育委員会で十分に協議・調整を図ってまいります。

それでは、教育行政の各部門にわたり、新年度の取り組み及び事業計画をご説明申し上げます。

初めに学校教育についてであります。まず学校体制の充実につきましては、県の主幹教諭及び指導教諭を含む教職員配置の状況に注視しながら、本市独自の少人数教育推進教員を効果的に配置

してまいります。また、亀山市学力向上推進計画の取り組みを着実に推進していくために、各学校の中核リーダー層を含む管理職経営研修や、習熟の度合いに応じた児童・生徒に対するきめ細かな指導の充実に努めてまいります。

さらに、学習環境の厳しい児童・生徒を対象とした学習支援教室の開設に向け、退職教職員など教員免許保有者を中心とした市内在住の社会人の協力を得て準備を進めてまいります。

次に、児童・生徒の安心・安全な環境整備につきましては、想定外の災害や事故の発生にも留意しながら、防災教育や防災訓練の充実に努めるとともに、保存食や水などの備蓄品も各学校に継続的に配備してまいります。また、防犯、防災、交通安全等の対策につきましても、保護者や地域住民の皆様方のお力添えをいただきながら、関係機関と連携を深め、適切な対応を図ってまいります。

次に、学校給食につきましては、管理栄養士や給食調理員を増員し、食物アレルギーの児童・生徒への対応を中心とする業務の充実に努めます。また、2年目となります学校給食検討委員会では、中学校給食のあり方を中心に検討を重ね、新年度において最終意見書をまとめていただく予定としております。

続きまして、教育研究についてご説明申し上げます。

まず、学力向上につきましては、昨年11月に策定いたしました亀山市学力向上推進計画の具現化に取り組むことで、児童・生徒一人一人の確かな学力の向上を目指し、学校と家庭がともに連携・協働し、重点的に取り組みを進めてまいります。また、情報教育を推進するため、教室におけるICTの有効な活用について検討を進めてまいります。

次に、学校図書館の環境整備につきましては、子供たちが読書に親しみ、情報活用能力を身につけられるよう、新年度においては公立図書館から派遣していた図書館司書を学校司書として位置づけ、中学校を中心に配置してまいります。

次いで、コミュニティスクールにつきましては、家庭・地域と一体となった学校運営や教育活動を推進するため、加太小学校及び川崎小学校に続き3校目となる昼生小学校を指定します。

続きまして、学校施設等の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、川崎小学校改築事業につきましては、本年度における基本設計に基づき、新年度は実施設計を進めるとともに、平成28年度の校舎改築工事に向け、新規取得用地の造成工事などに着手する予定であります。

また、中部中学校クラブハウス建設事業につきましては、本年度に設計業務を完了し、新年度には建築工事を進める予定であります。そのほか、年間を通して計画的に工事・修繕を実施することにより、児童・生徒の学習環境の整備を進めてまいります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、家庭教育の支援につきましては、学力向上推進計画とも連動し、テレビ・ゲーム・スマートフォンなどの使用時間短縮や早寝・早起き・朝ごはんといった基本的な生活習慣の習得に重点を置いて、出前講座の実施やリーフレットの作成など、家庭教育力の向上、支援を進めてまいります。

次に、中央公民館事業につきましては、誰もが参加できる機会づくりや学習成果を生かした地域づくりの推進に向け、市民のニーズや地域課題に即した各種講座の企画準備を進めているところです。また、学びの成果発表の場を地区コミュニティセンター等に移行し、より地域に密着した講座展開を図ってまいります。

次に、青少年育成関係につきましては、「亀山っ子」市民宣言の具現化を軸とし、教育委員会が進めるべきその方策として、子供たちの安心で安全な環境づくりや自立支援に、市民の皆様や関係団体との連携を密にしながら取り組んでまいります。

また、放課後子ども教室につきましては、地域の皆様のご協力を得て、放課後子ども総合プランに基づき、本市の実情に即した放課後児童クラブとの連携を深めながら活動内容の充実に努めてまいります。

続きまして、図書館についてご説明申し上げます。

新着本やお勧め本の紹介や、季節ごとの特集コーナーの設置等により、貸出人数・貸出冊数とも順調な伸びを示しており、今後もさまざまな分野の蔵書を充実し、利用者にとって求めていることのヒントが見つかるやわらかい場所となるよう、図書館サービスの充実を図ってまいります。

以上、平成27年度教育行政の方針についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

教育委員会委員長の教育行政一般方針の説明は終わりました。

説明の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時58分 休憩）

（午前11時07分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第6、議案第1号から日程第51、報告第4号までの46件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第1号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定についてでございますが、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため子ども・子育て支援法が制定され、児童福祉法が改正されました。

これにより、新制度の対象となる保育所などの施設の利用に係る保育料は、保護者の属する世帯の所得の状況等に応じた応能負担とし、政令で定める額を限度として市町村が定めることとされました。公立保育所は新制度に移行することから、市立保育所の利用者負担額等を定めるため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず1つ目といたしまして、市立保育所の利用者負担額等の徴収に関し必要な事項を定めるものとします。

2つ目といたしまして、条例における用語の意義を定めます。

3つ目といたしまして、市立保育所の利用者負担額は、政令で定める額を限度として規則で定める額といたします。

4つ目といたしまして、市立保育所において保育を受けた子供の支給認定保護者から利用者負担額を徴収することとし、月の中途に入所し、または退所した場合には日割りで徴収することなどを定めることといたします。

5つ目といたしまして、市長が特別の理由があると認めるときに、利用者負担額を減額し、または免除することができることといたします。

6つ目といたしまして、市立保育所において延長保育を受けた子供の支給認定保護者から、規則で定める延長保育料を徴収することといたします。

7つ目といたしまして、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることといたします。

なお、施行日は平成27年4月1日とし、附則において本条例を引用する必要がある条例の一部を改正し、条項の整理を行います。

次に、議案第2号亀山市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正についてでございますが、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、子ども・子育て支援法が制定され、平成27年4月1日から施行されます。

これにより、新制度の対象となる幼稚園などの施設の利用に係る保育料は、保護者の属する世帯の所得の状況等に応じた応能負担とし、政令で定める額を限度として市町村が定めることとされました。公立幼稚園は新制度に移行することから、市立幼稚園の利用者負担額を定めるため、亀山市立幼稚園保育料徴収条例を全部改正するものでございます。

改正内容は、まず1つ目としまして、旧制度において保育料としていた施設利用に係る徴収金は、新制度において利用者負担額とすることとされたため、「保育料」を「利用者負担額」に改めます。

2つ目といたしまして、条例における用語の意義を定めます。

3つ目といたしまして、市立幼稚園の利用者負担額は月額6,000円を限度として、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額といたします。

4つ目といたしまして、市立幼稚園において教育を受ける園児の支給認定保護者から利用者負担額を徴収することとし、月の中途で入園し、または退園した場合には日割りで徴収することなどを定めることといたします。

5つ目といたしまして、市長が特別の理由があると認めるときなどに、利用者負担額を減額し、または免除することができることといたします。

6つ目といたしまして、条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることといたします。

なお、施行日は平成27年4月1日といたします。

次いで、議案第3号亀山市情報公開条例の一部改正についてでございますが、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の改正規定の一部が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、法律において規定する特定独立行政法人が廃止され、新たに行政執行法人として規定されたことから、条例で引用する当該法人の規定を改めます。

なお、施行日は平成27年4月1日といたします。

次に、議案第4号亀山市行政手続条例の一部改正についてでございますが、処分や行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の一層の充実を図るため、行政手続法の一部を改正する

法律が平成27年4月1日から施行されます。

地方自治体において、この改正法は、法律に根拠を有する処分についてのみ適用があり、条例に根拠を有する処分や行政指導については適用除外とされております。他方で、地方自治体は行政手続法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされております。

このことから、市の行政手続制度においても行政手続法と同様の改正が必要となるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、行政指導に携わる者が、許認可等をする権限や許認可等に基づく処分をする権限を行使できることを示して行政指導をする場合には、その相手方に対して、その権限の根拠となる法令の条項等を示さなければならないことといたします。

2つ目といたしまして、法律または条例に規定する要件に適合しない行政指導を受けたと料する場合には、指導を受けた相手方は行政指導をした市の機関に中止等を求めることができることといたします。

3つ目といたしまして、何人も、法令違反の事実を発見した場合には、処分や行政指導の権限がある市の機関等に対して、是正のための処分や行政指導を求めることができることといたします。

4つ目といたしまして、行政手続法の改正にあわせ、語句の表記を改めることといたします。

なお、施行日は平成27年4月1日とし、附則において、本条例を引用している条例の一部を改正し、条項の整理を行います。

次いで、議案第5号亀山市職員定数条例の一部改正についてでございますが、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条が第19条に繰り上げられたことに伴い、条項の整理を行います。

なお、施行日は平成27年4月1日といたします。

続きまして、議案第6号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてでございますが、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育公務員特例法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例が引用している教育公務員特例法第16条の規定が削除されたことに伴い、条文の整備を行います。

なお、施行日は平成27年4月1日といたします。

次に、議案第7号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、平成26年8月7日の人事院勧告に鑑み、国の一般職に属する職員の給与制度の総合的な見直しが行われ、平成27年4月1日から実施されることから、市の一般職の職員の給与等においても国に準じた取り扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、給料表水準の引き下げに合わせ、地域手当の支給割合、支給地域等が見直されたため、平成30年4月1日から、地域手当の支給割合について4%を6%

に改めます。

2つ目といたしまして、管理監督職員が、災害への対処その他の臨時または緊急の必要により、やむを得ず平日深夜午前0時から午前5時までの間に勤務した場合には、勤続1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額の管理職特別勤務手当を支給することといたします。

3つ目といたしまして、医療職給料表（一）を除く全ての給料表について、給料月額を平均2%下げることといたします。

4つ目といたしまして、55歳を超える職員に対して平成22年度から実施している給料等の1.5%減額支給措置については、55歳を超える職員の給与の適正化を講ずることから、平成30年3月31日をもって廃止することといたします。

なお、施行日は平成27年4月1日といたします。

また、給料表の水準の引き下げによる職員の生活への影響を緩和するため、施行日から平成30年3月31日までの3年間に限り、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない場合には、その差額を給料として支給する経過措置を設けます。

次いで、議案第8号亀山市職員退職手当支給条例の一部改正についてでございますが、国家公務員の給与制度の総合的見直し等が退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が平成27年1月19日に施行されました。この法律により国家公務員の退職手当が改正されたことから、市の一般職の職員の退職手当においても国に準じた取り扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、退職した職員の退職前5年間の職責に応じて、退職手当の基本額に加算することとされている調整額について、調整月額を改めます。

また、勤続期間が24年以下の自己都合退職者以外の退職者であり、第5号区分に該当する者について、他の区分と同様に退職手当の基本額に調整額を加算して支給することといたします。

なお、施行日は平成27年4月1日といたします。

次に、議案第9号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、建築基準法などの法改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条関係でございますが、1つ目といたしまして、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正されたことから、条例で引用する法律名を改めます。

2つ目といたしまして、建築確認審査における構造計算適合性判定は、建築主事が判定機関に求めなければならない事務であり、これまで確認申請時に判定の手数料を加算して徴収し、委託料として判定機関に支出しておりましたが、法改正により建築主事が判定機関に直接支払うこととなるため、判定に係る手数料の規定を削ることといたします。

3つ目といたしまして、法改正により、移転については同一敷地内での移転だけでなく別敷地に移転する場合も移転として定義されましたが、確認申請等の手数料については、別敷地に移転する場合の手数料は新築と同額の手数料を徴収することといたします。

4つ目といたしまして、長期優良住宅建築等計画の認定において、住宅性能評価制度を活用する新たな審査区分に対する手数料の規定を加えることといたします。

続きまして、第2条関係でございますが、長期優良住宅建築等計画の認定において、変更認定及

び地位承継の承認申請に対する手数料の規定を加えることといたします。

なお、施行日は平成27年6月1日といたしますが、一部の改正規定については、別に定める日といたします。

次いで、議案第10号亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正についてでございますが、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2が第23条に繰り上げられたことに伴い、条項の整理を行います。

なお、施行日は平成27年4月1日といたします。

続きまして、議案第11号亀山市保育所設置条例の一部改正についてでございますが、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、改正後の児童福祉法の規定にあわせ、保育所の設置に係る規定中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改めます。

なお、施行日は平成27年4月1日といたします。

次に、議案第12号亀山市待機児童館条例の一部改正についてでございますが、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため子ども・子育て支援法が制定され、児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、待機児童館の設置根拠を児童福祉法第24条第1項ただし書きから同法第24条第7項に改めます。

2つ目といたしまして、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正により改められた規定中の表現について、法律に合わせた表現に改めます。

3つ目といたしまして、待機児童館に入所することができる児童を、「亀山市保育の実施に関する条例第2条に規定する保育の実施基準に該当する児童」から「子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由に該当する児童」に改めます。

4つ目といたしまして、子ども・子育て支援新制度において、標準的な保育の利用については、1日8時間の就労に通勤時間を加えた11時間の保障が必要とされたことから、待機児童館における1日の保育時間を「8時間」から「11時間」に改めます。

5つ目といたしまして、待機児童館における保育料については、認可保育所の保育料と同額としていることから、新たに制定する亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例で定める利用者負担額と同額といたします。

なお、施行日は平成27年4月1日といたします。

次に、議案第13号亀山市学童保育所条例の一部改正についてでございますが、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

また、放課後児童健全育成事業を実施する施設の名称について、新制度の実施にあわせて国において使用する名称である放課後児童クラブに統一するため、あわせて所要の改正を行います。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、放課後児童健全育成事業を実施する施設の名称を「学童保育所」から「放課後児童クラブ」に改めます。

2つ目といたしまして、放課後児童クラブの定員をおおむね40人に改めます。

3つ目といたしまして、放課後児童クラブを利用できる対象児童を、「おおむね10歳未満の小学校就学児童」から「小学校就学児童」に改めます。

なお、施行日は平成27年4月1日といたします。

また、施行日前から存在する放課後児童健全育成事業を実施する施設については、当分の間、放課後児童クラブの定員の規定は適用しないことができることとし、この場合において、当該施設の定員は、なお従前の例によることとする経過措置を設けることといたします。

次いで、議案第14号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令により、平成26年4月1日から国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額等の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものでございます。

また、地方税法施行規則の一部改正に伴う条項の整理を行うため、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額を政令で定める課税限度額に改正いたします。

次に、本条例で引用している地方税法施行規則第24条の37が第24条の36に繰り上げられたことに伴い、条項の整理を行います。

なお、施行日は、課税限度額の改正については平成27年4月1日とし、条項の整理については公布の日とし、改正後の規定は平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することといたします。

次に、議案第15号亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてでございますが、昼生地区の農業集落排水処理施設が供用を開始することに伴い、当該処理施設の設置及び新規加入金について定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず昼生地区の農業集落排水処理施設の設置について、その名称、位置及び処理すべき区域を定めます。

次に、当該処理施設の処理区域に属する区域の新規加入金は、1戸当たり43万円といたします。

なお、施行日は平成27年3月31日といたします。

次いで、議案第16号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、市では、低所得者などの住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、亀山市住生活基本計画において、平成27年度までに200戸の市営住宅を供給するという目標を定め、そのうち70戸を民間が所有する賃貸共同住宅の活用により供給することといたしております。

このため、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、借り上げによる市営住宅として、野村団地住宅を新たに設置いたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第17号亀山市水道事業給水条例の一部改正についてでございますが、三重県企業庁が経営する水道用水供給事業の料金が、5年間の総括原価に基づき見直されます。これにより、市が給水を受ける北中勢水道用水供給事業北勢系長良川水系の基本料金が平成27年度から引き下げられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、北中勢水道に係る給水を受ける場合の水道料金について、一月の基本料金を2,797円20銭に改正いたします。

なお、施行日は平成27年4月1日とし、同年4月分として徴収する水道料金から適用いたします。

次に、議案第18号亀山市消防団条例の一部改正についてでございますが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定され、国及び地方公共団体は消防団員の処遇を改善するため、活動の実態に応じた適切な報酬等が支給されるよう必要な措置を講ずることとされました。

このことから、消防団員が災害に出動した場合等に支給する費用弁償の額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は平成27年4月1日といたします。

次いで、議案第19号亀山市保育の実施に関する条例の廃止についてでございますが、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため児童福祉法が改正されました。これにより、条例委任となっていました保育の実施基準については、特定教育・保育の利用についての要件として内閣府令で定めることとなり、子ども・子育て支援法施行規則に規定されました。

このため、保育の実施基準について市が条例で定める必要がなくなったことから、本条例を廃止するものでございます。

なお、施行日は平成27年4月1日といたします。

続きまして、議案第20号平成26年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ6億4,526万8,000円を減額し、補正後の予算総額を206億6,908万1,000円といたしております。

今回の補正につきましては、各費目にわたり決算見込み額を調整の上、計上しましたことから減額補正が多くなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最初に、繰越明許費補正につきましては、和賀白川線整備事業のほか、年度内に完成が見込めない計4事業について、やむを得ず繰り越しの追加をいたすとともに、市単道路整備事業など5事業については、変更をいたすものであります。

次に、債務負担行為補正につきましては、事業費の確定などに伴い4事業の変更をいたしております。

次に、地方債補正につきましては、事業費などの確定に伴い変更をいたしております。

続いて、歳入の主な補正内容からご説明申し上げます。

地方消費税交付金につきましては、交付見込み額により減額いたし、地方交付税につきましては、普通交付税の交付額の決定及び特別交付税の交付見込み額により増額いたしております。

次に、国庫支出金では、臨時福祉給付金事業費補助金の減額ほか、事業費の確定などに伴う補正をいたし、県支出金では、衆議院議員選挙費委託金を計上するほか、事業費の確定などに伴う補正

をいたしております。

次に、財産収入につきましては、各基金の利子及び土地売り払い収入を計上いたし、繰入金では、今回の補正に係る財源調整として財政調整基金繰入金を減額いたしております。

次に、市債では、臨時財政対策債を発行可能額にあわせて減額するほか、野村布気線整備事業債や北東分署整備事業債など事業費の確定により減額いたしております。

続きまして、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、退職手当を増額するほか、各費目、各事業において執行見込みによる減額をいたし、民生費につきましては、児童手当給付事業、臨時福祉給付金給付事業など事業の執行見込みによる減額が主なものであります。

次に、衛生費につきましては、予防接種委託料のほか、溶融処理施設管理費などの減額をいたし、農林水産業費につきましては、市単土地改良事業、林業施設維持管理事業などを減額いたしております。

次に、土木費につきましては、野村布気線整備事業、山下8号線整備事業などを減額いたし、消防費につきましては、北東分署建設事業、消防救急無線デジタル化整備事業など事業費の確定による減額が主なものであります。

次に、教育費につきましては、川崎小学校改築事業や亀山東小学校教室増設等事業など、それぞれ事業費の確定などにより減額いたし、災害復旧費につきましては、農業用施設等災害復旧事業などにおきまして、事業費の確定などにより減額いたしております。

次に、公債費につきましては、市債の借入額の確定などにより利子償還金を減額いたし、諸支出金につきましては、庁舎建設基金への積立金などを計上いたしております。

次に、議案第21号平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ6,966万円を減額し、補正後の予算総額を48億1,883万6,000円といたしております。

主な補正内容は、歳出におきましては、退職被保険者等療養給付費及び保険財政安定化事業拠出金を減額いたし、歳入においては、療養給付費等交付金及び前期高齢者交付金を減額するとともに、不足する財源は、国民健康保険給付費等支払準備基金繰入金を計上いたしております。

次に、議案第22号平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ1,928万2,000円を追加し、補正後の予算総額を8億8,624万9,000円といたしております。

主な補正内容は、歳出においては、一般会計繰出金を増額いたし、歳入においては、療養給付費負担金の返還金を雑入で計上いたしております。

次に、議案第23号平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億165万8,000円を減額し、補正後の予算総額を7億6,094万7,000円といたしております。

主な補正内容は、歳出においては、昼生地区整備事業費を減額いたし、歳入においては、県補助金及び市債を減額いたしております。

次に、議案第24号平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ193万4,000円を追加し、補正後の予算

総額を14億3,452万2,000円といたしております。

主な補正内容は、管理費の増額とともに、繰越明許費、債務負担行為補正を計上いたしております。

次に、議案第25号平成26年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、主な補正内容としては、資本的支出において、建設改良費における事業費の確定などにより3,459万円を減額し、補正後の予定額を5億4,412万円といたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計補正予算及び特別会計補正予算、並びに企業会計補正予算の主な内容でございます。なお、詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして、議案第26号平成27年度亀山市一般会計予算について、その大要をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は204億250万円で、前年度当初予算額に比べて2億3,730万円、率にして1.1%の減といたしております。

減額となりました主な要因は、北東分署建設事業、消防救急無線デジタル化整備事業、ごみ溶融処理施設長寿命化整備事業などの大型事業の完了によるものであります。

初めに歳入でございますが、市税につきましては、固定資産税の落ち込みにより、前年度当初予算より5億5,960万円の減、率にして5.3%の減となる100億9,300万円を計上いたしております。

次に、地方交付税につきましては、市税の減収に伴う普通交付税の増などにより、前年度比4億500万円増の17億2,100万円を計上いたしております。

次に、国庫支出金につきましては、臨時福祉給付金事業費補助金の減などにより前年度比1億4,000万4,000円減の20億4,777万8,000円を計上いたしております。

次に、繰入金につきましては、財政調整基金から10億9,200万円、下水道事業基金から2億4,980万円などの繰り入れを行い財源といたしております。

次に、市債につきましては、地方交付税から振りかえられた臨時財政対策債8億7,480万円のほか、し尿処理施設長寿命化事業や野村布気線整備事業に係る合併特例債、川崎小学校改築事業に係る学校教育施設整備事業債など16億970万円を計上いたしております。

続きまして、歳出につきましては、平成27年度の主な事業をご説明申し上げます。

初めに、まちの防災力を強化するため、橋梁長寿命化修繕事業、消防車両整備事業などを実施いたします。

次に、まちの魅力や価値を高めるため、亀山駅周辺市街地再開発推進計画策定事業のほか、東海道街道環境整備事業、亀山薪能開催事業などを実施いたします。また、市民活動応援事業、関南部地区コミュニティセンター建設事業を実施いたします。

次に、市民の健康を支えるため、がん検診推進事業や予防接種費用助成事業を実施してまいります。また、在宅医療連携システムの本格実施など地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

次いで、子供たちの学びと育ちを支えるため、4月からスタートする子ども・子育て支援事業計画の推進を図る事業を進めてまいります。また、教育環境の整備として、中部中学校クラブハウス

建設事業を実施するほか、学力向上推進事業を実施いたします。

以上が一般会計の概要であります。

続きまして、議案第27号平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は52億540万円で、前年度比9.9%の増といたしております。これは、保険給付費及び保険財政共同安定化事業拠出金の増によるものであります。

次に、議案第28号平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は8億6,230万円で、前年度比0.2%の増といたしております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものであります。

次に、議案第29号平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は4億8,450万円で、前年度比43.2%の減といたしております。これは、昼生地区の供用開始により、施設整備事業費の減によるものであります。

次に、議案第30号平成27年度亀山市水道事業会計予算についてであります。収益的支出及び資本的支出の合計額は17億7,730万円で、前年度比3.1%の減といたしております。主な事業といたしまして、資本的支出において、関ヶ丘、川崎町などにおいて配水管改良工事などを実施いたします。

次に、議案第31号平成27年度亀山市工業用水道事業会計予算についてであります。収益的支出及び資本的支出の合計額は8,910万円で、前年度比28.6%の減といたしております。これは、企業債償還金の減によるものであります。

次に、議案第32号平成27年度亀山市病院事業会計予算についてであります。収益的支出及び資本的支出の合計額は20億7,320万円で、前年度比3.1%の増といたしております。

主な事業として、病院総合情報システムの更新などを実施いたします。

なお、収益的収支の不足する額につきましては、一般会計補助金1億5,683万9,000円を計上いたしております。

最後に、議案第33号平成27年度亀山市公共下水道事業会計予算についてであります。収益的支出及び資本的支出の合計額は23億6,070万円といたしております。

主な事業といたしまして、資本的支出において、引き続き能褒野町、亀田町、関町鷺山などで管渠布設工事及び舗装復旧工事を行い、新たに住山町、阿野田町、関町木崎で管渠布設工事を進めます。

以上、簡単ではございますが、一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の平成27年度当初予算の説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして、議案第34号損害賠償の額の決定についてでございますが、医療センターでの医療事故における損害賠償の額を定めることについて、亀山市病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により議会の議決を求めるもので、その賠償金額は6,000万円でございます。

次に、議案第35号から議案第39号までの市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置されました新規路線である和田28号線を初め5つの市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第40号専決処分した事件の承認についてでございますが、訴えの提起について、平成26年12月24日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第41号専決処分した事件の承認についてでございますが、不動産仮処分命令申立事件の和解について、平成27年1月21日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第42号平成26年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ8,506万円を追加し、補正後の予算総額を207億5,414万1,000円といたしております。

今回の補正につきましては、国の平成26年度補正予算に対応する事業を追加するものでございます。

最初に、繰越明許費補正につきましては、地域総合戦略等策定事業など7事業について追加し、平成27年度の予算執行といたすものであります。

続いて、歳入の主な補正内容からご説明申し上げます。

国庫支出金につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金及び社会資本整備総合交付金を計上いたし、県支出金では、新規就農者総合支援事業費補助金などを計上いたしております。

次に、繰入金につきましては、今回の補正に係る財源として財政調整基金繰入金を計上いたしました。

続きまして、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、将来人口ビジョンを踏まえた地方総合戦略等の策定費用を計上いたし、民生費につきましては、市内の地域子育て支援センターを拠点とする、かめやまげんきっこ育成事業を計上いたしました。

次に、農林水産業費では、地域農業支援事業を計上いたし、商工費では、プレミアムつき商品券を発行する地域消費喚起事業及び観光交流促進事業を計上いたしました。

次に、土木費につきましては、社会資本整備総合交付金による橋梁維持修繕及び橋梁耐震化事業を計上するほか、空き家等対策として移住促進のための補助金を計上いたしました。

以上が今回提案いたしました一般会計補正予算（第6号）の主な内容でございます。なお、詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして、報告第1号専決処分の報告についてでございますが、印鑑登録業務中における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成27年1月14日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は17万1,000円でございます。

次に、報告第2号から報告第4号までの専決処分の報告についてでございますが、市道川崎白木線において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成27年1月20日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額はそれぞれ4,892円、3,900円、2,689円でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。
何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

市長の提案理由の説明は終わりました。
説明の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時58分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、副市長に平成26年度各会計補正予算及び平成27年度各会計予算の補足説明を求めます。
広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました平成26年度各会計補正予算及び27年度当初予算の主な項目につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、一般会計の補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表 繰越明許費補正でございますが、和賀白川線整備事業など、年度内に完成が見込めない4事業について、やむを得ず翌年度へ繰り越しを行うものでございます。また、市単道路整備事業など5事業につきましては、事業進捗などによりまして、翌年度に繰り越しを行う事業費の変更を行うものでございます。

次に、第3表 債務負担行為補正につきましては、議会映像インターネット配信等業務委託料など4事業につきまして、契約額などにあわせまして、債務負担行為限度額の変更を行うものでございます。

次に、第4表 地方債補正につきましては、各事業費にあわせまして限度額の変更を行っているところでございます。

次に、予算に関する説明書から歳入歳出についてご説明を申し上げますが、最終の補正でございますので、事業費の確定や決算見込みによる減額補正が多くなっておりますので、ご了解をいただきたく存じます。

それではまず、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

10、11ページをお開きをお願いいたします。

まず、地方消費税交付金につきましては、12月までの交付額から決算見込みを推計いたしまして6,400万円の減額をいたしました。

次の地方交付税につきましては、普通交付税の追加交付額761万3,000円を計上するとともに、特別交付税につきましては、12月までの交付額及び前年度交付額から4億円として見込みまして2億円の増額をいたしました。

次の分担金及び負担金の分担金につきましては、災害復旧事業費の確定などに伴い471万円を減額いたしました。

次に、12ページ上段でございますが、使用料及び手数料の使用料につきましては、産業廃棄物処理施設使用料の減、及び新規借り上げができなかったことにより借上公営住宅使用料の減によりまして1,107万4,000円を減額いたし、中段の手数料におきましては、廃棄物処理手数料を360万円増額いたしました。

次に、下段の国庫支出金の国庫負担金では、児童手当負担金など、対象事業費の確定により2,494万1,000円を減額いたし、次の14ページ上段の国庫補助金では、臨時福祉給付金事業費補助金や社会資本整備総合交付金の減など、補助対象事業費の確定により7,695万7,000円を減額いたしました。

次に、下段の県支出金の県負担金では、国民健康保険基盤安定負担金などの確定により595万4,000円を増額いたしております。

次に、16ページの県補助金では、第7目教育費県補助金の説明欄に発電用施設周辺地域振興事業費補助金627万6,000円ございますが、これにつきましては、西野公園野球場改修に対する補助金の交付が決定されたものでございまして、その他につきましては、それぞれ補助対象事業費の確定等により補正を行うものでございます。

次に、18ページ上段の県委託金は、昨年12月の衆議院議員選挙の委託金として2,000万円を計上いたし、下段の財産収入の土地売却収入1,332万5,000円につきましては、国道306号交通安全対策事業に伴います中部中学校用地の売却収入などを計上いたしました。

次に、20ページの中ごろでございます。

繰入金の財政調整基金繰入金2億8,241万1,000円の減額につきましては、今回の補正予算の財源調整として減額するものでございまして、下段の後期高齢者医療事業特別会計繰入金2,233万4,000円の増額につきましては、後期高齢者医療に係る前年度療養給付費負担金の精算返還金の繰り入れを行うものでございます。

次に、22ページ下段の市債でございますが、臨時財政対策債の算定によります発行可能限度額により2億860万円の減額を行うほか、野村布気線整備事業債や北東分署整備事業債など、それぞれ事業費の確定に伴い減額をいたしておるところでございます。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

27ページをごらんいただきたいと存じます。

総務費でございますが、説明欄上段の一般職員の人件費3,765万4,000円につきましては、12月補正以降に自己都合等で新たに退職をされます4名分の退職手当を計上いたしました。

次に、33ページをお開きください。

下段の市議会議員選挙費2,091万6,000円の減額は、選挙公営負担金など精算により減額するものでございます。

次に、37ページをお開きをお願いいたします。

民生費でございますが、下段の社会福祉センター外壁改修工事助成事業854万7,000円の減額につきましては、事業費の確定によりまして亀山市社会福祉協議会への助成金を減額いたしております。

次に、39ページ上段の臨時福祉給付金給付事業4,326万8,000円の減額につきましては、支給実績にあわせ減額するものであります。

次に、43ページをお開きをお願いいたします。

上段の学童保育所費1,385万円の減額につきましては、運営費に係る国の補助基準額が当初見込みより下回ったことによりまして減額を行うものでございまして、下段の児童手当給付事業4,140万円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

次に、49ページをお開きをお願いいたします。

衛生費でございますが、中段のがん検診推進事業476万2,000円につきましては、子宮がん検診など受診者の増により増額をいたし、次の妊婦健康診査支援事業につきましては、県内統一の委託料単価の増額によりまして176万円を増額するものでございます。

また、下段の予防衛生事業1,342万2,000円の減額につきましては、子宮頸がんワクチン接種の差し控えにより、予防接種委託料を減額いたしております。

次に、53ページでございます。

中段の飛灰再資源化事業1,530万の減額につきましては、飛灰発生量の減少に伴う減額でございまして、次の施設管理費1,350万円の減額は、ペットボトル圧縮こん包機設置工事を27年度に計画変更したことによりまして減額をするものでございます。

次に、59ページをお開きをお願いいたします。

農林水産業費でございますが、中段の市単土地改良事業873万1,000円の減額につきましては、地元要望などによる不用額の減額でございます。

下段の森林環境創造事業622万2,000円の減額につきましては、補助事業費の決定による減額でございます。

次に、63ページをお開きをお願いいたします。

土木費でございますが、中段の野村布気線整備事業につきましては、用地買収について契約の締結に至らず、公有財産購入費など1億2,321万1,000円を減額いたしました。

次の道野12号線整備事業1,379万9,000円の減額、65ページ上段の布気小野線整備事業1,550万円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金の補助対象事業費の決定による減額でございます。

次の山下8号線整備事業1,600万円の減額につきましては、地権者との合意に至らなかったことから減額を行うものでございまして、その下の道路舗装事業1,250万円の減額は、公共下水道事業などに伴う舗装復旧負担金の精算により減額をいたしております。

次に、67ページ中段の施設管理費102万6,000円につきましては、亀山駅前トイレの修繕工事による負担金の増額でございます。

次に、下段の民間活用市営住宅事業につきましては、計画した新規借上げができなかったことから、住宅借上料など1,897万6,000円を減額しております。

次に、69ページの消防費でございますが、上段の活動費539万7,000円につきましては、退職者の増により消防団員退職報償費を増額するとともに、台風11号など災害出動人員の増加により、出動等費用弁償を増額いたしております。

また、中段の北東分署建設事業5,547万8,000円の減額、及び消防救急無線デジタル化整備事業6,509万1,000円の減額につきましては、それぞれ事業費の確定によりまして工事請負費などを減額いたしております。

次に、73ページをお願いいたします。

教育費でございますが、上段の川崎小学校改築事業1,147万1,000円の減額、及び次の75ページでございますが、中段の中部中学校クラブハウス建設事業1,339万6,000円の減額につきましては、それぞれ事業費の確定により減額をいたしてございます。

次に、87ページでございます。

下段からの災害復旧費でございますが、農業用施設等災害復旧事業1,650万円の減額につきましては、補助災害復旧事業として国の災害査定など事業費の確定により、また89ページ上段の単独災害復旧事業924万7,000円の減額は、事業の進捗や地元要望に伴う事業費の精査などにより減額をいたしました。

次に、中段の公債費でございますが、利子償還金につきましては、市債借入額、借入利率の決定などにより2,914万円を減額いたしました。

次に、93ページの諸支出金でございますが、上段の庁舎建設基金積立事業につきましては、今回の補正予算における財源により4,827万7,000円を増額いたしまして、本年度の積立金を5,000万円といたしております。

続きまして、各特別会計の主な補正内容についてご説明を申し上げます。

最初に、国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

歳入の102ページをお開きをお願いいたします。

国民健康保険税の1,319万6,000円の減額につきましては、軽減対象の拡大などによるものでございまして、療養給付費等交付金4,504万3,000円の減額、次の前期高齢者交付金1億1,326万8,000円の減額につきましては、いずれも交付決定などにより計上をいたしましたものでございます。

次に、105ページ中ごろの繰入金につきましては、保険税軽減制度の拡充により保険基盤安定繰入金1,503万8,000円を増額するとともに、財源調整として、国民健康保険給付費等支払準備基金からの繰入金6,200万円を計上いたしました。

続きまして歳出でございますが、107ページをお開きをお願いいたします。

中段の退職被保険者等療養給付費3,781万9,000円の減額、及び109ページ上段の退職被保険者等高額療養費1,000万円の減額につきましては、それぞれ医療費の決算見込みから減額を行うものでございます。

次に、下段の保険財政共同安定化事業拠出金2,174万1,000円の減額につきましては、拠出見込み額により減額するものでございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

歳入、117ページをお願いいたします。

上段の繰入金では、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金について、繰入額の決算見込みにより、それぞれ計上をいたしております。

下段の諸収入の雑入2,213万4,000円につきましては、過年度の療養給付費負担金の精算返還金等を計上いたしております。

次に、歳出の119ページでございます。

上段の後期高齢者医療広域連合納付金285万2,000円の減額につきましては、負担金額の

確定により減額をいたしまして、下段の一般会計繰出金2,233万4,000円につきましては、過年度の療養給付費負担金の精算返還金等を一般会計へ繰り出しするものでございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。
歳入の129ページをお開きをお願いいたします。

上段の農業集落排水事業受益者分担金906万7,000円の減額、中段の農業集落排水事業補助金3,942万4,000円の減額につきましては、昼生地区整備事業に係る事業費の減額に伴うものでございます。

次に、131ページ上段の一般会計繰入金631万9,000円の減額は、事業費の確定などによる財源調整でございます。

中段の工事負担金1,273万1,000円の減額、下段の農業集落排水事業債4,010万円の減額につきましても、昼生地区整備に係る事業費の確定により減額いたしております。

次に、歳出の133ページ下段の施設整備事業につきましては、昼生地区整備において、補助事業費の減によりまして、工事請負費を1億437万8,000円減額いたしております。

次に、135ページの農業集落排水事業債償還基金積立金300万6,000円につきましては、基金収益金及び県補助金の決定に伴い増額するものでございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。
138ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございますが、施設整備事業1,270万円及び流域下水道整備事業負担金2,788万5,000円について、年度内での完成が見込めないことから、やむを得ず翌年度へ繰り越しをするものでございます。

次に、第3表 債務負担行為補正でございますが、契約実績によりまして変更を行うものでございます。

次に、歳入の143ページをお願いいたします。

公共下水道使用料につきましては、新規接続件数の増加によりまして193万4,000円増額をいたしております。

次に、歳出の145ページでございますが、一般管理費につきましては、消費税の確定申告により85万9,000円を増額し、次の使用料等賦課徴収費107万5,000円は、新規接続件数の増加により使用料徴収事務委託料を増額するものでございます。

次に、水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

150ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、資金的収入におきまして、消火栓設置工事負担金など一般会計負担金109万円の増額のほか、資金的支出においては、入札差金などにより施設費の工事請負費など3,459万円を減額しております。

続きまして、一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

もう1冊のほうの補正予算書をお開きいただきたいと存じます。

それでは、補正予算書2ページをお開きをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございますが、今回の補正は、国の緊急経済対策としての平成26年度補正予算に係るもので、農林水産業費を除く7事業につきまして、翌年度へ繰り越しを行い、事

業を実施するものでございます。

次に、予算に関する説明書からご説明を申し上げます。

まず歳入についてでございますが、6、7ページをお開きをお願いいたします。

国庫支出金の説明欄、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）3,243万7,000円につきましては、景気回復のおくれる地方の消費喚起や生活支援のため交付されるもので、今回プレミアムつき商品券の発行に充当をいたしております。

次の地方創生先行型2,210万円につきましては、地方が直面する課題への実行ある取り組みを通じて活性化を促すことを目的に交付されるもので、地方総合戦略等策定事業などに充当をいたしております。

次の社会資本整備総合交付金1,185万8,000円につきましては、橋梁維持修繕費及び橋梁耐震化補強事業に対し、前倒し配分されたものでございます。

次の中段の県支出金の新規就農者総合支援事業費補助金300万円につきましては、平成27年度交付部分が前倒しで交付をされるものであり、その次の下でございます、移住促進のための空き家リノベーション事業費補助金100万円につきましては、空き家を改修して県外から市内に移住される方を対象とする県補助金でございます。

次に、下段の繰入金につきましては、今回の補正予算の財源として財政調整基金繰入金1,466万5,000円を計上いたしました。

次に、歳出につきましてご説明をさせていただきます。

8、9ページをお願いいたします。

総務費の説明欄、上段の地方総合戦略等策定事業1,000万円につきましては、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立のため、将来人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定費用を計上いたしました。

次に、下段の民生費の説明欄、かめやまげんきっこ育成事業600万円につきましては、市内の地域子育て支援センター5施設を拠点として子育て講座を展開しようとするものでございます。

次に、10、11ページをお願いいたします。

中段の農林水産業費の説明欄、地域農業支援事業300万円につきましては、2名の新規就農者に対し、27年度分の青年就農給付金を前倒しにより寄附するものでございます。

次に、下段の商工費の説明欄、地域消費喚起事業3,550万円につきましては、亀山商工会議所が実施をされます消費喚起効果の高いプレミアムつき商品券の発行事業に対して補助をするものでございます。

次に、12、13ページをお開きをお願いいたします。

上段の観光交流促進事業800万円につきましては、本市の魅力的な地域資源を広く市域、県域を越えてプロモーション活動を推進する費用を今回計上いたしました。

次に、下段の土木費の説明欄、橋梁維持修繕費856万円につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、市道安楽橋長明寺線の岩手鼻橋の長寿命化を図るもので、次の耐震化補強事業1,300万円につきましては、市道中庄11号線の光於堂橋の耐震補強工事を実施するものでございます。

最後に、14、15ページをお開きいただきたいと存じます。

第1目住宅管理費の事業名、空家等対策事業の一般管理費100万円につきましては、これは三重県の事業で、空き家を改修して、県外から市内に移住される方へ改修費用を補助するものでございます。

以上をもちまして、補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、平成27年度当初予算の補足説明を申し上げます。

予算書によりまして、新規事業や前年と比較して大きく変わったものについてご説明をさせていただきます。

最初に、一般会計でございますが、予算書6ページをお開き願いたいと存じます。

第2表 継続費につきましては、し尿処理施設長寿命化事業について、平成27年度、28年度の継続費として総額7億5,290万円を計上いたしております。

次に、第3表 債務負担行為につきましては、行政情報提供機器更新事業など新規事業15件を計上いたしました。

次に、第4表 地方債につきましては、臨時財政対策など7事業16億970万円を計上いたしております。

次に、歳入につきまして、説明書をごらんいただきながらご説明を申し上げます。

13ページをお開き願いたいと存じます。

市税のうち、市民税の個人については、1人当たりの納税額が減少傾向であることから、前年度比3,160万円減の24億8,840万円を計上いたしております。

次に、法人につきましては、事業所の決算見込み額調査から、前年度比2,770万円減の7億5,190万円を計上いたしました。

次に、下段の固定資産税につきましては、土地・家屋は評価がえによる減少、償却資産は現有資産の減価償却が大きく進むことから、15ページ上段のとおりでございますが、前年度比4億8,500万円減の56億3,260万円を計上いたしました。

次に、21ページをお願いいたします。

中段に地方消費税交付金がございますが、こちらにつきましては、消費税率引き上げによる年間分の増収を見込みまして、前年度比2億3,300万円増の8億7,300万円を計上いたしました。

次に、23ページをお開きをお願いいたします。

中段の地方交付税につきましては、前年度比4億500万円増の17億2,100万円を計上いたしております。

その内訳といたしまして、普通交付税は市税収入の減を見込み、前年度比2億500万円増の13億2,100万円を、特別交付税は、例年当初予算では2億円を計上いたしておりますが、これまでの決算額や財源調整のために、前年度比2億円増の4億円を見込んで計上いたしております。

次に、29ページをお願いいたします。

上段の手数料につきましては、廃棄物処理手数料の改定による衛生手数料の増などによりまして、前年度比3,007万1,000円増の1億741万1,000円を計上いたしました。

次に、下段の国庫負担金につきましては、障がい者自立支援給付費負担金など民生費国庫負担金の増によりまして、30ページ上段のとおりでございますが、前年度比5,905万2,000円増の14億3,924万2,000円を計上いたしました。

次に、下段の国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備補助金により総務費国庫補助金は増加となりましたが、臨時福祉給付金給付事業や子育て世帯臨時特例給付金給付事業に係る民生費国庫補助金の減や、32ページの白川小学校耐震化事業の完了によります教育費国庫補助金の減などによりまして、前年度比1億9,783万5,000円減となる5億9,944万円を計上いたしました。

次に、34ページをお願いいたします。

上段の県負担金につきましては、障がい者自立支援給付費負担金及び民間保育所等に係る施設型給付事業負担金の増による民生費県負担金の増により、前年度比4,666万円増となる5億4,134万円を計上いたしました。

次に、40ページをお願いいたします。

下段の財政調整基金繰入金につきましては、平成27年度予算の不足する財源を補うため、前年度比2億9,690万円の増となる10億9,200万円を計上いたしました。また、減債基金繰入金につきましては、起債償還額の減少によりまして、前年度比1億円減となる5,000万円を計上いたしております。

次に、42ページをお開きをお願いします。

第9目の土地開発基金繰入金につきましては、亀山市土地開発公社からの買い戻しに係る用地購入費の財源として7,633万9,000円を計上いたしております。

第10目下水道事業基金繰入金につきましては、公共下水道事業会計への出資金の財源として2億4,980万円を計上いたしました。

次に、51ページをお願いいたします。

市債でございますが、臨時財政対策債8億7,480万円は、地方交付税からの振りかえ分として発行可能見込み額を計上いたしました。

衛生債では、ごみ溶融処理施設ボイラー設備整備事業などにおいて一般廃棄物処理施設整備事業債1億4,070万円を計上するほか、し尿処理施設長寿命化事業に合併特例債2億310万円を計上いたしました。

また、土木債では、和賀白川線及び野村布気線整備事業について合併特例債1億5,770万円を計上いたし、消防債では、消防車両及び消防団車両整備などに5,880万円を計上するほか、小学校債7,300万円につきましては川崎小学校改築事業に、中学校債1億160万円につきましては中部中学校クラブハウス建設事業に充当すべく計上いたしております。

以上が、歳入の主なものの説明とさせていただきます。

次に、歳出でございます。

総務費の83ページをお願いいたします。

下段の地区コミュニティセンター充実事業1億3,245万3,000円につきましては、関南部地区コミュニティセンター建設に係る工事請負費や備品購入費などを計上させていただきました。

次に、85ページ上段の地域コミュニティのしくみづくり支援事業616万1,000円につきましては、多様な主体による地域の包括的な議論の仕組みづくりや主体的な活動を支援するための補助金などを計上いたしております。

次に、89ページでございますが、上段の木造住宅補強事業5,987万9,000円につきまし

ては、引き続き木造住宅の耐震化を促進するため、耐震補強事業に対する補助金などを計上いたしました。

次に、下段の社会保障・税番号制度システム導入事業1億1,140万円につきましては、制度の開始に向けまして必要なシステム等の改修及び構築に係る委託料を計上いたしております。

次に、107ページをお願いいたします。

上段の諸統計調査費1,943万円につきましては、5年に1度の国勢調査など統計調査に係る調査員報酬などを計上いたしております。

次に、民生費でございます。

115ページをお願いいたします。

上段の臨時福祉給付金給付事業6,615万3,000円につきましては、消費税率の引き上げに際し低所得者に対する配慮を行うため、臨時的な措置として給付を行うもので、27年度につきましては、対象者1人当たり6,000円の給付を行うものであります。

次の、子育て世帯臨時特例給付金給付事業2,916万円につきましては、引き続き給付措置が実施されたことから、27年度は児童手当の支給対象児童1人当たり3,000円を給付するものでございます。

次の、自立相談支援事業942万円、住居確保給付金支給事業120万3,000円、家計相談支援事業408万5,000円につきましては、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の相談支援や給付金の給付などを行うものでございます。

次に、117ページ中ごろの自立支援事業5億1,937万2,000円につきましては、障がい福祉サービスの事業所の拡充による利用者の増加によりまして、前年度より8,103万7,000円の増額を見込み、計上をいたしました。

次に、119ページ上段でございますが、福祉医療費助成事業1億9,500万円につきましては、県制度1億2,300万円に加えまして、引き続き身体障害者手帳4級所持の方まで対象を拡大する市の単独制度として7,200万円を計上いたしております。

次に、131ページをお願いいたします。

上段の放課後児童クラブ費9,385万8,000円につきましては、新たに亀山西、井田川、川崎小学校区において開設予定であることから、民間施設活動事業費補助金を増額いたしました。また、放課後児童健全育成事業補助金は、開所時間の延長を補助対象にするとともに、神辺小学校区の施設改修に対し支援を行うものでございます。

下段の中学生医療費無料化事業3,200万円につきましては、県制度である子ども医療費助成について、市単独制度として中学生まで対象を拡大するものでございます。

次に、137ページ上段の施設型給付・地域型保育事業5億3,600万円につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づくものでございまして、そのうち地域型保育事業負担金2,500万円につきましては、従来は認可外保育所でありましたちびっこかめやま園が、認可の小規模保育事業を実施予定でありますので、その運営費を交付するものでございます。

また、施設型給付事業負担金5億1,100万円につきましては、従来は民間保育所運営費負担金でございましたが、新制度のもと施設型給付負担金と変更になったものでございます。津市の藤幼稚園が認定こども園に移行することで、新たに対象となっているところでもございます。

次に、衛生費の153ページをお願いいたします。

中ごろのがん検診推進事業8,706万8,000円につきましては、がんの早期発見と健康意識の普及啓発により健康保持及び増進を図るため、胃がん検診のほか各種検診を実施するものでございます。なお、近隣市の状況等を勘案いたしまして、自己負担金の見直しを行っているところでもございます。

次に、157ページでございます。

上段の病院事業につきましては、一般会計から病院事業への繰出金3億772万4,000円を計上し、このうち繰出基準外の補助金につきましては1億5,683万9,000円を計上いたしております。

次の、予防衛生事業1億3,949万1,000円につきましては、予防接種法に基づく定期接種に係る委託料を計上し、下段の予防接種費用助成事業729万7,000円につきましては、インフルエンザなど任意予防接種に係る接種費用の助成を行うものであります。なお、インフルエンザ予防接種につきましては、近隣市の状況等を勘案して、自己負担金及び助成金の見直しを行っているところでございます。

次に、169ページをお開きをお願いいたします。

下段の飛灰再資源化事業5,200万円につきましては、熔融処理に伴い発生する飛灰の再資源化処理に係る委託料を計上いたしております。

次の、ボイラー設備整備事業1億3,932万につきましては、熔融施設ボイラー設備改修工事を昨年度からの継続事業として実施するものでございます。

次に、171ページでございます。

上段の大規模整備事業4,840万円につきましては、ごみ熔融処理施設の外壁等の改修工事を行うものでございます。

次に、175ページ上段でございますが、し尿処理施設長寿命化事業2億9,590万円につきましては、衛生公苑の基幹的設備について、平成27年度から2カ年で更新を行うものでございます。

次に、農林水産業費でございます。

185ページをお願いいたします。

上段の多面的機能支払事業2,212万2,000円につきましては、昨年度までの水路や農道の保全活動などの農地維持・資源向上支払制度が市を通しての交付に変更されたことによりまして、新たに計上したものでございます。

次に、189ページ上段の農村地域防災減災事業500万円につきましては、農業用ため池、川合町の長妻池でございますが、こちらの耐震調査を行うものでございまして、次の農業用施設等整備事業2,500万円につきましては、三寺の土地改良区の農道舗装工事を計上いたしております。

次に、下段の林業生産活動支援事業1,400万円につきましては、生産林適正管理のための間伐、作業道開設及び木材搬出に対して支援を行う補助金を計上いたしております。

次に、193ページ中ごろでございます。

森林環境創造事業1,700万円につきましては、森林所有者から委託を受けた環境林整備に要する経費を計上いたし、次のみえ森と緑の県民税市町交付金事業940万円につきましては、交付

金活用計画に基づきまして、森林環境教育や通学路沿いの危険木の伐採などを計上いたしております。

次に、商工費でございます。

201ページをお願いいたします。

中段のまちづくり観光推進事業1,987万7,000円につきましては、亀山市観光協会への運営支援のほか、三重テラスなどにおけるシティプロモーション経費を計上いたしております。

下段の団体支援事業2,476万7,000円でございますが、納涼大会、関宿納涼花火大会、東海道関宿街道まつりなどの開催に係る補助金を計上いたしております。

次に、203ページ下段に産業振興奨励事業6,320万円ございますが、これにつきましては、3事業所に対して産業振興奨励金の交付を予定いたしております。

次に、土木費の213ページをお願いいたします。

中段の市単道路整備事業5,538万円につきましては、市道下庄4号線、市道本町15号線の整備工事などを計上いたしております。

次の和賀白川線整備事業1,150万円につきましては、国道1号亀山バイパス以北部分の整備を進めるため、詳細設計を行うものでございます。

次の野村布気線整備事業1億5,723万2,000円につきましては、契約の見込める用地関係経費と着手可能な工事請負費を計上いたしました。

次に、215ページ上段の社会資本整備総合交付金事業といたしましては、道野12号線整備事業3,960万円、久我福德線整備事業2,760万円、東海道街道環境整備事業、これは太岡寺畷でございますが、こちらの整備として3,350万を計上いたしました。

次に、217ページ上段の道路舗装事業1億9,750万円につきましては、川崎白木線の舗装修繕工事などを計上いたしております。

中段の橋梁維持修繕費1,500万円につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁点検を実施するものであり、次の橋梁長寿命化修繕事業1億8,000万円につきましては、青木橋の修繕工事委託や神辺大橋等の修繕工事などを社会資本整備総合交付金を活用して実施いたします。

下段の耐震化補強事業2,000万円につきましては、三寺橋などの耐震補強設計を計上いたしました。

次に、221ページでございます。

中ごろの亀山駅周辺市街地再開発推進計画策定事業3,500万円につきましては、計画検討に必要な現況測量を行い、推進計画の策定を進めるものでございます。

次の公共下水道事業8億2,858万5,000円につきましては、公共下水道事業会計への繰出金でございますが、平成27年度からの企業会計化に伴い、当初の運転資金に充てるため2億4,980万円を出資金として、また繰出金は退職給付費引当金分を含んだ5億7,878万5,000円を計上いたしました。

次に、229ページをお願いいたします。

下段の民間活用市営住宅事業2,696万7,000円につきましては、民間賃貸住宅を住戸単位で借り上げ、公営住宅として活用するものであり、既に借り上げた住宅に加えまして、新規に予定する住宅の借り上げ料を計上いたしております。

次に、消防費でございます。

235ページをお願いいたします。

中段の車両管理費4,292万8,000円につきましては、はしご車のオーバーホールに係る修繕料などを計上いたしております。

次に、239ページ上段の防災基盤整備事業の車両整備費4,840万円につきましては、小型動力ポンプつき水槽車などの整備を行うものでございます。

次の緊急防災事業の車両整備費1,575万円につきましては、消防団車両の小型動力ポンプつき普通積載車の更新を図るものでございます。

次に、教育費でございます。

247ページをお願いいたします。

中段の川崎小学校改築事業1億128万8,000円につきましては、設計業務委託料のほか、用地造成及びプール解体の工事請負費などを計上いたしております。

次に、255ページをお願いいたします。

上段の中部中学校クラブハウス建設事業1億3,631万7,000円につきましては、老朽化をいたしておりますクラブハウスの改築を行うものでございます。

次に、269ページをお願いいたします。

中段の亀山城周辺保存整備事業2,690万円につきましては、京口門周辺の旧佐野家住宅の整備に係る工事請負費などを計上いたしました。

次に、277ページ下段でございますが、亀山市域近世近代史資料調査事業332万5,000円につきましては、指定文化財であります旧田中家住宅に伝わる資料を調査し、調査成果のデータベース化を行い、建物とあわせた保存活用を図ってまいります。

次に、281ページでございますが、上段の亀山薪能開催費668万8,000円につきましては、市制施行10周年記念事業として亀山薪能を開催するものでございます。

次に、283ページでございます。

上段の町並み保存費の一般事業322万3,000円のうち、補助金200万円がございしますが、これにつきましては、東の追分鳥居の建てかえに当たって実施をされますお木曳きの実行委員会への補助を行うものでございます。

次の、伝統的建造物群保存修理修景事業4,000万円につきましては、伝建地区保存修理修景事業補助金のほか、東の追分鳥居建てかえの工事費を計上いたしております。

次に、287ページでございます。

下段の施設管理費5,735万9,000円につきましては、新たに運動施設予約システムを導入するほか、西野公園の維持補修工事や備品購入費などを計上いたしております。

次に、297ページをお願いいたします。

下段の少人数教育推進事業3,136万7,000円につきましては、小・中学校におけるきめ細やかな指導に取り組むため、市単独で配置する講師の賃金を計上いたしました。

次に、301ページでございます。

中ごろの学力向上推進事業647万9,000円につきましては、児童・生徒の確かな学力の向上を図るため、学力テストの実施と分析、補充学習支援教材の活用、運動部活動支援などに取り組

むものでございます。

次に、303ページ上段の学習支援事業521万1,000円につきましては、家庭での学習環境が厳しい児童・生徒に対し学習支援を行うものでございます。

次に、諸支出金305ページをお開きをお願いします。

下段のリニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業につきましては、5,000万円の積立金を計上いたしております。これによりまして、27年度末残高は約15億5,000万円となる見込みでございます。

次に、309ページ上段でございますが、土地取得費7,633万9,000円につきましては、亀山市土地開発公社が先行取得した2カ所の用地を一般会計で買い戻しするものございまして、財源として土地開発基金を活用いたしております。

以上で歳出の説明とさせていただきます。

続きまして、各特別会計について主なものをご説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計予算でございますが、328ページをお願いいたします。

国民健康保険税につきましては、一般被保険者国民健康保険税は、前年度と比較して150万円増の9億2,380万円とする一方で、退職者被保険者等国民健康保険税は、納税義務者数の減少により2,179万円減となる6,923万円を計上いたしました。

次に、330ページでございますが、中ごろの国庫支出金及び332ページの県支出金につきましては、一般被保険者の医療費の状況等を勘案し計上いたしております。

次に、下段の療養給付費等交付金3億1,513万1,000円、次の334ページ上段でございますが、前期高齢者交付金13億8,174万6,000円につきましては、前期高齢者の医療費の状況等を勘案し、それぞれ計上をいたしております。

次に、中段の共同事業交付金につきましては、県下市町の共同事業の対象範囲拡大による拠出金の増によりまして、前年度比3億984万4,000円増の10億3,738万4,000円を計上いたしております。

次に、下段の繰入金につきましては、それぞれ一般会計からの基準内繰り入れとして2億4,908万9,000円を計上いたしました。

次に、歳出の342ページをお願いいたします。

保険給付費の療養諸費につきましては、それぞれ平成26年度の給付実績見込み額をもとに医療費を見込み、344ページ中ごろでございますが、9,425万3,000円増の27億9,900万3,000円を計上いたしました。

次に、下段の高額療養費につきましては、それぞれ平成26年度の給付実績見込み額をもとに医療費を見込みまして、346ページ下段のとおり、2,467万円増の3億3,977万円を計上いたしてございます。

次に、350ページをお願いいたします。

下段の後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療費に対する保険者支援金で、医療費の伸びを見込んだ前年度比1,932万7,000円増の5億8,074万7,000円を計上いたしました。

次に、354ページをお願いいたします。

上段の介護納付金につきましては、確定額などから見込み、前年度比800万円増の2億4,900万円を計上し、下段の共同事業拠出金につきましては、共同事業の対象範囲拡大による、356ページ上段でございますが、保険財政共同安定化事業拠出金の増によりまして、前年度比3億968万8,000円増の10億7,709万4,000円を計上いたしました。

以上が国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、372ページをお願いいたします。

後期高齢者医療保険料につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の積算資料から見込みまして、前年度比1,848万円減の3億4,112万円を計上いたし、下段の繰入金につきましては、医療費等に係る一般会計繰入金として前年度比1,991万5,000円増の5億2,007万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出378ページをお開きをお願いいたします。

中ごろの後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合への医療費等に係る納付金として、前年度比93万5,000円増の8億4,711万円を計上いたしております。

以上が後期高齢者医療事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、農業集落排水事業特別会計でございますが、392ページをお願いいたします。

分担金及び負担金は、昼生地区の供用開始によりまして、前年度比3,660万8,000円減の183万9,000円を計上し、農業集落排水施設使用料は365万円増の9,603万5,000円を計上いたしました。

次の県補助金につきましては、昼生地区での整備が完了したことから、前年度比1億2,296万9,000円減の1,841万5,000円を計上いたしております。

次に、394ページ上段の繰入金では、財源調整として一般会計繰入金を2億9,910万5,000円、市債の償還に充てるための農業集落排水事業債償還基金からの繰入金3,184万3,000円を計上いたしております。

下段の市債につきましては、昼生地区の舗装整備に充てるため1,220万円を計上いたしております。

次に、396ページでございます。

歳出でございます。

事業費の業務費におきましては、人件費や処理施設の維持管理費など、398ページの合計欄のとおり2億2,778万4,000円を計上いたしました。

次に、400ページでございます。

建設改良費では、昼生地区の舗装復旧工事などで、前年度比3億8,337万9,000円減の4,558万6,000円を計上いたしております。

次に、402ページ下段の諸支出金では、農業集落排水事業債償還基金費への積立金として1,396万3,000円を計上いたしました。

以上、農業集落排水事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、各企業会計について主なものをご説明申し上げます。

まず、水道事業会計でございますが、411ページをお願いいたします。

収益的収入では、給水収益の水道料金を給水実績などを踏まえ8億1,500万円、また北中勢

水道用水供給事業に係る給水収益3億700万円などを計上いたしまして、水道事業収益合計13億1,780万円といたしております。

次に、412ページ以降の収益的支出でございますが、北中勢水道用水供給事業に係る受水費について、企業庁による基本料金の減額見直しによりまして2億9,800万円を見込み、計上するほか、人件費、減価償却費などを計上し、水道事業費用を12億5,550万円といたしております。

次に、416ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、公共下水道事業に伴う配水管移設工事負担金など工事負担金5,386万2,000円などを計上し、6,017万8,000円といたしております。

次の417ページの資本的支出では、下水道事業に伴う水道配水管移設改良工事など工事請負費3億1,470万円や企業債償還金1億7,915万6,000円などを計上いたしまして、5億2,180万円といたしております。

以上、水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

次に、工業用水道事業会計をご説明申し上げます。

433ページをお願いいたします。

収益的収入では、給水収益7,304万円を計上いたしまして、合計8,030万円といたしております。

下段の支出におきましては、事業管理費や減価償却費などを計上いたしまして、6,519万1,000円としております。

また、435ページの資本的支出では、企業債償還金を計上いたしまして、2,390万9,000円といたしております。

以上が工業用水道事業会計の説明でございます。

次に、病院事業会計をご説明申し上げます。

447ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、医業収益は、入院収益、外来収益ともに、前年度に比較して増額を見込み16億4,500万円を計上いたしております。

また、医業外収益は、一般会計負担金1億1,144万9,000円、一般会計補助金1億5,683万9,000円を計上するなど2億7,780万円とし、合わせまして19億2,280万円としております。

次に、448ページ以降の収益的支出につきましては、給与費のほか薬品費などの材料費、そのほか病院管理運営に係る経費など19億2,280万円を計上いたしております。

次に、451ページ上段の資本的収入は、一般会計出資金を計上いたしまして、3,943万6,000円としております。

下段の資本的支出では、公共下水道接続工事などを実施するほか、医療機器等器械備品費、企業債償還金などを計上いたしまして、1億5,040万円としております。

以上、病院事業会計の説明とさせていただきます。

最後に、公共下水道事業会計でございますが、平成27年度より地方公営企業法の一部適用の会計に移行させていただいております。

469ページをお開きをお願いいたします。

収益的収入は、営業収益の公共下水道使用料実績などを踏まえまして3億8,710万円を計上し、営業外収益では、一般会計負担金3億5,757万9,000円、一般会計補助金1,144万1,000円などを計上し、9億5,090万円としております。

次に、470ページ以降の収益的支出につきましては、営業費用では、流域下水道維持管理に係る負担金1億9,958万4,000円のほか、人件費、減価償却費などを計上し、営業外費用では、企業債利息1億6,756万4,000円を計上するなど、下水道事業費用を9億5,090万円といたしております。

次に、473ページをお開きをお願いいたします。

資本的収入につきましては、公共下水道事業及び流域下水道事業に係る企業債5億20万円、一般会計出資金2億4,980万円、一般会計負担金1億9,502万3,000円、国庫補助金4億1,565万円などを計上し、14億3,476万円としております。

次の、474ページからの資本的支出では、下水管布設工事など工事請負費8億3,350万円、流域下水道建設に係る負担金7,100万円、企業債償還金3億3,626万4,000円などを計上し、14億980万円といたしております。

以上、公共下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

以上をもちまして、補正予算、新年度予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（前田 稔君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いて、お諮りします。

あす27日から3月8日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

あす27日から3月8日までの10日間は、休会とすることに決定しました。

次の会議は3月9日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 1時55分 散会）

平成 2 7 年 3 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

平成27年3月9日（月）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第 1号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定について

議案第 2号 亀山市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について

議案第 3号 亀山市情報公開条例の一部改正について

議案第 4号 亀山市行政手続条例の一部改正について

議案第 5号 亀山市職員定数条例の一部改正について

議案第 6号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

議案第 7号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第 8号 亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第 9号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第10号 亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

議案第11号 亀山市保育所設置条例の一部改正について

議案第12号 亀山市待機児童館条例の一部改正について

議案第13号 亀山市学童保育所条例の一部改正について

議案第14号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第15号 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

議案第16号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第17号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について

議案第18号 亀山市消防団条例の一部改正について

議案第19号 亀山市保育の実施に関する条例の廃止について

議案第20号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

議案第21号 平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第22号 平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第23号 平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第24号 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第25号 平成26年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第26号 平成27年度亀山市一般会計予算について

議案第27号 平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第28号 平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

- 議案第 29 号 平成 27 年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
 議案第 30 号 平成 27 年度亀山市水道事業会計予算について
 議案第 31 号 平成 27 年度亀山市工業用水道事業会計予算について
 議案第 32 号 平成 27 年度亀山市病院事業会計予算について
 議案第 33 号 平成 27 年度亀山市公共下水道事業会計予算について
 議案第 34 号 損害賠償の額の決定について
 議案第 35 号 市道路線の認定について
 議案第 36 号 市道路線の認定について
 議案第 37 号 市道路線の認定について
 議案第 38 号 市道路線の認定について
 議案第 39 号 市道路線の認定について
 議案第 40 号 専決処分した事件の承認について
 議案第 41 号 専決処分した事件の承認について
 議案第 42 号 平成 26 年度亀山市一般会計補正予算（第 6 号）について
 報告第 1 号 専決処分の報告について
 報告第 2 号 専決処分の報告について
 報告第 3 号 専決処分の報告について
 報告第 4 号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件
 議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	今 岡 翔 平 君	2 番	西 川 憲 行 君
3 番	高 島 真 君	4 番	新 秀 隆 君
5 番	尾 崎 邦 洋 君	6 番	中 崎 孝 彦 君
7 番	豊 田 恵 理 君	8 番	福 沢 美由紀 君
9 番	森 美和子 君	10 番	鈴 木 達 夫 君
11 番	岡 本 公 秀 君	12 番	宮 崎 勝 郎 君
13 番	前 田 耕 一 君	14 番	中 村 嘉 孝 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長 櫻 井 義 之 君 副 市 長 広 森 繁 君
 企画総務部長 山 本 伸 治 君 財 務 部 長 上 田 寿 男 君

財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	石井敏行君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	西口昌利君
建設部長	稲垣勝也君	医療センター 事務局長	松井元郎君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合 センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者 (兼)出納室長	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	佐久間利夫君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	議事調査室長	渡邊靖文
書記	村主健太郎		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(前田 稔君)

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご報告します。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようご注意ください。

通告に従い、順次発言を許します。

2番 西川憲行議員。

○2番(西川憲行君登壇)

ぽぷらの西川憲行でございます。よろしくお願いいたします。

きょう私は、議案としまして、平成27年度の亀山市一般会計予算並びに亀山市病院会計予算について、そして補正予算という3点を大きく上げさせていただきます。

去年も3月議会で、僕、質問させていただきまして、そのときは土曜日授業について、教育委員

会の説明とうちの子供が持ってきたプリントの違いについて、ちょっと議会に対する説明がスピーディーではないのではないかとというようなことを最初に言った覚えがあるんですけども、今回もちょっと先週ですけども、関ロッジの件について、市民の方から4月以降の予約をキャンセルされたとか、これから予約を受け付けていただいていないというようなことを言われたんですけども、これについては、議会の中といたしますか、公の場でご報告されていないということで、今回、教育民生委員会の中で説明があるということでしたので、そこで詳しく聞きたいなあと思っています。

ただ、去年も同じようなことがあって、ことしもあってと。市長は、今回もCSOですか、コミュニケーション、スピード、オープンというようなことを上げられておりますので、やっぱり早目に議会への説明があつたり、公に、市民に説明するというコミュニケーションをとるということも大事なのかなあと。

そんな中で、今回は平成27年度の亀山市一般会計予算の説明の中で、市長は市民とのコミュニケーションを重視されているということだと思えるんですけども、新しい自治の仕組みづくり予算をつくっていく、今回の予算の目玉の一つだというふうに予算方針の中で示されております。

そこで質問なんですけれども、教育と自治についてが2つ上げられておりますので、市長が言われる新たな新しい自治の仕組みづくり予算というものについては、どのようなものを目指して、どのような予算づくりがなされて、どの程度といたしますか、予算が配分されて大きくなっているのかという点についてのご説明をお願いします。

○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、西川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

新しい自治の仕組みづくりの推進につきましては、平成27年度行政経営の重点方針の重点事項として掲げ、平成27年度の予算編成の基本方針において、新しい自治の仕組みづくりを推進することといたしたところであります。

平成27年度における新しい自治の仕組みづくりに関する予算といたしましては、地域コミュニティのしくみづくり支援事業616万1,000円、地区コミュニティセンター充実事業1億3,245万3,000円などを計上いたしております。

なお、地域コミュニティのしくみづくり支援事業におきましては、地域まちづくり協議会設立の促進及び協議会活動の活性化支援のための補助金のほか、有識者会議や地域づくり講演会の開催費用などを計上いたしております。

また、地区コミュニティセンター充実事業において、地域づくりの活動拠点施設として関南部コミュニティセンターの建設費用などを計上するなど、多様な主体による地域の包括的な議論の仕組みづくりやその主体的な活動を支援することといたしたところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、説明を受けましたら、コミュニティの活動拠点をつくったりとか、補助金を出すということでもありますので、私の感覚としては、その仕組みをつくっていくんだということで、新たにソフト面の部分においての充実的なものが多数入っているのかと思っていましたけれども、いわゆる箱物をつくっていく部分も含めての新しい自治だということでございますけれども、共助の部分で、亀山市が大きく市民力で地域を活性化していくという部分においては非常に理解できるんですけども、やはりここでわざわざこの予算編成方針の中で新しい自治なんだという、新しいという部分については、自治会、それからコミュニティ組織というもののつくり方を変えていくのかなあ、仕組みを考えていくのかなあというふうに考えていますけれども、その点の仕組みという部分、新しい仕組みという部分についてはどのようにお考えられての予算なのか、ご説明をお願いします。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

従来から、後期基本計画の中で4つの戦略プロジェクトを推進するための地域の新しい仕組みづくりということで、今日まで積み上げてきておったわけでございます。

ご案内の少子・高齢社会が進んでいく中で、もう一度現在まで進めてきております地域のあらゆる主体が、コミュニティ、自治会、民生委員さん、消防団、老人会、こういうあらゆる主体が、包括的に地域課題にみずからの発想やみずからの権限で課題解消に向けて地域づくりをしていっていただけるような仕組みを構築していこうということで、まちづくり協議会への設立を、今、本市は政策的にも推進をしてまいったところであります。

ご案内のように、既に5つのまちづくり協議会がスタートいただき、現在、10の地区コミュニティにおいて準備会が設立をされておりますので、ある意味、この平成27年度がさらに厚みのある議論をしていただいて、それぞれに合ったその地域の自治の仕組みをつくり上げていっていただくと。これは、しっかり市としては支援員を初め、サポートしていこうという思いを込めての地域自治の新しい仕組みづくりと、このように私どもは申し上げてきたところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、市長の説明をいただきましたように、亀山市として、まちづくり協議会というものに対して自治をこれから推進していく、それを中心にやっていくということで、今5つ、現在スタートしていて、10準備されていると。ことが終われば、半数以上がまちづくり協議会というふうに移行されていくんだということがわかりました。その仕組みをサポートしていくということでこの表現を使われたということで、私のほうも理解させていただきました。

2つ目の質問ですけれども、本年度の予算、大きくは当初予算が2億3,730万円減額になったと。その中で、減額の理由として示されているのが大型事業の完了によるものだというふうに使われています。一口に、大型事業だけでも確かに2億円ぐらい下がっているわけですけれども、実

際にはもう少し細かく減少しているもの、あるいは増額されているものがあると思います。特に、市の単独事業で行われているものが大きく変わってきたんだろうとは思いますが、この要因について、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。お願いします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成27年度の一般会計の当初予算は、第2次実施計画に掲げた66事業約29億7,000万円を主要事業として計上したところでありますが、前年度当初予算と比較して、議員ご指摘のとおり、約2億4,000万円の減額となっているところでございます。

この要因でございしますが、北東分署建設事業が約6億5,000万円や消防救急無線デジタル化整備事業約3億5,000万円などの大型事業が平成26年度で終了したほか、国の臨時福祉給付金給付事業約2億1,000万円及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業約7,000万円に係る予算が、合わせまして約1億9,000万円の減額になったことが主な要因でございします。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、財政のほうから説明いただいたように、大型事業がどんどんなくなっています。ただ、こつとも小学校の建てかえ事業に係る1億1,000万円ぐらい出てくるということで、新たな事業も組み立てられていくと思います。

で、大きく今後動いていくということは、これ、全体的なものとして、私、後期基本計画の推進までこの質問の中に入れさせていただいているんですけども、減額されていくだけではなくて、増額されている部分もあって、その比較もしていくべきなんだろうとは思いますが、今後、3番目には都市計画の見直し事業ということも掲げさせていただいています。これ、全体的には、この亀山市をこれからどうしていくんだということがかかわってくる話で、先ほど市長も言われましたように、後期基本計画の中で今事業が進められています。後期基本計画というのは平成24年から始まりまして、28年で終わっていくということで、ちょうどこれ、今まさに集大成を迎えていくべきところで、この後期基本計画の推進についても後でご説明をいただこうと思っています。

今、言われたように、大きな事業で少なくなっていると。それとは別に、また行財政改革の中でこういうところも圧縮したという部分があると思うんですけども、その点について、お考えをお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行財政改革でどのような予算反映をしているのかというご質問だというふうに思いますけれども、1点目で、受益者負担の適正化という形の中で、昨年、条例提案もさせていただきましたけれども、その適正化の中で、これは歳入として4,160万円の増、補助金の適正化で、これは1,200万円ほど老人クラブの補助金の減とか、インフルエンザ予防接種助成金、また補助金等でそのような形でございします。

また、事務事業点検で900万円ほど、これは待機児童館の管理運営事業の見直し、少人数教育推進事業の見直し、生涯学習フェスティバルなどの見直しにおきまして、約900万円ほどの減といたしたところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

行財政改革においても努力をされて、圧縮をして、それから予算立てをされたということは理解しました。

次に3つ目なんですけれども、私、この予算を見ていますと、計画策定事業というものがかなりな割合で出てきていると感じています。ざあっと見たところ、4,000万以上の計画策定の委託料というものが入っているというふうに感じました。

この計画策定の中で、特に都市計画の策定が、ここに私上げさせていただいたんですけれども、この都市計画というのは、この説明の中では、コンパクトシティを目指していくんだというふうに示されております。この予算を使ってどのような計画を策定するのか。また、亀山市が目指すコンパクトシティ、あるいは将来的な都市計画の中でどのような都市形成をしていくのが理想と考えてみえるのかという点について、ご説明をお願いします。

○議長（前田 稔君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

おはようございます。

都市計画事業の見直しのご質問でございますけれども、見直し事業につきましては、現在、計画策定について、平成26年8月1日に施行されました都市再生特別措置法等の一部を改正する法律において位置づけられました立地適正化計画を、平成27年度より2カ年で策定するものでございます。

立地適正化計画は、地方都市における拡散した市街地での急激な人口減少が見込まれる中で、都市全体の構造を見渡しながら、居住者の生活を支えるコンパクトなまちづくりを推進するため、住宅や医療、福祉施設など、居住に関連する施設の立地の適正化に関する計画を市町村が作成するものでございます。

計画の中で、居住を誘導すべき区域である居住誘導区域や、居住に関連する施設の立地を誘導すべき区域である都市機能誘導区域などを設定することとしております。また、今後、立地適正化計画に基づき実施される中心拠点や生活拠点の形成のため、誘導施設の整備に対して、国の支援や補助事業等、交付対象額のかさ上げなどの措置がされることとなっております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

立地適正化計画ということで、拡散しているまちを中心に集めてくるということがまず一つの計画の大きな目的なんだということを今ご説明いただいたと思うんですけれども、その中で出てきた言葉で、居住を誘導していくための関連施設、これについてはどのような施設があるのかという点

についてもう一度お伺いしたいんですけども、その中で中心となっていく施設は何なのか。それから、必要とされる施設というのは公の中で何を誘導することができるのかという点について、お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

都市機能誘導ということで、今ご答弁させていただきました中心的な住居区域を決めさせていただき、その周辺を含めて、例えば医療・福祉施設などの生活に必要な施設を集約的に集めるということで、この計画を立てさせていただく予定でございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、言われたのは医療・福祉施設ということですけども、もっと公の施設も含めてのことだと私は理解しているんですけども、あえて言われませんでしたけれども、例えば市の本庁舎であるとか、消防署、警察署、これは拡散していますけど、今回、北東分署などは、そういう意味では、広げることによって住民の安全を守るということで北東分署を建てられました。

それとは逆に、コンパクトシティというのはそういった施設を中心に集めてくる、また市街地が中心にあることによって、1つの消防署で全体を賄うことができるというような考え方だと思うんですよ。経費を削減する、あるいは市の機能を集約していくというのはそういうことだと思うので、今やっている亀山市の政策が悪いとは言いませんよ。この考え方とは若干ずれがあるのではないかなあというふうに考えてしまうんですけども、その点についてはどのようにお考えなのか。これは政策的な判断だと思いますので、市長にお伺いしたいんですけども、コンパクトにしていこうという考え方と今やっている政策、全体的に亀山市を変えていこうということをやっているという点について、ちょっと整合しないんじゃないかなあというふうに感じるところがあります。その点について、ちょっと市長のほうからご説明いただきたいなあと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

近年、土地利用、あるいは都市の形成の政策の視点で、コンパクトシティという概念が提唱されてまいりました。ヨーロッパの地方の中小都市においても、極めて都市の機能が非常に集積をしていくことによって、全体としてのまちの魅力とか、あるいは効率だとか、いろんなものを発揮していこうという考え方であります。

今、どうしても日本の場合においても、30万都市とか、50万都市とかという中で、もう一度コンパクトシティの動きというのは始まってきておるところであります。本市の今の5万都市、亀山として今進めておることと、その考え方とにそごがないのかという趣旨のご質問でございました。

私は、いずれにいたしましても、都市構造をいかにしていくのか。長期的にはコンパクトシティという概念を持って、今後さまざまな諸条件を加味して検討していくということが必要であろう

というふうに思います。

実際のところ、亀山市の場合は、例えばコンパクトで全て歩いて暮らせるまちを目指そうということは、現実問題として難しい。場合によってはうまく生活の中に自動車を取り入れたり、年代によってはライフスタイルを柔軟に変えたりするというようなことも本市の場合は重要でありますので、大都市圏が進めるコンパクトシティとは若干方向は違いますが、都市の構造をいかに機能的に進めていくのか、そして190平方キロございますので、この中で本当に全体としてどういうまとまりが一番ベストなのか、この点については、今回の計画の策定の中でしっかりと検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

計画策定の中で決めていただくということで、まちづくりの方針としてはコンパクトシティを目指すというよりも、ここで言うコンパクトシティの定義ではなくて、亀山市は亀山市なりの都市機能の集積というものを目指していく計画をつくっていくんだというふうに認識させていただきます。

それで、全体として将来的なものが聞きたいわけですが、今回、合併特例債の活用についてもうたわれております。合併特例債については去年の12月議会の中で、新市まちづくり計画の変更という中で、合併特例債の活用方針ということで新たな事業を追加するという議論をされました。

今回出てきたのは、し尿処理場への合併特例債の活用ということで、約10億円残高が残るという説明がございました。改めて、この10億円残した理由と、これ、極端に言えば、駅前再開発に使うのか、あるいはまだ違う使い方を考えている、そういうような点については、はっきりとここでご説明いただけるのかなあと思うんですけども、12月議会で議論したときは、新たな予算組みの中で説明していくということでしたので、どのように考えてみえるのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

従来から、合併特例債を活用してまいりました市道と賀白川線整備事業及び野村布気線整備事業に加え、今回、議員ご指摘の、新たに新市まちづくり計画に位置づけましたし尿処理施設長寿命化事業へ活用することといたしました。

これによりまして、残額が約11億円となる見込みでございますが、議員ご指摘の、亀山駅周辺再生整備などの活用可能な事業へ有効に活用をするべく、今後の第2次総合計画の策定時に順次お示しをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

合併特例債については、今言われたように、約11億円残して、今後、新しい計画の中でつくっていくんだということで理解しました。

次の、後期基本計画の着実な推進についてという質問でございますけれども、こちらのほうは、いろいろこの言葉は何度も、あちこちで出てくると感じているんですが、現在、後期基本計画、平成24年からスタートして3年間は過ぎました。残り2年ということでございます。

この残り2年という部分については非常に興味深いものがあって、櫻井市長が当選されてから、平成21年に当選されたと思うんですけども、21年、22年、23年と準備されて、24年からの後期基本計画をつくられたんだと。そして、28年に終わる。28年に終期を迎えるという部分については、櫻井市長の2期目の終期とかぶってくる部分がある。

先ほど言われたように、新たな計画をこの2年間でつくって行って、29年からまた総合計画も含めて新たにスタートするんだと。これはイコール櫻井市長の集大成であり、櫻井市長の新たな考え方、あるいは政策が反映されてくる計画になるのかなあというふうに思います。

今現在の進捗状況ですね。後期基本計画がどの程度進捗していると認識されているのか。また、今後、この辺をもうちょっとペースアップしないとあと2年で終わらないよという部分があるかと思うんですけども、その点について、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

後期基本計画の推進に当たりましては、施策評価に標準事業の事務事業評価を加え、新たな行政評価システムの導入により、事業の進捗管理を図っているところでございます。その結果につきましては、例年9月議会におきまして、主要施策の成果報告として議会にもお示しをいたしているところでございます。

議員ご指摘のとおり、計画期間につきましては、残すところ2年ということでございますが、このほど策定をいたしました後期基本計画第2次実施計画を推進するとともに、引き続き施策評価を踏まえた行政評価により、効率的・効果的な施策推進を図り、後期基本計画の必達に向け、着実に進めてまいりたいと考えております。

事業の進捗ということでのお尋ねでございますが、9月議会の主要施策成果報告の中で主要施策の評価がございまして、これにつきましては、AとBがほとんどでございますことから、おおむね順調に進捗しておるといふふうに認識をしております。ただ、その中でもCということで、若干推進がはかっているという事業もございまして、例えば地域生活交通再編事業、バスでございます。また、民間活用市営住宅事業などにつきましては、若干はかっておりますので、こうした事業についてはしっかりと進めてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

実際に、先ほども答弁いただいたように、AとBという評価をいただいて、おおむね順調に進んでいると。で、特におくれているのはバスであったり、民間活用の市営住宅と。民間活用市営住宅については、私、3つ目の質問で出させていただいているんですけども、今後、これはおくれ

いるのは現実で、それから今言われたように、これが確実にできるように、あと2年間で進めていくんだということをおっしゃられました。これ、進められない場合といいますか、進みぐあいによっては、新たな総合計画の書き方もまた変わってくるのかなあというふうに考えています。でも、これが現実におくれているということはなかなか進んでいないということなので、特に交通再編、バスについてはしっかりとこの計画に沿って、皆さんの、市民の足を確保していただきたいと思っていますので、お願いしたいと思います。

民間活用の市営住宅については、3つ目の質問がありますので、そちらのほうへ回します。

では、今のところはA、Bの評価が多く、後期基本計画も推進されていると。それで、先ほども言いましたように、これは市長の2期目の集大成になろうかと私は思います。そして、また3期目に向ける市長の思いが次の計画に反映されるのかなあというふうに考えていますけれども、市長にお伺いしたいのは、この後期基本計画、今、総合計画も含めて進行しております。この中で、市長の感じられる中で、これはきつとつくられたときと今とでは状況が変わってきています。先ほども、コンパクトシティの話でもありますけれども、立地適正化計画という新しい法律、新しいものも出てまいりましたので、今の段階でこれちょっと認識も変わってきたよ、これからの計画にはこういうところを変えていかなあかんよというような思いがありますでしょうか。あればちょっと教えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、行政計画は、社会経済情勢の環境変化をしっかりと見きわめて、しっかりと将来展望した上でどこが最適なのか。当然、財政的な財源の面もありますし、マンパワーの問題もあろうかと思えます。その意味では、今後策定する次期総合計画については、数年前とは違った環境変化をしっかりと見定める必要があろうかというふうに考えるものであります。その点は、そのような考えを持っておるところであります。

ただ、本市がこの後期基本計画の前段になります総合計画が目指してきておるもの、その根幹の中には、市民力で地域力を高めるというまちづくりをしていこう、そういう基本的な理念が組み込まれておるところであります。その意味では、これは本市の目指すべき非常に長期の一つの方向性を明示しておると思えます。その点はぶれることなく次期計画へつなげていくということは、大変重要ではないのかなあというふうにも思っております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市長の、総合計画にのっている理念を変えることなく、また亀山市のために、新たな計画策定に向けていただくといい決意は聞かせていただきました。

では次の、議案第32号平成27年度亀山市病院事業会計予算のほうに質問を移したいと思えます。

現在、こちらのほうも、健全化の進捗状況についてということでお伺いしたいのですが、公立病院として、亀山市の中で大変重要な役割を担っている医療センターだと思います。

現在の収支計画を見ていくと、どの点が改善されているのか、どこがどうなっているのかというのはなかなかわかりづらいので、現在、健全化を目指し、この辺を改善していているんだという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

おはようございます。

それでは、病院事業健全化の状況についてでございますが、まず本年1月末の状況を申し上げますと、入院につきましては、平成25年度より常勤医師が減少したことなどの影響により、病床利用率は50.8%で、前年同期と比べ2.8ポイントの減となっております。外来につきましては、透析患者数の減少などにより、延べ患者数約3万4,000人で、前年同期と比べまして、約1,000人の減となっている状況でございます。

こうした中で、平成24年度に苦慮いたしました看護職員の確保、定着化につきましては、定年以外の退職者が平成25年度は3名、平成26年度はこれまでに1名と定着化が図られてきております。新規採用につきましても、採用予定どおり人材確保ができるなど、安定した看護体制が整えられてきましたことから、現在57名の看護職員により病棟運営も2病棟体制としております。

また、医師につきましては、三重大学亀山地域医療学講座など、三重大学との連携・協力による配置によりまして、新年度には、総合診療科の常勤医師1名の増員配置を予定いたしているところでございます。

このため、予算でございますが、平成27年度予算におきましては、本来の2病棟での運営体制を基本とした入院収益や医師の増員配置による診療体制の充実、それから第2次地域医療再構築プランに掲げております在宅医療推進に伴う外来収益なども増額の計上をいたしたところでございます。

支出におきましては、さきに申しました医師、看護職員による診療体制を維持するための給与費と、それから電子カルテ機能を備えた病院総合情報システムの更新などによる増加分を計上しております。27年度におきましても、引き続き経営健全化に取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

全体としてお伺いすると、医療センターの職員ですね。看護職員は定着してきて減っていないよと。それから、医師のほうも来年度には1人ふやしていただけますよということで、25年度から26年度に関しては若干悪くなった部分もありますけれども、全体としての環境は整ってきたのかなあというふうに聞かせていただきました。

あと、この中で特に気になるのが透析患者の減少という部分なんですけれども、こちらは延べ人数で1,000人の減というふうに言われました。これ、亀山市内にはまだまだ透析を受けたいと言われる方、時々聞くんなんですけれども、そういう方に対して、医師がないからふやせないというようなこと、患者さんへのサービスが滞っているというふうに感じるんですけれども、特に透析患者、あるいは透析の医師に関して、今後このように改善していくんだというのがありましたら、お

聞かせたいと思います。

○議長（前田 稔君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

透析の状況でございますが、透析治療は三重大学から派遣の専門医4名と、それから医療センターの内科医師3名により診療を行っております。

患者数ですが、平成23年度が75人、24年度は62人、25年度が58人、そして現在は55人となっております。現在、常勤の透析専門医の配置がございませんので、新たに透析を始める患者さんの治療などが困難なことから、患者数減少の一つの要因にもなっております。このことから、常勤の透析専門医の役割は非常に重要であると考えております。

なお、本年度は、三重大学より新たに非常勤の専門医1名を派遣いただいたところでございますが、今後も引き続き三重大学に対し、透析専門医の常勤配置の働きかけを行ってまいりたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

透析に関しても、今後も改善に努力をしていただくということでもあります。

透析も一つの課題ではあると思いますけれども、2つ目の質問は、病院事業の問題解決、課題解決についてお伺いしたいなあと考えております。

先ほど1点、透析に対しての課題の部分は今ご説明いただきました。今現在、やられている医療センターの地域医療再構築プランで進められているというふうに理解していますけれども、その中で、25年、26年、27年と進んでいく中で、今現在の問題解決についてどのような違いがあるのか、どのような成果があったのかについて、ご説明をお願いします。

○議長（前田 稔君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

病院事業の課題解決についてということでございますが、現在、第2次亀山市地域医療再構築プランに掲げました内容に基づき取り組んでいるところでございます。経営面、また医療サービス提供の面におきましても、医療職員の安定した人材確保が重要であると認識をしております。

まず、医師につきましては、常勤医師7名、内科4名、外科2名、整形外科1名、それから三重大学亀山地域医療学講座などの三重大学との連携・協力によります非常勤医師16名の体制で、このうち内科につきましては、広い診療範囲を特色として、在宅医療などにも精通されます総合診療医9名の体制としております。さらには、医師会にご協力をいただき、夜間時間外応急診療とあわせた診療体制を整えておるところでございます。

また、看護職員につきましては、業務見直しによる職場改善、それからホームページの活用などによる離職防止を図りまして、看護学校との連携や看護師等修学資金貸与制度の活用により、今後5年先までの新卒者確保のめどを立てるなど、安定的な人材の確保ができたことは大きな成果であると考えておるところでございます。

新年度におきましても、これらの取り組みの継続により医療職員の人材確保を図りまして、地域医療再構築プランに掲げております平成28年4月からの病院事業管理者の配置など、地方公営企業法の全部適用を進めまして、また在宅医療への積極的な取り組みを行うなど、医療サービスの充実を図り、経営改善につなげてまいりたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

病院の課題解決に向けて努力をされていると。先ほどの答弁の中で、特に看護学校との連携で、看護学生が、新卒者が確保できていくというようなことも努力されているということを確認しました。

その中で、私、3つ目の在宅医療についての質問があるんですけども、先ほど答弁の中でも、在宅医療にもちょっと踏み込んでいただきました。今後、在宅医療というものが国の方針で大きく変わってくるというふうにお伺いしています。医療センターにおいては、在宅医療においてどのような推進をされていくのか。そして、在宅医療を推進していくことで、収益にはどのようにかかわっていくのかという点についてお伺いしたいのですが、お金の面だけではなくて、在宅医療にかかわって医療センターの役割というものは大きいと思いますので、その点についてもご答弁をお願いします。

○議長（前田 稔君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

在宅医療につきましては、去る2月22日に医師会を初め、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーションなどの多職種連携によります在宅医療連携システム亀山ホームケアネットが本格始動いたしたところでございます。

この中で、医療センターは亀山市地域医療再構築プランに掲げました在宅医療の推進と、このシステムの後方支援を担い、現在、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ、急変時の対応などを行っております。

収益の関係ですが、医療センターの収益などの実績を申し上げますと、平成25年度は訪問診療と訪問看護で件数は730件、収益は約650万円でございます。平成26年度は、本年1月末現在でございますが、昨年5月より訪問リハビリを開始いたしておりますので、これを含めまして、件数は1,240件、収益は750万円となっております。これまでたくさん利用された患者さんがおられますが、その家族の皆さんにも大変喜ばれておるということでございます。

なお、27年度予算につきましては、本年度の実績に加えまして、市民ニーズに応える在宅医療への積極的な取り組みにより、外来収益の増加を見込んでおります。この収益につきましては、例えば訪問診療で申しますと、一般外来と比べて手厚い診療となりますことから、異なる診療報酬体系となっておりますのでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

実際に、件数で730件が今の時点で1,200件を超えるということですので、それだけのニーズがある。医療センターとしては、十分にやっていかなければいけない使命もあるんだろうというふうに理解します。

それで、在宅医療が今後進んでいくと、最終的にといいますか、国の目指すところは地域包括ケアというところに進んでいくんだろうと思うんですけども、ただ医療センターが在宅医療をどんどんやっていくということになりますと、医療センターの診療業務、あるいは外来業務というものに対して、市民の皆さんへの影響というものはどのように考えてみえるのか。また、そこで在宅医療において、医療センターが担う役割というものについてどのようにお考えなのか、ご説明をお願いします。

○議長（前田 稔君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

議員ご心配の市民サービスへの影響についてということでございますが、在宅医療を行いますことにより、医師、看護師、理学療法士が一定時間外出することで、病院での救急、外来、入院、検査などの業務ができなくなることがございます。例えば医師で申しますと、外来診療のない午後の時間帯を訪問時間に設定するなどの工夫をいたしまして、これらサービスの低下を招かないように努めているところでございます。

このように、医療センターといたしましては、国の方針でもあります在宅医療の積極的な取り組みや、患者さんの急変時の対応を行う後方支援病院としての機能を発揮することは市民ニーズに応えることであり、市立病院としての役割であると考えております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

言われたように、医療センターとして、やっぱり在宅医療に対しては積極的に協力をしていただかなければいけませんし、また医療センターの業務そのものに影響が出て意味がないので、しっかりとその点のケアもしながら、医師の数、看護師の数等も含めて今後も医療センターの改革を進めていっていただいて、市民に安心できる病院経営を目指していただきたいなというふうに思います。

時間があと10分少々になりましたので、次のほうへ行かせていただきます。

次が、議案第20号平成26年度亀山市一般会計補正予算のほうで、民間活用市営住宅事業でございます。

これは、先ほどの答弁の中でも、後期基本計画のところでも話も出ましたけれども、現在進捗がおくれているというふうに伺っております。こちらのほうの進捗状況と今後の予定ですね。

今回は減額補正で、1,900万円ほど減額補正をされている案件であります。ただこれ、26年度予算では2,700万円を計上されております。また、今回出てきました27年度の一般会計予算でも2,700万円を計上されているということで、1,900万円ほど減額をしながらも2,700万円を計上されているということでございますので、この点についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

民間活用市営住宅事業のご質問でございます。

住生活基本計画の中で、市営住宅の供給目標を平成18年度から27年度まで200戸としており、そのうち130戸は既存市営住宅で供給し、残る70戸について、民間借り上げ住宅による供給を進めておるところでございます。

平成26年度につきましては、当初、30戸の借り上げを予定してまいりました民間賃貸住宅について、応募の時期の遅延とともに、書類精査及び審査に時間を要したことにより年度内に借り上げることができず、やむなく予算を減額したところでございます。

今後、平成27年度につきましては、既存の井田川駅前住宅20戸に加え、新たに26年度中に採用を決定させていただいた25戸を借り上げることとしております。さらに、住生活基本計画にある民間借り上げ住宅70戸の供給目標を達成するため、27年度中に残る25戸についても、早期実現に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

計画どおり進んでいないというのが端的なあれですけれども、26年度に予定していた30戸につきましては、年度内には見込めないけれども、27年度当初にはでき上がるというふうに理解させていただきます。全体としての総数は200あって、そのうちの130は現存している市営住宅を使う。70戸についてはこの民間借り上げ事業なんだと。それで、26年度に予定していた分、27年度で最終的に足りないのは25戸になるということですね。

それで、その25戸についても早期の実現をしていくという話ですけれども、もともとのところで200戸の整備をしていくという、この200という数字はどうなのかなあという疑問が生まれてくるわけですけれども、現在、当初予定していたものよりも1年間おくらしているわけですけれども、まずはこの影響について、市営住宅に対しての応募の件数などから、需要はどの程度あるのかという点についてはいかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

おくらしている、またそれに対して、今の市営住宅の入居募集の関係のことについてご質問をいただきました。

近年の市営住宅入居募集の状況でございますが、全体の募集倍率としては約5倍程度となっております。また、母子、高齢者等の生活弱者、低所得者の方々は市営住宅への入居希望が増加しているなど、今後も需要はあるものと考えております。

現段階では、平成27年度までの借り上げ市営住宅の供給目標である70戸の供給をまず進め、その後についてはその状況を見きわめ、対応していくものと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

現在、市営住宅の公募については5倍の募集状況があるということで、相当需要はあるんだということでございます。そして、今後も生活弱者といいますか、社会的弱者と言われる方々の募集に対する需要がふえていく傾向にあるんだらうと。それはそうやけれども、70戸つくってみやんとわからんというお答えなのかなあと。

で、これは27年度までの計画で、今後、28年度以降はまた総合計画、後期基本計画という話に戻るかもしれませんが、28年度以降、計画をしていくのはとりあえず70戸つくってかからということに理解してよろしいんですか。そうすると、今つくっている計画策定に28年度からの反映はいつごろされるんですか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

先ほどもご答弁させていただきました、まず70戸借り上げをさせていただき、その状況を見きわめつつ、その需要・供給のバランス等を考慮させていただきながら、その後決定させていただきたいということでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

まずはつくってみやなあかんということですので、ということからいけば、計画がおくれているということの影響が非常に出ています。そうすると、先ほど言ったように、後期基本計画の着実な推進という部分においては、しっかりとやっていただかなければいけないのかなあというふうに感じます。

実際にこれができ上がった段階で、まだまだ5倍、4倍とかいう数字が出てきた場合は今後もふやしていくお考えなのか。あるいは、これはこの200戸という一つの目安といいますか、基準といいますか、計画を達成した段階で、一旦ゼロベースで考えるから追加でつくっていく気はないのかという点については、どのようにお考えなのかということはお答弁いただけますでしょうか。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

現計画は、27年度までで70戸ということで計画をさせていただいております。

その後のことにつきまして、先ほどの答弁のとおり、その状況を見きわめつつ、進めたいというふうなことでございます。それでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

その後の状況を見きわめてということしかお答えをいただけないということなので、この件についてはこれで結構でございます。

ただ、亀山市の方向性をしっかりと出していただいで、聞かせていただけたらなあと思ったんですけども、なかなかそういうふうには出てこないということでございます。

補正予算で減額をしなければいけないということはやっぱり進んでいないということで、その点については、市のほうとしては責任を持って、今後、27年度、早期に進めていただいで、見きわめも早くしていただいで、おくれた分を取り戻していただくといい意気込みでやっていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時08分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

緑風会の小坂でございます。

提出してあります通告のとおり、順次質問をさせていただきますが、大分多うございますので、簡単・明瞭に、明快な回答をよろしく願いたしたいというふうに思います。

それでは最初に、議案第26号、27年度の一般会計予算についてでございますが、予算編成の考え方と、特に今回、27年度の特徴についてなんですけど、市長は、この10年間で新しい時代を合併して切り抜けたと、切り開いていくための基礎が生まれたと確信すると、この10年間で新しい時代を迎えるための基礎ができたというような表現をしておりますが、それをもって次なるステージへ挑戦をしたいというような表現をしておりますが、その辺につきまして、どのような基礎が、新しい時代に向けての基礎を築くことができ、次のステージへ向かうことができるのかという、この予算にどう反映されておるのか、その考え方と27年度予算の特徴について、まずお聞かせ願いたしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

17番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをいたします。

まず、この10年の総括ということがどう新年度予算につながっておるのかということですが、本市は平成20年秋のリーマンショック後、社会経済情勢の変化の中で、ご案内のように大型事業の見直しなど、環境の変化に適応する必要がございました。あれもこれもから、あれかこれかへ急ぎ転換しなければならないという局面の中でございましたが、以来、財政的制約がある中で市民と行政が責任を共有するために、本当に開かれた市政の実現をもって行財政改革を展開いたしてまいりました。

この1月、10周年という節目を迎えたところではありますが、変化が激しかった中で一体感の醸成でありますとか、一定の財政健全化を確保して歩みを進めることができたというふうに思います。これも本市の特徴でありました市民の力、地域力、こういうものが牽引をしてきてくれたというふうに思っておりますし、少子・超高齢社会に備える意味で、これは基盤として非常に大きかったというふうに理解いたしております。

そこで、平成27年度の予算であります、本市の持続的成長と市民の暮らしの質の向上を目指して後期基本計画を着実に進めるとともに、新しい自治の仕組みづくりと教育、子ども・子育て支援施策を重点事項として推進する予算といたしました。一般会計予算につきましては、北東分署の建設事業など大規模事業の終了によりまして、予算規模こそ前年度より減額をいたしておるところであります、第2次実施計画に位置づけをしました新規12事業を含む66事業を計上した上で、経常的経費を予算編成の過程で約2億円の削減を行って予算編成を行ったものでございます。基本的な考え方は以上のようなところであります。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今、聞いた北東分署のことはわかるわけなんですけど、結局、第1次総合計画の集大成に対する考え方なんですけど、先ほどの質問にもありましたように、かなり事業がおくれている、だから繰り越さなければならないという事業も多くあろうかと思うんです。

しかし、経常経費等を含めて2億円の削減に取り組んだということなんですけど、徹底した行財政改革で2億円の削減をしたというようなことは書かれておるんですけど、補助及び交付金で約2億円削減された、その多くは臨時福祉給付金等が1億3,000万ぐらい多く減額されておるので、さほど目新しい、大きく減額した要因にはなっていないのではないかとこのように思うんです、昨年定めた27年度の、本年度予算に対する行政経営の重点方針、それから人事行政方針が昨年決められた、その行政経営の重点方針と人事行政方針に基づく取り組みについて、27年度予算にどのように反映されておるのか。方針だけ定めてあって、27年度の204億250万の予算に一体どのように反映されておるのかというのを、おわかりの範囲内でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行政経営の重点方針、予算編成方針、人事行政方針、この3つの行政マネジメント方針の関連でございまして、行政経営の重点方針は、予算編成及び人事組織編成上も一定のプライオリティーを持つものでございまして、それを受けて予算編成方針及び人事行政方針を定め、また予算編成方針と人事行政方針は相互に連携するものでございます。

したがって、平成27年度予算におきましては、行政経営の重点方針を踏まえ、新しい自治の仕組みづくりと教育、子ども・子育て支援施策を推進する予算を編成いたしたところでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは言葉だけであって、確かにその言葉を再三聞いておると、具体的に予算の中で給与費明細を全部見ても、それから主要事業を見ても、さほどそれがどのように反映されておるといのは、この予算を見ても全然わかりません。方針と計画ばかりで、言葉ばかりですね。数字の予算ですからやっぱりそれはその数字として、予算としてどのように反映されておるといのが全然見えてこない。言葉だけであって、数字が見えてこないといのがこの予算だと思います。

だから、あくまでも市長はいろんな話を言われます。あれもしましょう、これもしましょう、これできませんかしらんけど、それがこの27年度予算の204億250万円にどう反映されておったんかということが全然見えてこないということをお聞きしたわけですけど、特に今回、新年度は改善の年というふうに市長は言われています。改善の年としての位置づけを、何をどのように改善しようとするのか。それによって事業効果をどのように上げようとしておるのか。行政効果をどういうふうに上げるのかということについて、改善の年として位置づけた本年度のそれをどのように人事・行政反映に生かすのかということをお聞かせ願いたい。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成22年度から毎年度、行政経営の重点方針におきまして、行政経営上のスローガンを定めて、それに向かってオール市役所で新年度頑張っていくというその一つのスローガンを掲げてまいりました。

新年度、改善の年ということ行政経営の重点方針の中で掲げさせていただいたところでありますが、この意味合いでありますけれども、これはもう全庁を挙げて常に問題意識を持って、日常の惰性とか、過去からの慣習からやっぱり脱却していこうと。その意味から、後期基本計画の第2次実施計画スタートの平成27年度を改善の年として位置づけたということでございます。

従来からも創意工夫、いろんな「ザ・点検」でもそうなんですが、可能な限りそれを見詰め、転換していくということは心がけてまいっておるところでございますが、さらに職員一人一人の小さなアイデアや創意工夫、この小さな改善が組織全体につながってより大きな成果を生み出すと、これを目指そうという意味合いを込めて、新年度、改善の年というスローガンを掲げさせていただいたところであります。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

だから結局、改善をするのであれば、今あるものが悪いから、よくないから新しいものに変えよう、そのためには人的努力も要るだろうけど、経費的な努力も要るだろうということで、ただ言葉だけで、22年から4年間市長をされてみえてもそれは言葉では再三聞くんですけど、数字の上、結果として、効果が我々にどのように伝わっているかといると全然伝わってこない。その辺で、もう少しより具体的な改善策、その効果、それから改革したことについての位置づけをもう少し明確にさせていただければというふうに思うのと、この予算についても中期財政見通しが出されております。これについても、中身には地方税と交付税の段階的な減少がおのずと出てくると。

それから、それに関して、扶助費等の恒常的な増加がふえるという中での中期財政見通しなんですけど、この中に、平成31年までに55億円の財源が不足するということに対して、財調は26億枯渇するということが書かれております。そんなことだろうと思うんですけど、それと、中期財政見通しとの整合、それからあくまでも財政調整基金を本来の財政調整基金の運用やなしに、予算編成上のつなぎに毎年10億円ずつ運用しておると。そしてまた戻しておるといような財政調整基金の運用の仕方、それから55億円、1年にすると11億なんですね。これを見込みながら、だから予算はもっと削減の方向に行くんだ、身の丈に合った予算に組むんだということが今年度の予算には全然見受けられない。そのことについてのお考えについてお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

中期財政見通しにおきまして、平成27年度から31年度までの5カ年で約55億円の財源不足としておりますが、これは毎年度の当初予算編成において、歳入が歳出に対して不足する額を財政調整基金からの繰入金で補填することとした場合の5カ年の合計額を示したものでございます。

また、本市の予算編成の特徴点といたしまして、当初予算においては財源不足を財政調整基金で補填するとともに、前年度繰越金を当初予算において5,000万円計上し、残余は補正予算の財源として使用する手法をとっておるところでございます。

毎年度の決算におきましては、歳出における不用額などにより実質収支は黒字となってまいりますが、中期財政見通しでは実質収支を6億円の黒字と見込んで試算しており、5年間で財政調整基金の必要額は約28億円となっております。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

55億円の根拠、今、部長が言われたのは、あくまでも歳出に見合った歳入のために財政調整基金を大きくするんやというその辺の考え方が、やっぱり歳入に見合った歳出を組まなければ、赤字の一途を進むに決まっていますわね。だから、歳入に見合ったように、市長が言う身の丈に合った予算というのであれば、あくまでも歳入に見合った予算を組むのが本来の地方自治の財政であって、歳出に見合った予算をといったらどこも組めないですよ。その辺の根本的な考え方が違うと思うんですよね、やっぱり。

どこの家庭でも歳入に見合った生活を送っておるんですよ。金が要るから借金ばかりしておったんでは成り立たないわけですよ。それにもかかわらず財政調整基金、またリニア、庁舎に、今回の補正でもまた申しますけど、5,000万に近づける。歳入は足らないのに、財調も使いながらも預金だけはしておくんだという家庭はないんですよ、普通の家庭は。だから、その辺の根本的な考え方が、身の丈に合った予算をつくるとか、言葉だけであって、今の答弁であれば、あくまでも歳出に見合った予算の歳入を財調等で補うんだというのが基本におかしいと思う。あくまでもいいうのであれば、歳入に見合った予算をいかに執行するかということによって、削減を含めて、財政規模、人口規模に応じて行政規模を縮小していくべきだと思うんですが、その辺についてのお考えは。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、歳入に見合った歳出の実現に向けた予算とはのご質問だというふうに思いますけれども、1つは、財政調整基金の取り崩しを一つの指標として考えているところがございます。平成27年度当初予算では、財源不足額を補う財政調整基金からの繰り入れは、前年度当初予算比で約3億円増額となる約11億円となったところであります。

先ほども申し上げましたとおり、当初予算においては財源不足を財政調整基金で補填するとともに、前年度繰越金は補正予算の財源として使用する手法をとっております。中期財政見直しにおきましては、先ほど申し上げたとおり、実質収支を6億円の黒字と見込み、財政調整基金に戻す形で試算しております。歳入に見合った歳出の実現に向けて、徹底した行財政改革と効率的な執行に努め、財源不足額を圧縮していく必要があるというふうな認識を持っておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

その辺の考え方は、財政見直しについても、前期の平成22年につくったときの中期財政見直しは毎年5億円ずつ削減して、26年度には財政調整基金は枯渇するという財政見直しが大きく変わってきた。その反省をどのように捉えて、今回の財政見直しの中で55億という数字を出したのかというのは非常に曖昧、非常に信用しにくい。

前回の中期財政見直しは、26年には財調は枯渇すると。毎年5億円ずつ削減して予算を削減しなければ、予算が成り立たないというような中期財政見直しやったんですね。それが今度、55億の赤字になるということです。この辺については今後の課題だろうと思うんですけれども、いずれにしても、徹底した行財政改革を進めた上で、中期財政見直しをもう少し真実味のある前回のときの数字にならないように、本当の数字を見誤らないように、もう少し正確な中期財政見直しを立てるべきだというふうに思っておりますので、申し添えておきます。

2点目の、主要施策の政策予算の対応なんですけど、27年度の主な事業、提案説明によりますと、防災力だとか、まちの魅力だとか、市民、健康づくり、子供といったことは、総合計画に掲げておるものがあるだけであって、市長として政策予算とは一体どんなもんなんだろうと。昔は、政策予算はまず優先して政策予算を位置づけて、それから義務的経費、必要経費というのは予算をつけていくと。というのは、当の市長は、やっぱり亀山市をどうしようこうしようという市長としての政策は、また亀山市が抱える課題というものを政策に反映するというのが政策予算だと思うんですけど、それがこの予算からは一向に見受けられない。市長としての政策予算は一体何なんだろうと。亀山市にとっての政策予算は、政策としては何なんだろうということが、ただ通り一遍の計画を消化しておる予算だけだと。それも遅延しておるといような予算であって、一体政策予算として、市長は、また市としての政策をどのように捉えておられるのか、それがこの予算に十分反映されておるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

政策予算の考え方について、市長の考えはということでしたが、まず本市における政策予算の考え方につきましては、第1次総合計画後期基本計画に位置づける施策を推進し、かつ単年度事業費として、ハードで3,000万円、ソフトで500万円、または総事業費がハードで9,000万円、ソフトで1,500万円を超える事業を主要事業として位置づけて、平成27年度におきましては、これら主要事業66事業、29億6,901万8,000円を政策予算として計上いたしております。この点は明確にお示しさせていただいておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

その上で、市長として特に重点となる政策予算はというご趣旨であろうかというふうに思いますが、いずれにしても66の主要事業、政策予算はそれぞれが極めて重要な事業であるということは当然のことですが、その中でもあえて申し上げるとすれば、新年度の予算編成の基本方針として掲げさせていただきました新しい自治の仕組みづくりと教育、子ども・子育ての強化に重点的に取り組むというふうにしたところであります。

具体的には、新しい自治の仕組みづくりといたしまして、関南部地区まちづくり協議会の活動拠点となる関南部地区コミュニティセンター建設を進める地区コミュニティセンター事業や地域コミュニティのしくみづくり支援事業を展開し、多様な主体による自立した地域コミュニティ活動を促進するための新たな仕組みづくりに、この平成27年度は、先ほど西川議員にもご答弁させていただきましたが、まち協の設立も含め、大変重要な年と位置づけたところでございます。

さらに、子供たちの教育環境の整備といたしまして、中部中学校クラブハウス建設事業や川崎小学校改築事業に引き続き取り組んでまいりますものと、児童・生徒の学校における生活環境の向上を図るほか、学力向上推進計画にも取り組んでまいることをお示しさせていただいております。

ほかにもご案内のように、この4月からスタートいたします国の子ども・子育て支援の新制度に合わせました子育て支援事業計画がスタートいたしますが、これら推進のためのさまざまな事業を展開いたしますして、子供の笑顔輝く子育て交流のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えているものでございます。

一方で、例えばJR亀山駅周辺の再生に向けて、駅周辺再生整備におけるまちづくりのコンセプトに沿って、地域とともに現在策定を進めております亀山駅周辺市街地総合再生基本計画に基づいて、市街地再開発推進計画を策定していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、今、市長が申し上げたのは、全部線路上の事業を今年度取りかかったというだけであって、延長上の問題であって、さほどことに限って、市長としての主な施策としては非常に説明不十分であって、反映していないと。あくまでも線路上、路線上の消化であって、新しい施策としては見受けられないんじゃないかなというふうに思いますので、もう少し市長らしい、亀山市らしい新しい事業を、やはり今度の第2次総合計画との整合も図るべくところもあろうかと思うんですけど、もう少し市民目線に立った小さな幸せに結びつくような施策を展開していただきたいというふうに思います。

それから、3点目の歳入歳出予算の変化と今後の動向なんですけど、あくまでも地方税、地方交付税、それから臨時財政対策債が大きくこの市の予算の根幹をなす、大きく左右するものだと思うんですけど、今も申しましたように、中期財政見通しにおける見通しもまだまだ私から見れば不十分であろうかと思うんですけど、やはりその辺について、今後、31年の55億というのをできる限り最小限にして、財政調整基金は40億から46億あるので、それを堅持しながら無駄な積立金をやめて、やはり健全財政に持っていくべきだということを思うんですけど、それについての簡単な答弁をお願いします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

歳入歳出予算の内容の変化と今後の動向についてということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、中期財政見通しは平成27年度から31年までの5カ年を対象に、現行の地方税財政制度等に基づき現行の行政水準を維持した場合の将来にわたる財政収支を試算したものであり、第2次行財政改革による行財政改革の取り組みの内容及び成果については考慮していないものでございます。

今後、歳入の市税については、個人市民税や法人市民税、固定資産税のいずれも今後の減収を見込み、また地方交付税につきましても、市税は減収傾向にありますものの、27年度から始まる普通交付税の合併算定がえ分の縮減により、臨時財政対策債を含む地方交付税の額は減少すると試算しており、一般財源ベースで27年度と31年度を比較しますと、約6億円の減額になると見込まれます。

一方、歳出では、議員が申し上げられたとおり、高齢者施策や障がい者サービスの拡充等による扶助費の増加や平成29年4月の消費税率引き上げによる物件費の増を見込むところでございます。また、投資的経費については、第2次実施計画に掲げる事業は各実施年度に計上し、公債費につきましても、償還計画と新たな発行を勘案して各年度に計上しているため、年度によりその額が生じているものでございます。

今後におきましては、この6億円の削減を目指して、第2次行財政改革大綱案において行政運営の健全性を確保するための取り組み項目を定め、さらに行財政改革に取り組むことで、持続可能な行財政運営の確立を目指すことが大切だと認識をいたしておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

認識だけに終わらず、実効が上がるようにしていただきたいなと思います。

それでは次に、議案第20号平成26年度一般会計補正予算（第5号）について、一括して質問させていただきます。

補正の要因等につきましては、決算見込み額とか、それから額の確定による結果だというふうに提案説明されておりますが、補正などについては、主に庁舎建設に4,822万7,000円、それから退職手当で3億7,000万、医療費等の増減で5,300万と。そのうちの1億3,900万円ぐらいが主な内容であって、現計予算からすると減額もあると思って、約8億円の減額、当初

予算に対して、現計予算に対して8億円。予算上は6億円なんですけど、実質は8億円の減額ということになっておるわけなんですけど、それを財調で2億8,000万の交付金、2億円の調整がされておるということで、余りにも当初予算の過大見込みが影響しておるのではないかと。

特に、道路建設事業では約2億円、消防施設で約1億2,000万という減額が大きな減額の要因になっておる。余りにもこれは減額が多過ぎるんじゃないかというのと、入札差金だけでは済まされない額が計上されておるということについての見解と、それから繰越明許費についても、やはり単年度予算主義をとっておる以上、やっぱり繰越明許はできるだけ避けるべきであると。どうしても事故繰越に近い繰越明許であればやむを得んということはあるかと思うんですけど、やはり単年度予算主義をとっておる以上、特に補助事業についてはやむを得ない、国との整合もあるかと思うんです、災害等に関連しては。しかし、市単事業について、見込みの立たないものはやっぱり一旦中止をして、新年度で改めて煮詰めるべきであって、繰越明許にするべきではないと。あくまでも単年度主義をとっておる以上、やっぱり繰越明許にすべきでないというふうなスタンスに立つことはできないのか。全てできなかったからということだけで繰越明許にしてしまうということについては、やはり単年度予算主義をとっておる上では余り好ましい行為ではないと。その辺について、もう少しきちっとした明快な取り組みをしていただける方法はないのかというのと、この補正の中で、特に農林関係、市単事業等の減額は市単事業で870万、林道施設等で580万、林道管理で620万と。これらはあくまでも地元要望に対する予算要求したことに対する積算であろうと思います。余りにも地元で対応するというような予算がその事務のおくれなのか、地元対応が悪いのかは別として、余りにも減額予算が最終的にあるということは事業が遅延しておるのか、地元の対応なのか、市が対応できないのか、いずれにしても余りにも予算が多過ぎる、減額が多過ぎるということに対して、もう少し精度の高い予算編成をして補正予算をするべきだと思いますが、その辺について、あわせて3点、ご質問します。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

たくさんご質問をいただきましたので、私のほうから1つずつお答えをさせていただきたいと思っています。

予算の見積もりが甘かったのじゃないかということだというふうに思いますけれども、予算編成の過程におきましては、そのときに見込まれる額を厳格に精査し、計上をいたしているところではございますが、事業実施の段階でやむを得ず事業進捗が見込めなくなった今回の場合ですと、野村布気線整備事業1億2,321万円とか、入札差金については、消防救急無線デジタル化整備事業が6,509万円の減、北東分署建設事業5,547万円の減額などが出てまいっています。

今回、見込み額を見込んだ上で減額補正となっていますけれども、決算において不用額を多大に発生させないよう、過去におきまして3月補正は同様の減額を行っておりますことを、ご理解をまずはいただきたいというふうに思います。

次に、繰越明許費について。

会計年度独立の観点から、私どもも極力抑制すべきものだというふうな認識をいたしています。

今回の補正予算での繰越明許費の要因でございますが、年度内に完了が見込めず、新たに追加す

る4事業では国や市債などの財源を充当するため、繰り越しするものが3事業、久我福德線、防火水槽、単独災害、継続的に事業進捗を必要とするものが1事業、和賀白川線でございます。また、変更する5事業につきましては、入札不調や地元調整などにより、繰越額の変更を行うものでございます。

国などの特定財源をその年度の事業として充当しなければならない場合や、継続的な事業進捗を必要とする事業において不測の事態が発生し、やむを得ず年度内完了が見込めない案件に限り、繰り越しをいたすことといたしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農林関係の減額補正について何点かお尋ねですので、私のほうから答弁申し上げます。

まず、農地費の市単土地改良事業につきましては、地元要望により計画的に進めるものや、過年度の実績などから設計等委託料、工事請負費、原材料費、補助金等を当初予算に計上いたしているところでございます。本議会での減額につきましては、地元からの要望が当初見込みより少なかったことや入札差金などによるものでございます。

次に、林業振興費の林道施設維持管理事業につきましては、例年、林道において台風被害の大きい箇所は国の災害復旧事業で対応いたしまして、小規模な土砂の堆積等によるものは、林道施設維持管理事業で対応いたしておるところでございます。今回の減額は、例年より小規模な土砂の堆積等が少なかったことによるものでございます。

それと、620万とおっしゃいましたけれども、森林環境創造事業の関係につきましては、補助事業の額の確定によるものでございます。以上でございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

農林の予算は、今、市単事業なんですけど、やっぱりその事業は予定にはなかったと言いますけど、やっぱり来年度も要求があると思うんです。特に農業については、どうしても3月末から田植えの準備に入ると、どうしてもそれに支障を来す場合の要望があろうかと思うので、やっぱりそこらは前倒ししてでも、予算を残さんでも、前倒ししてしまうと来年の田植えに間に合うということもあるので、時期的なものもあるので、やっぱりそんなところでもう少し来年度予算の、来年の要望も含めた中で予算を残すんやなしに、前倒しでも時期的なものがあると思うんですよ。だから、それは前倒ししてでもやるべきだと、消化すべきやないかと、予算を残すべきやないというふうに思うので、農業については前倒しすべきだというふうに思います。

それから、林道については災害のと言いますけど、今、亀山市に林道は約40本ぐらいあるんですよ、広域基幹林道は別として。しかし、その他の林道は広範に荒廃しておる。しかし、これは国で対応してもらい、県で対応してもらいというのではないですよ。市単事業で、あくまでも単契であろうと現場に応じた災害の復旧の仕方はあると思うんです。使用不可能なところを使用可能とするために一々入札しなくても、随契であろうと、それから単契であろうと、やっぱり復旧すべきところは予算を残さなくても、やらなきゃならん林道の崩壊は数多くあるんです。そやで、そんなと

ころで予算を残すこともなく、できるだけ、せっかくつけた予算を有効に活用することによって林業経営も成り立つところもあろうかと思うので、やはりもう少し現状の林道を見きわめた上で、農地、また林道についての地元負担で施行するようなことについては、できるだけ予算を残すことなく消化していただきたいということを要望しておきます。

それから次に、議案第42号、26年度の亀山市一般会計補正予算。

これは、国の補正予算に基づく地域創生に絡むもんだらうと思うんですけど、これは12月に閣議決定されておるんですけど、これは主にプレミアム券を発行するという中身なんですけど、これにもいろいろ問題があろうかと思えます。メニューが多くあった中に特定したメニューを、亀山市は5,000万の予算をこの6号でやっておるんですけど、こんなことはもう少し3月議会で、全額これも繰越明許でやむを得んだらうと思うんですけど、ここらについてはやっぱり地域創生で、いかにして地域に早く反映しようかというのであれば、やっぱり市長に専決権があれば、こういうものこそできるだけ1月、2月にでも専決していれば、3月までに消化して地域の創生に還元できる方法はなかったのか。

あくまでもこれは全額で、ほかの町村もいろいろあろうかと思えます。既にプレミアム券を発行したところもあるけど、これについてもそれぞれの市がいろんな問題を抱えております。ここらについて、これは一般質問等でも出てこようかと思う、ほかの方が質問されるだらうと思うんですけど、なぜもう少し早くこれを事業化することができなかったのかということ、それからまずいろんなメニューがあった中に、地域活性化の生活支援型と地方創生先行型等の緊急支援交付金等を取り扱った中身のメニューの決定について、どのような経過をたどって決定されて予算化されたのかと、なぜもう少し具体的に利用をしなかったということをお聞かせ願います。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

地域住民等緊急支援交付金につきましては、議員ご指摘のとおり、昨年12月の閣議決定によるものでございまして、国の補正につきましては、本年2月に決定をいたしまして、それから事業の選択に入ったところでございまして、亀山市も含めて3月の補正予算での対応ということでございまして、今後はこの事業が確定してきておりますもので、スピード感を持って絞った対応を心がけていきたいというふうに考えております。

それと、地域消費喚起生活支援型と地方創生先行型、この2種類の事業がございしますが、このメニュー選定ということでございしますが、まず地域消費喚起生活支援型につきましては、物価動向等の地域の実情に配慮した消費喚起でスピード感を持って行っていくということでございまして、生活支援策としてプレミアム付商品券の決定を行ったところでございます。

また、地方創生型につきましては、仕事づくりなど地方が直面する構造的な課題へ実効ある取り組みを行うということで、地方総合戦略の策定に関する経費でありますとか、メニュー例として、U・I・Jターン、観光振興、少子化対策、こういうものがございまして、その中から庁内で検討して決定をいたしたところでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

これについては、地域総合戦略会議、推進会議が立てられたらしいんですが、やっぱりそこらは地域総合戦略会議で決めていくことであって、先行型でやられたんだろというふうに思うんですけど、やはりそこらはプレミアム券についても、それからほかの事業についても、もう少し具体的に精度の高い中身を考慮していただかないと非常に不透明であるというようなことで、市民にとってもどの範囲なのかというのと、他市町ではトラブルも起こっておるということも聞いておりますので、もう少し十分な精度の高い説明を予算決算委員会までにでも提案して、提出していただきたいなあ。トラブルの問題があると思うので、そこらについても十分出していただきたいというふうに思っております。

それからその次に、議案第4号亀山市行政手続条例の一部改正についてなんですけど、この改正の趣旨と内容について、改正することによってどうなるという、何がどのようによりよくなるのかというようなことがただ条文解釈だけであって、書いていないのでよくわからないんですけど、地方自治法における行政手続法の取り扱いなんですけど、地方自治法という行政手続と今の条例という制度と行政手続法との関連について、どのようにこの手続法が変わって市の制度は変わったのかということなんですけど、今までは法律に根拠を有する処分のみ適用であったのが、条例に根拠を有する処分や行政指導等については適用除外となるというふうに書いてあるんですけど、その辺の解釈はどのように解釈するんですか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、行政手続法は、申請の処分の迅速化、不利益処分の公正・公平化、行政指導の明確化などによりまして透明性の向上を図るため、平成5年11月に法が制定されております。

地方自治体が行う処分及び行政指導につきましては、地方自治の尊重の観点から行政手続法の規定がそのまま適用されず、同法の趣旨に沿って必要な措置を講じるよう努めなければならないこととされ、本市においては、平成19年3月に亀山市行政手続条例を制定し、今日に至っているところでございます。このようなことから、地方自治法に基づき、地方自治体が制定する条例に根拠を有する処分や行政指導につきましては、適用除外とされているものでございます。

また、議員ご指摘のどのような形で内容が変わってきたかということですが、3点ございまして、1点目としては、法律または条例に基づく行政指導につきましては、その法令の趣旨等を明確にするということですが、2つ目には、行政指導の中止を求めることができるということが加えられております。また、3つ目には、第三者がその是正のためにされるべき処分や行政指導がなされていないと思料される場合には、その是正のためにされるべき処分や行政指導を求めることができる、こういったことが改正の内容としてつけ加えられたところでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

あくまでも、上位法令に基づく市の条例を運用したということなんですけど、その許認可の権限に基づく処分権限の行使というのはいかなるものを、今の亀山市においてどのようなことを指すの

だろうと。

それから、要件に適用しない行政指導等を受けた場合、市の機関に中止を求めることができると。市の機関というのは、どこの機関を市の機関と指すのか。それは、その案件によって、建築であろうが、土地であろうがいろいろなものがあるかということとは想定されるけど、市の機関としての機関はどこを指しておるのかをあわせてお伺いします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず1点目、想定できる案件でございますが、市の条例に根拠を有するものとしたしましては、例えば亀山市環境保全条例に基づく開発行為に対する指導でありますとか、亀山市火災予防条例に基づく空き地の枯れ草の刈り取り除去の指導など、こういったものがございます。

2点目といたしまして、中止を求める際の機関ということでございますが、全体といたしましては、亀山市という形でお受けをするものでございますが、それぞれ担当部局において対応するものというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今回の大きな改正の中で、処分と中止ということがあるんですけど、もう1点、第三者が行政指導を行うと。第三者というのは市民なんですね。だから、行政機関が事業者に対して行政指導をするのは今までも、今の環境だとか十分あると思うんですけど、ただ第三者、市民があらゆる面で行政指導についての申し立てができる。これが今回加わったわけですけど、かえって第三者となるという人ですね。亀山にしてもいろんな方、情報公開の開示やとかいろんなことで、第三者がその事業者に対して行政指導をしたことによって業者は中止をすることができるということは、市の機関にということになってくるんです。この第三者が非常に問題であって、第三者はどこまで事業者に対して行政指導の案件を申し出て、事業者が中止ないしまたは行政処分をするという市の機関の間には、かなりの、今まで以上によくなるんやなしに、考え方によっては非常に混乱する。

そして、指導する指導職員、行政指導をする職員は法令をもって、条例をもって明示した範囲内で指導をするという中で市と業者はあるんですけど、第三者にそれはないんですね。だけど、終末の処分等に関しては、市の機関へ委ねられるんですけど、その辺についての、混乱を招く、また指導をする行政機関というのは非常に難しい、混乱を招くんであると思うんですけど、その辺についてのお考えは。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本改正によりまして、議員がご懸念されますように、第三者による処分等の求めが頻発することも想定され、行政指導に携わる職員の負担が増加するという懸念がございました。

本条例の改正による新制度の実施に当たりましては、処分等を行う所管部局・室に対しまして、新制度の運用に当たって留意すべきことを周知するとともに、第三者による処分の求め等があった

場合には、本条例の所管室であります企画総務部総務法制室と連携を図ることにより、円滑な制度運営を行えるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

ただ1点、市の考え方の中に、行政指導員がその根拠となる法令の条項等を具体的に示すよう努めますと書いてあるんですよ。法令は、しなければならないと書いてあるんですよ。努めるんやなしに、しなければならないと書いてあるんですよ。示さなければならないと書いてある。その辺の語句の考え方によって大きく考え方が変わってくると思うので、その辺の考え方をもう少しはっきりしていただきたいなあと、それはまた申し添えておきます。

次に、議案第13号亀山市学童保育所条例の一部改正についてなんですけど、これについては定数、あくまでも学童保育所、放課後児童クラブへという趣旨の内容であろうと。それから、40名というように大きく示されておりますが、条例そのものについてはどうこうないけど、経過措置に改めてまた当分の間、放課後児童クラブの定数の規定は適用しない、従前のままで経過措置というふうに書いてありますが、その辺についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

昨年、9月定例会にてご審議、可決をいただきました条例において、附則で経過措置を規定いたしましたのは、一の支援の単位を構成する児童の数をおおむね40人以下とすることとしたところで、従来の基準70人から大きく変更となりますことから、基準を満たすには一定の時間がかかるものと考え、経過措置を設けました。

今回の亀山市学童保育所条例の一部改正については、9月に制定をいたしました条例の基準と整合させるために、定員をおおむね40人と定めるに当たり、改正前の定員70人から大きく変更となりますことから、前回と同様に一定の時間がかかるものと考え経過措置を設けたところで、附則は必要であると認識しております。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

9月にいろいろけんけんがくがく議論をした中で、だから、経過措置はそこで十分果たされておるわけですね。これは、あくまでもこの学童保育所については、指定管理者の4施設についてのみ適用されると思うんです、この条例は。だから、9月にしたやつは全部、保育所全域にわたって40名という経過措置なんですけど、この条例は、あくまでも学校区を定めた指定管理者に適用される条例だと私は認識しておるんです。だから、今回の条例はあくまでも学校区を定めた、要するに4地区に適合するに限っての条例改正なんですよ。だから、9月に40名で経過措置しておるんやったら改めてここで経過措置を書く必要は私はないと。あくまでも条例であって、これは指定管理をしておる公設の学童保育の児童クラブの条例改正ですよ、これは。それを改めて書く必要はないもつと決めてあったら、ここで改めて経過措置を書く必要はないと思うんですよ。当分の間とは一

体何ぞやということで、非常に前回は曖昧やったんです。それから半年たったんですけど、どのように当分の間というのを検討された結果、どのように書くのかお聞かせ願います。

○議長（前田 稔君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

昨年9月の定例会にてご審議いただきました条例のほうは、1の支援の単位を構成する児童の数をおおむね40人以下としたところがございますが、今回は定員をおおむね40人と定めるということで若干違いがございますので、経過措置を設けたところがございます。

なお、その期間でございますが、5年程度で入所児童数をおおむね40人の定員になりますように、皆様と協議をしつつ対応してまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

当分の間というのは、より具体的に対応する手段、方法をやはり示していただかないと、あくまでも40名にこしたことはないんですけど、いろいろ甲乙、増減はあろうかと思うんですけど、そこらを含めて、あくまでも指定管理をしておる公設についてはよろしいんですけど、前回、12月議会で、市長はあくまでも民設民営であるということに対して、議会全員で公設民営ということを決議をさせていただきました。

しかし、それから3カ月たっておるんですけど、議会が全員一致でした決議に対して、どのように市長として考えてみえるのか。どのように今後対応しようとしておるのか。学童保育所、今の放課後児童クラブを含めて、今後はいろんな意味で民営はどんどんふえてくる可能性はあります。やはり学習塾さんがやりたいということも聞いておりますけど、あくまでも指定管理を含めて、市としては民設民営しかせんという方針ははまだ堅持されるのか、議会が公設民営として全員一致で決議したものに対する今の市長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

以前にも申し上げたかわかりませんが、この4月から子ども・子育て支援新制度がスタートいたします。したがって、今後5年間の放課後児童クラブのありようにつきましても、この支援計画の中で明示をさせていただいたところがございます。

今日までの経過、それから今後のいろんなニーズの変化、しっかりこの計画や議会の決議については真摯に受けとめさせていただきますが、今後の支援計画の中で、条例に基づいてしっかり対応させていただくという思いでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

真摯に受け取ってもらっただけではちょっと進まんと思います。

ただ、劣悪なんです。やっぱりこの学童保育所から放課後児童クラブへかわった、劣悪な環境に

ついてはいち早く何らかの方法で、公設になる方法で資金面でも十分対応していただいて、もう少し具体的な、真摯な方策を打ち出していただくことをご要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

17番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時02分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 中村嘉孝議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

新和会の中村でございます。よろしくお願いいたします。

今回は一般会計に絞りまして、質疑をいたします。

特別会計、企業会計等をトータルいたしますと、332億円ぐらいあるわけでございます。一般会計は204億250万ということで、まず1点目でございますが、議案第26号平成27年度亀山市一般会計予算について、平成27年度の予算編成の基本的な考え方でございます。

昨年の12月議会におきましてもお伺いしたところでございますが、予算編成の考え方として、ご答弁の中で、本市の持続的成長と市民の暮らしの質（クオリティ・オブ・ライフ）の向上を目指し、後期基本計画を着実に進め、持続可能な行財政運営を図るため、施策や事業の選択と集中による財源の有効活用を図るということでございました。

また、歳入に見合った歳出の実現に取り組むということ、それに今後予想される一層厳しい財政局面に備えるため、5つの重点事項を重視して取り組んでいくということでございましたが、今回確認の意味も含めまして、本年度予算編成の基本的な考え方について、改めて市長にお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

14番 中村嘉孝議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

予算編成の基本的な考え方でございますけれども、平成27年度一般会計当初予算は、本市の持続的成長と市民の暮らしの質（QOL）の向上を目指し、第1次総合計画の実現に向けて後期基本計画を着実に進める予算として、第2次実施計画に位置づけた新規12事業を含む66事業を主要事業として計上いたしました。

その中でも、新しい自治の仕組みづくりとして、地域コミュニティのしくみづくり支援事業や地区コミュニティセンター充実事業、教育、子ども・子育て支援として、中部中学校クラブハウス建設事業や子ども・子育て支援事業計画の関連事業を重点事項として計上したほか、施策や事業の選

択と集中により財源の有効活用を図り、歳入の確保と歳出の削減に取り組んだ予算とさせていただきます。

先ほども、午前中もご答弁させていただいたんですが、同時に全庁を挙げて常に問題意識を持って日常の惰性や慣習から脱却しようということで、平成27年度を改善の年として位置づけたところでございまして、職員一人一人の小さなアイデアとか創意工夫とか、この小さな改善が人から人へつながって、組織として大きな成果につなげたいという思いを持って、新年度、臨んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

収入に見合った歳出予算を組むというのは大変重要だと考えます。

市税収入が過去最高でありました平成20年、そのころは約145億円あったと記憶しております。そういったときから、現在45億円減少しているという表現もございました。交付税も年々減少しているということ。そういった中、歳出削減のために行革のもと、経常経費において約2億円の削減を行ったということでございます。

この経常経費というのは、主に自治体の行政活動を支えるため、毎年継続的・恒常的に支出される経費、つまり私が思いますのは、物件費とか需用費、委託料等だと考えます。俗に言う義務的経費もこの中に属するという考え方もあるわけでございますけど、今回は該当しないと私は考えておりますが、具体的にどのようなものを削減されたのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成27年度予算編成におきましても、引き続き標準予算において目標額を設定し、経常的・定型的な事業について、削減に取り組んだところでございます。

目標額設定においては、報酬や賃金を含む人件費や扶助費、工事請負費などは対象外として、消耗品などの需用費や委託料などの削減に取り組んだところでございます。

その結果、予算調整を行った結果として約2億円の削減となったところではございますが、主なものといたしましては、溶融処理施設のコークス等溶融副資材の見直しによる消耗品で1,130万円と燃料費で400万円の減、衛生公苑の修繕の見直し等で860万円の減、待機児童館施設の運営委託料の見直しで440万円などの減が主なものでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

大体、主なものが消耗品や委託料ということで理解させていただきました。

本年度の一般会計予算額というのは、対前年比1.1%減の、先ほど言いました204億250万円ということでございます。昨年より、先ほど市長もお触れになったんですけど、戦略プロジェクトを立ち上げられまして、本年度、新規事業として12事業が上がっております。

この中で、本年度特に力点を置いて実施する主要事業はどんな事業なのか、お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

特に力点を置いて実施する主要事業でございますが、具体的な事業といたしましては、先ほどの市長答弁と重複するところもございますが、新しい自治の仕組みづくりとして、関南部地区まちづくり協議会の活動拠点ともなる関南部地区コミュニティセンター建設を進める地区コミュニティセンター事業や地域コミュニティのしくみづくり支援事業を、また子供たちの教育環境の整備として、中部中学校クラブハウス建設事業や川崎小学校改築事業に引き続き取り組んでまいります。ほかにも、4月からスタートする子ども・子育て支援事業計画の推進を図るためのさまざまな事業を進めてまいりたいと考えております。

また、まちの魅力や価値を高めるため、亀山駅周辺市街地再開発推進計画策定事業に取り組み、市の玄関口であるJR亀山駅周辺の再生を進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

関南部地区コミュニティセンターとか川崎小学校等々、5点か6点ほど上げられました。

質問といたしましては、特に力点を置いた事業というふうに今お尋ねしたわけでございますが、全てが力点を置いておると、そのように理解させていただいてよろしいのでしょうか。特別何かこの中であれば、特に力を入れているようなものがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま申し上げました事業は、全て力点を置いておる事業でございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

全て力点を置いておるということで、理解させていただきます。

市長は就任当時より、毎年行政経営の方針を掲げられまして、行政経営に努められてきたところでございます。先ほども、小坂議員からもご質問がございましたんですが、いろいろスローガンを掲げられております。平成22年度が始動の年、助走の年、そして離陸の年と。22年から始まりまして、力強く踏み切られて、25年度は考動の年、考える、動くですね。考動の年。それで、26年度は創意の年で位置づけられまして、本年度に至りましては改善の年と、そのようなスローガンを掲げられてやっといこうということでございます。

この改善の年という意味合いについてお聞きしようと思ったんですが、先ほどご回答がございましたので理解はさせていただいたんですが、毎年いろいろなスローガンを掲げておられるわけですが、過去のスローガンも含めて、全部包含した中でやはり取り組んでいかなければならぬと、そのようには考えるんですが、それについて、ただの改善の年では、ことしそれだけではだめだなあと、そのようにも考えます。その辺についてご意見と申しますか、お考えをちょっとお尋

ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成22年度からその年の行政経営上のスローガンを掲げて、毎年、全庁的に活動の質を高めようということで展開してまいりました。

今ご指摘のように、その年がどういう年度であるのかということ私の言葉で表現をしてきたわけではありますが、当然、本年度というか、一昨年度の創意もそうですし、それから考動もそうなんです。そういうものの積み重ねの上にやっぱり組織としての力を進化させていくという意味合いも当然あるかと思えます。そういうものを含めて、27年度は惰性から脱却しようと、従来のものを本当に見詰め直して、行政サービス、仕組みを改善していこうという思いを込めたところがあります。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

毎年、スローガンも掲げられるわけでございますけど、だんだんネタもなくなっていくんじゃないかと、そのように思います。

次に行かせていただきます。

次に、市長の予算編成方針の中に、徹底した行財政改革の実践に取り組んでいくとございます。当市の行革大綱も平成26年度で終了いたしました。今回、新しく第2次行財政改革大綱の案が提示されておるところでございます。行革の取り組みとしても、国・県におきましても、平成27年4月には第4次一括法が施行されまして、県においては、みえ県民力ビジョンの着実な推進が行われている状況でございます。当市の第2次行財政改革大綱もそれぞれ項目ごとに目標値が設定されておるところでございます。

全体的に見て、前回の行財政改革大綱と大きく変わったところがございましたら、そのことについてお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

第1次行財政改革大綱と大きく変更した点でございますが、新たな大綱案におきましては、目標ごとに目標数値を掲げたところであり、目標達成に向けて着実に行財政改革を進めることで、持続可能な行財政運営を確立できるものと考えております。

その中でも、第2次行財政改革大綱の新たな取り組みでございますが、まず取り組み1では、収納率の向上、これは県下トップを目指そうじゃないかという思いで掲げさせていただいています。取り組み6では、新公会計制度の導入と予算編成改革を取り組もうと。取り組み8では、人件費の削減、5%の削減に取り組んでいこうと。取り組み9では、事業の再編と行政評価システムの再構築をやろう。取り組み10では、公共施設の統廃合、延べ床面積を5%縮小していこうと。取り組みの17では、成果重視型の人材育成に取り組もう。取り組みの18では、地域まちづくり協議会

の設立支援と地域一括交付金化の導入を考えていこうと。取り組み20では、協働の仕組みを見直していこうじゃないかと。主なものを言いましたけど、20の取り組みを掲げて、一生懸命取り組んでいこうという形で案を提示させていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

目標数値を掲げられるということだと、そのように考えております。かなり前回とは大分変わったと、そのように理解させていただきました。また、今後じっくり読ませていただきたいと思いません。

次に、2点目の中期財政見通しの試算ということでございます。

今回、平成27年から31年のスパンで中期財政見通しが策定されたところでございます。

策定の目的といたしましては、読ませていただきましたが、前回と目的はそんなに変わらないわけですが、また今後の財政運営の課題として、定年退職者の増加とか人件費の増等によりまして、また扶助費の増加といった中で、今後5年間で約55億円の財源不足が生じるという表現がございました。これも先ほどご質問もあったわけですが、これは財調の毎年の繰り入れ分ということでも理解させていただきました。

しかしながら、毎年約11億円ずつの財源不足ということで、この表現としては定年退職者の増加による人件費の増やら扶助費の増と、そのようにも書かれております。不足する要因につきまして、具体的に再度ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

財政調整基金から取り崩しをしようとするのはなぜなんだということであろうというふうに思いますけれども、まずは市税収入が減少していくということが1点ございます。

それと、午前中も議論させていただいた中で、扶助費等が年々増加していく。それと、議員おっしゃられたとおり、平成20年度は約146億円の税収があったのが100億円ぐらいに落ちてきたと。その中で、交付税の合併算定がえが一本算定に変わっていく段階で、中期財政見通しの試算では、5カ年で6億円削減する、このことが一番大きな要因だろうというふうに認識をいたしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

どうしても、財源不足の主たる要因というのは歳入の不足ということでございます。

今回の中期財政見通しの試算に当たりまして、第2次実施計画に掲げる事業を考慮していると。また、将来的に実施が見込まれる新規事業を含めると、財政運営が一層厳しくなるといった表記がございました。将来的に実施が見込まれる新規事業ということでございますが、この新規事業とは何を指しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の中期財政見通しにおきましては、後期基本計画第2次実施計画の期間でございます平成27年度、28年度に実施をする事業費については反映をいたしておるところでございますが、将来的に実施が見込まれる新規事業といたしましては、平成29年度から新たな総合計画において位置づけをされる事業を新規事業として考えているものでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

29年度以降の第2次総合計画の中での事業と、今のところ具体的には把握していないということとで理解させていただきます。

次に、3点目の税収見込みでございます。

昨年の12月にもお尋ねしましたが、市税収入の見通しとして、法人108社、設備投資については58社の調査を行ったということとございました。

それで、法人市民税につきましては、税率が12.3%から9.7%に引き下げられたことによりまして、税収が減ったということで、先ほどの中期財政見通しの試算によると、市税のうち軽自動車税と個人市民税は少し増加傾向にあるものの、他の法人市民税も減価償却による減少とか、たばこ税も毎年2%の減収、都市計画税も地価の下落によりまして減少すると。市税収入は税の根幹をなすものであるわけでございますが、中期財政見通しからの試算によりまして、ほとんどふえる税の種類というのは少ないと、そのように考えます。大変厳しい状況にあると思います。

このことについて、どういったご見解をお持ちか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今後の市税収入の見込みでございますが、中期財政見通しでもお示しをいたしたとおり、企業の新規投資を一定見込んで法人市民税の税率改正や土地の下落傾向等を考えますと、緩やかな減少傾向が見込まれ、大幅な税収増加は見込めないとの見解を持っているところでございます。

今後まだ、法人税率の改正とかいうのが国では考えられておりまして、その点も亀山市にとりましては、マイナスの要因になってくるんだろうというふうに考えておるところでもございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

全ての市税の種類の中でほとんどが減収ということで、難しい局面だと思います。

ご答弁のとおり、今後、市税収入の確保というのは非常に重要な課題だと、そのようにも考えます。ここに来て、何らかの税収の増加策というのは急務だと、そのようにも考えるところでございまして、大きな税収を上げるためにはどうしても企業誘致とか、そういったことが得策だと考えるわけでございますけど、何かそういった税収の確保と申しますか、それに関しまして妙案と申しますか、そういうようなのがございましたらお考えをお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

なかなか妙案というようなものはございませんけれども、今後は市税等の減収により自主財源の減少が見込まれますので、第2次行財政改革大綱に掲げる収納率の向上や受益者負担の適正化、新たな財源の確保などに着実に取り組むことで自主財源の確保に努めるとともに、国・県の補助金などの獲得に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、大綱におきましては、新たな財源の確保の取り組みとしまして、安定的な税収を確保するため、引き続き県との連携を図りながら、地域経済の安定と好循環に寄与する企業を積極的に誘致することとしているところでもございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

次に、4点目の基金等の財源の有効活用ということについてお尋ねします。

今後の財政不足に対応していくために、中・長期的な視点に立ち、基金を有効活用していくということ。当市には現在、特定目的基金や果実運用型基金が16種類、約100億円ほどあると思います。基金の中には、社会情勢や市民ニーズの変化によりまして、所期の設置目的や基金の必要性が希薄となりまして、活用の方向性が不明瞭となっているものもあります。

平成25年の2月に策定されました本市の基金の活用指針でございます。これも以前亀山市はなかったもので、つくっていただきたいということでつくっていただきました。それが今回新しくまた改定されたわけでございます。今回資料としても出していただいております。

そういった中で、基金の目的となる事業の優先度や実施の可能性そのものを見直していくということが今後より現実的な対応だと考えております。こういった特定目的基金や果実運用型基金の整理再編がそろそろ必要だと、そのようにも考えます。

そこでお尋ねしたいと思うんですが、基金の有効活用についてどういったお考えをお持ちか、お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成27年度予算編成方針においては、基金の有効活用による財源確保として、基金活用指針に沿って基金の有効活用を図り、財源確保を行うことといたしております。

基金活用指針につきましては、第2次実施計画策定に伴い見直しを行ったところでございますが、財政調整基金だけでなく、減債基金、土地開発基金、下水道事業基金など、合わせて10の基金からそれぞれの設置目的に沿った事業に充当するため、繰り入れを計上いたしましたところでございます。

今後の基金の整理再編の考え方でございますが、事業を推進する財源として、さらなる基金の活用が求められることが予想されます。現時点では基金の統廃合、再編の検討は行っておりませんが、今後の財政状況により、検討していく必要も出てくるのではというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

さらなる基金の活用が必要だと、そのようなご答弁でございました。

そういった中で、財政的にも厳しい中、所期の基金の設置目的、基金の必要性についても、中には基金自体がもう成立しなくなっているものもあると言っても過言ではないかと思えます。優先度の見直しということから整理すべきであると。

現在、ハード・ソフト事業に対する基金は、設立当初は市民の思いがあったと思えますが、そういった経過は十分市民の思いも考慮しながら、時にはそういった基金も今後取り崩していかなければならない状況にもなるかと考えます。そういったことも必要だと考えますが、それにつきましてお考えがありましたら、お答え願いたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在、市といたしまして、16基金を保有しておりますが、合併特例債により設置をした市民まちづくり基金、関宿にぎわいづくり基金や目標額に向けて計画的に積み立てを行っているリニア中央新幹線亀山駅整備基金、庁舎建設基金など、それぞれに目的を持った基金がございます。

今後の方向性といたしましては、設置目的を推進するよう基金を有効に活用してまいりますが、取り崩しの優先度については財政状況を勘案しつつ、判断してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

リニア基金とか、庁舎、まちづくり、にぎわいづくり基金等々、なかなか目的基金で取り崩せない、そういうこともわかります。理解させていただきました。

次に、5点目の経常収支比率85%以下を目指すということでございます。

前段でも経常経費につきましては、今回2億円の削減も行ったということで確認させていただきました。平成27年度の予算編成方針や行財政改革大綱にも掲げられている職員の創意工夫と意識改革によりましてコスト意識を高める中で、徹底した効率的な予算執行によりまして削減を図って、経常収支比率の抑制に努めるという表記がございました。

財政指標の中でも、特にこの経常収支比率は大変重要なものだと考えております。現在、県下で経常収支比率が100%を超えているところは現在ないと私は考えておるわけでございますけど、全国的には100%を超えているところがたくさんあるわけじゃないんですが、そういう市町もあると聞いております。

とにかく100%を超えてしまいますと、全く新規事業ができなくなるということでございます。市民ニーズにも全く応えられなくなるということでございまして、債権団体に近づいている、近づいてしまうということと言っても過言ではないと思えます。なかなか100%になるということにはならないと考えるわけでございますけど、ここ数年の亀山市の経常収支比率の推移でございますけ

ど、平成19年から平成26年まで少し調べてみましたが、平成19年が74.6%、平成20年が69.8%、平成21年が76.4%、平成22年が85.2%、23年が90.1%、24年が93.5、25年が88.5、25年が若干低くなっているんですが、昨年、26年が91.6%といった状況を見てみますと、年々この比率が増加しているというのは顕著でございます。

こういった比率の推移から鑑みまして、年々ふえておるわけでございますが、こういったご見解を持ってみえるのか、お尋ねいたしたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回、お示しをいたしました第2次行財政改革大綱案におきましては、財政調整基金残高20億円以上、市税の収納率県内トップ、退職手当を除く一般会計正規職員と非正規職員の総人件費5%の削減とあわせて、経常収支比率85%の4つを財政運営の改革の目標数値といたしたところでございます。

議員おっしゃられるように、経常収支比率は、今後歳入で市税収入の減少傾向と歳出では比率の上昇要因の一つとなる公債費償還の増加により比率の上昇が見込まれますが、目標数値である85%以下を目指し、行財政改革の徹底と効率的な執行により、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

とにかく、この比率を少しでも85に近づけるように努力していただきたいと、大変難しいことだと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

この経常収支比率というのは、財政構造の弾力性を示す重要な数値、指標であるというのはご承知のとおりでございますけど、都市部と地方によりましては、若干平均値といいますか、相違もあると聞いております。大体、70%から80%の間が望ましいと、そのように言われておるところでございますが、ちなみに経常収支比率の算出方法につきまして、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標であり、人件費、扶助費、公債費のように、毎年度経常的に支出される経費とする経常的経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入となる経常一般財源、臨時財政対策債などの合計額に占める割合を示すものであり、平成27年度の予算では92.8%となっております。

この指標は、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高くなるほど財政構造の硬直化が進んでいることをあらわすものでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

簡単に言いますと、分母、分子がございまして、その分子が経常的な経費ということで、分母は歳入と、大きくはそのように考えればいいと思います。この分母を大きくすることが一番重要だと、そのように考えるわけがございしますが、その分子である経常経費は毎年におきまして、経常的・恒常的に支出される経費でございしますので、なかなか分子を減らしていくというのは今後大変難しいものだと、そのように考えております。

毎年、本年のように削減がされたわけがございしますが、なかなか2億円近い削減というのは毎年できないと、いろんな条件もございします。それにつきまして、今後の削減につきまして、どのようなお考えか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、亀山市の経常収支比率が変動する大きな要因は、市税収入でございします。

議員おっしゃられたとおり、平成20年度では146億円あったものが、平成27年度は100億円、そうすると分母の数字が減ってくる。臨時財政対策債とか交付税というのは国のほうで決められてくる額でございしますので、なかなか変動がしづらい。税収によっては変動いたしますけれども。その中で、市税収入の中で、亀山市の変動が大きなものが法人市民税と固定資産税の償却資産でございします。これはどちらかといえば、亀山市がどうやこうやというような財源ではございませぬ。企業の動向に左右をされると。要するに、亀山市内の企業の動向に左右されることによって、平成25年度は一時的に経常収支比率は88.5まで回復をいたしましたけれども、それは平成24年度の大規模設備投資があったからこそ改善をされたんだと。

今後におきましては、何度も申し上げてはおりますけれども、行財政改革で収入の確保を図っていく、歳出の見直しを図っていく、この2本立てできちっと変えていかないといけないだろうと。その中で、今回4つの視点をもとに目標を掲げさせていただいて、事業の見直しもやりましょう、総人件費の削減もやってみようというふうな形で第2次行財政改革大綱に掲げた項目をきちっとやっていくことが、亀山市にとって必要なことなんだろうというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

確かに多額の税収をふやすためには、今言われましたように、国の経済が発展しなければ設備投資もふえませぬし、そういったところから、そういった要因で大きな税収も上がるということですので、確かに自力ではできない部分もあるとは思いますが。難しい面がかなりあるわけがございしますが、他力本願でもいけないと、そのようにも考えます。

最後に6点目の、平成27年1月14日に閣議決定された国の予算に関連いたしまして、総務省から出された地方財政の見直し及び留意事項についてということでございします。

毎年、総務省から出されるわけがございしますが、今回は選挙があったせいか、かなり市のほうへ届くのが遅かったと、そのようにも聞いております。予算編成の時期に間に合うように、国のほう

もできるならこういった留意事項は早目に出していただきたいものだと、そのようにも考えておるところでございますけど、先般総務省より、2月でしたかな。県を經由いたしまして、平成27年度の予算編成の留意事項が届いていることだと思います。かなりページ数のあるものだと聞いております。

この中で、当然、地方財政対策といたしまして、今回のまち・ひと・しごと創生事業の関連も当然記載されていることだと思いますが、とにかくこの留意事項によりまして、当市の平成27年度の新年度予算に対しまして、反映されたものがあるのかないのか。ありましたら、どんなものがこの留意事項によって反映されたのか、お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

予算編成に当たりましては、例年、国が策定する地方財政の見通し・予算編成上の留意事項や地方財政計画等を参考に進めておるところでございますが、昨年末に実施をされました衆議院総選挙の影響により、例年12月に行われる閣議決定が1月中旬におくれたことにより、十分に反映できたといった現状にはないところでございます。

しかしながら、歳入予算における普通交付税の試算のほか、地方消費税交付金等の予算額については、地方財政の見通しなどを参考として計上したほか、緊急防災・減災事業費が地方単独事業費として、平成28年度まで継続的に措置されることになりましたので、消防団車両整備について、緊急防災事業債1,560万円を活用したところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

この留意事項の中で、地方財政対策で地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を適切に確保することを基本として、地方財政対策を講じたものであるそうでございますが、その中で、地方交付税率の見直しというのがございます。例えば所得税やら法人税、酒税等々見直されたそうでございますけど、地方交付税率の見直しというのを国でやられた影響は、当亀山市にどのような影響があったのか、お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回、国は地方交付税原資の安定性の向上、充実を図るため、法定率を見直しいたしました。

所得税を、32%を改正案では地方分を33.1%に、法人税の34%を33.1%にという形の中で、見直しにより法定率分の増が地方の交付税とする財源を900億円程度国は確保をさせていただきました。このおかげでうちがどうなるのかという具体的なものはまだ示されていませんけれども、今まで交付税を普通交付税と臨時財政対策債とに分けて交付をしていただいていたけれども、臨時財政対策債の額を国は1.1兆円削減をいたしています。

ということで、亀山市がどうなっていくのかまだ少し27年度にならないとわかりませんが、交付税と臨時財政対策債の額の割合が交付税の、現金をくれる額より多くなるんだろうと。臨時財政

対策債に回されておって、借金の分を見てあげましようといった分が減るんだらうというふうな影響があるものと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

いろいろお尋ねしたわけでございますけど、当亀山市の財政も今後、中期財政見通し、先ほど出されました、それから考えましても推測できますように、歳入面でも市税の増収というのはなかなか期待できないと思います。地方交付税におきましても、段階的な、先ほどご答弁の中でもありましたんですが、減少するということが等々大変、毎年10億円近くの財源不足、それからいろんな要因がございます。そういった中で、今後の財政運営もかなり厳しい状況になると思います。行政改革大綱、特に行財政改革の徹底というのは大変急務なことだと、そのように考えます。

特に、市長が毎回言ってみえます選択と集中、スクラップ・アンド・ビルド等々徹底していただきまして、市民のニーズに応えるためにも税金の本当の有効活用を図っていただきたいと要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

14番 中村嘉孝議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時47分 休憩）

（午後 1時57分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 岡本公秀議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本公秀でございます。

ただいまから議案第18号亀山市消防団条例の一部改正について、質疑を行います。

本条例は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定され、国及び地方公共団体は消防団員の処遇を改善するため、活動の実態に応じた適切な報酬等が支給されるよう必要な措置を講ずることとされ、その結果として、今回の費用弁償の額が改定される条例案が提出されたということでございます。

そこで、幾つかお尋ねをいたします。

まず1つ、水災・火災、その他災害の警戒及び行方不明者の捜索に出動した場合、以前4,100円いただいていた費用弁償から、今回の改定によって4,000円と100円安く設定されているわけですが、これは一体どういう理由からこのような金額を設定されたのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

11番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

消防団員が災害や警戒に出動した場合や、訓練等に参加した場合に支給される費用弁償は、現行では一律に4,100円となっております。

本議案は、先ほど議員が申されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に定める消防団員の処遇改善に関する本市の取り組みとして、一律であった金額をそれぞれの活動実態に応じた費用の支給とするため、近隣他市の状況を勘案し総合的に整理するものでございます。

具体的には、危険性の高い水火災、その他の災害に出動した場合は5,000円に、議員お尋ねの水火災その他の災害の警戒や行方不明者の捜索に出動した場合と、訓練に参加した場合や、また広報活動及び講習会における指導を行った場合は4,000円に、研修会及び会議へ出席した場合は3,000円にそれぞれ改定するものでございます。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

そうすると、今回は以前一律の手当から活動内容に準じてランク分けをしたと、そういうことですね。

それで伺いますけれども、先ほど出動区分のことを、例えば本番の水火災とか、そういったことから警戒活動及び行方不明者の捜索から会議、訓練云々とかいろいろ出てきましたが、この出動区分に関して1つお伺いしたいのは、先ほどありました行方不明者の捜索が警戒活動と同じ区分になっておるわけですよ。

だけど、私も何回か行方不明者の捜索に出ましたけれども、基本的に日数もかかりますし、捜索範囲もどんどん広がっていくし、平たん地ばかりやったらよろしいんやけど山岳地帯なんかもあるし、結構危険な場所があるんですわ、行方不明者の捜索はね。平地でばかり起きへんから。

拘束時間も結構長引いて、日没までやるということが多いですけれども、この捜索活動の分類に関しましては、ちょっとこれはおかしいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

行方不明者の捜索活動について、危険なところもあるのに警戒の分類ではおかしいのではないかとご質問でございます。

行方不明者の捜索活動につきましては、議員ご指摘のとおり捜索場所によっては危険を伴う場合もございます。よって、山岳などにおける捜索活動につきましては、救助が伴う出動であることから5,000円に該当するものと判断しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、この条例案では行方不明者の捜索は基本的に4,000円口やと、そういうふう書いてありますけれども、山岳地帯は捜索即救助といった観点から災害活動に準じて費用弁償がされると、そういうことでいいわけですね。

私も何度か捜索活動は行きましたけれども、野登の仙ヶ岳とか、ああいうところも行きまし、関の観音山にも行きまし、ああいう山登りが伴うところは本当に行っておる本人も危ないんですよね。そういったことを十分考えて、そういうふうな配慮をしていただけるということは非常に結構なことやと思います。

それから、訓練とか広報活動及び指導の場合も4,100円から4,000円となっておりますが、これに関する理由もお伺いしたいと思います。どういう理由でこれはこういうふうな金額になっているのか、お伺いいたしたい。

○議長（前田 稔君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

議員ご指摘の訓練、広報、指導活動を行った場合の費用弁償を4,000円に減額した理由といたしましては、先ほども少し全体の趣旨についてご説明をさせていただいたところでございますが、警戒、捜索の場合と同様に総合的に整理をさせていただいた結果、4,000円という金額に改定をさせていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

総合的に整理と言われると余りぴんとかないんですけど、要は危険性がそれほど伴わないから、結果的にこうなったんじゃないかなあと私どもは思っております。

次に、研修、会議に出席した場合は3,000円となっておりますけれども、亀山市がいろいろな審議会とかをやって、そこに出ていく場合はもうちょっと金額が大きいんじゃないかと思うんですけれども、研修、会議の場合も椅子に座って聞いておればいいから3,000円でいいやないかと、そういうふうな考えで決めたのか、ちょっとそこも教えていただけますか。

○議長（前田 稔君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

会議、研修における費用弁償のお尋ねでございます。

議員ご指摘の研修、会議に出席した場合の費用弁償を3,000円に減額した理由ということでございますが、繰り返しの答弁となりますが、他の費用弁償と同様に、今回の趣旨からしまして、それぞれ活動の実態に応じてという趣旨を鑑みまして、総合的に整理をさせていただいた結果3,000円という金額に改定させていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

活動の実態という、体を動かす活動か非常にきつい活動か、危険性を伴うか伴わないかとかいろいろあってわからんこともないんですけど、そこで思うんですけど、警戒活動とか捜索活動とか訓練、広報、そういった活動が、処遇改善とは言いながら全部前よりも下げられておるでしょう。

これは消防本部としては、こういった活動は余り重要な活動ではないと、そういうふうな認識があるのか、それとも重要な活動ではあるがいろんなことから考えて仕方なしに下げたというのか、その辺の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

警戒、捜索、訓練、広報の活動は、それぞれの活動に対し実態に応じた適切な費用の支給とするため総合的に整理をさせていただいた結果、減額させていただいたものでございます。

よって、これらの出動や訓練、広報の活動を決して軽視しているものではなく、地域の実情に精通した消防団の重要な活動であるとの認識は変わっておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

確かに、何も本番の火災とかそういったときだけが重要なんじゃなくて、こういう日常的な活動も大切ですからね。そういったことに関する認識を深めていただきたいと思います。

金額に関しては、危険性が伴うことがあんまりないということもわからんこともないですから、これはまあ仕方がないかと思えます。

それで、今まで全部4,100円を費用弁償として支給していただいていたのが上がったのもあるし下がったのもあるわけですが、この改定の結果、今後全部の団員に支払う費用弁償の年間総額というのがありますよね。これがどのくらいふえるのか減るのか、そのところをお示し願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

年間の費用弁償の総額についてのお尋ねでございます。

消防団員に支給する費用弁償の総額は、隔年で行われる三重県消防操法大会など定例行事以外に係る費用の支給によって異なりますが、これらの行事に係る費用を差し引いた総予算を比較しますと、例年とおおむね変わらない支給額となる予定でございます。

なお、平成26年2月7日に消防団の装備の基準が改定されたことに伴い、装備の改善として昨年6月議会においてご提案をいただきました防火衣の更新を行うとともに、さらにトランシーバーの新規購入の予定や車両の更新など、費用弁償のみならず装備面からも消防団の充実強化に努めているところでございます。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

費用弁償の総額は、毎年とそう変わらないというご説明でございましたが、消防団に対しての取り扱いというのは何もお金だけの話じゃなくて、やはり日常活動における安全性を確認した装備

というのも重要視しておりますので、そういった安全のためのいろんな装備に関して力を入れていただいているということは評価してもいいと思います。

最後に、ちょっと消防長にお伺いしたいんですけども、消防団員の処遇改善というのが今回の条例の目的ですけども、簡単に処遇改善というならば、今までの金額をそのままそっくり上げてもらうたらわかりやすくてよろしいんやけどね。

だけど、今回のような活動実態に応じてランクづけをすとか、こういった改定になったわけですが、こういうことを考えますと、消防団員もご存じのようにいろんな職業の方がおるわけですよ。自営業の方もおられますし、会社勤めの方もおられるわけです。会社勤めの方は日中は会社へ行っておられるから、急に招集がかかってもなかなか応ずることができないと。だけど、あらかじめ予定の立っている出初め式とか操法大会とか、パトロールとか、そういうのにはかなり応じていただける、そういう団員もおるし、自営業でいつでも大概家において、火事や、出てこいと言うたらすぐに行けるタイプの団員もおるわけですね。

いろいろ千差万別なんですけど、出動日とか出動時間帯なんかでどうしても枠のかかった団員さんなんかもおるわけですけども、こういった団員もオールマイティにいつでも対応できる団員も全員押しなべてそれなりの処遇改善になっているのかと、そういうふうを考えているのか消防長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

中根消防長。

○消防長（中根英二君登壇）

お答えいたします。

地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要員の動員力及び即時対応力の面で消防防災活動の中核として代替性のない重要な組織であると認識しております。今回の亀山市消防団条例の一部改正につきましては、最前線の活動である災害対応を重点に費用弁償金額を改定するものでございます。

先ほど消防次長からご答弁申し上げました装備面の改善も含め、消防団全体の処遇を改善するため関係法令の趣旨に沿った取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

先ほど消防長がおっしゃったように災害対応、いざ本番ですね。これを一番重点に置くと。それはそれなりに、確かに筋の通った考えですので、これからも団員はできるだけいざ本番というときに備えて訓練を重ねなきゃいけないと、そう考えております。

けども、私は今回の議案書を見たときに一番最初に思ったことがあったんですよ。というのは、これは中国の故事で朝三暮四という言葉がありまして、すぐにその言葉を思いついたんですけども、今から1,000年前の話ですね。

中国でたくさん猿を飼っている方がおったんですよ。ある年、ちょっと餌が足らんようになったから、猿の餌をちょっと減らそうかなと思って、まず猿に言いました。これからはおまえたちに

トチの実を餌としてあげるけれども、朝3升、夜4升上げようと思うけれどもどうやと言ったところ、猿はそれは少ないと言った。それじゃあとということで、朝4升、夜3升到しようかと言ったら猿は喜んだと、そんな話があるんですけども、朝4、夜3であろうが、朝三暮四という朝3、夜4であろうが、1日に7升というのは変わらんわけで、そういうことからこういう中国の故事が出てきたわけですね。

私、この条例案を見ましてふとそんな言葉が頭をよぎったんですけども、これから消防団の処遇改善も、やはりこの費用弁償は何も今回が最初で最後じゃないんやから、これからも何か機会があったら実態に即した改善をやっていただけることを申し述べて、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

11番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑をします。

まず議案第7号亀山市職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

説明によれば、この改正は昨年8月の人事院勧告で出された給与制度の総合的見直しを亀山市もことし4月1日から実施しようとするものであります。見直しの内容としては、1つ目、給料表水準を平均して2%引き下げる。2つ目、地域手当で地域民間賃金との均衡を図る、3つ目、民間に比べて賃金水準が高いとされる50歳代後半層が多く在職する号俸では、最大4%程度の引き下げをすると、主にこういうものであります。

そこで、まず医療職給料表を除く全ての給料表について、平均2%引き下げるというふうになっておりますが、平均であるということなので年代によって引き下げ率が異なるのではないかとということで、年代別の引き下げ率を教えてくださいたいと思います。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の給料改正によります本市の年代別の引き下げ率でございますが、行政職1表の給料表対象職員で見ますと、20代で平均約0.2%、30代で平均約1.8%、40代で平均約2.0%、50代で平均約2.9%となっております。職員全体で平均約2.0%の減額となっております。

服部議員がおっしゃられた4%というのは、50代後半層が中心で4%近い引き下げでございますが、今回は50代の年代ということですので平均して2.9%ということになっております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

年代別に出していただいて、50代で約3%で、50代の後半になると私のこの資料によれば最大4%ぐらいになるというような数字であります。

これは民間企業の高齢層に対する賃金抑制というのがやられておまして、それをいいものとい

う前提で民間と公務の賃金の比較をした、そういう人事院勧告だということでもあります。

それで問題は、民間でも公務でも50歳代というのは役職者が多くなる年代であります。私が問題にするのは、この役職者の処遇が民間も公務もほぼ比較できるような、同じような仕組みであるのかどうか、こういう問題であります。

例えば、亀山市の場合、50歳代ということになると部長、局長、それから室長という方が多いわけですが、民間の役職者の場合はどうなっているのか。先ほど言いましたように、比較できるほど似通っているのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

民間企業におきましては、55歳を超えると一部で役職定年がなされ、給与が7割から8割に減額されるということが、大企業を中心に銀行等でも一部その傾向が見られるということは認識をしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

50を過ぎた時点で、いわゆる役職者の処遇という問題については民間とはやっぱり違うということですね。

民間の場合は、役職定年ということで役職を外して、それに合わせて賃金も下がると、こういう仕組みがあるわけです。ところが、公務員の職場は50歳代から室長になって、部長になってということで、役職でずうっと定年まで迎えるという方が多いわけですね、役職者については。

こういう民間の役職定年のある賃金水準と、それから公務員のように50歳代で室長になったり部長になったりしてというような、そういうものとはやっぱり比較の対象に私はできないんじゃないかというふうに思うわけですが、仕組みが違っていても比較をあえてする人事院勧告というものを、こういう仕組みが違って準じなければならないのか、この点についてはどうですか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先ほど申し上げました大企業、銀行、一部ということで企業全体ということではないというふうに認識をしております。

それと、これまでから本市におきましては都道府県や政令市のように人事委員会を設置しておりませんことから、独自で民間企業の給与等の実態調査を実施することも、独自の給料表を設けることも現実的にはできない状況でございます。

そうしたことから、民間の給与水準が上回る場合だけでなく、民間の給与を下回る場合も同様に人事院勧告を尊重した国家公務員の給与体系に準拠してきたところでございまして、今後も同様であると認識をしております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は公務員の処遇というのか、これをまず基本に考えて、それに見合う賃金をどうするのかということがやっぱり基本だろうと思います。

そういう意味で1つ紹介したいのが、地方公務員の給与の根本は何によって決められているかというと、地方公務員法なんですね。この公務員法の24条1項に、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」。つまり、給料というのは職員の職務と責任に応じて支払うんだと、こういうことが書いてあるわけです。つまり、部長は部長、局長は局長、室長は室長というその責任の度合いに応じて給料がそれぞれあるんだと、こういうことなんです。

そうすると、今回のように役職が50歳代になって室長になり局長になり、部長になりと変わっていくわけですがけれども、そういう責任は大きくなっていくのに、給料についてはいわゆる民間の比較との問題で下がっていくと。

抑制されるということになると、これは市長に聞きたいんですけども、この公務員法で言う職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないということに反するのではないですか、こういう扱いは。その点、どうですか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

地方公務員法は専門的なお話ですので、私のほうからご答弁させていただきます。

地方公務員法第24条第1項では、議員ご指摘のように職員の給与はその職務と責任に応じるものでなければならないとされており、役職と責任に応じた給与の支給をうたっているものでございます。

今回の改正がこの条項に抵触しているのではないかというご指摘ではございますが、それぞれの役職間には改正をいたしましてもそれ相当の給与支給金額に開きがございまして、これをもってすぐさま24条に抵触しているとは言えないというふうに思います。

しかしながら、今回の改正は特に50歳代の管理職中心に減額幅が大きくなっておりますことから、これまでより管理職とその他の職との差というものは少なくなるというふうに考えております。こうした意味合いからは、地方公務員法第24条の趣旨とは一部合致しないものという認識は持っております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱりまともにその条文を読めばそうですよ。

つまり、職務とその責任に応じて給料は決まるんだというのが大原則なんで、仕事はどんどんふえて責任も重くなるけれども、民間がこうだからあなたの給料は下がりますよという話は、やっぱりこれは私は違うんだろうというふうに思います。

例えば、民間のように役職定年をつくって、要するに55歳になったら役職を解いて給料も7割、8割になると、そういう仕組みにするのであれば、それは合っていますよ、民間とね。だけど、そんなことはできないですよ、実際問題今の公務の職場でね。

だからやっぱりそこは違うんだから、民間と公務の職場の違いがあるんだから、やっぱりここは全く一緒の扱いをする、とにかく人事院勧告で言われたからそれに準じるんだということでは、私はないんだというふうに思います。

最後にもう1点お聞きしたいのは、櫻井市長にお聞きしますけれども、去年の12月議会で私はこの55歳を超える職員について、いわゆる勤務成績が良好であっても昇給しないという昇給抑制が決められたわけであります。

今度は、その上に50歳になると給料がほかの年代よりも下がるというのか、相対的に低くなる。こういうことになってくると、本当に50歳代というのはもうダブルパンチなわけですよ。50歳代というのは、子供が大学へ行くとか、いろんな意味で、ほかの年代もいろいろ抱えていますけれども、家計にとっては大変な負担があるという世代です。

そういう世代が、こういう比較の対象にできないような理由でもって賃金が下がるということは、私はやっぱりこれはおかしいんじゃないかなというふうに思います。

市長に聞きたいのは、去年の12月のときには、こういう昇給抑制をしたら職員の働く意欲がなくなるんじゃないかというふうにお聞きしたら、市長は働く意欲は下がりませんというふうに答弁されて、非常に私は憤りを覚えたのを覚えています。

今回さらにこれを、給料表を大きく引き下げることまでやったら、今の市役所を支えている役職者の人たちが本当にやる気をなくしてしまうんじゃないか、意欲がなくなるんじゃないかということに危惧するんですが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨年11月の改正に続き、今回の平均約2%減となる給与改定を実施することについては、職員に対しまして大変心苦しく思っておるところでございます。

しかしながら、先ほど人勸の制度的なご指摘もございました。いわゆる人勸に準拠する官民の比較の仕組み自体について、今ご指摘も頂戴をしたんですが、先ほど部長が答弁を申しましたとおり、本市のような5万人規模の自治体において、例えば人事委員会を設置するとか、こういうことはできない状況下でございまして、また独自の民間調査もままならないという実態もあるわけでございますので、現状では人事院勧告を尊重した国家公務員の給与体系に準拠せざるを得ない状況であるということについては、ご理解をいただきたいと思っております。

また、その一方でモチベーションの低下につながるのかというご指摘ですが、ご案内のように現在の年金制度におきまして段階的に支給年齢が引き上げられておる中にありまして、定年退職後に無年金となる期間が生じるということから、高齢者の再任用制度が創設をされたところでございます。運用も始まっておるところでございますが、さらに高齢層の給与減額につきましては、こうした再任用職員の給与にも充てられていくということでございますから、高齢層の職員には一定の理解が得られているものと認識をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後もの確に私どもは対応していきたいと、このような立場でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が危惧するのは、今若い30代、40代の人がこれから亀山市を背負っていただくんですけども、そのときに自分が将来50歳代になったときに、役職についていけば責任は大きくなるんですが、給料についてはこういう扱いをされるんだということで、本当に未来に希望が持てるのか。そういう職員が、将来部長や室長になって頑張ろうと、こういう意欲が高まるんだろうかというふうには危惧するんですよ。

だから、先ほども言いましたように地方公務員法にあるように、やっぱり給料というのはその職務と責任に応じたものというのが私は大原則だろうと思う。これに合わないような人事院勧告については、独自に亀山市はこうしますよというのがあっても私はいいと思います。

そういうことも含めて、今後本当にこの人事院勧告をそのまま適用するのがいいのかどうかということはやっぱり考えていく必要がある。とにかく人事院勧告が出れば、思考停止でもってとにかくもうそれは全部従うんだということには私はならないんだろうというふうに思います。

今回のこの問題については、非常に問題が多いということを指摘して次に移っていきたいと思います。

次に、議案第42号平成26年度亀山市一般会計補正予算（第6号）であります。

これは国の補正予算、緊急経済対策ということでありますけれども、2つの交付金があつて、地域消費喚起・生活支援型として3,243万7,000円と、地方創生先行型として2,210万円と。合計すると5,453万7,000円というのが亀山市の交付金になっています。これの特徴は、ソフト事業に限られるとかいうことがありますけれども、基本的には使い道が自由なお金だということでもあります。

そこで、まずこの使い道自由だというこの交付金がなぜプレミアム付商品券、それから地域総合戦略等策定、かめやまげんきっこ育成、観光交流促進と、この4つですね。これになったのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、第6号補正として計上させていただいております地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、先ほど議員申されたように、地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の2つに分けられております。

その中で、地域消費喚起・生活支援型につきましては、国が期待する市町村の事業としてプレミアム付商品券発行事業が上げられております。また、近隣市においても同様の事業が予定されていることなどから、本事業を選択いたしましたものでございます。

また、地方創生先行型につきましては、交付金の配分額が県下14市で最も少ない額となっておりますことから、国の示されたメニューの中から選定いたし、事業実施の前提となる地方総合戦略策定のほかに少子化対策として本市の子育て支援のさらなる充実を図るため、地域子育て支援センターを中心としたかめやまげんきっこ育成事業を、また観光振興として関宿重伝建選定30周年を

節目としたこの機会を捉え、さらに本市の魅力を発信する観光交流促進事業の3事業に的を絞って実施することといたしたところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

誤解のないように言っておきますけれども、このメニューは例として示されていますけれども、そのメニューからしか選べないんじゃないですよ。この目的にさえ合えば、どんな事業でもいいんですよ、これは。だから、そういう意味では知恵の出どころやと私は思います。

せっかくの5,500万というお金が交付金で来ながら、今の話を聞いていますと、本当に市民生活の支援とか、それから地域経済の活性化とかに役立つような使い道では私はないんじゃないかというふうに思うわけでありまして。

例えば、若い人たちのUターン、Iターン、Jターンの助成というようなこともメニューの中に入っていますけれども、そういう意味でいくと、あした一般質問で紹介しますが、兵庫県の加西市というところが奨学金の返済を抱える人たちに市に住む、もしくは市内の事業所で働くことを条件に、この奨学金の返還額の3分の1を補助しようと。若い人たちの生活を支えるとともに、定住を促進するという形の補助制度をやっているんですね。だから、生活を支えるとともに定住を促すと、こういう使い方だってあるんですよ、知恵を出せば。

まずプレミアム付商品券の問題ですけれども、これは1999年に地域振興券という現金を2万円でしたか、配るというのがありましたね。結局、これは経済企画庁が後で多くが貯蓄に回って効果がほとんどなかったというような反省をしておりますけれども、これは当時天下の愚策だというふうに皮肉られます。

今回は、現金ではなく商品券を買うという形にはなるんですけれども、これで新たな消費の喚起につながるのかどうか、この点についてどう考えてみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まずプレミアム付商品券の概要をお話しさせていただきますが、その商品券発行事業補助金につきましては、国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用いたしまして、市内限定のプレミアム付商品券を発行することにより地域消費を喚起いたしまして、地元事業者等の販売促進による地域経済の活性化に資することを目的として、その実施主体となる亀山商工会議所に補助金を交付するものでございます。

今、議員がおっしゃいましたように、地域消費の喚起になるのかということですが、商品券にプレミアム分が付加されることによりまして新規の消費が誘発されることが想定され、地域消費の喚起につながるものというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いろいろ聞いてみましたけど、市民の人に。例えば1万円で1万2,000円分、確かに2,0

00円分は余分に使えるわけですがけれども、じゃあ何に使うかというと、結局日常生活の食料品を買ったりとか、そういうことに使っていくんで、特段新しいものを買おうということにはならないだろうというのが大半の意見ですよ。

だから、従来どおりの消費は行われるだろう。それが今まで現金で買ってあったのが商品券にかわるぐらいのことで、大きな消費喚起と言えるようなものは、私はないだろうというふうに思っております。

その中でも、それはひとつの問題ですがけれども、もう1つ、地方総合戦略等策定事業という問題があります。

これは1,000万円の予算ですね。そのうちの774万がいわゆる地方総合戦略の策定のためにコンサルへ回す、払う委託料やということですね。しかし、こんなに費用をかけなければならないんですかね。

もう1つ問題なのは、27年度の予算案を見ると、29年度からの新たな総合計画の策定のためにコンサルへの委託料480万計上しておるんですよ。つまり、亀山市にとって同じような中長期的な目標、計画をつくるのを、一方は地方総合戦略として774万円を出して、もう1つは総合計画として480万円を出してと、これはどう考えても私は無駄遣いやと思うんですけれども、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、地方総合戦略等策定事業については計画策定支援委託料として774万1,000円を計上しております。これはご存じのように国の交付金1,000万の枠ということできせていただいたところでございます。

今、議員からは恐らく総合戦略と総合計画、両方の目的が似通っておりますもので、こういった事業を個々にやるのではなくて一体的に取り扱いができないのかというご指摘ではないかというふうに考えております。

私どもも総合計画については2年後ということで、あと総合戦略については27年度ということで非常に近い、28年度、29年度で策定をいたしていくものでございます。

しかしながら、総合計画につきましては、各地方公共団体の総合的な振興、発展などを目的としておりまして、また地方版の総合戦略につきましては、人口減少克服、地方創生という目的としておりまして、両者は目的が違うということがございます。

ただし、地方版総合戦略を策定する際には、人口動態などの似通った調査がございまして、こうしたものにつきましては、1本にまとめさせていただきまして極力無駄のないような形で進めたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

774万と480万、やっぱりこれ両方ともそれぞれやるというのは無駄ですよ。

地方版総合戦略策定のための手引きというのが内閣府地方創生推進室から出ています。これを読

むと、確かに別々につくりなさいよとは書いてあるんですが、こういうことも書いてあるんですよ。総合計画等と、それから総合戦略を一つのものとして作成することは可能であると考えますと。

つまり、内閣府もこれを一つにしてつくることはいいですよということをこの中でうたっているわけですよ。だから、お金がないお金がないと盛んに言われるわけですから、やっぱりこういうところはきちっと知恵を出してやっていただきたい。

それからもう1つは、議会に対してこの手引きの中で言っているのは、各地方公共団体の議会においても地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において十分な審議が行われるようにすることが重要であるということが書いてある。

だから、これもぜひ議会との関係でどうしていくのか。いわゆるでき上がってからというんじゃなくして、ここにも書いてありますように策定段階、そういう段階で議会に報告をするとか意見を聞くとか、そういうことをやりなさいよということがこれに書いてあります、はっきりとね。だから、そういうこともきちっと生かしていただきたいと思います。

時間がないので次に進んでいくんですけども、地方創生先行型の中に観光交流促進事業というのが800万あります。

この800万円、500万が観光協会への委託やと思ったんですけどね。内容は何かポスターをつくってというようなことですけども、私はこれが緊急経済対策なのかと言いたくなるんですね。

例えば、どうしてもこれをやるんなら亀山市には3億7,000万もの関宿にぎわいづくり基金があるんですよ。これはソフト事業にしか使えないというやつね。非常に使い道もなく困っておるお金なんですよ。だから、やるんならこのお金を使えば十分できるんですよ、こんなことね。

あえてわざわざ緊急経済対策で、市民生活が大変だから今何らかの手だてを打とうというような予算に、こういう観光事業を充てる必要は私はないだろうというふうに思いますけれども、この事業をいわゆるにぎわいづくり基金を使うこともできる。そうすれば、この800万円というお金をもっと違ったものに使うことができるというふうに思うんですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

今回、観光交流促進事業ということで観光協会のほうに補助金を交付しまして、観光PRポスターと、それから観光客の方に市内を周遊していただく着地型のパンフレット、こちらのほうの作成をお願いしたいと思っています。

市で行いますよりも、観光協会で行っていただいたほうがより柔軟な対応とかも可能でございます。よりよいものができるかということで、補助金で交付させていただきます。当然、市のほうもしっかりと協力させていただいて、より魅力的なものをつくりたいと思っています。

それで、ポスターに関しましては、今考えていますのは5種類ほどをつくって全体として見せたいと。関宿のものはございますが、石水溪であったり亀山城、こういったポスターもございませんので、そこらも一緒に見せて、より発信をしていきたいと思っていますところでございます。

そういった中で、関宿にぎわいづくり基金が使えないかということでございますが、にぎわいづくり基金につきましてはもともと合併特例債事業ということで、旧関町地域の地域における振興を

進めるためのソフト事業を行うためということで、設置目的としましては関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てるためということでございますので、今回の事業につきましては亀山市全体の観光交流を行いたいということでございますので、ちょっと難しいのではないかと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう答弁が長いんで、時間がなくなってくるんです。

そういうふうな形で使ったらいいんですよ。せつかくのこのお金は、もっと違うものに使えばいいんですよ。本当に市民の生活が大変やというのが、今の消費税が上がって、そういうことの中で出てきた緊急経済対策なんですよ。だから、使い道がどうも私は違うように思います。

最後に、この交付金、ほとんどこれ委託ですよ。委託、補助ですよ。観光協会へ、先ほどお金を出す。それから商品券については商工会議所に補助を出す、それから策定事業はコンサルに出すということで、要は予算のうちの大半がいわゆる補助とか委託なんですよ。

これで本当に本来の趣旨である緊急経済対策として、市民生活をよくするという話になるのかどうかね。本当に生きたお金の使い方がこれでできるのかどうか、最後に市長に見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の交付金につきましては、地方創生先行型につきましても消費喚起につきましても、県下の14市におきましては本市は人口減少が少ないとか、財政力指数が高いとか、こういうことで最も少ない額となっております、合計で5,400万という状況でございました。

そのため、多くのメニューの提示はございますものの事業を絞り込んで活用せざるを得ない、そういう思いで今回設定をさせていただきました。いずれにいたしましても、今回ご提案させていただいております各事業は、金額的には少ないわけではありますが、当初の目的を達するためにしっかりとこれは事業を推進していくということで準備していきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願いを申し上げます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

金額は確かに少ないんですけども、少なくとも効果のある事業、何百万でも効果のある事業というのはあります。そういうふうな知恵を出していただきたいということを申し上げて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時51分 休憩）

(午後 3時01分 再開)

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

4番、公明党、新 秀隆でございます。

それでは、通告に従いまして質疑を始めさせていただきます。

今回は大きく2点、議案第26号平成27年度亀山市一般会計予算についてと、議案第42号平成26年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についての大きくこの2点で進めさせていただきます。

まず初めの平成27年度の一般会計予算編成の基本的な考え方でございますが、平成27年度の一般会計についての歳入歳出の予算の総額につきましては204億250万円という話で、けさより同僚議員の皆さんが話を進めております。

その中におきまして、前年度に比べまして1.1%減であるというのが出ております。これを金額に直しますと2億3,730万円の減であるという形で、ちょっと抑えたんだなあというところがあるんですけど、内容的にいけますと、減額の主な要因といたしましては北東分署の建設事業、そして消防緊急無線デジタル化の整備事業、またごみ溶融処理施設の長寿命化整備など、これらが終わった。大きな事業が終わった分が減ったのかというふうな形に捉えられるような報告でございました。

それで、27年度の予算編成についてでございますが、市長は前年の26年度予算は歳入に見合った歳出の実現に向け財政調整基金の取り崩しを前年に比べて圧縮した予算をもって堅実予算と申されておりました。

そしてこの27年度につきましては、新しい大きな事業といたしましては、新しい自治のしくみづくりと教育、子育て支援施策の推進に重点的に取り組む予算と申されております。本年は4月からまた子ども・子育て支援法、そして地域包括ケアシステム等々、いろいろ国策のほう地域にもおいてまいります。

そういうふうな昨今ではございますが、このような中で地方人口ビジョンを踏まえたまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、これらの通知が昨年12月末でございましたが、12月27日に国のほうから県知事に回り、そして知事のほうは1月6日に通知といたしまして各市町村に配られてきたと、送られてきたというものでございます。

こちらの件に関しましては、内容的には大きくこの政策の5原則をもって、自立性、将来性、地域性、直接性、成果重視という大きくこの5つを原則としております。

こういう中におきまして、今後亀山市といたしまして27年度の予算について、これをどのように亀山市として取り込んでいくかお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

4番 新 秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成27年度一般会計当初予算は、午前中からも申し上げていますように本市の持続的な成長と市民の暮らしの質の向上を目指して、まずは第1次総合計画の実現に向けて、後期基本計画を着実に進める予算として第2次実施計画に位置づけをいたしました新規12事業を含む66事業を主要事業として計上いたしました。

議員もおっしゃられましたように、中でも新しい地域の自治のしくみづくりとして地域コミュニティのしくみづくり支援事業や、地区コミュニティセンター充実事業を、教育・子ども子育て支援として中部中学校のクラブハウス建設事業や子ども・子育て支援事業計画の関連事業を重点事項として計上したほか、施策や事業の選択と集中により財源の有効活用を図り、歳入の確保と歳出の削減に取り組んだ予算といたしたところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

けさから新しい事業、そして全部で66事業という目玉的な事業のほうも再三お伺いさせていただきました。

そういう中で、今までも収支のところでは市税のほうがどうしても落ちてきているというところでございます。ここ5年ぐらいを見ましても、今回は前年度比といたしましてマイナス5.3と、昨年が2.0というふうなことで、非常に逼迫した状況というのは今までの内容の中で皆さんも申しておるところでございます。

その中におきまして、義務的経費がありましたんですけど、先ほど来からも申しておりますが、今回の投資的経費が必要なくなっているというところで6億7,000万ぐらい減になってきており、そういう中で義務的経費の中では今回は4億4,434万円減となっております。

その内容的には、人件費のほうは退職手当等の職員の手当という形で1.0%増と伺っております。そして扶助費のところでございますが、今回は28億6,442万円という額が打ち出されておりました、10%減というふうな形になってきております。そしてまた公債費につきましても22億6,626万円と、こういう形で前年度比でいくと6.7%減となっております。

こちらについての大きな要因についてお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

義務的経費が約10%近く減少した理由でございますが、まずは義務的経費の中の扶助費でございますが、扶助費の減少につきましては障がい者自立支援事業の介護給付費は増額となっておりますが、民間保育所児童保護費が新たな制度として施設型給付・地域型保育事業負担金となりましたことから、これまで性質別では義務的経費の扶助費での計上から、その他経費の補助費等で計上することになりましたことから、これが大きな要因で扶助費の減少が約3億2,000万円の減、10%の減少となったところでございます。

また、公債費の前年度比約1億6,000万円の減、率として6.7%の減につきましては、総合環境センター建設事業に係る元利償還額約2億3,000万円が終了したことが主な要因となって

いるところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

というところで、扶助費は年々ふえていくという形の傾向の中で、今回下がった要因といたしましては施設型給付の計上がえというふうな形のご報告をいただきました。

そうして、その中で次に今回の中期財政見通しの整合性についてのほうに移らせていただきますが、こちらにつきましては、朝からもう何度も幾束の人がおっしゃっておりますが、中期財政見通しがつくられた当初は28年度で財調基金が枯渇するんじゃないかとかいう話も出ており、そういう議論が幾多と交わされてまいりましたが、今年、平成27年度からは普通交付税の合併算定がえによる増加分が段階的に縮小されるというふうなことも報告いただいております。

これによって27年度、そして平成31年度では一般財源ベースで約6億円の減少とも試算されてきております。財政調整基金の残高においては、平成26年度では45億円という金額ではございましたが、それが平成31年度には17億円になると、5年間で約28億円も減少していくというふうな試算の中におきまして、この5年間で約55億円の財源不足とも多々報告をいただいております。

そういう中におきまして、行財政改革の取り組みの中で25年度から2年間、市長が本部長となって推進本部を設置され取り組んできておりますが、取り組みの状況、成果について、この辺について今現状いかような進捗があいになっておるか、お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成25年4月に設置をいたしました行財政改革推進本部につきましては、これまでの2カ年において18回の会議を開催し、行財政改革大綱に掲げる15施策、55事業について着実に取り組みを進めてまいりました。

主な成果でございますが、受益者負担の適正化に関する基準を策定し、白鳥の湯入浴料や事業系一般廃棄物手数料など4つの使用料、手数料の見直しを行いました。また、そのほか補助金に関する基準の改定や事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」の実施、施策評価の実施など持続可能な健全財政の確立のため、行財政改革大綱の目標として掲げた開かれた市政の推進と行財政運営の強化の達成を目指し、全庁挙げて行財政改革に取り組んだところでございます。

具体的な成果でございますが、平成27年度予算への反映状況は、受益者負担の適正化で4,160万円。白鳥の湯入浴料で860万、斎場焼却施設使用料で140万、事業系一般廃棄物処理手数料で3,000万、産業廃棄物処理施設使用料で160万など、受益者負担の適正化の反映をいたしました。

補助金の適正化でも、インフルエンザ予防接種助成金や老人クラブ補助金など補助金の適正化で1,212万5,000円ほど、また事務事業点検で待機児童館管理運営事業、少人数教育推進事業、生涯学習フェスティバル開催事業、合わせまして約900万円ほどの削減を、また予算編成時における経常経費の削減として平成27年度は約2億円の削減を、1室1事務事業改善で全体で約5,

500万ほどの改善に取り組んできたところでございます。

今私が申し上げた事業にはダブって計上しておるものもございまして、ご理解をしていただきたいというふうに思います。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

数字を聞かせていただいておりますと、かなりの受益者負担のメスを入れたことによっていろんな金額が出てきておるといふようなことをお伺いいたしました。

さて、このところで最後になりますが、5年間の平成31年までの55億円の財源不足の見込みということでございますが、いろいろこれから国のほうも助成金等、補助金等、打ち出しが出てきておると思うんですけど、その辺を市としてしっかりと捉えて、全て市の財政で賄うのも大切なこととございますが、国から出ている、また県から出ているそのような支援されている金額のほうをしっかりと伝えていくことによってこの財源不足というのも回避されていくのではないかと思うんですけど、この点について、ここの部分で最後にお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、歳入確保に取り組んでいくと。

その1つとして、国や県の補助制度を有効に活用していくこともとても大切なことだろうというふうに思っています。うちの考えておる新たな事業が国や県の補助金をもらえる事業と合致させて、その中でうちの望むべき事業を進めることもとても重要なことだろうと。それと、やはり受益者負担の見直しや補助金の見直し、歳入確保、また企業誘致についても努力していく必要があるんだろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

私が言うまでもなく、行政の方の鋭い大きな高いアンテナを持って、しっかりとキャッチして財政に反映していただきたいと思います。

それでは、2つ目の最後のところになりますが、地域消費喚起事業、プレミアム付商品券の発行事業補助金についてでございます。

こちらのほうは先ほど服部議員のほうからも話がありましたんですけど、私のほうといたしましては、今回、打ち出しがあったことは非常に評価させていただきたいと思うんですけど、まずこの中で追加予算として3,550万円の事業であります。そのうち3,243万7,000円が国庫補助金となってきております。

先ほど西口部長のほうからも説明がありましたが、もうちょっとこれはどういう事業なのかお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

事業の目的については、先ほどの服部議員の答弁の中で地元消費喚起ということをご報告申し上げましたが、事業の内容につきまして、もう少し話をさせていただきたいというふうに思います。

その内容につきましては、現在、事業主体となる亀山商工会議所と協議を進めておりますが、まずプレミアム付商品券の発行でございますので、プレミアム率を20%としたいと。したがって、1,000円券12枚つづりの1冊を1万円でご1万5,000セット程度発行しようというふうに考えておられて、その場合の発行総額は1億8,000万円程度となる予定でございます。以上でございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今回いろんな市、県でも実行されてきておりますが、亀山市といたしましてはプレミアム率が20%ということで、私としては高い数値ではないかなと思っております。

ただ、その中で各いろんな県のところでもあるんですけども、アバウトな形ではございますがちょっと比較してみますと、札幌市でも過去からあるんですけど、名前的にも札幌プレミアム付商品券の10%とか、新潟市でも、これは合併10周年記念プレミアム付商品券とか、これも10%なんですけど、大阪の「ぎょうさん買うたろう！商品券」とか、いろんなユニークな名前もありますが、この辺でも15%程度なんですけれども、今回、大阪の堺市でございますが、7月にプレミアムつきの商品券を発行するという中で、これらの計画によりまして通常1万円の商品券で1万2,000円分の、これは20%と、うちもよく似たわけなんですけど、ただそういう中でこの堺市は加えてということが1つついておりました。

これは子育て世帯や障がいのある子供を抱える家庭に配慮した支援の枠も設けるとか、具体的には中学校3年生以下の子供を持つ世帯の場合、同商品券を1冊9,000円で、金額をちょっと下げて販売するとか、そうすると33%のプレミアム率になってくるとか、また子供が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している世帯の場合は8,000円、これで50%と、そういう割引制度を使い、さらにまた使いやすい制度といたしまして500円券にすべきではないかという話も出てきております。

両手を挙げていいなあとばかりも言えず、そこにも考え方の中であるんですけど、交付の各自治体の既存予算の関係という予算のところもしっかりと見ていかないと、国が財政の対策が決定されている12月27日以降に各自治体の予算に計上されている事業とか、いわゆる補助金を受けている事業とか、この辺はちょっとだめだよとか、いろいろそういうふうなきちとしたところも把握していかななくては、安易にばっと配ってしまったら何かあると、その辺も周知していかななくてはいけないかと思うんですけど、最後に今回の先ほどの付加価値的なものを、考えが今回のこの中にはなかったのかとか、今後の周知についてどのような形を持って展開していくのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず1点目の、さらに付加価値のついたプレミアム付商品券の発行の考え方ということでございますが、先ほど服部議員の答弁の中で市長が申し上げたように、国の交付金額が他市に比べて人口比率でかなり少ないというようなことから、広く市民の皆様に商品券をお使いいただき地域消費の喚起等による地域経済の活性化につなげてまいりたいということから、現在のところ商品券の発行事業は1種類のみというふうな考え方でございます。

それから、2点目の今後のPRでございますが、例えばその商品券の取扱店の募集であるとか、さらには市民の皆様への事業の周知等々が必要なわけでございますが、商工会議所とも十分協議の上、広報や市のホームページといった市の情報発信ツールのほか、新聞の折り込みチラシ等も含め検討をしておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

最後になりますが、亀山市は母体が小さいのでちょっと難しいところもあるかわかりません。今回、1万5,000セットというところではございますんですけど、確かにこれ以上言うところとちょっと提言的になって一般質問になってしまいますが、やはりそういうような状況を見計らって、できるものならそういう考えも1つあってもいいんじゃないかなと、このことによって地域の活性化につながっていけばと私は願うものであります。

以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（前田 稔君）

4番 新 秀隆議員の質疑は終わりました。

次に、7番 豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それでは、創政クラブの豊田でございます。

質疑をさせていただきますので、答弁よろしく願いいたします。

まず平成27年度当初予算のポイントより質問をさせていただきたいと思います。

本日、当初予算のポイントの部分、市長のお言葉もありましたし、いろんな議員さんからの質問にもございましたけれども、本市の持続的成長と市民の暮らしの質、クオリティ・オブ・ライフの向上を目指し、後期基本計画を着実に進めるとともに新しい自治のしくみづくりと教育・子育て支援の施策の推進に重点的に取り組む予算としましたとございます。

この中で、市長は私とちょうど同じ時期に市長になられました。そのころというのはリーマンショックがあったそのすぐ直後だったんですけども、そのとき、その時点から暮らしの質を高めるという言葉をよく使っておられました。その中で、多くの議員さんが今まで質問してございます。そして、市長も一貫してその暮らしの質を高めるという言葉をお使いになっております。これはとても重要なところであり、双方の理解というものが必要であると思っています。

しかしながら、以前の質問等、今まで議会の中で行われてきた暮らしの質という言葉、いろいろ検索システムを使ってみますと、今までの説明、答弁では、どうしても議員との理解というものはないまま終わっているように思いましたので再度お聞きしたいと思いますが、この平成27年

度当初予算のポイントとしてのクオリティ・オブ・ライフとはどのようなことなのか、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（前田 稔君）

7番 豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えをいたします。

このクオリティ・オブ・ライフ、暮らしの質、就任以来この施策の理念として掲げてまいりました。暮らしの質の向上を最優先とした施策とは、例えば健康・医療、次世代育成、教育環境に関する施策のほか、これまでに培われてきた文化を継承・発展させ、心の豊かさや幸福を実感できるような施策は考えられるところであります。

しかし、ややもすればこれは行政の古くて新しいテーマであります、縦で事業が展開をしておりますので、個別の課題に対してピンポイントで課題解消に至っても、これが全て暮らしの質につながるとは限らないという意味では、さまざまな縦割りを超えて包括的に事業を、あるいは施策をつなげていく必要があると、そういう行政の政策推進が必要だというのがそもそもの考え方でございます。

平成27年度一般会計当初予算には、第2次実施計画事業といたしまして66事業、約29億6,900万円を計上いたしておるところであります。これら66事業の実施が後期基本計画の具現化につながり、それが相乗効果等々かかわり合って暮らしの質を高めるものと認識いたしておりました、この確実な推進を図ってまいりたいと考えておるものであります。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

市長からの答弁をいただきました。

平成22年の3月のときにも、先ほどのように個々の施策をつなぎ合わせて、個別の単体の施策だけでなくこれらをつなぎ合わせて将来を見越した総合的な施策へと変化させていきたいということをおっしゃっていました。

また「幸せリーグ」も、私もう一度読ませていただいたんですけども、やはり双方の理解という意味ではすごく大きな範囲であり、確かにおっしゃっている意味はわかるんですけども、具体的にといいますか例えばですけども、平成24年の9月、これは総務部長の答弁でございましたけれども、暮らしの質の向上を最優先した施策という意味で、例えばということで、井田川駅前、それから川崎地区コミュニティセンターの整備、福祉医療費助成事業、少人数教育推進事業、民間活用市営住宅事業、かめやま文化年、住宅リフォーム助成事業など、具体的な施策等も上げられております。

こういった中で、この暮らしの質を高めるクオリティ・オブ・ライフという言葉から6年たった今、暮らしの質を高めるという意味合い的には全く変わっていないのか。また変わったところがあるとすれば、例えば今さっきのように具体的な施策として上げられるものとして、平成27年度の具体的なものというのはどの辺にあるのかをお答えください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

例えば、これは予算的には少ないわけではありますが、当初から医療・健康あるいはケア、こういう地域包括ケアの考え方を、亀山は医療センターの健全化という問題もありましたが、例えば健康福祉部セクションと病院と消防の救急が連なっていく、あるいは健康・医療・福祉がケアとして地域包括へつながっていくということでは、先般のホームケアネットの出発式はまさにそういう形でございますけれども、予算的には関連する予算が計上されておりますが、いろんな事業がピンポイントではなくてつながって一番最適な状況をつくっていくと。施策や、仕組みを入れていこうというのが1つではないのかなあというふうに思っております。

幾つか例示をさせていただければと思いますけれども、時間の関係もありますし、少し補足して財務部長のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成27年度予算では、新しい自治のしくみづくりと教育・子育て支援施策の推進に重点的に取り組むというふうなことを申し上げたんですけれども、その中で新しい地域のしくみづくり予算としては、地域コミュニティのしくみづくり支援事業や地区コミュニティセンター充実事業の実施に係る費用を計上させていただいた。

だから、ハード面で建物を建てるのと同時に、しくみづくりやそのまちづくり協議会設立の促進と協議会活動の活性化のための補助金、またそれがどうなのだという中で有識者会議や地域づくり講演会の開催、こういうものが相互に相まって地域の新しい自治のしくみづくりがうまくいくんだろうという形で計上をさせていただいたところでございます。

また、教育・子育て支援施策の推進でも、子ども・子育て支援事業計画の推進を図るために施設型保育事業に約5億1,100万円、放課後児童クラブ事業に9,385万8,000円、妊婦健診審査事業に4,990万円など関連事業を実施するというふうに計上もさせていただきましたし、また教育環境の整備といたしましても中部中学校のクラブハウス建設事業1億3,631万7,000円、学力向上推進事業649万7,000円などの事業実施をすることといたしましたが、このような事業が相まって相乗的な効果を上げて、それが暮らしの質に高まっていくという事業で、今回は新しい自治のしくみづくり支援事業と、教育・子育て支援施策の推進に取り組むというこの2つの事業を大きく掲げさせていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

新しい自治のしくみづくりについて、そして教育・子育て支援施策の推進を重点的に取り組むとございましたので、その点についてもまたご質問させていただきたいと思っていたんですけれども、今のようにハード面は午前中からずうっとご質問が幾つかございまして、その中で答えられておりました。

ソフト面についてということでも、協議会を開催したりとかしくみづくりということで、ちょっとまだこれからということだと思いますので、そちらにつきましましては一応質問を終わらせていただきます。

そして主な新規事業についてということは、今までの質問の中に何度もございましたのでこれもカットさせていただきます。

その次、2番、歳入に見合った歳出についてですが、適正な財政規模についてという項目をつくらせていただきました。

こちら以前は200億円前後という答弁だったと思うのですが、現在はどのようにお考えなのか、答弁をお願いいたします。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

適正な予算規模の考え方でございますが、歳入に見合った歳出となる予算額が理想と考えておるところでございまして、年度間で額の変動が大きい主に投資的経費を除く適正な予算規模は約170億円程度ではないかと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

今、歳入に見合った財政規模ということでご答弁いただきました。

これなんですけれども、これは繰入額についても含めてのご答弁ということによろしいでしょうか。平成27年度についてです。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず予算の考え方でございますが、何か事業をするときに国から10分の10の補助がいただける事業ですと、市の一般財源から持ち出す額は本当になくともその事業が進めることができます。

そのことを考えますと、事業規模だけじゃなくて一般財源をどれぐらい投入していくのかということが本来とても大事なことなんだろうというふうに考えているところでございます。

しかし、わかりやすくいうために私先ほど約170億ぐらいというふうなご答弁をさせていただきましたけれども、今までの財政状況なり、今後緩やかな減少傾向だという話をさせていただきましたけれども、その点から考えますと、標準予算の歳出枠で約170億円程度という形でお答えをさせていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

わかりました。

先ほどの適正な財政規模、170億というふうにおっしゃったんですけれども、歳出のほうですね。適正値を上げるために歳入をふやす気はないのかということについて、先ほど新議員の質問の

中にも歳入についてのお話が少しございましたけれども、その中で国・県の補助事業とあわせて取り組む、企業誘致などをということがございましたけれども、さまざまな事業、施策がございます。

その中に例えば、文化年であったり観光であったりといういろんな性格的なところで、例えばですけれどもクラウドファンディングを使うなり、またほかのところでは、昨年からもされておりまして、ホームページのバナー広告なりネーミングライツとか、まだやっていないことでパッケージバスなんかいろいろ収入を上げる、歳入を上げるという工夫はあると思いますけれども、その辺については先ほどおっしゃった国・県の補助事業とあわせたり企業誘致以外のことでお考えはないのかどうか、お答えください。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

ほかにどんな行財政改革の中で取り組んでいくんだということでございますが、議員おっしゃられましたように、今回の第2次行財政改革大綱の素案でございますが、情報戦略の強化ということも打ち出させていただいて、クラウドについても少し検討して、情報化の予算もすごく上がってきていますので何とか削減をしたいと。

次にマイナンバー制度が出てまいりますので、それを有効に活用した方法も検討したいというふうにも考えていますし、新公会計制度の導入と予算編成改革というのも上げさせていただいたんですけれども、国のほうから我々の一般会計についても、今でいう企業会計化みたいな形で減価償却の考え方を入れていけというような方針が出てまいっています。それにあわせて予算編成改革もやっていきたいと。今は縦割りの中で予算要望がされていますけれども、それを市長がおっしゃられるような横串で刺したときにそれをどう見ていくのかということも考える必要があるんだろうというふうに思っています。

また、新たな財源確保では、広告収入等も引き続き検討をしていきたいというふうに思っていますし、事業の再編と行政評価システムの再構築というのも掲げさせていただいて、事業の再編もやっていく必要があるんだろうと。もう一度、この評価システムとの再構築の中では施策に対して事業がどのような組み立てをされて、それがどのような効果に上がっていくのかの検証もする必要があるんだろうというふうに思っています。それと外郭団体の経営健全化の促進とか、いろんなものに取り組んでいく。

歳入の確保では、朝から申し上げますように、1つは収納率の向上もとても大事なだろうと。それと債権管理の適正化というのも必要になってくるんだろうというふうに考えています。それと特別会計、企業会計の健全化も今後も必要だろうというふうに思っていますので、今回、そういうような項目を20項目ほど上げさせていただきました。

そのことにしっかりと取り組んで、持続可能なそれこそ歳入に見合った歳出となるようなことも考えていく必要があるんだろうというふうに思っています。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

続きまして、投資的経費についてお伺いします。

これも以前は30億前後だったと思うのですが、今後どうなるのかということについてお答えください。どのようにお考えかお答えください。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成27年度当初予算における投資的経費につきましては、後期基本計画第2次実施計画において主要施策に位置づけられた事業を推進するための予算が主なものでございまして、約23億円を計上いたしております。

今後の投資的経費の予算規模につきましては、市内の公共施設のインフラなどを継続的に維持するために、一定規模の投資的経費を確保する必要があるのではないかと考えておるところでございます。

それ以外については、第2次総合計画の位置づけがどのようになってくるのか、それともう一つは、先ほどの議論の中でもありましたように、歳入の中で補助金とか、それをどのように有効に活用していくんだ、または起債の有効活用というのもその中へ相まって入れまして、一般財源をなるべくその事業に投資してくる額を減らしていくというようなことが必要になっていくんだらうと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

あと地方交付税についてなんですけど、当初予算の中では平成27年が17億、そして26年が13億ぐらいなんですけれども、前年に対して特徴的なことというのはございますでしょうか。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

交付税の特徴でございますが、1つは国の交付税総額は新たな交付税の算入対象にされる事業もございまして、総体的には国の交付税は減少傾向にあるという事実がございます。

その中で、1つは合併算定がえの段階的な縮減について、私、昨年約8億円の減収になるんだらうというようなお話をさせていただきましたけれども、一本算定と旧亀山と関の算定があるんですけども、毎年交付税の基準が変わってまいりまして、平成27年度は一本算定で新市になったときのほうが多くの交付税を渡しましようという基準に変更になるというふうなことがございまして、今年度の中期財政見通しではそれが約6億円の削減になるんだらうと試算をいたしましたら、なっ
てまいりました。

交付税については毎年細かい算定数字が変わってまいります。今の時点では6億円の削減になるんだらうというふうに予測をいたしてはございますけれども、これについては現在のところの見込みでございますので、うちの市税収入の動向によっても変化をしていくということとはご理解いただきたいと思
うところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

この地方交付税なんですけど、中期財政見通しでは先ほどのお話、それから先ほどほかの議員さんのところで、多分中村議員だったと思うんですけども、国のほうが臨時財政対策債1.1兆円を削減というお話が先ほどありました。

こういったことが中期財政見通しでは地方交付税に臨財債を含めて試算されていますけれども、今のお話は、影響はこれ中期財政見通しの中に含まれているんでしょうか。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

合併算定がえによる縮減額については、中期財政見通しで計画に計上をさせていただいたところでございます。

臨時財政対策債と普通交付税の割合が、国のほうが1.1兆円の臨時財政対策債の予算を、削減を国がしてきたと。900億円の予算を交付税の、要するに現金で渡すほうに900億円を積み増しして、市町村の借金として臨時財政対策債を借りてくれという部分のほうを減らしてきたといふことについては、なかなか具体的にうちにどのような配分がされるのかというのがわかりませんので、ある程度その配分についてわかっておる配分については反映をさせていただきましたけれども、結果としては、国のほうから財政力指数によってもその額が変わってまいりますので、できるだけの予測はさせていただいて27年度予算に反映をさせていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

次に行財政改革大綱（案）について、当初予算のポイントにこれも掲げてございまして、徹底した行財政改革の実践により財源不足を圧縮とございます。

これなんですけど、具体的にどのような改革をするのかというのは先ほど答弁がございましたので、27年度予算との整合性というのはあるのかなのか、お答えください。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

第2次行財政改革大綱（案）につきましては、27年度の予算反映はいたしてないところがございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

続きまして基金について、これも質問が重なっておりますので1つだけ。

平成27年度に財政調整基金、減債基金以外に今後変えていこうとか、何か方針を少し変えようという基金があるのかなのか、お答えください。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

財政調整基金と減債基金以外については、27年度新たな方針を変えたところはありません。

減債基金については、少し27年度から基金の繰り入れの考え方を考えさせていただきました。

一般歳出で市の借金として返す額を毎年約22億円ぐらいに抑えていきたいと。毎年返す額が大変ですので、なかなか難しいんですけど、一定の約22億円程度で推移するように、減債基金からの繰り入れを行っていかうというような方針に少し考えさせていただきましたところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

最後に、中期財政見通しについてということで大きな項目があるんですけども、これも先ほどから答弁が幾つもされております。

最後に、行財政改革との整合性についてということですが、55億円の減少とありますが、これは中期財政見通しの中ですけれども、この試算としては行財政改革を踏まえての数値なのかどうかだけお答えください。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

中期財政見通しには、第2次行財政改革大綱の取り組みの反映がしてございませんので、今のままで進むと中期財政見通しみたいな状況になってまいります。

そのために第2次行財政改革大綱の案をお示しさせていただきましたけど、それを回避するために行革の取り組みをやっていきますという形でお示しさせていただきましたところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

先ほどの答弁で、行財政改革大綱をすることによって中期財政見通し等のさまざまな危機的な現状を回避していくための方策をしていくということで理解いたしました。

質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（前田 稔君）

7番 豊田恵理議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時56分 休憩）

（午後 4時05分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

通告に従い、質疑をさせていただきます。

まず1つ目ですが、第8款土木費、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費、亀山駅周辺市街地再開発推進計画策定事業費についてで、こちらの計画策定委託料1,720万円というところで上げさせていただきました。

市民の方から、正直に亀山駅前の整備というのはどうなっておるのやということをたまに聞かれたりするんですけども、あした中崎議員から一般質問でしっかりと気のきいた質問をしていただくように、すごく皆さんが気になっている課題であるかと思えます。

まずこの計画策定料というところなんですけれども、これはどんな計画であるのかということについて教えてください。

○議長（前田 稔君）

1番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

亀山駅の計画ということでご質問いただきました。

亀山駅周辺の再生につきましては、平成18年度から亀山駅前の商業者の方々と研究会を立ち上げ、平成24年度からは地域住民や権利関係者並びに商工会議所等を交えて亀山駅周辺まちづくり協議会を設立し、さまざまな協議を行ってまいりました。

その中で、これまでの検討を踏まえて平成26年5月に亀山駅周辺の地区整備の方針などを示した亀山駅周辺市街地総合再生基本計画を策定したところでございます。

平成27年度におきましては、この策定した亀山駅周辺市街地総合再生基本計画に基づき、さらに地域と検討を進め、市街地再開発などの事業について具体案を積み上げていく亀山駅周辺市街地再開発推進計画を策定するものでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それで私、都市計画審議会のほうにも出席させていただいたんですけども、座長の大学の先生が、ほとんどの自治体において駅前整備というのがかなり失敗に終わっていることが多いと、これは事実として非常に難しい問題であるということだと思えるんですけども、この1,720万円という予算規模なんですけれども、全体の事業全貌が今はっきりいって余り見えないという中で、果たしてこの予算規模というのが適正なのかどうかというのがまず見えないと。

これは1,720万円も使い過ぎだろうという議論もあると思いますし、逆にとんでもない予算規模を秘めた事業に対しての計画としては本当に少ない予算であるという判定もできると思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。この予算規模が適正かどうかについてですね、お願いします。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

予算規模のご質問でございますけれども、亀山駅周辺市街地再開発推進計画においては、現時点

で計画検討エリアとして約4ヘクタールを4つのブロックに分け、各ブロックごとの想定される事業内容や規模、権利変換、概算事業費、採算性など具体的な検討を行うための予算でございます。

この予算金額につきましては、関係する経験があるコンサルを含めて見積もりをとり、適正な金額で予算計上をさせていただいております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それで、今回計画策定委託料として1,720万円で、26年度の予算で計画策定事業として1,100万円で、その中の策定支援委託料ということで841万円が上げられているんですけども、その計画料というのがいつまでかかるものなのか、逆に実際に動き出したらこれが要らなくなるものなのか。それから、動き出すのというのはいつごろになるのかというのがおわかりかどうか、ご答弁をお願いします。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

今回の業務委託につきましては、やはり基本的に事業を進める上で、まず一段階段階を経るための1つの委託料でございます。

事業実施に関しましては、これから地域の皆様方とさまざまなことを、例えば概算工事費とか権利変換とか採算性の問題、もろもろをこの新しい年、27年度を含めて検討し、より具体的なものをつかんで事業化に向けて進めさせていただきたいという考えでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

わかりました。

では、もう少し突っ込んだ内容については、あしたの中崎議員の質問に期待をさせていただいて、次に移りたいと思います。心から期待をして、次に移りたいと思います。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目老人福祉費、地域包括支援事業3,954万5,000円についてというところなんですけど、これはまず地域包括支援事業ということで項目の名前がついているんですけども、こちらは今よく話題にもなります地域包括ケアシステム、高齢者の方が住みなれた地域で暮らすために、病院であったり介護施設であったり、自治会などが連携をしてみんなで支えていこうというような仕組みが最近よく取り沙汰されているんですけども、この予算がその地域包括ケアシステムの構築についての予算であるかを確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほど議員が申されましたように、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されます地域包括ケアシステムを構築するため、さまざまな取り組みを進めておるところでございます。

これに対します予算といたしましては、在宅の高齢者に対して介護用品等の支給を行う地域生活支援事業や、ひとり暮らしの高齢者の緊急時の連絡体制としての緊急通報装置の整備等を行う福祉事業、さらには高齢者の方が要介護状態にならないように支援する介護予防事業等の予算がございます。それらの事業の核となり、地域包括ケアシステム全体を推進するのが先ほど申された地域包括支援事業でございます。

この事業は高齢者等の総合相談窓口として機能し、地域包括ケアの中核的マネジメント機関として事業全体を推進する地域包括支援センターの設置、さらにそのブランチとして3法人に委託し実施する在宅介護支援センターの運営経費などとして、先ほど3,954万とおっしゃりましたが、予算のほう4,129万8,000円を計上しておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

済みません、予算の額は先ほどご答弁いただいたとおりで合っています。私のほうがちょっと間違っていたので訂正いたします。

この地域包括ケアシステムなんですけれども、地域包括支援センターというものが設置をされて高齢者等の総合相談窓口というような位置づけがされると。私なんかイメージをすると、さっき自分でも申し上げたように、病院であるとか介護施設であるとか、自治会であるとか、あらゆるところが連携した上でシステムができていって、ここが総合相談窓口になるとなると、そのかわる人たちがすごくセンターに何でもかんでも駆け込んできそうなイメージが湧くんですけども、ただ昨年と予算を比較しても予算額は特に変わってなくて、さらに職員さんもふえたということも聞いていませんし予算もそんなに変わってないと。

こういった状況で、新しい制度に対応が可能なのかどうかについて、お伺いをいたします。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

議員おっしゃられるとおり、先ほど申し上げましたセンターがまず窓口になるということにはわかりませんが、先ほど言いました新しい制度につきましては、鈴鹿亀山地区広域連合のほうで計画しておりまして、平成27年、28年、この2年間で検討を行って実際の事業は平成29年度の開始としておりますことから、平成27年度は現行の事業を継続しながら検討を進めることとしております。

そういうことから、予算においても大きな変更はないところでございます。人員的にも同じようなことでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

わかりました。

平成29年度から開始する制度である関係で、予算であつたり人員の関係であればもう少し後になって数字としては変わってくるというご答弁をいただきました。

続いてが3つ目の第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、高齢者・障がい者（児）タクシー料金助成事業についてということなんですけれども、よく住民の方から、自分の家の近くにはバスが通らんやないかとか、[※]—————とか、そういう話を受けたりするんですけども、もちろん総合的な考え方として公共交通を整備していくという事は一方で大事であると思うんですけども、こういう交通が整備されるまでに現実問題、本当に[※]—————困っている人に対してフォローする対策として、今あるこのタクシー料金の補助が有効であると思うんですけども、この計上されている予算規模というのは適正であるのでしょうか。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

高齢者・障がい者（児）タクシー料金助成事業そのものは、高齢者や重度の障がいのある方が外出され社会参加につながるきっかけの一つになればとの考えから、移動手段の一部を支援するための事業でございます。

そういうことから、75歳以上の方全てを対象としておりますことから、公共交通機関の完備されていない地域の皆様にもご活用いただいていることと考えております。平成26年度の決算見込み額は2,873万9,750円、利用率は65%でございます。

また、平成27年度予算は交付者数を4,514人、利用率を過去の実績から62.5%と見込み約3,040万円を計上したところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ご答弁をいただいて、利用率の実績のほうまで教えていただいたんですけども、第2次実施計画ではこのタクシーの補助に関する計画が入っていないんですけども、これについては見直しをされるのかどうかについて教えてください。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

議員がおっしゃってみえるのは、多分主要事業の個別シートを見られてだと思っておりますが、第2次実施計画の平成28年度部分がタクシー事業については空白になっておるということで、議員がおっしゃられるとおり、この事業につきましては平成27年度において見直しを実施いたしまして、さらに他の福祉施策との整合を図りながら、効率的で使い勝手のいいものにしたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

利用率が、4割ぐらいの方が利用されていないということで、本当にこれが適正に使われるように吟味もされるということで、我々特にいろんな議員がこの問題については質疑や質問をしていると思うんですけども、本当に[※]—————困っている人が助かるようにということで、もっと充実

※削除あり。※129ページに発言の取り消し許可あり

させたいという一方で、こういう数字の実態があると。この実態に合った制度の実施をやっていた
だけのように、検討のほうをお願いしたいと思います。

4項目めなんですけれども、きょう何度も何度も質疑が出ております中期財政見通しにおいて、
平成31年度までの5年間で約55億円の財源不足が生じる見込みについてということなんです
が、きょうは本当にこの問題については何度も何度もご答弁をいただいているんですけれども、恐らく
普通の市民の方はこれよく知っていることだと思うんですよ。

何で知っているかという、これは新聞記事でいきなり市長のインタビューが載ってしまって、
そういう財源不足が生じる見込みであるということが発表されて、多分普通の市民の方からしてみ
れば、そういう財源不足に陥るんだという不安があったまま日々を暮らされているんじゃないかな
あというふうに感じております。

本当にこの場ではこれまでの繰り返しにはなると思うんですけれども、改めてなぜ5年間で財源
不足になるのかというのを、今までの経緯がわからない一般市民の方が聞いたとして、どうい
うことであるのか、わかりやすくご説明をいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

わかりやすくということですので、少し平易な言葉を使ってご説明をさせていただきたいと思
います。

中期財政見通しというのは、平成27年度から31年度までの5カ年の先を見通したときに、今
の財政運営を行っていくとどうなるのかを試算したものでございます。平成27年度から31年度
までに、5カ年で55億円のお金が不足しますよということを申し上げました。これは毎年、小坂
議員からもご質問がございましたが、予算は予算を組むときに足らないので、要するに貯金の取り
崩す額が55億円になりますということで、5年間で貯金を取り崩す額が55億円になることを示
したものでございます。

それともう1つは、今までも申し上げていましたように、予算と決算と、市は変わってまいりま
す。設計を組むときに予算がないと設計が組めませんので、設計上は予算がないと組めません。結
果として、入札なりやったときにはお金が余ってくると。そのお金とか、当初ここに道をつけよう
という形で計画しておっても、地域の人になかなか用地を売ってもらえなかったということがあ
って結果としてお金が余ってくる場合もございます。

そのお金が実質収支といいまして、歳入と歳出の差が決算として6億ぐらい残りますよと。6億
残ったお金の半分を貯金として積み立てます。残りの3億円を補正予算で、毎年途中で災害があ
つたりするときに要るお金に3億円は使っていますよということで、現実的には45億円ある貯金
がこのままでいくと28億円減って17億円になりますということを物語っておるのが中期財政見通
しでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

非常にわかりやすくご答弁をいただいて、ありがとうございます。

そこで1つ市長に伺いたいんですけども、例えばもうあしたにも倒産するよという会社でも、めっちゃもうかっておるようにお客さんに言え、従業員に言えとか、逆にめちゃくちゃもうかっている会社だったとしても、いつもあしたにも倒産しそうだというような、つまりこういう予算とか数字は、その数字が並んできた上で誰かがこういうものだというふう読み込むことで例えば財源不足であるとか、そういう分析が出てくると思っているんですけども、市長は市民に対してこの55億円の財源不足であるとアナウンスすることでどういうことを伝えたかったのかが知りたいんですけども。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

気のきいた答弁にならないかも知れませんが、市長の考え方ということでは、実は私就任の平成21年度に初めてこの中期財政見通しを公表させていただきました。同時に、行財政改革大綱の第1次の大綱を公表させていただきました。

当時は平成25年度の予算編成を最後に、当時も40億ぐらい基金がありましたが、潮目が変わっていく中で従来のまま行くとこれが枯渇をしますということで約60億の財源不足を想定いたしました。平成24年度の段階で、当初の想定以上に1,000億規模の設備投資がございましたので、そういう変化の中で少し上方修正をさせていただいてこの5年間をしのいできたということがあります。

その心は何なのかということなんですが、極めて財政的に制約があります中で、あれもこれもできない、あれかこれか事業選択をしなければならない。こういう中で市民の皆さんの見えるところで、まさにこの議会の議論がそうであるわけでありますが、非常に透明性の高い政策決定や意思決定をしていく必要があるというのが1点ございました。

同時に、8年ほど前に北海道のある自治体が財政破綻ということになりました。これも市民の皆さんと議会と行政の情報共有がしっかりなされなかった、その結果であろうというふうに思います。それは回り回って市民に返ってくると、こういうことを経験いたしてまいりました。

したがって、今回中期財政見通しを公表させていただいて、これはまさに議会、市民の皆さんと行政が認識をした上で、この局面をいかにそれぞれどう乗り越えていくのか、そういう思いで公表させていただいたところでもあります。

55億が非常に衝撃的だと受けとめていただいておりますけれども、私自身はやっぱりこの数年もそうですが、合併10年を踏まえて、市民の皆さん、あるいは地域力や市民力でもって直面する地域課題の解決のために、あるいは今だけではなくて将来の世代や未来のために、本当に市民の皆様にご理解いただく中で今ご奮闘いただいておりますということで大変敬意を表したいと思っておりますし、その意味からも今回の中期財政見通しは単年度の会計ではありますが、行政のちょっと弱かったのは、少し中長期の見通しを持って考えていくと、あるいは連結予算のような民間の企業会計原則という手法も入れていこうというのが公会計が変わっていかざるを得ない、そういう背景があると思いますので、今回、何度も申し上げて申しわけありませんが、市民の皆さんと議会と行政が今置かれた状態や見通しがどうあるべきかを共有するという意味で、今回中期財政見通しをお示しさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

市長にご答弁をいただきまして、まずはきちんとその情報を共有して連携していくというような姿勢を伺いました。

私もあと40年以上は亀山市で暮らしていくと思います。財政見通しについて指摘をするというか、これどうしていくんやという議論はよくあるかもしれないんですけども、一人一人の市民のほうからも、ただ55億円不足します、大変ですというわけではなくて、そういう事態があった場合はどういう協力ができるのかなということも考えてくださる市民の方もたくさんいらっしゃると思いますので、改めて市長におっしゃっていただいた情報共有、連携ですね。こういった姿勢を大切にして、市政のほうに相互に取り組んでいけたらというふうに思います。

私の聞きたかった内容を市長からしっかりとおっしゃっていただきましたので、ここで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（前田 稔君）

1番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

次に、8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

本日最後の議案質疑となります。よろしくお願いたします。

きょうは議案質疑、3つの条例についてお伺いします。

1つは保育園の利用者負担額の徴収に関する条例、2つ目に学童保育について、そして3つ目には農業集落排水の加入金について、お伺いしたいと思います。

まず1つ目なんですけれども、議案第1号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定についてです。

子ども・子育て支援法が新たになることによって、今まで保育園に子供さんを預けてみえた保護者が支払う保育料が利用者負担額という呼び方が変わるということですね。保育所において、保育士が養護、教育、子供たちの発達支援という崇高な営みが感じられないこの名称には非常に違和感を覚えるんですけども、変わるの名称だけではなく、保育料の階層区分を決めるもととなる世帯の所得税額をもとにして18階層に分けていたわけなんですけれども、これが世帯の市町村税の所得割額が変わるということなんですね。

これが変わるということで、保護者が支払う保育料がどういうふうに変ってくるのか、どんな影響が出るのかということを知りやすく示していただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

8番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

これまでは保護者の前年の所得税額の合計に応じて負担いただく保育料が決定されてまいりまし

た。したがって、今年度の保育料は平成25年分の所得税額に基づいて算定をしております。

来年度から始まります子ども・子育て支援新制度実施に伴いまして、保育料を利用者負担額とし、市民税額に基づき利用者負担額を決定することとされました。平成27年4月から8月までの利用者負担額は、平成26年度の市民税額をもとに、また平成27年9月から平成28年8月までの1年間の利用者負担額は平成27年度の市民税額に基づいて算定をされることとなっております。

なお、利用者負担額を算定するに当たり利用者への影響を考慮いたしまして、年少扶養を本市では独自に控除の対象として算定をしているところでございます。

細かくシミュレーションを行いましたので、その結果について申し上げます。

データ総数1,097件に対しまして、利用者負担額の増減なしが425件、増額が438件、減額が234件という結果でございました。また、1カ月の総額の利用者負担額は約2,205万円と試算をされており、同じデータを使用した現行保育料に比べて2万円の減となったところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

現在の保育料からシミュレーションしていただきました。

所得が変わっていないのに保育料が上がってしまう方が438件あるということなんですけれども、こういうものに対して対応策は考えておられますでしょうか。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

新制度に移行することに伴いまして、利用者負担額が増額となる方の場合につきましては、平成27年4月から8月までの間の利用者負担額をこれまでの保育料額と同額とするという経過措置を設けます。

また、ひとり親家庭につきましては、市民税額のうち均等割額が課税され、第4階層に区分される場合は7,700円の利用者負担が発生するということとなります。しかしながら、本市ではひとり親家庭への影響を考慮し、お子さんの年齢を問わず利用者負担額は無料とすることでひとり親家庭の負担軽減を図ることというふうにしております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今回のシミュレーションで、所得が変わっていないのに保育料が上がってしまう方については、この4月—8月に限って今までの安いほうの保育料を認めるということ、そして今までゼロ円だったひとり親家庭の4階層の方については7,700円に、表にしてしまうと上がるんだけど、それについてはずっとゼロ円で見えていただくというご答弁だったと思います。本当にひとり親家庭については非常に評価をしたいと思います。

次の項目に行きたいと思うんですけども、この保育の必要量を認定するという、今回新しい支援法によって。今までは1つだったのが、短時間と標準時間の二手に分かれて保育料を徴収すると

いうことに今回なっております。

この短時間、標準時間というのは、どのように認定され分けられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

まず現行制度におきましては、市内保育所の開所時間は一部の保育所を除きまして午前7時30分から午後6時30分までの11時間でございますが、このうちの午前8時15分から午後4時15分までの8時間を原則の保育時間というふうに定めております。

新制度におきましては、これを保育標準時間とし11時間の保育、保育短時間として8時間の保育を行うこととなり、現在の市内の保育所に当てはめると現行制度の午前7時30分から午後6時30分までの11時間の開所時間が標準時間となります。また、午前8時15分から午後4時15分までの8時間を短時間と位置づけることとなります。

原則的には、利用児童の保護者の保育を必要とする要件、主に就労時間等の状況によりまして標準時間と短時間の認定を行うこととなります。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

新しい制度で、結構全国のいろんな市町の保育料の徴収について調べておりますと、本当にいろいろ工夫したり、わからないからまだまだでき上がっていなかったり大変なんですけれども、この短時間と標準時間に分けるということは、保護者の主に就労時間で分けるわけなんですけれども、これは本当にきっちりと何時間就労だったら短時間、何時間就労だったら標準時間というふうにやってしまうと、保育園の開所時間との兼ね合いで、例えばお昼13時から17時、毎日お仕事がある方も、毎日4時間なのに短時間保育の枠内に入り切らないがゆえに延長保育料を毎日払い続けなくちゃいけなくなったり、フルタイムの8時間しっかり働くのではありますが、それが週に3日とか2日という働き方ですと、またそれがどういうふうに入れていったらいいかわからないということで、全国非常にいろんなやり方で工夫をされています。

この実質の時間をあらわすだけではないし、保育園というのは就労だけではなくて病気やいろんな要件で預けますので、それについてもいろんな基準みたいなものは多分これからつくられていくんだと思いますが、この次の質問にもかかわってきますが、あんまり時間できちきちと切られてしまいますと、今まで預けていたのに預けられなくなったり、保育料があんまり変わらないようにとせっかく工夫をして18階層で頑張っていたのに、延長保育料を毎日払うがゆえにとっても高い保育料になってしまったりすることが考えられます。そういうことをきちっと今後、丁寧に見ていただきたいなと思います。

認定も新たにいろんな方が入ってこられたり、新たに仕事をしたり、日常的に認定をしていくということがこれからも今まで同様必要になってくると思いますが、それを今後の新しい制度ではどうしていくのか。また、変更ということに対してはどのように対応するのかをお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

短時間で保育所を利用していた児童が、短時間から標準時間に認定変更したいという場合は、午後4時15分までの降園時間に間に合わないと判断できる就労状況等の証明を提出していただくこととなります。

このことによりまして、市が翌月から標準時間の認定を行い、児童は午前7時半から午後6時半までの11時間の保育所利用が可能となります。また、このことに伴い、利用者負担額も標準時間の区分に変更となります。

とはいいまして、さまざまな方がいらっしゃいますので、就労時間はもちろんでございますが、その他その家庭の家庭背景等もございますので、さまざまなことを勘案した上で認定を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

この新たな認定や変更についても、今まで月1回認定会議みたいなものを保育園もやっていただいていたと思うんですけども、それを今までどおりしていただくということでもいいのかどうかの確認と、それから回数ですね。今までどおりでやっていただくのかということと、あと非常にこれは介護保険とよく似た制度に保育園がなっているんですけども、介護保険も同様ですけど、急に症状が悪くなったりとか、例えば急にお母さんが介護を家でしなくちゃいけなくなって、子供を預けなくちゃいけないというような状況にもきちっと対応していただいて、さかのぼっていただくとか、この徴収についても考慮していただくのかどうかということもあわせてお答えいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

認定につきましては、これまでどおりの方法によって対応してまいりたいというふうに考えております。

また、急な事情が発生した場合など、短時間の利用であった児童につきましては、延長保育を利用していただくことによりまして柔軟な対応をさせていただくこととなります。この場合は、別途延長料金が必要となります。

また、午前8時15分から午後4時15分までの短時間の保育時間内に登園や降園が間に合わないというようなことがわかる証明、例えばご家族の方が入院をされた、長期間泊まり込みで看病が必要であると、そういったようなことがわかる診断書等を提出していただきましたら、翌月からは標準時間の認定に変更させていただくことは可能となります。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

変更に対しては、基本月1回の認定の会議での変更にして、それよりもっと急な場合については日割りというか延長料金ということで対応していくということだったと思います。

それから次の質問ですけれども、この上げられている保育料、利用者負担額といいますが、この負担がそれ以外に例えば国の資料を見てもわざわざ上乗せ徴収ができるとか、実費徴収ができるということをやられているんですけれども、今までと違ってご負担がふえるということはないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

新制度によりまして新たな負担がふえるというようなことは、今のところ想定をしておりません。これまでどおりというふうに考えております。

短時間認定の世帯につきましては、1割程度ではないだろうかということで、ほとんどの方が標準時間認定の世帯ということになるのではないかなあと考えておりますが、短時間の場合は国が示している基準のとおり1.7%低い利用者負担額に設定をするということで今準備しているところでございます。

また、短時間認定につきましては、標準時間の利用とはならない就労状況等であると判断される場合に認定するものであり、短時間世帯が午後4時15分以降の延長保育を希望する場合は、延長保育料金をご負担いただくと、ご負担はやむを得ないということを考えております。

しかしながら、延長料金の設定につきましては利用者の負担が重くならないよう、ただいま検討しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

4時15分までにお迎えに行くということになりますと、今まで4時半とか5時で延長料金は発生しなかった人がこの新しい制度によって発生してくるということが実際問題起こってきます。

でもこの延長料金の取り方次第によって、非常に保育料が高くなっていくということで、市町によってはもう一手にしてしまって、くるみで延長料金というのは余りかからないようにしたりする工夫もされているようですので、ぜひ今までと大きく変わってきて大変になるようなことのないように、短時間の人というのはやっぱり働く時間も少なく収入も少ないわけですから、それが負担が大きくなるようなことのないようにしていただきたいと思います。

また厚労省のQ&Aを伺っていますと、経過措置として、保護者の希望にも対応ということもあるそうですので、そこも含めて亀山市の保育行政として温かい施策をしていただきたいということを申し述べておきたいと思います。

次の質疑に移ります。

議案第13号亀山市学童保育所条例の一部改正について。

これについてですけれども、この定員の規定40人という定員ですけれども、当分の間適用しないことができるという文言がつけられているわけですが、これがどれぐらいなのかということをお伺いと思いましたが、けさほどの答弁の中で5年程度というご答弁が出されておりました。

5年程度で定員の規定についてきちんと40人ほどにしていくということだと思っておりますが、前の条例のときには、面積要件や支援員の資格などについてもきちっとたわわっていたわけですが、これも含めて、5年程度の当分の間、適用しないことができるということでもいいのかどうかの確認をまずさせていただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども・子育て支援事業計画を5年の計画を立てておりますので、当分の間というのは5年程度というふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

その5年程度は朝お伺いしたんですけれども、面積要件であるとか支援員の資格も含めて5年ですかということをお伺いしたんですが、またお願いします。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして、5年間の経過措置を設けております。9月の条例で上げさせていただいたものですが、経過措置の期間には研修を受講し支援員の資格を取得いただくということで、5年間の経過措置を設けておりますのでこれも含んでおります。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

9月の条例制定したもの、全部含めて5年を見るということで確認しました。

現在、例えば今回公設の4施設について定められているわけですが、井田川小学校区のくれよんくらぶ1番地、2番地、そして今度予定されている新しいところに入れたいお子さんも含めて全部で160人ぐらい学童保育に入りたいお子さんがいらっしゃいますね。

例えば5年後、そんなに子供さんの数は減っていないと見ていると思っておりますけれども、単純に計算しましても40人、40人、40人で3つだと120人、おおむねということですのであとちょっとずつ入ったとしても百二、三十人ですので、簡単に待機児童が出ることが想定されるわけなんですけれども、これを5年間の間に整備していくことも含めての条例だということによろしいでしょうか。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

今回の条例の一部を改正いたします井田川小学校区、井田川小学校区第2、亀山東小学校区、関小学校区の4つの放課後児童クラブの定員の考え方につきまして、入所児童数をおよそ5年程度で

おおむね40人の定員になりますように定めた条例でございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

定員をおおむね40人に定めたのはよくわかるんですけども、40人に定めると必ず待機児童が出てくるのが想定されるわけなんですけれども、そこも含めて5年後に本当に40人にしますと待機児童がたくさん出てくると思うんですね。

その整備もしますということも含めたものですかということなんですけれども、また答弁をお願いします。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

今回上げさせていただいております条例については、4つの放課後児童クラブの定員を定めるものでありますので、そのとおりでございます。

ただ今後の整備につきましては、平成27年4月に向けまして、井田川小学校区、川崎小学校区、亀山西・東小学校区の放課後児童クラブを準備いたしておりますので、待機児童が出ないようにということで準備を整えているところでございます。

今後の児童数の推移を見まして、待機児童が出ないように、もちろん子ども・子育て支援事業計画の中で準備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

この条例の中にはあらわせないとは思いますが、当然そういうことが含まれた重いものになってくると思われますので、勝手に整理しなさいよということではなくて、やっぱり丁寧に待機児童が出ないように施策を打っていただきたいと思えます。

次に、子供の年齢なんですけれども、おおむね10歳未満というところから小学校就学児童、6年生までに改めますということなんです。亀山市の学童保育は大体6年生まで見ているところが多いんですけども、今回のこの条例で公設の中で10歳未満しか見てなくて、これからこの条例を制定することによって広がってくる学童保育はありますか。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども・子育て支援新制度実施に伴いまして、児童福祉法第6条の3第2項が改正となり、放課後児童健全育成事業に関する条文、おおむね10歳未満という表現が削除をされ、小学校に就学している児童全てが当該事業の対象となりました。

亀山市内のほとんどの放課後児童クラブにおきまして、これまでも保護者が労働等により昼間家庭にいらっしゃらない児童につきましては10歳以上の児童についても保育を行っていただいている状況でございます。そうでない放課後児童クラブにつきましては、もちろん新たな基準に従って

いきつつ、これまでどおり保護者や児童のニーズに対応していただきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今まで10歳未満ということで見ていたところが、この条例制定によって6年生まで見られるということになりますと、今までもう4年生だから抜けなくちゃいけないなあということを思っていたところが、まだ続けていられるよということであったり、5年生になって改めて学童保育に入りたいという子も受け入れられるようになりますので、随分と利用する立場としては変わりますのでね、環境が。ぜひともきちっと周知を丁寧にするよということを含めてやっていただきたいと思います。

どこがありますかということで、多分、私が確認を前したところだと東小学校区のとちの木の学童保育所は小さなお子さんばかりで見ていたと思うんですけども、そこも含めての指導をお願いしたいと思います。

次の質疑に移りたいと思います。

議案第15号亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてです。

これは農業集落排水の事業が最後の区域、昼生地区が今年度で終わります。これに伴いまして新規加入金が1戸当たり43万円ということがうたわれている条例なんですけれども、昼生も含めて14地区見てみますと、22万円から73万円まで非常に地区によってさまざまな新規加入金がうたわれております。

これは一体額面の根拠は何なのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高土上下水道局長。

○上下水道局長（高土和也君登壇）

昼生地区の農業集落排水処理施設が地域の推進委員の方や地域の方々の協力により3月末に供用する運びとなりました。

このことから当地区処理場の処理区域に属する区域の新規加入金を定めるため、今回条例の改正を行うものでございます。この新規加入金の金額につきましては、昼生地区の農業集落排水事業分担金の額が基本となっております。昼生地区につきましては平成20年度から事業を進めてまいりまして、これまで毎年度、事業の1割を地元分担金としてご負担していただいております。

この地元分担金を受益者戸数で除して得た数値が各年度の1戸当たりの分担金額であります。これまでの累計額が、来年度、平成27年度の分も含めまして1戸当たり43万円でございます。

今後、新規に昼生地区の農業集落排水に加入される方には43万円をご負担いただくものでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

それぞれの総事業費の1割ということで、昼生地区の場合43万ということなんですけれども、

安全でおいしい水の供給であるとか、水を環境に負荷をかけることなくきれいにするということは、私はどこに住んでいても亀山市であれば保障されるべきことなんだろうなあと思いますね。

農業集落排水であるとか合併浄化槽であるとか公共下水であるとか、いろんな方法がありますけれども、使う側としては水道から出てきて、そして蛇口から出てきたものが流れていくということで余り変わらないんですけれども、いろんな方法がある中でこんなに地域で差があるということが、税金でこういうことはされるべきだろうなあと思うんですけれども、そうだとしたらやっぱり応能負担が原則であろうと思うんですが、この22万から73万という差がその人の所得でもなく財産でもなく、いうたら他人の事情で変わってくるという部分もとても多くあって、どういうふうに家が配置されていて、どんだけ管を使うとか、どんな施設をつくるかによって変わってくる。

例えば、よそから亀山市に住みたいわということでした方が22万払うのと73万払うのと、この昼生のように43万払うのでは随分と違ってきます。

もうこれ最後ですのね。このお金がどうなんやということはもう言えませんけれども、せめて一編に43万を払うのはとても大変だと思うんです。私たちはこれ毎月毎月1万円ずつ積み立てて、50万積み立てて何年かかけてこの43万円を出したわけなんですけれども、この加入金についても、そういう人がいたら分割で支払うということができないんだろうかと思うんですが、そういうお考えはどうでしょうか、ありますか。

○議長（前田 稔君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

亀山市農業集落排水処理施設条例の第13条第3項で、新規加入金及び工事に要する費用は前納しなければならないということがうたわれております。

ですから、この条例に基づいて一括納付していただくと、お願いをするといったことかと思いません。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

43万も73万も本当に一括で納入するというのは大変だと思いますし、できれば若い人が亀山市に移り住んできていただきたいですし、そういう方にご負担をかけるのも大変なんで、分割で支払いができるようなことを考えていただきたいし、もし難しいのであれば、よそで借金をする、ローンを組むというのであれば利子補給などもぜひ考えていただきたいと思うんですけれども、検討は無理でしょうか。

○議長（前田 稔君）

高士局長。

○上下水道局長（高士和也君登壇）

今現在、条例の中で排水設備工事費、宅内の工事なんですけれども、これに関しましては融資あつせん、それと利子助成制度や工事のための資金助成制度を設けてございます。

融資あつせん、利子助成制度につきましては、排水設備の設置や水洗便所等改造工事に係る工事費について70万円を限度として金融機関から融資を受けていただく制度であります。

融資を受けた後、ご返済をいただく期間は60カ月以内で、返済は毎月元利均等償還でございます。このうち利息分については一旦お支払いをいただくわけですが、半年ごとに利息分について市から本人の口座へ助成するというような制度もございますので、活用していただきたいというふうには考えております。

○議長（前田 稔君）

8番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了しました。

続いて、お諮りします。

質疑はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす10日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑と、午後からは市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 5時13分 散会）

平成27年3月10日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成27年3月10日（火）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第 1 号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 亀山市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について
- 議案第 3 号 亀山市情報公開条例の一部改正について
- 議案第 4 号 亀山市行政手続条例の一部改正について
- 議案第 5 号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 議案第 6 号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 議案第 8 号 亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 議案第 9 号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 10号 亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第 11号 亀山市保育所設置条例の一部改正について
- 議案第 12号 亀山市待機児童館条例の一部改正について
- 議案第 13号 亀山市学童保育所条例の一部改正について
- 議案第 14号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 15号 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 議案第 16号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 17号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第 18号 亀山市消防団条例の一部改正について
- 議案第 19号 亀山市保育の実施に関する条例の廃止について
- 議案第 20号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第 21号 平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 22号 平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 23号 平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 24号 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 25号 平成26年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第 26号 平成27年度亀山市一般会計予算について
- 議案第 27号 平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 28号 平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 29号 平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について

- 議案第30号 平成27年度亀山市水道事業会計予算について
 議案第31号 平成27年度亀山市工業用水道事業会計予算について
 議案第32号 平成27年度亀山市病院事業会計予算について
 議案第33号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計予算について
 議案第34号 損害賠償の額の決定について
 議案第35号 市道路線の認定について
 議案第36号 市道路線の認定について
 議案第37号 市道路線の認定について
 議案第38号 市道路線の認定について
 議案第39号 市道路線の認定について
 議案第40号 専決処分した事件の承認について
 議案第41号 専決処分した事件の承認について
 議案第42号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
 報告第1号 専決処分の報告について
 報告第2号 専決処分の報告について
 報告第3号 専決処分の報告について
 報告第4号 専決処分の報告について

第 2 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長 櫻井義之君 副市長 広森繁君
 企画総務部長 山本伸治君 財務部長 上田寿男君

財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	石井敏行君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	西口昌利君
建設部長	稲垣勝也君	医療センター 事務局長	松井元郎君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合 センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者 (兼)出納室長	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	佐久間利夫君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	議事調査室長	渡邊靖文
書記	高野利人		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(前田 稔君)

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

日程に先立ち、お諮りします。

1番 今岡翔平議員から、昨日の議案質疑において、不適切な発言があったとの理由により、その一部を取り消したいとの申し出がありましたので、会議規則第63条の規定により取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

今岡翔平議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番(櫻井清蔵君登壇)

おはようございます。

それでは、ぽぶらの櫻井でございます。

質疑をさせていただきたいと思います。

冒頭に、私も議員になりまして、議会及び議員の職務というのは、行政の動きに対して監視、点検していくのが私の役目と思っていますので、市民の皆さんから負託を受けた役目を一生懸命この質疑で果たさせていただきたいと思っておりますので、理事者側としても精いっぱい市民の皆さん方に理解できるご答弁をいただきたいと思います。

まず市長にお伺いしたい。

今回、議案として、議案第40号専決処分した事件の承認について及び議案第41号専決処分した事件の承認についての専決処分が議案として提出されております。市長に専決という基本的には概念をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

専決処分とはというご質問でございました。ご案内のように地方自治法の179条に基づきまして、長の専決処分が認められておるわけでございますが、この179条を根拠とし行う行為でございます。普通地方公共団体の議会が成立しないときに、あるいは議会が開かれぬ、開くことができないと、議決すべき事件を処分することがこの専決処分によって可能となるという地方自治法の規定に基づくものでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

平成18年の改正前に、地方自治法179条第1項の改正によって、専決処分が可能な条件は、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであると認めるときにおいて、緊急性を要する場合に限定して判断基準として専決処分が行われています。そして、地方自治法179条の中に、地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書きの場合において、なお議会を開くことができないとき、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかと認めるとき、または、議会において議決すべき事件を議決しないときというのは、議会が議決しないというのは113条の中には、招集しても議員が寄らぬ場合には、どうしても専決せんらんと。

この案件ですね、今回の専決処分の案件、事実確認したいと思います。この提訴に至った案件は、平成18年7月3日に、河建が、あえて河建と言わせていただきますけれども、寄附受納があったと。それに対して、その業務を行っておらず、その寄附受納の物件、水路及びその他4筆、それが平成26年2月ごろ、開発業者であるオカベ開発が市のほうに開発申請を行った。そのときに、その水路敷の登記が未登記であるということが平成26年2月に市当局でわかったと。その後、未登記である水路が、市の施設として、公共施設として市としては認知し、オカベ開発に県に申請する

際に水路を利用するという事でオカベ開発は県のほうに申請を行い、県から許可を受けて、その事業を行っている。

その中で、河建から寄附受納に関することについては、うんちくのいろんなことがありまして、河建のほうから異議申し立てがあったもので、それは違うということで、平成26年12月24日に専決を行い、市の法律顧問弁護士、楠井弁護士を初め、8名の方を訴訟代理人として定めて専決を行って津地方裁判所のほうに提訴されたと。

そうすると、専決案件は急務を要する中で、平成26年2月にこの事案が発生した中で、それ以後平成26年3月定例会、6月定例会、9月定例会、12月定例会と、その4回の定例会があるにもかかわらず、議会に何らかの報告もなく、この提訴に至ったと。そして、議長に対して専決案件の相談が26年12月23日、12月の定例会が12月19日閉会しております。12月23日に議長のほうに専決案件を申し出て、そして24日に津地裁に持って行っておると。そして、平成27年1月13日に会派代表者会議をされて、この案件についての説明を行われたと。これはあくまでも急務を要する案件か。既にわかっている案件で、提訴に至るまでの、あなたがよく言われる開かれた市政、また市の職員としてもいろんな事案があったと思うんですけども、どうもそのことについて、私はこの専決についてはおかしいのではないかと思うんですけども、一遍市長の本日までの経緯、またこの事実確認、これは間違いはないか、一遍担当のほうから、稲垣部長が担当部長だと思うんですけども、この今私が述べたことが間違っておるか正しいか、その確認だけ稲垣部長、稲垣部長から先にしてください。

○議長（前田 稔君）

副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

今回の専決処分をした事件につきまして、私のほうから少し経過を含めましてご説明をさせていただきます。

今回の事件の第1の原因につきましては、平成18年当時に寄附をいただきながら、業務の忙殺といったことで登記を失念したといったことによるものでございます。当時、機構改革等によりまして、組織の問題もあったかというふうに思料はいたしておりますが、登記を行わなかったことについてはまずもってこの場をおかりしておわびを申し上げます。今後、こういったことが起こらないように、市有財産の総括管理を行います契約管財室、開発行為の建築開発室、用地管理室、下水道室で協議を行いまして、登記漏れといったことが起きないように整理をいたしたところでございます。

さて、未登記が判明をいたしましたのは、26年2月でございますけれども、当排水路につきましては、既存の集落の排水路となっております、重要な役割を担っておりますことから建設部及び上下水道局で相手方と協議を重ねてまいりましたが、相手方の条件との折り合いが見出せず、年末を迎えたところでございます。今回、約1年にわたりまして相手方と協議を重ねてまいりましたが、結果的に協議は調わなかったということから、法的に解決を委ねるといったことといたしまして、まずは土地の登記及び現状変更をしてはならないとの仮処分申請を行ったところでございます。そして年末年始の長期の休みを控えまして、相手方からの時間だとか休日にかかわらず協議等の申

し出もございまして、担当者の中には確かに精神的に弱ってきておるものも出てまいりましたことから、仕事納めを控えました12月24日ということで、まことに申しわけなかったんですが、やむを得ず地方自治法179条第1項の規定によりまして専決処分を行い、訴えの提起に至ったところでございますので、まずもってこの辺についてはご理解を賜りたいというふうに存じます。詳細につきましては、建設部長からお答えさせていただきます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

まことに申しわけなかったで済む問題ではないから今回のことを質問させてもらっておるの。私、今回42議案あって、この2議案だけに集中してやっておるわけ。我々会派から2名の同僚議員が全体のことについてはいろいろなことを聞かせてもらったので、大体わかります。ほかの議員の方からもやっています。だけど、この2件に絞ったのは、なぜこの4回の定例会、途中経過でもいいから、こういう事案が起こっておるということを、なぜ議会に示さんだんか。それを問うておるの。

年末の24日に提訴する、去年は26日が御用納めです。なのに、このように放っておいた、報告がなかった。あなた方はよくオール市役所だと。確かに私は、人間というのは万能ではないと思う。万能ではないから、職員の1名がミスを起こした。それは市長を初め、市職員全体が共通意識を持って問題を解決していくのがオール市役所ではないかと、私はそう思う。議会で問題があったら、議会全員が協議して、いろんなことで問題を対処しようとする。一家の一つの家でもそうです。家で誰か、わしの家族のもんで、わしの息子や娘らが問題を起こした。私は先頭に立ってそのことを解決していく。それができなかつた、1年もかかっただけできなかったんか。確かに議会の改選もあったかわからん。だけど、この案件は、8年前に寄附受納があった。それを怠っておった。これは悪い。だけど、26年2月にこれが未登記であると発見したときに、いろんな協議をやって相手方と話した。だけどそれが不調に終わったから、年末のましてや23日に議長に申し出て、それで24日に提訴すると。そこがおかしいと言うの、僕は。市長に聞きたい。オール市役所、開かれた市政、どこが開かれておるんやな。

それで、河建さん、特にこの開発申請に携わるオカベ建設。特にオカベ建設の方は、亀山市を信頼してその開発申請を県に出したと。それが裁判になったと。そういうふうな道義的責任はどういうふうに捉えんのや、市長。市長と、市と河建だけの問題じゃない。そこにオカベ開発という第三者が絡んでくる。亀山市を選んでいただいた開発業者が。そこに住まわれる住民もおる。そういうような一連の流れの中で、議会が黙っておれん、このことには。だから聞いておるんです。副市長が申しわけなかったと。申しわけなかったで済まんと思ふ。市長の責任や、これは。市長は市民から選ばれた立場である。投票によって、選挙によって。私らも市民の皆さんから市民の代表として負託を受けた立場や。これは市長対議会の話で、この専決問題についてはやっていきたいので、これからは私の聞くことは市長に全部答弁してもらいたい。

だから、もう一遍聞きたい、市長に。なぜ4回の定例会にこれが言えなかつたんか。全て担当職員に全て丸投げやったんか。市長としての指示はなかつたんか。指示をしたのか、どのように指示をしたんか、それを一遍聞きたい。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、今も議員が触れていただきました、今回の専決処分の所有権移転登記手続請求のための訴えの提起という議案につきましては、今おっしゃるように、市長と議会との二元代表制の立場からも、自治法に基づいて専決処分の報告をさせていただき、追って承認をいただこうとする議案であります。このことは、行政と議会の関係において、私どもはしっかりそういう対応をさせていただいておるといことで、改めてご理解いただきたいと存じます。

さらに、先ほども副市長のほうからも答弁させていただきましたが、そもそもこの本案件の発生、平成18年7月の寄附を原因とする案件でございますが、この未登記であることが判明いたしました平成26年の2月以降、私どもは所有権移転登記手続につきまして相手方と協議をしてみました。この協議に当たりましては、先方の言い分といいますか、考え方もございます。私どもとしても、その協議の過程で顧問弁護士と相談しながら慎重に対応いたしてまいりましたけれども、相手方が土地の再分筆を行い、第三者に水路構造物以外の土地を売却したい考えがあることがわかりましたことから、平成26年12月8日に津地方裁判所に対し、本件土地について譲渡並びに質権、抵当権及び賃借権の設定その他一切の処分をしてはならないとする不動産仮処分命令の申し立てを行いまして、同日、仮処分決定を得たというところであります。

さらに、12月定例会、19日が定例会の閉会日であったと思いますが、この終了後の12月22日には、本件土地の排水路を改変、閉塞等するなどの行為に及ぶおそれもあることから、本件土地につきましては、現状を変更してはならないとする旨の不動産仮処分命令の申し立てを行いまして、訴えの提起の準備を慎重に進めてまいったところでございます。

しかしながら、年内に、先ほど副市長のほうから答弁させていただきましたが、年内に訴えを提起する必要が生じたので、平成26年12月24日、議員は先ほど議長に申し出があったのは12月23日であるとおっしゃられました。事実関係は12月24日、申し出をさせていただいて、地方自治法第179条第1項の規定によりやむを得ず専決処分を行いまして、翌12月25日に訴えの提起を行ったものでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何を眠たい答弁をしておるのやな。物事をきちんと整理するためには、自分のやったことを明確にわかるように、私らも市民の人にもわかるように説明してほしい。あなた、この議案第41号の不動産仮処分申請、これを、この案件についてはいろいろはだめですよということを27年の1月22日だと思ったんですけどな、その日に出していますやんか、1月22日に。それはどういうことですか。これも専決ですよ。それをお答えください、もっとわかりやすいように。私、頭の中に入っていかながな、あなたの答弁は。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

丁寧の説明をさせていただいておりますので、ぜひご理解いただきたいと思いますが、今おっし

やられるその1月21日であります。本議案は不動産仮処分命令申し立て事件の和解について、平成27年1月21日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって承認を求めているものでございます。

この不動産仮処分命令申し立ての内容についてであります。先ほどご答弁申し上げましたとおり、本件の排水路の現状を変更してはならないというものでございまして、平成26年12月22日に排水路の現状を変更してはならないとする仮処分命令申し立てを行いました。これに対しまして、平成27年1月21日に先方と和解をいたしましたものでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

先方と和解、41号は和解したと言うけれども、私はこういうのは、1月22日と言いましたが1月21日専決でやっておるんですけれども、相手の傷に塩を塗るみたいなものや。これはいろいろではあかんぞと、今裁判しておるのやと。今も市長が言うように、第三者に売るかかわらんと。だからそれをとめたいもんで、こうやったと。だけど、まだ私、答えてもうとらへんに。なぜ、26年2月から定例会12月19日までになぜ報告ができなかったか、返事を聞いてないわ、僕。これ、何カ月です、10カ月ですよ。その答弁、ないやないかな。これ聞かせて。副市長、違うで、これは。市長やないか、こんなものは。議長、頼むわ。

○議長（前田 稔君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

通常こういった、公有地、道路とか下水路もございしますが、未登記処理に関しましては、訴訟に及ぶことなく、担当職員が相手方と協議を行いまして処理を行っているのが通常でございます。ただ、最終的に解決に至らないといったことで訴訟に及ぶこともございますけれども、最近では管内の下水路もあったかというふうには思いますけれども、こういった場合には事前に議長にもご報告を申し上げ、専決処分等の処理を行っているところでございます。

今回、この水路につきましては重要な水路であるというふうなこともございましたし、早期の解決を図りたいというようなこともございまして、登記、現状変更の仮処分といったことを行いながら、年末の順次申し立てを行ったところでございますので、ぜひご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

なぜ市長が答えられやんの、議会に対して。副市長さんは役目柄出てみえる。僕は市長に聞いておるのや、副市長は市長が任命したんや、庁内登用ということで。だけど、この専決したのは副市長なのか。市長やろうが。なぜ議会に報告ができなかったのか。専決問題で片づける問題ではないんですよ、これは。亀山市が原告なんですよ。訴えられたんじゃない。原告やで。何で、市長が判断したんでしょう、何に基づいて判断したのか。何で4回の定例会の間の期間にやれなかったのか、それを聞きたいんやがな。何も答えてへんやないかな、時間ないで頼みまっせ。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

26年の2月に、この案件、開発行為に伴ってこの案件が認知をされてから、それは18年時点での寄附の処理が失念されていたという事実から先方とのこの協議を本市は進めてきたわけでございます。これは担当部において、この案件に限らず、さまざまな開発行為にかかわる協議というのは、本当に複数その事務を進めておるわけでございますが、その過程において、先方の考え方や、あるいは条件提示、ここと本市とのギャップがやっぱり当然ございますので、それを埋めるべく担当部におきましてさまざまな協議を進めてきたという経過がございます。そういう中にありまして、その協議が、これは残念なことでありますが、12月まで引張ってきたという状況でございました。その間の、これは議会への報告が抜けておるのではないかとということではあります、その間、これは本当に行政の実務上も本当にさまざまな案件を抱えておるところでございますので、これは行政の責務としてしっかり対応するというその過程の中にごございました。

先ほど申しあげました、12月8日に本件土地につきましてさまざまな動きがございましたので、まずは譲渡とか質権とか抵当権の設定とかその他一切の処分をしてはならないとする不動産仮処分命令の申し立てを行わせていただきました。その後、これは1月21日に和解をさせていただいたということでもあります。さらに、その後12月22日には、土地の排水路を改変、閉塞等するなどの行為に及ぶおそれがあるという判断の中から、現状を変更してはならないという旨の不動産仮処分命令の申し立てを行わせていただいたということでございます。

いずれにいたしましても、2月からこの12月まで議会に対して報告がなかったということではありますが、私どもは開発協議にかかわるさまざまな関連する協議を、これはもう複雑な協議であろうかと思いますが、積み上げてきておった過程にあったということでご理解いただきたいと思っておりますし、この件に限らず、さまざまな案件を抱えておるとことは当然議会もご承知をいただいておりますが、その点をご理解を頂戴いただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議長にお願いしたいんやわ。ぐだらぐだとわけのわからん答弁をしてもうて、時間がどんどんどんどこ過ぎていくわけや。肝心なことを言ってほしいのや。

これは市役所やで、5万人の市やで、いろんな業務を抱えておると。ただ、通常の流れの業務、受け付け業務、ようけありますよ。だけど、この案件は特に亀山市がオカベ開発というところに県の申請に対して、水路敷は亀山市の水路ですよという事案でオカベという会社は動き出しておるわけ。この行為でこの開発に遅延行為があった場合、オカベ開発から亀山市に賠償責任が出た場合、どうなるのやな、これ。そういうようなことも僕は想定する。

だから、ようけの業務はあっても、この河建の大きな案件に全集中して、なお議会にもこんな事案が起こっておるといふ報告があってもしかるべき問題ではないのか。それをあなた、理解しておらんのかな。

12月8日に一つの動きがあったと。12月8日は、しかるに12月定例会の会期中ですよ。今

後、亀山市のいろんなことについていろんな事案が発生したときに、先般もある一件で代表者会議が開かれた。後回し、後回しで、事後報告が多過ぎる、議会に。やはり、ともに二元代表制の中で、行政側と議会側とともに、両輪のごとくこの亀山市を動かしてかんなんのや。その思いは、あなた、議会をどういうふうに思ってみえるのやな。あなたも県会議員をやった、十何年も。その経験も踏まえて、議会と行政執行側との立ち位置というのは両輪やと私は思っておる。お互いに物事を、問題が起こったらともに苦労して、知恵を絞り合って、この亀山市民5万人を守っていくのが私らの責務やないかな。そういうような認識を市長はないのかな、あなたには。言いわけのわけのわからん答弁ばかりしておるけれども。

だから、こんなような専決ということはやるべきものではないと私は思う。予算も伴う。あなた、議会をなめておるのかな。議会議員18名、私は22名を18名にして、そして選挙に臨んだ。そして市民の皆さん方に負託を受けた。その各議員のそれぞれの人格というのをあなたは認めていないのか。これは市長の専決問題やと、議会にとやかく言わす必要はないと、ただ承認だけでいいのやと、議会には相談せんでいいと、私の判断に基づくと、市長の判断に基づくんやったら、もっと責任ある判断をして各担当部局に指示を出してくださいよ。この10カ月、一体どんな指示を出したのか、教えて。

○議長（前田 稔君）

質疑に対する答弁を明確に答えてください。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

組織的に、これは報告を受け、そして最終的に判断をさせていただいたものでございまして、おっしゃるように責任ある対応として、この羽若、亀田、西野の皆さんの排水路が一部この水路に流れ込んでおると。ここに対して、その問題が生じるようなことがあってはならないということで私どもはこの仮処分の申し立てでありますとか、この訴えをいたしておるところでございまして、その点をご理解をいただきたいと思います。

なお、議会と執行部との関係では、それはもう本当に議会をなめておるのかと今おっしゃられましたが、本当に法に基づいて、議会を尊重しながら二元代表制の立場でこれは執行させていただいておるつもりでございますので、この点につきましては深いご理解いただきたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この40号のくだりに、今回やったと。この訴訟が和解できなかった場合には上告もすると、どんどん続けていくということが書いてあるの、この文章に。あなたが今言ったあの地域の住民の水路が流れておると。それは重要な水路やから、これをいろんな処置をやって裁判もやったというけれども、あなたの専決の中には、上告も辞さないということが書いてあるのやに、和解ができなかった場合。いつまで引っ張るつもりやな。

そこら辺を踏まえて、これは私としてはこの今の答弁を聞かせてもらっていても市長の思いというのは何も伝わってこんと思いますので、上告を辞さないというのは事実かどうか、それだけ答弁をお願いします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。簡潔にお願いします。

○市長（櫻井義之君登壇）

早期に所有権移転登記ができますならば、本市としても何ら拒むものではございませんので和解を含むものというのは当然であります。仮に和解が不調になった場合は判決を下していただくことということになるかと思えます。その第1審の結果次第によりまして、必要があればその対応を考えていくということは当然のことであろうというふうに思います。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、13番 前田耕一議員。

○13番（前田耕一君登壇）

前田耕一でございます。今回、議案質疑として議案2件、それから報告3件について質疑をしたと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1点目としまして、議案第13号亀山市学童保育所条例の一部改正についてでございますけれども、その中で、定員が今回70名から40名に削減と言ったらいいか、するという事になってございますが、それが適用されている施設につきましては、現在4施設あるわけですが、実際に40名以上の定員で運営しているところがあるわけですが、その辺につきましては40名になるけれども、70名から40名にはすぐには無理やから、5年間の、言ってみれば経過措置を設けて対応していくということになっておりますけれども、70名が40名に5年間で急にころっと5年後、例えば平成32年に70名を40名にするのか、それとも暫定的に減らしていつ対応するのかという部分も含めて、その辺のフローチャート、あと計画についてお示しいただければ幸いです。

○議長（前田 稔君）

13番 前田耕一議員の質疑に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

今回の亀山市学童保育所条例の一部改正につきましては、その4つの公設の施設について名称と定員、対象の学年を改正するものでございます。このうちの定員につきましては、40名の定員になりますように経過措置を設けておるものでございまして、当分の間適用しないということですが、5年程度で、これまでのご答弁で答えさせていただいておりますように、およそ5年程度で40人になるように経過措置を設けているものでございます。

子ども・子育て支援事業計画の中で、5年間の計画を今策定しておるところでございますが、少しずつ皆様のご協力によりまして40名に近づけてまいりたいというふうに考えております。その中で施設につきましても、5年間の間に必要な新たな施設を開設しつつ、できる限り40名に近づけていけるように、運営をされていらっしゃる皆様さんともご相談を申し上げながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

そこら辺につきましては、きのうの質疑の中でも確認をさせてもらってあるんですけども、例えば70名を40名にするための手法、当然6年生になれば、今回の制度の中で退所していかれると。それから、新たに恐らく新規に1年生が入る方が入所してくると思うんですけども、そうすると、70名を40名に減らすには、退所者は出して行って、補充はせずに次の新たな第三の施設のほうへ全部入所してもらおうという方法もあろうかと思えますけど、それともう一つは70名が例えば2つの施設へ30名と40名に分ける方法もあろうかと思えますけれども、その辺については具体的なお考えというのはまだ全然お持ちでないわけですね。これからの流れの中で対応していくということと理解させてもらっていいわけですか。その辺のところを再度確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

公設の放課後児童クラブ4施設のうち、入所児童数が40人を大きく超えているのは、平成27年1月末現在で井田川小学校区の2施設となっております。井田川小学校区につきましては、平成27年4月に待機児童の発生が見込まれましたことから、12月議会で待機児童対策の補正予算を計上、可決いただき、現在民間事業者により準備を進めていただいているところでございます。

どのように40人にしていくのかということでございますが、それぞれの放課後児童クラブさんの運営がございますので、こちらからどうのこうのということではございませんが、例えば兄弟のいらっしゃる方は優先的に1年生、入所いただいて、新たな1年生の方には新たな施設へ行っていただくなどの手法もあるかと思えますので、そのあたりはそれぞれの運営される方々と相談の上、できるだけ40名に近づけていくというようなことを考えております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

大体理解はできたんですけども、やっぱり現在、特に井田川は2つの施設がありまして、3つ目ができる可能性もあるとお聞きしておるんですけども、今までの施設に残ってやりたいのに、3年生のときになってから4年生になったときに違う施設へ移るようなことをしなければならないとか、そういうケースも多分出てくるんじゃないかと思うんですよ。そういうときに、施設へ通ってみえる皆さんが、うまく問題なく3つなら3つの施設へ入所できるような形で、あるいは通うことができるような形で対応をしていただくことを強くお願いして次に入りたいと思えますけれども、今回の放課後児童クラブで、4施設が公設であるわけですから、新たな条例改正で運営していくと思うんですけども、それ以外の民設の施設につきましては、全く関係なしで、独自に従来どおりの運営で進めていくようにしていくのか、それともこの施設につきましても放課後児童クラブに遵守した方法での運営を指導していくのかどうか、その辺のところを確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

民設で40人を大きく超えているという施設は、亀山西小学校区と川崎小学校区でこのような4

0人を大きく超えているという現状がございます。これにつきましても、同様に子ども・子育て支援事業計画期間内において、毎年度早い時期に、市内の幼稚園及び保育園の年少児、3歳以上のお子さんの保護者を対象に、放課後児童クラブの入所希望について調査を行い、その調査結果に基づいて必要であれば随時子ども子育て会議に諮った上で、各小学校区の計画値の修正を行うなど、議会にもご報告をさせていただきながら、同様に待機児童が発生しないように新たな施設の確保を行ってまいりたいというふうに考えております。

既に計画の中で、子ども・子育て支援事業計画の中で、どこの校区に何施設必要かということは書かせていただいているわけですが、これも毎年状況が変わることがございますので、年度ごとに調査を行いまして待機児童が出ないように修正をかけていきたいというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

対象児童者数につきましては、幼児数も含めて、1歳児が何人、3歳児が何人とわかっているわけですから、将来の予測は十分立てられると思いますので、円滑な運営がとれるように的確な対応をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第16号亀山市営住宅条例の一部改正について確認したいと思います。

この条例の中で、平成27年度までに70戸の民間借り上げ住宅を活用して供給していく計画となっております。27年度、5戸が決定して25戸が現在のところ確定しているということになっておりますけれども、70戸借りると、あと45戸足りないわけですね。それにつきましては、平成27年度中に20戸が予定されているということは、昨日の他の議員の質問の中で確認することができました。ということは、45戸は何とか確保できるのかなど。残りは25戸、平成27年度中に確保できるかどうかというのが非常に問題になってくるわけでございますけれども、その見込みについてまず確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

昨日も西川議員にも答弁させていただきましたように、民間借り上げとして70戸を目標に現在取り進めておるわけでございますけれども、民間活用市営住宅の進捗状況ですが、23年、24年度に井田川駅前住宅の借り上げを行って以降、供給する住宅の確保に苦慮してまいりましたが、応募要項に新築された民間賃貸住宅を市営住宅として募集することを加えたところ、数社からの応募があり、その結果、26年度に既存借り上げ型市営住宅5戸、新築借り上げ型市営住宅20戸の採用を決定させていただきました。

今議会では、野村1丁目の既存借り上げ型市営住宅5戸の条例改正をお願いしている部分でございます。新築の20件につきましては、建築完了後条例改正を行い、27年度中に供給を行っていく予定としております。今おっしゃって見える残りの25戸につきましても、27年度に公募等を行いまして募集をいただいた物件の中から、賃借料とか立地条件、住宅機能の審査要綱をクリアした部分について早期に借り上げを計画しておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

25戸は、まだめどが立っていないというように判断させていただきました。それで27年度、何とかめどが立っている20戸につきましても、新築の住宅をこれから確認して借り上げという形に持っていくというように理解をさせてもらったわけでございますけれども、先ほど部長のほうから、なかなか新たに手を挙げてうちの住宅を使ってくれという声がなかったので、事業の募集要項のところへ新築も構わないという形で載せたら、話があったということでございます。本来この制度は、現在民間で有効活用されてない、遊んでいるという言葉を使ったらちょっと語弊があるかわかりませんが、入居者がいないアパートを市営住宅として借り上げて対応していくというのが目的だったと思うんですよ。それがなくて、やむを得ず新築も認めていくということがなぜなのかなというように非常に気になります。募集要件が厳しいのか、亀山市にはそういう余っている住宅はないのかといった場合、ないことはないと思うんですね。しかし、手を挙げるところがないということは、要件が厳しいんじゃないかなという感じもしています。それで、やむを得ず新築を要件に入れたということでございますけれども、民間の不動産会社がやっていることと一緒にすわな。うちで借りるから、借りてあげるから、建ててくださいよというような形になってくるんじゃないかと思うんですよ。その辺のところ、要件緩和とかその辺については全然検討の余地はなかったんですか。あるいは今後も含めて、それにつきまして、ちょっと確認をしたいんですけども、一般質問になってしまうかわかりませんが、今後の25戸をふやして行って、この条例に入っておる70に近づけるためには非常に必要なことだと思いますので、そのところ、要件として難しいところがあるのかなのか、あったのかなかったのか、これについて確認したいと思います。

一々その募集要項に入っている申請要件については、時間の都合もあるので申し上げることはしませんので、具体的にあったのであれば答弁願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

本来、既存の住宅をという考えでということでございますけれども、市内で多くの民間賃貸住宅がございます。立地条件や宅地機能により市営住宅として適していない既存民間住宅が実際多くあるということで、その採択条件の中に、原則として公共交通の利便性が高く、通勤、通学、日用品の購買等、日常生活の上で最低必要な利便性が整った地区というふうなことで書かせていただいております。やはり、高齢者等市営住宅への入居の面を考え、そういう観点からの既存住宅の審査もさせていただいているところでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今部長のほうから、一部借り上げ要件、条件について説明してもらいましたがけれども、いろいろ見ていくと非常に厳しいか、条件がうたってあります。今現在、亀山市にある市営住宅が全部クリアした市営住宅、なんぼあるかなというぐらいの厳しい条件になっています。ですから、多分今建設されている、あるいは利用していただいている借り上げ型の市営住宅は、等級という言葉を使う

と無理ですけれども、本当に十分な、よ過ぎるぐらいの条件が整っていないと行政としては借り上げできないということになっていきますので、その辺のところもうちょっと条件を緩めて、弾力性を持たせて対応していけば、亀山市には民間住宅余っているはずですから、もっと手を挙げてもらえるんじゃないかなという感じもしておりますので、ぜひそのところ検討をしていただければありがたいと思いますので、よろしく申し上げます。

いずれにしても、70戸という目標がうたってあるわけですから、あと25戸ですか、ぜひ27年度に借り上げをできるように、あるいは手を挙げていただけるように、営業活動というたら無理ですけれども、あいている民間住宅は把握してもらいたいと思いますので、担当のほうで強く声かけをしていただいて、行政として借り上げできるように努力していただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

次3点目の、報告第2号、3号、それから4号の専決処分の報告について確認をしたいと思ます。

昨年の7月から9月にかけて、道路陥没による車両の物損事故があつて、市のほうで、金額はそんな高額ではないですけれども、賠償したということで専決が出ております。いずれも市道の川崎白木線、そして今申し上げましたように7月から9月にかけて、言ってみればこの路線に3件ですから、集中という言葉が語弊あるかもしれませんが、3件が続いて発生しているということでございますけれども、その要因、なぜなのか、この川崎白木線だけでこれだけ2カ月の間に、あるいは3カ月の間に発生したのか、その要因と、それから具体的な理由等も分析してあるかどうか、確認したいと思ます。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

市道川崎白木線、通称フラワー道路の事故原因でございますが、工業団地が隣接し、また東名阪自動車道の渋滞等からの交通量が増加している状況でございます。特に重車両である大型交通量が多いことから、舗装の破損が主たる原因でございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

それはもう当然報告の中に上げてもらっているのでわかっておるんですけれども、何も対応せずに放っておいてあったのか、あるいは地域からこういう状況だということの声もなかったのか、あるいは市のほうで維持管理のほうで道路パトロールをして確認したことがないのかどうか、その辺についてもあわせて本当は確認したかったんですけれども。お願いします。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

道路の陥没などの点検確認については、道路パトロールで状況の点検や、また通行人、地域の方々からの通報をいただいて道路不備を確認させていただいたときに、わずかな損傷であれば即座に修復材料にて簡易な修繕を実施しているところがございます。また、ある一定の範囲の損傷があ

れば、まず簡易な修繕を実施した上で舗装の単価契約等で本設修繕工事の対応をしておるのが現状でございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今のお話ですと、ある程度はパトロールして確認して問題があれば簡易舗装等で対応しているということでございますけれども、そうするとこの3件が起こったフラワー道路について、今回の場合はたまたま3件ですけれども、市としては地域から何らかの連絡もないし、パトロールしても問題があるというように判断をしていなかった箇所でこういうことが起こったということでございますか。その辺のところどのように判断したのでしょうか。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

当路線につきましては、先ほども申し上げたとおり、交通量も多いということで、この案件につきましても、あそこ何件というよりも道路パトロール自体の重点路線として対応させていただいておるところでございます。しかし、延長的にも非常に長く広範囲にわたりますことから、それと当日の天候等も含めまして、さまざまな要因の中で、緊急的な修繕等を行った上で、例えば雨が降り、水が周り、そういうふうな状況が重なってこういう結果になったということで、通常の管理につきましては万全を尽くして現在もやっているところでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今の答弁ですと万全を尽くしているというように答弁をいただいたんですけれども、市内を走っておりまして、結構破損しているところ、あるいは波を打っているところ、あるいはクラックが入ったところとか、あるいは継ぎはぎと言ったらいいんですかね、応急処置、応急処置での舗装道路が結構あります。それにつきましては、私自身では、この程度までなったら補修せないかなあという基準値というのが私自身持っていないし、わかりませんので、ここひどいなあ、ええんかいなあというような認識でしか走ってないですけれども、結構あるわけですね。

それで、例えば破損している場合、あるいはクラックが入っているとかいうような問題が起こった場合、整備とか修理の基準というのは設けてあるんですか。そのときそのときでケースバイケースで、ここは車がスピード出して走るから、早う手つけないかなとか、ここは本当の田舎のほうやからしばらく大丈夫かなというような判断で済んでいるのか、その基準があるのであればお示しいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

補修の基準というふうなことでございますけれども、このことに関しまして基準というふうなものは、例えば何平米、延長とか、そういうふうなものがということは現在ございません。ただ、近

年メンテナンスということで、舗装につきましても現在幹線道路、2車線道路でございますけれども、舗装の性状調査等を行い、根本的な改良修繕を含めて検討をしている段階でございます。それと、面積的にはある程度一定の面積になった場合、当然緊急修繕を行った後、単価契約等で本修繕、本舗装による修繕等はその範囲の中でやらせていただいておりますのが現状でございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ぜひ早目早目の対応をして、こういうことが起こらないようにしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

3件目としまして、市のほうの損害賠償額の査定方法についてということで確認したいと思うんですけども、今回の3件につきまして、いずれも過失割合市側30%、それから相手側70%という形での決定ということで、市の賠償額は算定されております。そして、この額につきましては道路賠償責任保険から全額補償しますということで、行政としては直接1,000円台とか1万円台で大きな額ではないというところが補償されているということで、それはそれでいいんですけども、この3対7の割合、どういう形で査定されてこの額が決定されているのか、どこがそれを判断しているのか。それから、3対7の理由というのは具体的にあるのかどうか確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

仮に事故等が発生した場合、まず道路の陥没で事故が発生した場合などは道路瑕疵の原因があるかないか、日時、また場所、状況等を確認し、私どもの保険会社へ保険対象案件であるかを確認させていただき、その後、対象案件であれば相手方により見積書、写真等を提出いただいて報告書を作成し、保険会社ではその提出された書類を査定し、どれだけ補償できるか査定し、その資料を基に市が相手方と交渉を行う流れになっております。

今おっしゃられる割合7対3の部分でございますけれども、その部分につきましては、道路賠償責任保険の保険会社より社会通念上妥当で一般的に認容されている基準というふうにお聞きしております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今回のケースを見ますと、ホイールまで傷ついたとかいうようなケースもありますし、そうすると相当大きな陥没があったのかということも当然推測されますし、全て3対7の割合でのということで、そうすると今の話を聞いていると、社会通念上ということで保険会社が査定して、それによって和解ということでなりますけれども、3対7で対応して、本人さんから、いやそんな私は納得できないとか、あんなところに大きな穴があるからはまったんやとかいうような異議があつて、なかなかうまく和解に至らなかったとか、そういうケースはなかったんですか。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

今の相手方の問題でございますけれども、当然相手方としては道路が陥没というふうなことで、我々道路管理者のほうに多くの負担をというふうなお考えでお話はいただいておりますけれども、その保険の基準というふうなものを、また業務上の義務というふうなところも含めて、7対3ということでこの方々とお話をして示談に至ったということでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

確かに、道路に穴があいていて、穴があいてなかったらこんなふうになってないのというような不満を訴える方も見えるかと思えます。しかし、フラワーなんか一日何百台と走っているところ、たまたまはまり込んで、だから本人の不注意やないかということも言えないこともないんですけども、いずれにしましても、こういう状態になってなければ起こらないということですので、小まめに道路パトを対応してチェックをしてほしいなと思えます。

それで、今回のケースが起こった場合、当然事故の報告をいただいてから、それから示談が済むまでの間、相当な時間とかあるいは人員を要するケースが当然あるかと思うんですよ。一日例えば1時間2時間としても、それが3日間あって5時間6時間になったら、その時間をもって日ごろのパトロールの回数をふやすとかいうことも十分可能かと思うんですね。一々車とめて、ここどうかな、大丈夫かなとチェックしなくても、走っておるだけである程度のところまで判断をできるケースが結構多いかと思えますので、ぜひその辺のパトロールの回数を、確かに今、稲垣部長、広範囲にわたるとい言葉をお使いになられましたし、確かに市道の延長キロは多いですから大変かもしれないけれども、ぜひできるだけ幹線道路だけではなく、本当の田舎のほうの道路も含めて迅速な対応をお願いしたいなと。私、安知本町に住んでおりますけど、たまたまごく最近非常に気になっているところが一件あったんですけども、いつ、この話があつてから報告しようかなと見ていたら、対応してもらってありましたので、こういうケースもあるので早く手を打ってくれたのかなと思いましたがけれども、細かいところでも迅速な対応というのはその気になれば幾らでもできると思えますので、とにかく小まめに市内の各道路をチェックしていただいて、ぜひ迅速な対応をお願いしたいと思えます。

一点最後になりますけれども、この事故が昨年7月から9月、今回専決処分報告がありましたけれども、半年以上たっていますわね。何でこんな簡単な簡易なもので今になったのか、一言で答弁いただきたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

確かに7月、8月、9月の事故発生から経過しております。この件につきましては、やはり保険会社、私どもの保険会社の査定を含めて、私どもの職員が相手さん方と交渉を行っているという中で、その条件の折り合いがつかない場合、また私どもの保険会社、また相手さんも保険会社のほうへというふうなことでさまざまな諸事情の中での時間を要したということで、この今回の議会の中で報告ということになったということでご理解をお願いいたします。

○議長（前田 稔君）

時間が超過していますので、前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

結局、先ほど櫻井議員の質問の中にもありましたけれども、時間がかかり過ぎるケースが結構ありますので、迅速な対応を強くお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

13番 前田耕一議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時11分 休憩）

（午前11時21分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

宮崎でございます。私で質疑は最後でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

まず今回の議案について、4議案について質疑をさせていただきます。

まず、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、国では子ども・子育て支援制度を実施するために、子ども・子育て支援法が制定されました。その中で、本市といたしましても、議案第1号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定について、議案第2号亀山市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について、議案第11号亀山市保育所設置条例の一部改正について、議案第12号亀山市待機児童館条例の一部改正について、議案第19号亀山市保育の実施に関する条例の廃止について、5本の条例が制定、また改正、廃止が提案されております。

その中で、今回第1号議案亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定について、議案第2号亀山市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正についてという2議案について、関連がございますので、同時に進めさせていただきたいなというふうに思っております。

それぞれ議案第1号の亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定についてと、亀山市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正についてのそれぞれの条例制定の目的、また改正の内容についてお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

これまで、保育所保育料につきましては児童福祉法を根拠として徴収を行っておりましたが、子ども・子育て支援法が制定され、子ども・子育て支援法及び関係法律の改正により、児童福祉法が改正され、保育所保育料徴収の根拠がなくなったため、新たに条例で定めるものでございます。条例の制定の目的でございます。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

亀山市立幼稚園の保育料は、公の施設の使用料としてこれまで亀山市立幼稚園保育料徴収条例に基づいて徴収しておりましたが、平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度へ移行することにより、この保育料を所得に応じた応能負担とし、政令で定める額を限度として市町村が定めることとされました。公立幼稚園は全て新制度へ移行しますので、今回保育料を利用者負担額とし、その額を定めるため、亀山市立幼稚園保育料徴収条例を全部改正するものでございます。

主な内容でございますが、利用者負担額につきまして、子ども・子育て支援法では政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して市町村が定める額と規定されておまして、政令では所得に応じた階層区分ごとに金額が定められる予定でございます。このことから、この条例におきまして利用者負担額について現行保育料の月額6,000円を限度とし、保護者の世帯の所得状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額と規定させていただいております。これまででは、世帯の所得の状況に応じて減免措置を講じておりましたが、改正後におきましては、所得による応能負担の考え方により、各園児の利用者負担額を定めるものでございまして、改正後も保護者の皆さんのご負担いただく金額については、変更ございません。このほかにも、利用者負担額の徴収に関することや、月の全日にわたって欠席した場合などには減免することができること等を規定しておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

まず、1号議案の保育所の部分について再度お尋ねするんですが、法の改正によりまして利用者負担額というふうに変わってきたということですが、我々子どもの時分から保育料というのは非常になじみがございます。利用者負担額というのは非常にどうなのやろうと。これは、やはり施設の利用負担かというふうに思えるわけですが、それにしても保育所の場合、応能負担であっても、やはり所得に応じての保育料ですので、3万を超える方も見えるというふうに思っておりますが、やはり施設の利用だったら一定額でいいんじゃないかなというふうに思っております。特に保育料の場合だと、私は保育士さんに保育を見ていただいている保育料だと私は根本的から思っておったんですが、今回の場合だと施設の利用の負担額というふうに思えるんですが、そこら辺の部分はいかがですか。まず保育料のほうからお願いしたい。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

現行の制度におきましては、児童福祉法第56条第3項の規定に基づき徴収する保育費用を保育料として規則より定めておりました。新制度におきましては、子ども・子育て支援法施行規則において、政令で定める額を限度額として、市町村が定める額を利用者負担額と定めておりますことから、今回制定します条例につきましては利用者負担額と規定するものでございます。この名称につきましては、今度の子ども・子育て支援法において乳幼児の教育・保育において、介護保険制度と同様の給付制度を導入するというので、施設型給付費または地域型保育給付費というような名称

で保護者に給付をされるものとなります。この給付費は、本来保護者が受け取るものですが、法定代理受領方式により、施設・事業者がかわりに受け取り、子どもの教育・保育に要した費用に充てられます。保護者は当該費用と給付費との差額を自己負担額として施設、事業者に支払うということになっておりますもので、利用者負担額という名称になるものというふうに聞いております。

なお、負担をいただく保護者の立場からしますと、従来の保育料と何ら変わるものはございませんので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

私は、これは条例で定めるのであるので、過去の保育料でも構わないかと思うんですが、法でそこはきちんと定めておるんですか、そこらをもう一度確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども・子育て支援法において、そのように条例で定めるようにということで規定が設けてございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

これは法制的にやはりこのように定めなければならないのか、もう一度そこらを法制担当のほうで確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

法で定められておりますもので、このような利用者負担額ということが正しい言い方だというふうに認識をしております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。1号議案のほうには大体理解はさせていただきましたが、細部についてはまた委員会でご協議、議論をお願いしたいと思いますが、幼稚園のほうの保育料について、これについても同じような答弁で私は解釈させていただきますけれども、それでいいのかどうか、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

先ほどの保育所の話と同様でございますが、子ども・子育て支援法施行規則におきまして、政令で定める額を限度額として、市町村が定める額として、これを利用者負担額というように定めておりま

すことから、今回の条例改正におきましても利用者負担額と改正するものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この議案に出てきておりますので、それはそれで私は理解はさせていただきます。しかし、保育所の保育料と幼稚園の保育料が非常に金額的に開きがあって、これはちょっと一般質問になるかと思っておりますので差し控えたいなと思うんですが、もしそのことで何か私にイメージ的に、こういう差は当然だよというふうなのがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

これまでの保育料は、児童福祉法の規定に基づき徴収するもので、国が定めます徴収金基準額の範囲内で家計に与える影響を考慮して定めております。この保育料算定は、保護者の所得税額をもとに、3万9,000円を上限額として18階層の保育料を定めておりました。

新制度におきましては、子ども・子育て支援法施行規則により、政令で定める額を限度額として利用者負担額として定めることとしており、保護者の市民税額をもとに応能負担により3万9,000円を上限額として18階層の利用者負担額を定めておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

幼稚園と保育所の関係ですが、保育所は厚生労働省の所管の児童福祉施設であるのに対しまして、幼稚園は文部科学省所管の学校施設の一つということで、それぞれの目的も異なっておるわけなんです。保育所に関しましては保育の時間が長いということとか、給食があるということもございしますが、高いと言いましてもその保育所にはゼロ円から3万9,000円までであるということで、特にその一般的には保育所、福祉サービスというものは一部を除いて応能負担というのが非常に多うございます。やっぱり一律の負担になりますと、どうしても収入の少ない層の方にとっては利用は控えざるを得ないというようなこともございまして、そういう歴史もあってそういうような階層区分が設けられておるなと思っております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

大体わからせていただきました。ただここで、減免の措置がございしますが、免ずる場合というのはどのようなことがあるのか、それだけ一つお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

減免のほうなんです。先ほど少し触れさせていただきましたが、利用者が月の全日、全ての日にわたって欠席した場合が一つございます。あと、月の途中に入園したり退園したり、その場合は

日割り計算になります。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それじゃあ最後に、今の減免のことなんですが、休んだでもう取らないよという減免でいいのか、例えばこの家庭においては所得が低いのでゼロ円でいいよというような免ずる場合があるのかどうか、それだけ確認したい。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

階層区分を設けるのに、やっぱり所得に応じて今でも減免というのがあるわけなんですけど、今度はその減免の額を反映して階層にするということでございます。あと、欠席によって減免というようなことにつきましては、例えば月のうちに1日、2日休んだから減免するとか、そういうのはございませんで、あくまでも途中で入所とか退所とかした場合は減免の対象になってきます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

大体わからせていただきました。それでは次に移らせていただきます。

次に、議案第7号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、今回のこの給与条例の改正の内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の改正内容といたしましては、まず医療職一表を除く全ての給料表において見直しを行うものでございまして、本年4月1日より、平均で約2%の給与の引き下げを行うものでございますが、職員の生活への影響を考慮して、経過措置として減給補償を3年間実施いたしますので、その間実質的な給与減額はございません。また、平成22年度から実施しています55歳以上6級相当職以上、室長級でございますが、これ以上の職員に対しまして1.5%の給与減額措置を行っておりますが、これを平成30年度から廃止するものでございます。

次に、手当の改正でございますが、まず地域手当の見直しを行います。今回、人事院勧告の中で本市が地域手当支給率6%の地域に見直しをされますことから、減給補償が終了する平成30年4月1日から地域手当を現在の4%から6%に引き上げるものでございます。さらに、管理職特別勤務手当の見直しがございますが、管理職が平日の深夜、午前0時から午前5時まででございますが、この間に勤務を行った場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給するものでございまして、この見直しにつきましては本年4月1日から施行を予定しております。以上でございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

改正内容を聞かせていただきましたが、昨日服部議員もこの件について質疑をされておりましたので、一部はわかったわけです。特に、今回の管理・監督職員の災害への対処その他の臨時または緊急の必要により、やむを得ず平日深夜午前0時から5時までの間に勤務した場合には、1回につき6,000円を超えない範囲で管理職特別手当を支給するということになっておりますが、これにつきましては、いずれにしましても人事院の勧告によりましてのことだと思っておりますので、当市についてはそういう給与的には人事院勧告を基準にしてやられておるのはよくわかっております。特に、今回この深夜における特別手当というのは、どのように人事院が出しておっても、我が市として、管理者としてどのように受けとめてここで出されておるのか、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず管理職につきましては、議員ご指摘のとおり管理・監督者という地位に伴います勤務の困難性や特別な責任を有していることや、時間外の勤務をみずからの判断に基づいて行うという特殊性を有していることから、一般職の時間外勤務手当は支給されずに、管理職手当が現在支給されております。今回の管理職特別勤務手当の支給対象となる、みずからの意思ではなく、災害等による臨時・緊急の必要によるやむを得ない平日深夜勤務につきましては、管理職手当に含まれる勤務とは判断しがたく、国家公務員に準拠して見直しを実施いたすものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

これについても、国家公務員にやはり準じてやられておるというのはよくわかります。特に管理・監督者については管理職手当はずっとついておるのは当然のことであろうと思えますし、この度このような特別手当が新設されたということが、私はちょっと懸念するわけです。過去においても、徴税職員とか消防職員とか、そういうあらゆる中での特別手当が支給されておりました。それが、特別手当なしにするよという中で全部なくしてきたわけですが、ここに改めて、災害に対応するために管理職のみ何で特別手当がつくのかというのは、私は解せないわけですので、そこらをもう一度確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

特殊勤務手当につきましては、危険や精神的、肉体的苦難、困難を伴う勤務あるいは著しく特殊な勤務に従事する場合に支給される手当でございまして、議員ご指摘のとおり、以前は配属部署単位で支給するような特殊勤務手当もございましたが、本来本給に反映させるべきものとの考え方から廃止をいたしてきた経緯がございます。現在、管理職にのみ災害緊急等に対応するための特殊勤務手当が創設されたのかということですが、一般職につきましてはこういった場合には全て時間外勤務手当で対応いたしますもので、今までは管理職につきましてはそういった手当がございませんでした。今般、災害等もいろいろ懸念される中で、そういった背景のもとに支給されるよ

うになったというふうに認識をしております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうすると、過去からの出しておったという特別手当については、今後も考えないというふうに理解してよろしいですか。

それと、私は特に管理・監督者の職員については非常に大変な業務だと思います。確かに夜を徹して、また一日二日、災害の場合ですよ、延びていく場合もございますので、大変だとは思っております。特にこういう国家公務員に準じてつけることについては異は申しませんが、やはりつけるためには、この趣旨によってつけたいという強い気持ちもなければならぬと思います。いわゆる管理・監督者の場合にも、12%か何%かちょっと人それぞれによって違いますけれども、今現在管理職手当の中で皆賄っておったというような、1つございましたが、そこらは改革の中でやはり職員の、特に災害、これもあした発生から4年を迎える東日本大震災の中から出てきたものだと思っておりますが、この災害だけではなくして、ここに出しております臨時または緊急の必要によりやむを得ずという場合は、その臨時またはやむを得ずの理由はどのような理由があるのか確認したいと思っておりますし、深夜午前0時からですが、深夜については午後10時から深夜になると思いません。そこらの点、日にちがまたぎますが、そこらの点を確認したいと思っております。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに議員ご指摘のとおり、緊急とかこういったものの解釈というのは非常に難しいかと思っております。その中で、管理職手当の中にも含まれるような業務も当然ございます。私どもといたしましては、今般の改正につきましては、災害にかかわる部分ということが大前提でございまして、それ以外の勤務で管理職手当の中に入らない業務と言うのは、申しわけございませんが現在は考えられないというふうに私は思っております。それと、深夜0時から5時ということで22時から、おっしゃるように深夜手当の対象となる勤務となりますが、国の法律のとおり、0時から5時までの期間に限ってということで支給を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今山本部長のほうから考えを聞かせていただきました。これは市長並びに副市長のほうでも同じような考えであるのか確認したいと思っております。部長の今のは所見だと私は思いますので、これが市全体の所見であれば尋ねませんが、何か部長の所見だったと私は確認したのでよろしくお願ひします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問にお答えいたします。

市全体としても、今部長答弁したような方向で考えてございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よくわかりましたので、また委員会のほうでももう一度皆さん方のご議論も聞いていただきたいと思えます。

最後になりましたが、次に議案第18号亀山市消防団条例の一部改正についてお尋ねしたいと思います。

今回の改正内容についても、昨日岡本議員のほうからも聞かれておりましたので、ある程度わかってはきましたけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

今回の条例改正の背景と趣旨についてご答弁をさせていただきます。

平成25年12月に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定されたことに伴い、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇を改善するため、活動の実態に応じた適切な報酬等が支給されるよう必要な処置を講ずることとされました。このことから、消防団員が水火災その他の災害に出動した場合や、これら災害の警戒及び行方不明者の捜索に出動した場合などに支給する費用弁償の額について改定するため、所要の改正を行うものでございます。なお、団員の年間報酬につきましては、国が示す基準を上回っておりますことから、現行のままいたします。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

消防団としても、それぞれの地域での防災力のかなめとして非常に大事な組織だと私は思っております。その中で、今度の消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が新たに制定されましたので、この中で消防団員の処遇改善という目的だと私は今の説明の中でもわかっておりますが、特に今回出動手当は大幅に上げたということ。それから、ほかの手当については100円下げたということがございます。特に、今回の場合は出動に対する、やはり国でも示しているように厚い手当をしなければ団員確保ができないというふうには私は理解しておりますが、それでいいのかどうか再度確認したいと思っておりますし、もう1つ、会議手当というのが、これは新設されたのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

今回の改正の内容について、詳細をご答弁させていただきます。

現行の消防団員の費用弁償は、全ての出動や警戒、訓練に参加した場合や会議等について一律4,100円となっておりますが、消防団員の処遇改善に関する本市の取り組みとして、災害活動についても特に重点を置いて5,000円に増額するなど、それぞれの活動に対し実態に応じた適切な

費用の支給とするため、近隣市の状況も勘案して改定を提案したものでございます。

また、費用弁償のみならず、装備面からも消防団の充実強化に努めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

もう1点、会議にかかわる費用弁償についてのお尋ねでございます。これまで、先ほども少し申し上げましたが、現行の条例の中では区分が少し不明確な点がございました。出動訓練、警戒というような区分に限定をさせていただいておりました関係から、不明確ではありましたが、これまでも会議についてはご指摘をいただいた方に費用弁償をお支払いさせていただいております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今までも会議費については支給は費用弁償でしておったということでございますが、特にここで改めて、会議費というのを定められたのならば、各分団における会議についてはいかがかなど。私は過去からも分団の運営費につきましては、見ておるものと思っておりますが、そこらの点、分団での会議もこれの対象になるのか、ただ幹部会議、いわゆる分団長以上の会議がこの対象になるのか、そこらだけ確認をしたいと思っております。よろしく。

○議長（前田 稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

分団の会議について、この費用弁償の対象になるのかというお尋ねでございます。

費用弁償扱いとなる会議につきましては、副団長以上の幹部会議や各分団長以上を招集した分団長以上会議が該当いたします。これまでもこれに準じて支給をさせていただいておりますが、議員お尋ねの各分団における会議など自主的な会議につきましては、年1回支給しております各分団の運営費において、その必要経費を賄っていただいておりますので、今後もその方向でお願いしたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それぞれ質問させていただきましたが、それぞれの部門でよろしくお願ひしたいと思っております。特に消防団においては、地域の防災、安全安心を守るという中での、やはり処遇改善もございましたが、これからもよろしくお願ひ申し上げまして私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第1号から議案第42号までの42件についてはお手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第1号から報告第4号までの4件については、関係法令の規定に基づく報告でありま

すのでご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第 3号 亀山市情報公開条例の一部改正について
- 議案第 4号 亀山市行政手続条例の一部改正について
- 議案第 5号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 議案第 7号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 議案第 8号 亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 議案第18号 亀山市消防団条例の一部改正について

教育民生委員会

- 議案第 1号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定について
- 議案第 2号 亀山市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について
- 議案第 6号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 亀山市保育所設置条例の一部改正について
- 議案第12号 亀山市待機児童館条例の一部改正について
- 議案第13号 亀山市学童保育所条例の一部改正について
- 議案第14号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第19号 亀山市保育の実施に関する条例の廃止について
- 議案第34号 損害賠償の額の決定について

産業建設委員会

- 議案第 9号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第15号 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 議案第16号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第17号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第35号 市道路線の認定について
- 議案第36号 市道路線の認定について
- 議案第37号 市道路線の認定について
- 議案第38号 市道路線の認定について
- 議案第39号 市道路線の認定について
- 議案第40号 専決処分した事件の承認について

議案第41号 専決処分した事件の承認について

予算決算委員会

- 議案第20号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第21号 平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第22号 平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第23号 平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第24号 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第25号 平成26年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第26号 平成27年度亀山市一般会計予算について
- 議案第27号 平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第29号 平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第30号 平成27年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第31号 平成27年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第32号 平成27年度亀山市病院事業会計予算について
- 議案第33号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計予算について
- 議案第42号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（前田 稔君）

会議の途中ですが、予算決算委員会の開催のため午後1時まで休憩します。

（午前11時57分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第2、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 高島 真議員。

○3番（高島 真君登壇）

一般質問をさせていただきます。

今回は史跡についてと、それと教育委員会についてさせていただきます。

しゃきっとした答えでお願いいたします。気のきいた答えでお願いします。

もう入らせていただきます。

基本的に市内の史跡についてということで聞きたいと思います。

この亀山市には、峯城、新所城、鹿伏兎城という3つのお城の跡がありまして、今回取り上げさせていただきますのは峯城に関してなんですけれども、峯城とは安楽川と八島川の合流点に位置すると

ころにあるということで、天正11年、1583年にその中であったと。戦においては、羽柴秀吉さん、後の豊臣秀吉さんが歴史的にも名のある方がやられたということで、攻めたか攻めやんかあれなんですけれども、歴史あるところというところでご認知されておるかと思えますけれども、この峯城に関しては県の指定文化財に今現在なっております。

そこで、1点ちょっと聞きたいのですけれども、市長、その史跡に関しての理解は十二分にあると思うんですけれども、保存と利活用についてはどう思われておるのか、市長に一遍お聞きしたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

3番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

高島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この史跡はそれぞれの地域の歴史や文化を今に伝える貴重な遺産でございます。また、地域への愛着や誇りを育む根源ではないかというふうにも考えるものであります。

本市におきましては、平成18年に「東海道歴史文化回廊」保存・整備基本計画を策定して、史跡など地域で大切にされてきた文化遺産を地域づくりの資産として捉え直して、地域の皆様とともに保存を図り、活用を進めていくことを提唱させていただいております。

ご案内のように、市内には、今少し触れていただきましたが、国・県・市が指定する史跡として峯城跡を初め、正法寺山荘跡、鹿伏兎城跡など21カ所がございます。

また、平成19年度からは古代三関に上げられる我が国の重要遺跡の一つである鈴鹿関跡について学術調査を進め、国史跡指定に向けて現在取り組んでいるところでございます。

各地域では、史跡を大切にしながらまちづくりに生かしていこうとの活動も盛んになってきておりますので、市長として保存と利活用についてどう思うのかということでございますが、先ほど申し上げたような考え方に基づいて、地域での保存活動等、あるいはその継承活動を頑張らせていただいております地域の皆様と協働させていただいて、史跡の保存と活用に一層努めてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

言われる地元の人たちとともにということをお聞きしました。基本的に、私はずうっとこれを考える上で思っておったのが、市長というのは、そんなことはないと思えますよ。そんなことないと思うんやけど、市長がいつも言われる亀山城やとか、そういうふうでこっちを向いては何も言うてくれへんなあとは、ずうっと思っておったんですけど、そうやって地域の人とともにと言われるんなら、それはそれでありがたいことやと思えますけれども、その峯城に関しては三重県が発行している三重県のお城のベスト50というのにも、峯城と新所城と鹿伏兎城が入っておるといふ。この9番目に入っておるのでベスト9とか、そういう意味ではないと思うんですけれども、一応前方のほうにこの峯城が紹介されておるといふことでございます。

それで、地元の方と市長がやっていくということをやっていたので、この峯城の保存

会の皆さんは、以前からたび重なる整備要望を当時の所管である教育委員会には出してあります。具体的な答えもある程度の、それはあかん、これはええという話は返ってきておるんですけども、市長が今言われた、地域とともに市も一緒にやっていくんやということを踏まえまして、文化振興局長はどう思われておるのか、一度お聞かせください。

○議長（前田 稔君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず、ご要望の件についてでございますが、峯城跡の周辺整備に関する地元からの要望書につきましては、平成16年8月及び平成18年7月の2度いただいております、それぞれ平成17年1月及び平成18年8月に回答をさせていただいております。

ご要望の内容でございますが、1点目として峯城周辺に駐車場を整備すること。2点目として史跡案内板の充実・整備。3点目として史跡内見学通路の整備についてございました。

峯城跡は三重県史跡にも指定されている市内では重要な遺跡であることは認識いたしておりますが、ご要望いただいた段階では、そうした史跡及び史跡周辺の整備を行うには史跡の保存状況、所有者との調整、具体的な整備計画の策定など、課題が多く、整備を行っていく段階ではないとの回答をさせていただいております。回答後、平成20年度には史跡全体の測量調査を国庫補助を得て行いましたほか、「秀吉が来た」のパンフレットを作成し、峯城跡も取り上げております。

平成23年には、地元保存会が設立され、地権者の了解のもと見学ルート上の草刈りや樹木の剪定など、管理活動を継続して行っております。

さらに、平成24年には北東部まちづくり協議会により、見学ルートへの案内看板などの設置も行っております、史跡の保護が確実に進展してきているものと考えております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

そのような回答が来るのかなあとはある程度予測をしておりましたけれども、基本的にパンフレットに書いてある、何をしたよと言いつつも見に行ってみると、本当にこれが城跡かなあと、看板1つ立って、これが地域の住民と一緒にやっていくと、今言われてこれからやっていくんやとは期待しますけれども、そういう観点で、僕、ずうっと思っております、やはり市としては史跡じゃなくて建っておるもの、亀山城とか加藤家とか、建っておるものにしか興味を示さんのかなあと思っておりましたけれども、昨今歴史ブームというのが到来してまして、ある程度その辺のところも考えながらやっていってほしいと思います。

整備についても、草刈りとか、地元の人も保存会の人もやってもうてますけれども、地元の人の要望はまだ多々あるかと思っておりますけれども、それを一遍加味しながら、文書が来たけどせんのやと、今その段階やないというあれじゃなくて、目に見える形で観光としてやってほしいと思います。

次に、文化年で、僕は文化年のイベントを通じた文化の振興、いろいろそれで触れ合っていこうというのは理解しておりますが、その時点で新たな観光文化資産として峯城のアピールをしていこうかなと、ここにもあるやないかと。いろいろあると思っておりますけれども、そこの中の一つとして、

北部のほうにもここがあるんじゃないかと、そういう検討がなされていないのかなあとはいろいろ思います。

そこに当たって、市長にお伺いします。

新たなというか、あったんですよ。今までそれが、乱暴な言い方をすれば、放ってあったんです。放ってあったと僕は思うんですけど、これからやっていくということですので、よろしいんですけども、今後その文化遺産の発掘の考え方は、市長はその時点では文化年としてそういう文化、建物じゃなく、そういう史跡の文化は考えていなかったのかどうなのか、一度お伺いさせていただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

決して峯城を横へ置いてきたということではなくて、やはり峯城を初め、先ほど申し上げた、さまざま地域にはすごい歴史資産が存在をしておるというふうに私自身考えております。

5万市民の皆さんがそれぞれの住居する非常に近いエリアのことについては、大変関心があったり理解もされておるわけですが、全市的にこれらを本当に理解をされて、そこが持つ文化の厚みとか歴史の特異性を感じていただくということについて、文化年はまさにそういうことを「みつめる」ということを今年度テーマに展開をしまいいりました。

来る14日にはそのフィナーレを迎えるということで、この1年間の文化年の取り組みに対しましては、皆様に敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

文化年における取り組みでは、今ご指摘のように、文化財を対象とした取り組みについても行ってまいりました。峯城自身を題材にということではございませんでしたが、今地域で保存会の皆さんや川崎地区のまちづくり協議会の皆さんがさまざまな動きをさせていただいておりますので、文化年とは別に後方支援をさせていただくという形で展開をして今日に至っております。

いずれにいたしましても、一つ一つが目新しく大きな文化年で入れて事業をリーディング事業とかメイン事業として入れていくということだけではなくて、市民お一人お一人が地域にある歴史的な建造物とか史跡といったものを身近な存在と感じて意識をさせていただくことに意義があるんだろうと思います。

したがって、峯城についてさらに亀山市民の皆様方の理解を深め、またさらにこれが次へ展開がなされていくような取り組みにつきましても、市としましても今後もしっかり考えてまいりたいと思いますし、他の文化財等へも広めていければというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

何か市長は勝手にまとめていっていきまされたけれども、そこと違う。基本的にその過程において、文化振興局長に聞きたいんですけども、いつも何かそうすると、実行委員会の決定でと言われまされども、実行委員会の決定じゃなくて、文化振興局長としては、今後そういう、文化年があるうかが何があるうかが、そういうのに取り組んでいく意思はあるのかということだけ確認させてください。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

かめやま文化年でございますけれども、こちらにつきましては本年度最初ということで、「みつめる」をテーマに、先ほど市長が答弁申し上げましたように、市民の皆様には地域の資産を改めて意識をしていただくための取り組みを行ってまいったところでございます。

次回、「つながる」という形でテーマとして開催する予定でございますけれども、まず次回にどうつながって展開していくのかは、まずは本年度実施しましたかめやま文化年2014について、今後成果と検証を十分に行ってまいりたいというふうに考えております。

それと、史跡に対する考え方ということでございますが、本市は古来より歴史的に都のありました飛鳥とか大津、奈良、京都と東国を結ぶルートに位置しまして、交通の要所として、また東西交通が交流する地として発展してきました。このため、地域には古代から近世に至る遺跡が数多くございます。古事記や日本書紀に登場するヤマトタケルの御墓であります能褒野王塚古墳であるとか、壬申の乱の折には、大海人皇子が吉野から加太を越えて伊勢、鈴鹿、関に至る古代三関の一つである鈴鹿関、また先ほど来、話題になっております中世を迎えますと、この亀山地域と鈴鹿市の一部を含む地域は関氏の支配するところとなり、こういった城跡の中で峯城跡、鹿伏兎城跡が県史跡に指定されております。亀山城もこのとき初めて築かれたものでございます。戦国期を迎えますと、先ほど議員のご答弁にありましたように、こちらのほうで天下の趨勢を決める戦いがこの地域で行われております。峯城跡は戦国時代から近世にかけての城郭の状況が良好に残されており、本市の重要な遺跡であると認識しておりますので、地域の皆様とともにこういった遺跡の保存活用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

基本的にそういうのは考えていくんやと。市としては後方支援も今までしてきたと言われるのはごもっともやと思います。していないとは言っていないですよ、僕は。決してそれをおごなりにしたとかそういう話じゃなくて、これからはもっともっと積極的にかかわってほしいということと、それと何というのか、亀山城と平等に扱ってくれということも僕の中にはあるんですけども、基本的にそういう市の力をかりなければできないことというのは、多々、一介の保存会だけではできやんことというのがありますので、市長の先ほどの答弁でもありました、地域と一緒にやっていくという言葉聞きながら、もう1点、最後にお聞きしたいと思います。

確かに周辺整備というのにやってもうておりますけれども、そこの中には案内もしてもうたりとか、暫定的な駐車場があったり、暫定な駐車場なんですよ。暫定という一時ということなんですけれども、それをいろいろ整備を一遍考えてくれということで、周りの地権者にあっても協力はしようという了解はいただいておりますし、その辺のところは市がある程度主導権を持って、こうしていこう、ああしていこうという提案があって、それとそこの中では皆様の意見を取り入れながらやってほしいと思います。

市長にお聞きします。

そういうところで、基本的に峯城というのは文化価値があるし、歴史的にも、僕は、歴史に残るような合戦があったということは市長もわかってもうておると思いますけれども、それでそれをアピールしながら市の財産、地域の財産、住民の財産としてやっていくためには、周辺整備というのは避けては通れやん道だと思います。そこで文化価値がないなら仕方ないんですけども、用地も協力してくれておる人もおりますので、基本的に話し合っ、そういう整備に今後取り組んでいくという気はないのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のように、この県史跡峯城が持つ歴史的、文化的価値は極めて高いというふうに考えてございます。

ただ、その史跡の整備ということにつきましては、土地の所有者、特に峯城の跡地につきましては民地でございますので、所有者、それから近隣にお住まいの皆様、それから管理等を頑張っているだけであります皆様などと、この将来像を共有しながら進めていく必要があるというふうに考えてございます。

今のこの峯城の跡地につきましても、さらに学術的な調査等々をしながら、少し時間がかかるかわかりませんが、長いスパンで考えていく必要があるんだろうというふうに思っております。

また、峯城跡では、先ほど申し上げました、里山峯城を守る会が設立をされまして、平成26年度から3カ年計画で里山の復活に向けた整備に着手をいただいております。これは県の森と緑の県民税市町交付金を活用いただいて、市のほうからも里山・竹林生活環境保全支援事業として、この活動を支援いたしておるところでございます。

議員のご提案も踏まえ、今後峯城跡の将来像につきましては、こうした活動の成果なども含めて今後考えてまいりたいと、現時点で考えておるものであります。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

その峯城の跡地もそう、民地が入っているいろいろ解決せなあかん問題があるんですけども、基本的にきょう僕が言うておるのは周辺整備、今までいろんな方が来てくれておって、そこの中に見に来た人が車を落としたりとか、そういうがあるので、基本的にそういう道路に関しては農道、市道とかいろいろなクリアせなあかん問題がありますけれども、そこをまず周辺から整備をかかってくのやったら、いろんな面でもええんと違うのかなあとって、いま一度ちょっと市長に聞きたいんですけど、そういう峯城の整備じゃなくて、まずそこに入って行く周辺整備の取っかかりだけでも地元と話し合っ、やっていく意思はないのかということを知りたいんですけど、いま一度お願いいたします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いずれにいたしましても、地元の地域の住民の皆さん、特にまち協でありましたり、保存会の皆

さん、頑張っていておられますので、当然いろいろ協議をさせていただいて進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

市長はそうやっておっしゃっていただいておりますので、今後一層の、亀山城だけと違いますからね、基本的に。加藤家だけとも違います。やっぱり史跡というのは、ある程度見に行ってもらいたいと思います。本当に、こんなことあれなんですけど、周りから見ておったら、亀山城だけかとなってくる話にもなりかねませんので、よろしく願いいたします。

次に移りたいと思います。

次は、教育行政について。

教育長は12月の定例議会で全会一致とは言わずとも多数の賛同を受けてなられたと思いますけれども、その新任期に当たって、豊富とは言いませんけれども、教育長の仕事というのは多岐多様にわたると思いますけれども、その中でもこれをやっていくんだとか、こういうのに力を入れてやっていくんだというのはあると思いますので、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

本年2月21日における教育委員の任期満了に際し、去る12月定例会におきまして、議会の任命同意により2月22日から再度教育委員に就任させていただきました。そして、教育委員会におきまして、教育長を拝命いたしましたところでございます。議員の皆様には任命同意を賜りましたことに対しまして、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げたいと思います。まことにありがとうございました。

改めまして、教育長としての職責の重さに身を引き締めるとともに、職務を全うできますよう全力を尽くす覚悟でございます。

今、ご質問いただきましたが、教育長2期目に際してということで、何をしたいかというご質問でございますので、私の所信の一端を申し上げたいと思います。

近年、教育行政を取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。国や県における施策の動向に対する対応、当市のさまざまな教育課題など山積しているところと認識しているところでございます。

そのような中で、私といたしましては教育委員会事務局の責任者として、「ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う人づくり」を念頭に置き、希望に輝く心豊かな亀山の子供たちの育成を目指してまいります。

この方策といたしまして、亀山っ子市民宣言の具現化のために、教育委員会として何をなすべきかを熟慮し、その実践としてさまざまな事務を着実に進めてまいりたいと考えております。その中でも学力向上に関しましては、子供たちの学習意欲を高め、基礎的な知識と技能、思考力、判断力、表現力を身につけさせることが最重要課題であると考えております。そのためには、学校力、教師力の向上、児童・生徒への学習支援、家庭への働きかけが大切であり、昨年11月に策定いたしま

した亀山市学力向上推進計画を確実に進捗させることを目指しまして、児童一人一人の確かな学力の向上を、学校や家庭とともに連携、協働しながら重点的に進めてまいりたいと考えております。

また、就学前の教育に関しまして、小学校への円滑な移行を目指し、子供の遊びや生活を豊かにする教育とあらゆる幼児の学びの支援に取り組みたいと考えております。新年度は、子ども・子育て支援制度の本格的な実施となりますことから、家庭教育のより一層の充実とあわせて市の福祉部局との連携、協力をますます深めていくことが重要であると認識しております。

教育環境の整備につきましては、子供たちの安心・安全で快適な環境づくりを目指し、学校における学習環境、市立図書館などの施設整備のほか、児童・生徒の通学路や子供たちにかかわるさまざまな環境の整備につきまして、関係機関との協力をしながら進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

通り一辺倒な話やったですけれども、僕は基本的に、その学力とかああいうのは当然のことやと思っておりますけれども、そこの中での言葉を引き出したかったのは、僕がずうっと言うている通学路のことで、最後にほんの何秒かぐらい触れていただきましたけれども、基本的に学力向上でも何でもおっしゃるとおりやと思います。何ら異論もなければ何もありませんけれども、学力向上するためには学校に行かなければならないので、そこの中での通学路のことというのは重要に私は思います。

そこで、いま一度だけ、もう一回だけ聞きたいんですけれども、その通学路のことも問題解決に向けていろんな地域でのこともあろうかと思っておりますけれども、そこの中で通学路に関してはやっっていくんだという意気込みはあるのかないのかだけ聞かせてください。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほども申し上げましたけれども、子供たちの安心・安全な環境づくりの中には、児童・生徒の安全な通学路の確保も当然のことながら含めておるところでございます。議員からもこれまで通学路に関しまして、さまざまなご指摘をいただいているところでございますけれども、今後も関係機関に積極的に働きかけながら、児童・生徒の安全な通学路の確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

ありがとうございました。

もうそれを言われたら、もうやってください。

それと史跡の周辺整備も地域とやっていくということなので、気のきいた返事をいただきましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

3番 高島 真議員の質問は終わりました。

次に、6番 中崎孝彦議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、亀山駅周辺再生整備事業についてお聞きをしたいというふうに思っております。

今回の質問については、平成23年12月の定例会でも質問をさせていただいたところでございますけれども、事業に対する取り組みも進んできておまして、平成26年6月16日に開催された産業建設委員会に亀山駅周辺再生に向けた取り組み状況という資料が提出をされております。

その中で、取り組みの流れが細部にわたっては、取り組みといいましても、これは市街地再開発事業を前提とした取り組みの流れでございますけれども、この流れが細部について示されておりますということをちょっと読ませていただいたんですが、簡単に言えば、この再開発事業というか、駅前周辺の再整備については、まず最初にみんなで考えると。そして次に計画を練っていく、そして事業化の準備をしていく、事業化の準備ができたなら事業の実施をする、そして事業が終われば建物の運営等々になるかというふうに思っております。

そして地元では、平成18年11月にまちづくり研究会が発足して、みんなでまちづくりについて考えてきたわけでございますが、平成24年8月には亀山駅周辺まちづくり協議会が設立され、計画を練り、事業化の準備のための協議が行われておるところでございますけれども、現時点でいえば、私は事業化の準備の一手前まで進んでいる状況じゃないかなあというふうに認識をしておるところでございます。

きょうは、産業建設委員会に提出されました資料に基づいて、市街地再開発事業を前提に1つ目の整備対象区域についてから5つ目のJRとの協議についてまで、順次お聞きをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと。

1つ目としまして、整備対象区域についてであります。

この整備対象区域は、4ブロックに分けて協議していると聞いておりますが、この整備区域というのは確定をしているのかどうかということを、まず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

6番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

整備区域の確定ということでご質問をいただきました。

亀山駅周辺の再生につきましては、平成24年度に地域住民や権利関係者、商工会議所などを構成員とする亀山駅周辺まちづくり協議会が設立され、駅前広場を中心とした約4ヘクタールの区域を協議会の対象区域として検討を行っているところでございます。

その中で約4ヘクタールの区域については、道路等で区切られた範囲で4つのブロックに分け、各ブロックごとに検討を駅前周辺まちづくりの全体の方向性とあわせて検討をしております。

このような状況の中、平成26年5月に策定した亀山駅周辺市街地総合再生基本計画におきまして、協議会の検討区域約4ヘクタールの地区整備の方向性を示しているところでございます。現時

点で、本区域内を中心に検討を進めているところでございますが、なお具体的な整備区域については、今後さらなる詳細な検討を進める中で、事業の内容や規模を含めて確定していくものと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

しっかりした区域は、今から確定をしていくんだという答弁でございましたけれども、これは再開発への当然準備が進んでいけば全員同意というものが必要になってくることから、この全員同意というのは非常に大きな節目になるわけでございますけれども、整備区域を早く確定して、事業に参加する人の把握は急ぐべきではないかというふうに思うんですよ。これをまず最初に、僕も以前1回目の質問のときにも言いました。早く整備区域を確定して、そういう地権者、借地権者、いろんな方が見えるわけですから、そういうものを早く確定して事業参加者を早く確定せよ、まず第一歩だということを申し上げたんですが、いまだにそういうふうなことで基本計画の中からいろいろ今から検討していくんだということでございますけれども、その事業参加者の把握を急ぐ、これについてはどういうふうなお考えかをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

ただいま協議会等で役員会を含め、さまざまな検討をさせていただいております。それとともに、各ブロック別の会議を開き、そのブロックの中でさまざまな検討もさせていただいており、ただいま新の計画をこれからつくるというふうなところの段階でございますので、それを前提に踏まえた中で各ブロック協議を進めて把握に努めているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

とにかく、その事業参加者の把握というのは、くどいようですが非常に大切なことであるということには間違いございませんので、その把握には本当に一生懸命やっただいて努めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお聞きをしたいというふうに思います。

次に、2つ目に整備手法についてお聞きをしたいというふうに思います。

この市街地再開発事業ということで、この産業建設委員会の資料を提出されたその中で、市街地再開発事業に対して、亀山駅周辺まちづくり協議会はもう同意しているのかどうかということなんです。

この同意は、手続上の正式な同意ではない、協議会の中であらかた内々にコンセンサスが、ここは市街地再開発事業でいくんだという内々にコンセンサスができていのかどうかということです。コンセンサスができていなかったら、産業建設委員会にこの資料を提出されないわけですから、その辺はどうなんですかということをお聞きしたい。手続上の正式な同意ではないですよ。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

亀山駅周辺の再生につきましては、亀山駅周辺まちづくり協議会における検討を進めながら、整備計画や整備手法についてもその方向性を整理しているところでございます。

平成26年5月に策定された亀山駅周辺市街地総合再生基本計画のフローでは、一般的な再開発事業のフローをお示しさせていただいております。

地域においてはさまざまな課題に対応するため、再開発も含めてさまざまな観点から検討を進めていこうという地域とのコンセンサスはできております。

具体的な内容については、全員同意を得られたものではございませんが、市街地再開発事業の事業実施に当たりましては、さらに内容を固め整理していく中で、協議会や権利関係者の同意等が順次必要になってくるものと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

もうこの亀山駅周辺の再整備は、私も以前からも言っているとおり、市街地再開発事業でいくのか、区画整理事業でいくのかということですけど、地元の状況も見てみますと、区画整理事業では無理だろうと。やっぱりこれは市街地再開発事業だろうということ、今の部長の答弁でもおおむね市街地再開発事業でいくということは、亀山駅周辺のまちづくり協議会でも内々のコンセンサスはできているのかなあというような答弁だということでございます。そういうふうに理解をさせていただきます。

この、例えば今コンセンサスができておるということはそういうことで理解できると言いますが、コンセンサスがもし本当にあやふやなものであったら、これは再開発に対しての全員同意、これ本当にスムーズに運べないと思うんです。そしてまたその時点になって、混乱も起きかねないというふうなことを思いますので、この辺の点は、考えといいますか、対応は本当に慎重かつ丁寧に事を運んでいかないと、事業がどんどん進行していったときにいろんな支障が出てくるということで、私はここで本当に慎重かつ丁寧に事を運んでいただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

そしてまた、都市再開発法という法律があるんですけど、事業対象区域になるには、この再開発法に都市再開発事業を適用できるという要件が定められているんですけども、これは基本的なことですけど、整備対象区域全て4ブロック、市街地再開発事業は確実に適用できるんですね。これだけもう一度、再度確認をしておきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

現在検討しております区域は、駅前周辺のD I D地域でありまして、耐火建築物の割合も低く、市街地再開発事業の適用が十分可能な地域であります。具体的な事業の区域やその整備内容については、今後さらなる詳細な検討をしてみたいと存じます。

一般的に駅前の整備につきましては、市街地再開発と区画整理、街路事業、また優良建築物整備

事業等さまざまな事業手法が考えられます。

代表的な市街地再開発事業では、都市再開発法に基づく市街地再開発事業とそれ以外の市街地再開発事業がございます。法に基づく市街地再開発事業については、一定の区域において土地の高度利用などを図ることで既成の都市機能の更新や環境の改善につながるもので、高度利用地区の指定についてもあわせて検討することとなります。

その際、各ブロックの担う機能や役割、また権利関係者の意向、補助事業要件を総合的に鑑み、全て一律に再開発事業で進めるということではなく、そのブロック、地域に適した手法で実施内容、時期を引き続き地域の皆さんと検討していくものと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、答弁をいただいたわけですが、この4地区分かれたところは市街地の再開発事業は適用できるということで理解をさせていただきましたが、この4ブロック全て高度利用地区ですぬとは思わないわけなんですけれども、この高度利用地区というのは、すなわち再開発ビルを建設することなんですけど、この資料にも示されておりますけど、この再開発ビルを建設するところ、これが高度利用地区なんですけど、この4ブロック全部高度利用地区として想定しているのかどうか。これは私はとてもやないが無理だと思うんですよ。その辺はどういうふうな考えでおるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

先ほども答弁の中で、各ブロックの担う機能、役割、また権利関係者の意向、補助事業要件を総合的に鑑み、全てを一律に再開発事業で進めるということではなく、その地域に適した手法や実施内容、時期を引き続き地域の皆さんと検討させていただくということになっております。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

もう1点、今お聞きします。

そうしたら、私、質問の前にも言いました。産業建設委員会に資料を提出されたものの流れが提示されたそれに基づいて市街地再開発事業をやっていくという、そういう市街地再開発事業を前提として質問させていただいておるということでございますけれども、そうしたらこの4ブロックの中で、現時点で高度利用地区として4ブロックのうちのどこを高度利用地区として想定しているのかということを知りたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

基本的に今私が申し上げたとおり、現在各ブロックでさまざまな検討を行い、また協議会とともに進んでいる段階でございます。

ある程度意思等は確認をしておりますけれども、今この時点でこの場でどこどこというふうなことについては、まだその時期ではないというふうなことで控えさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

地元の協議の中で、ここは高度利用計画だということを、そうそう地元との協議の中で、こういうことを思っておるんだということは行政側からも発言というのは、これはこういう事業を進めていくときにはそういうことも必要だろうというふうには理解をしております。

そしてその後で、高度利用地区以外、例えば高度利用地区を想定しておったということで想定しておった。例えば私が思うのに、高度利用地区のこの再開発ビルを建設するんだというのは、何遍でもしつこいようですけど、この産建の資料にはその流れでずうっと行っておるわけです。自分の建物、土地の権利は再開発ビルの中でフロアと交換してやっていくということが書いてあるわけですから、当然高度利用地区は出てくるということを想定したものの中でこの資料を提出しておると思うんですけど、この4ブロックのうちで、例えばどこか高度利用地区に指定して再開発ビルを建てていくと、そうすると3ブロック残るわけなんですけど、この3ブロックの整備はどのような方法で考えておるのか、またその手法、今ちょっと部長が触れられたと思うんですけど、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

各ブロックでの整備手法についてのご質問でございますけれども、今もやはり地域の皆さんと整備についてのさまざまな議論を交わし、検討をしております。当然、その中には全ての皆さん、地権者を含めて同意が必要な部分も多々ございますもので、まだそこまでの部分での合意形成が至っておりません。ですから、この地区が他の手法でやりますというふうなことでなしに、今それを詰めている状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、答弁をいただいたということで、高度利用を想定しておる地区以外の3地区もまだ協議中であって、その整備手法については絞り込んでいないというふうな答弁でございますが、次に3つ目に入ります。事業主体について聞きたいというふうに思います。

この事業主体ですが、私は何遍でもしつこいんですけど、市街地再開発事業を前提ということで質問するわけでございますけれども、これは組合とか、地方自治体とか、開発会社とか、いろんなところが参入できるわけです。

今回は、まず最初の質問で、本市施行でこの市街地再開発事業というのを実施していく選択肢というのはなかったのか、ないのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

市街地再開発事業につきましては、従前の建物や土地所有者の権利を再開発によってつくられたビルの床の権利に等価で交換する第1種市街地再開発事業と、公共性が著しく高い事業の中で一旦施行地区の建物や土地等を買収または収用して、その代償として再開発ビルの床を与える第2種市街地再開発事業がございます。

駅前周辺の再生に当たっては、あくまでも地域の方々との合意により地域一丸となって進めることを基本としていますので、公共が施行者として民有地を全て買収する方式でなく、今ある権利を権利者の意向を十分踏まえて建物や土地等を等価で変換する方式、第1種市街地再開発事業が適しているものと現時点では考えております。

なお、権利変換方式による事業実施につきましては、区域内の権利者により設立される組合が施行者となり実施することが想定されますが、現時点で事業手法については決定しているものではないため、今後地域の皆さんと権利関係者の皆さん、さまざまな検討をして整理していくものと考えているものでございます。

その際、組合のリスクの低減についても十分検討していく課題と思っております。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今の答弁をいただいたわけですが、これは今の部長の答弁だと再開発組合というようなことが念頭にあるのかなあとというふうには思うんですが、この市街地再開発事業に対する全員同意を得て、都市計画の決定をして、再開発組合を設立して認可というふうな流れになっていくというふうに思うんですが、現時点で亀山駅周辺まちづくり協議会において、再開発組合で施行していくという合意といたしますか、コンセンサスといたしますか、そういうものはできているのかどうかというのをお聞きしたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

ただいま協議会の中でさまざまな検討をさせていただいております。当然再開発という部分についても一つの方法として捉まえて協議もさせていただいております。

最終的な部分も含めて、駅前地区自体をこの状態ではだめだと、何とか整備しようというふうなもので協議会と私どもが一体となって今取り組んでおる最中でございます。

その辺で正式なコンセンサスというか、同意というふうなものは得られませんけれども、方向性としては整備を進めると、手法についてもこれから頑張って考えていくというふうな段階でございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

そうすると、今の部長の答弁を聞いていますと、平成18年からずっと、まちづくり研究会、

それから亀山駅周辺のまちづくり協議会ができて、いろんなことをして協議もし、委託も出し、いろんなことをしておるわけですけど、まだ何も決まっていな。事業主体もまだわからんよ。再開発していくということは合意をしておるけれども、市街地再開発事業でやっていくのか何でやっていくのか手法も決まっていなですよというふうなニュアンスにとれるんですけど、そうではないと私は思っておるんです。もう既に市街地再開発事業でやっていくんだと、それで周辺整備をしていくんだと、そして部長の答弁を伺っておれば、再開発組合というもので事業主体としてやっていくというような、駅前のまちづくり協議会ではもうコンセンサスはできておるんだと私は思うんですよ。できていなかったら、くどいようですけど産建に亀山駅周辺再生に向けた取り組み状況と、こんなことを示せませんよ。そう思いますよ。それは私の勝手な理解かもしれませんが、今申しましたように、再開発事業で周辺整備をしていく、再開発組合が事業主体としてやっていくというあらかたのコンセンサスというのは、まちづくり協議会と行政との間でもうできておるといふような判断をしております。そうやなかったら困ると思うんです、これ。ここまで進んできて。そうして平成27年度の予算では市街化再開発事業推進計画を策定します。3,500万の予算を上程されておるわけですから、そうすると今の部長の話とこれはかみ合いませんよ。ですからどうなっておるのやと聞きませんが、聞きませんがそういうことやないですか、これ。そうやなかったら今まで何をやってきたんやということ。何も決まっていなということになるんですよ。それではいかんということをおもうんです。

これ以上すると時間があれますから、またいろんな場面場面で、私も産建の委員ですから、聞く機会は十分ありますからまた聞きますけど、時間がないので、次の質問に移りますが、4つ目に事業費について。

これは私、最初に全体事業費は概算でどれぐらいかというようなことを質問項目に書きましたが、これはいろいろ私も勉強しまして、おぼろげながらの全体事業費を示さないと、周辺まちづくり協議会の皆さんにも事業費ってどんなもんやなあというのは理解ができやんかなあと思ってこれを質問したわけですけども、私も勉強不足で、まだ整備計画の概略設計というものができていないわけですから、幾ら概算といえども全体事業費は提示はできない。そういうことによって、この全体事業費がひとり歩きしていてもこれはまた困りますから、この質問については取りやめたいというふうに思います。

次に、再開発ビルの建設費用。これは補助金、保留床処分金など、この保留床の処分、売却というのは、再開発組合ができれば再開発組合がするわけですが、こういう保留床の処分金などで補うわけですけど、建設に要する費用のうち補助金についてでありますけど、国、地方自治体、施行者それぞれ3分の1ずつの負担割合ということが決まっておりますけれども、これは再開発ビルを建てたときの再開発ビルの全体事業費が対象にはならないというふうなことでございますので、この再開発ビルの全体事業費は3分の1にならんですけれども、その補助対象となる施設が決められておるといふふうに聞いておりますが、これはどういうのが補助対象になるんですか。これをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

一般的に市街地再開発事業の場合、調査設計費、建物除却等の土地整備費、共同施設部分の整備等が補助対象となっております。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

ということは、そういうふうな補助対象が決まっているということは、保留床の処分金の全体事業に占める割合というのは非常に大きいわけでございます。ちょっとこれは通用的なことですけど、これが当てはまるかどうかわかりませんが、この国と地方自治体の補助金は大体、通常これは幾らかわかりませんが、一般的には10%から20%ぐらいじゃないかと言われておりますが、それはわかりません。わかりませんが、この保留床処分金の全体事業に占める割合というのは非常に大きいわけですけれども、この保留床の売却は再開発組合が売却していくわけですけれども、現時点で、この保留床の処分というのは非常に大きなウェートを占めるわけですけれども、行政として今後、この見通しというのは難しいわけでございますけれども、どのように取り組んでいこうとしているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

確かに再開発事業における保留床の処分というふうなものは、非常に重要な部分を占めておると考えております。

先ほども再開発の中の補助事業的なものはお示しさせていただきました。当然、一般的に建物等の高度利用により生み出された再開発ビルの保留床を処分することは事業費を捻出することそのものでございます。事業化につきましては、国の交付金や保留床処分金等見込みなど、事業の採算性があると判断した場合に実施するものであり、言いかえれば、確実に保留床を処分する見込みが立たない場合は、事業見直し、計画の再検討を行う必要が出てくるものと考えております。

現時点での保留床の売却見込みといった具体的な内容については、今後事業規模や権利変換の検討をあわせて整理していくものとなると考えており、他の事例も参考にしながら慎重に検討してまいります。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、答弁をいただいたわけでございますけれども、そういうことで保留床の処分金の占める割合というのは非常に大きいわけでございます。

次のちょっと質問に移りますが、この再開発をして亀山駅周辺ににぎわいを取り戻すということが最終的な目標といたしますか、にぎわいを取り戻すということなんですが、それには私は核になる施設が欠かせないというふうに思っておりますが、この老朽化している本庁舎、あるいは他の公共施設の機能について、保留床を購入して移転の検討をしたらどうかというふうなことも、私、思うわけですが、その辺はどうでしょうか、ちょっとお聞きしたいんですが。そういうのは検討に値しないのか、検討してもいいのか、その辺の考え方といたしますか、現時点でどういうふうに思っ

おられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

市街地再開発事業に当たっての、保留床の処分については、民間施設としての処分や公共公益施設の導入など、さまざまな検討が必要であると考えております。

そのような中で、駅周辺の利便性を生かした市民サービスの向上の観点、公共公益施設の再開発施設への導入につきましては、どのような機能が適切か、さまざまな観点から今後十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今の質問については、そういう答弁をいただいたわけですが、本当にこれは検討に値すると私は思っておりますので、今の質問の内容も踏まえて十分に検討をしていただきたい。お願いしたいと思います。

それからもう1つ、保留床の処分に関係するあれですが、こういう制度があるんですね。特定建築者制度というのがあるんですけど、これは民間事業者が参入していただけるのが大前提ではあるんですけど、この施行者の決定した事業計画に沿って、再開発ビルの建設と、そしてから保留床の処分を特定建築者が、民間事業者ですけれども、行う制度で、これは民間活力を活用するという制度です。これは特定建築者制度というんですけど、これは施行者も特定建築者、この民間事業者、両方ともにメリットがあるんです。両方ともに大きなメリットがある。そのうち、施行者のメリットとしては、大きな組合のリスクが伴うわけですが、保留床の処分とかテナント誘致のリスクが回避できるというのが大きなメリットなんです、施行者には。そしてまた、建築業者にも応分のメリットがあるんです。ここでは言いませんがね。こういうものをそういう再開発をやっていくのなら、今の時点からこういう特定建築者制度というものを視野に入れて、行政と協議会とも協議をしながら導入を図っていくということが、私、非常に大切なことだと思うんですが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

特定建築者制度につきましては、市街地再開発事業の施行者にかわり再開発ビルを建築させることができる制度でございます。今議員がおっしゃるものでございますけれども、事業実施に当たっては、民間の資金やノウハウを生かすなどのメリットもあると。一方、施行者である組合を含めた施行主が業者の選定や建築を民間事業者に任せることによるリスクも発生してまいります。

亀山駅前周辺で市街地再開発事業を実施する場合に当たっては、さまざまな事業手法の検討が必要と考えているところでございます。特定建築者制度も含めた多方面からの検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

ぜひこういう制度もありますので、制度を導入するんだどうのということやなしに、検討を今の時点からしていかなないと、事業がどんどん進んでいくわけですから、そういう検討もぜひ視野に入れていただいてしていただきたいと思いますというふうに思います。

時間もあと10分を切りましたので、最後にJRとの協議についてであります。

JRは駅前に土地を所有しているというふうに聞いておりますが、駅前広場の整備もあり、JRとの協議、意思疎通というのは非常に重要と考えておるわけでございますけれども、現在まで一連の作業の中で、節目節目でJRとの協議はしていらっしゃるのか。していらっしゃるとすれば、その状況はどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

駅前周辺の再生に当たり、特に駅前広場整備などについて、JR東海やJR西日本を初め、バス、タクシー等の交通事業者との協議は当然必要になってくることは認識をさせていただいております。現時点におきましても、さまざまな機会を捉まえて、亀山駅周辺の再生に取り組んでいる状況をJR等交通事業者伝えていただいております。

具体的な協議につきましては、今後、市の計画、その内容が整理でき次第、段階を置いて施設整備への協力、事業用地について整理していく必要もございませうことから、今後、より詳細な協議を進めてまいらる所存でございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今も答弁をいただきましたが、本当にJR東海、西日本、今も部長も申しましたが、タクシーと色々な駅前の広場の整備については関連した会社もたくさんありますので、今後は密接に協議をしていただいて、事業がスムーズにいくように、協議をしっかり進めていただきたいと思いますというふうに思います。

これで質問は終わりますが、再開発組合で施行した場合、これはなぜ私がこういういろんな流れについて質問したかという、これは組合とか、それから組合員、それから地元ですね、これが事業費の負担等で大きなリスクを背負うということなんです。例えば事業をしていくのにも事業費が要る。そうしたらお金を借りる融資制度のいろんな制度があるわけでございますけれども、そういうふうなことで、大きな負担を背負うということ、これを今からこういう事業が進んでいったら、この事業全体の推進を指導監督していく行政の立場、そしてまたその整理をしていく、その保留床の売却など、非常に大きなリスクを背負う組合に対して、地元に対して、リスクの軽減をいかにしていくか、どういうふうにしたら地元の人に、大きなリスクを背負うわけになるんですけれども、リスクの軽減ができるかということ、これは行政としてしっかり考えていかないといかんというふうに思っておりますので、そういう対応をしっかりお願いをして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

6番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時14分 休憩）

（午後 2時25分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問に入ります。

まず、国民健康保険制度の都道府県単位化をやめるように求めることについてであります。

国民健康保険制度は現在、市町村が保険者となり運営していますが、保険税は年々高くなり、今では高く払えない保険税となっております。

今回、この国民健康保険の保険者を市町村から都道府県に移すという問題を取り上げました。

安倍内閣が今開かれている通常国会に、現在の市町村国保を2018年、平成30年に都道府県単位化する法案を提出するというような状況であります。

国民健康保険制度には構造的な問題があり、その問題点を解決するための改革は必要ではあります。問題はその方向性です。改革というのであれば、何よりも普通に払える保険税にすること。そして、この保険制度が安定的に運営され、安心して医療機関にかかることができ、その結果、健康が守られ、社会保障の制度として機能するというところであります。

そこでまず、国民健康保険税が高く払えないと言われる原因は何だと考えてみえるのか、櫻井市長に見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質問の対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

毎年この時期、国民健康保険制度についてご質問いただきます。私自身の考え方もお示しをさせていただいておりますが、改めて今の高く払えない原因は何なのかということにお答えいたします。

国民健康保険制度につきましては、創設から半世紀余りが経過いたしておりますが、当初は対象者が農林水産業及び自営業の方を中心とした医療保険制度としてスタートをいたしております。この制度は、国民皆保険として他の医療保険に属さない全ての方を被保険者としておりますので、高齢化の進展や就業構造の変化などの影響から、他の健康保険加入者より所得水準が低く、保険税の負担割合が高くなっているという構造的な課題を持っておりというふうに認識いたしております。

また、財政面におきましても、ご案内のように国保制度が抱える脆弱な財政基盤という構造は全国的になお一層深刻さを増しており、高齢化の進展、医療費の増加等、今後も厳しい事業運営が強

いられるものと思っておるところであります。

そのような中で、国においては平成25年12月に社会保障制度改革プログラム法を制定しまして、平成26年度税制改正として国保被保険者の低所得者に対する軽減措置の拡充など、保険税負担の軽減にも努めてまいったところでございます。いろいろ変化が起こっておりますので、私どもは本年のこの3月3日にご案内の医療保険制度改革が閣議決定されまして、国保事業に対する財政支援の拡充や都道府県の単位化によりまして、国保の財政上の構造的な課題を解消するということが示されておりますので、今後につきましても、市の立場から国の動向をしっかりと注視をしてみたいと考えるものでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いつも聞かせていただいておりますので、この点についてはほぼ一致するんだろうというふうに思っています。

私もたびたびこの問題を取り上げてきました。やっぱり基本的には国の国庫負担が減らされてきたという問題が第一義的にあるんだろうと思います。

1980年代には国の国保財政に占める収入の割合の中で57.5%が国庫負担であったのが、2012年には22.8まで減らされておる。その分、収入の減った分を国保税で補っているから高くなると、これが一つの原因です。もう1つはやっぱり加入者自体の変化ですね。市長も言われましたけれども、年齢構成が随分変わっています。当初はやっぱり農林水産業もしくは自営業、合わせて7割というような、そういう構造だったんですけども、2012年にはこの農林水産業といわゆる自営業では17.5%にしかならない。ふえたのはいわゆる年金生活などの無職の方、それから非正規労働者などの被用者という、この合計が、無職者とこの非正規の労働者などの被用者とを合わせて8割近くになっているんですよ。もう全然構成が変わっているということなんです。これに応じて平均所得も、1990年代には240万程度の平均所得があったんですけども、今では、2012年には140万まで平均所得が落ち込んでいる。一方で保険税がぐんと上がっているという、こういう状態ですから払えなくなるという実態が起こるわけでありまして。

このことについて厚生労働省の保険局も、昨年10月29日の資料の中でこういうふうに書いています。市町村国保が抱える構造的な課題ということで3つ上げております。1つは年齢構成が高く、医療費水準が高いということが1つ。2つ目は所得水準が低い、保険料負担が重い、保険税の収納率の低下、一般会計からの繰り入れなど財政基盤の問題がある。それから3つ目は、財政の安定性、市町村格差の問題、言わば保険税が随分市町村によって違うということですね。こういうような問題があるということも厚生労働省自身が認めているということですね。

今回の都道府県化ということで、こういう問題が解決するかどうかということが今回の質問の主眼になるんですけども、きょう、厚生労働省の資料を皆さん方にお配りいたしました。A4の裏表の資料であります。

まず、この都道府県単位化というのは一体どういうことなのかということなんですけれども、時間がないので簡単に言いますと、都道府県がまず主体になるということです。市町村との共

同運営という形をとる。国保の財政運営については市町村から都道府県に移す。そして2つ目に、都道府県は市町村に分賦金という割り当て金の納付を求める。市町村は、この分賦金を納めるのに必要な保険税額を市町村が決める。住民から保険税の徴収をする。そして都道府県は市町村規模別の収納目標を設定する。そして市町村ごとに保険税額の算出方法や標準保険税を提示する。大体保険税はこのぐらいに下さいよということを都道府県が決めるんですね。賦課徴収の指導をする。するのは市町村です。保険の給付の決定、資格の管理、例えば資格証を発行するとか、そういう問題については市町村がやる。申請届け出の窓口業務もこれも市町村。保険事業も市町村。つまり簡単に言うと、大枠を都道府県が決めて、あとの事務的なことは市町村がやりなさいよと、こういうことです。こういう形になるわけでありませう。

ここで、一番大きな問題になってくるのは、いわゆる分賦金という、その市町村に割り当てられるお金のことなんですけれども、これがどんなものなのかということ、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

分賦金とはどういうものかということでございますが、国民健康保険事業が都道府県単位になりますと、保険給付費に必要な経費は全額都道府県が市町村に国保給付費等交付金として交付されることとなります。その財源として、都道府県が各市町村の医療費水準や所得水準を踏まえて決定する分賦金を国保事業費納付金といいます。

この国保事業費納付金に応じて都道府県は各市町村ごとに標準保険料率を設定、公表し、市町村は標準保険料率を参考に保険料率を決定することとなります。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今答弁にありましたように、この分賦金の額というのはそれぞれの市町村の医療費の水準、医療費をたくさん使っているか少ないかとか、それからその地域の所得というような、こういうことを基本に決められてくる。つまり、保険税を高くしたくなければ医者に行くなという、これは医療費抑制の仕組みが入れられているということになるのではないかなというふうに思います。

この分賦金を納めるために、市町村はそれぞれ保険税額を決めるわけですけど、これは決めるのは市町村で決められるんですが、問題はこの都道府県は市町村ごとの保険税額の算出方法や、それから収納目標、さらに市町村ごとの標準保険税額も示すわけです。自分らで決めるというけれども、ほとんど枠はもう決まってしまう。資料にもありますけれども、人口規模によってこの収納率の目標が違うんですね。そういうことも書いてあります。

問題はここからなんですけれども、この分賦金が例えば収納率の低さで必要額が確保できないというような場合どうするかというと、一般会計からその不足分を負担して納付してくださいと、こういうことなんです。逆に、保険税を払いやすくして収納率を上げるために安くする。そうするとどういふことが起こるかということ、そのお金では分賦金が賄えない。例えば収納率がきちっとあっても低く設定をしてしまうと、結局分賦金に不足が生じる。だから、高く設定すれば収納率が下

がってしまって不足が生じるし、保険税を安くすると収納率は上がるけれども、分賦金との間で不足が出る。いずれにしても不足が出たら一般会計から払いなさいよと、こういうことなんです。

今まで、私もたびたび国保に一般会計を入れて保険税を下げてくださいということを言うてきましたけれども、今回の一般会計からの繰り入れというのは、保険税には全く影響なく、県に払うお金のために一般会計から金が出ていくと、こういうことになっていくんで、これもやっぱり重大な問題だというふうに私は思っています。

そこで1つ、今であれば市長の判断で保険税引き下げのために法定外の繰り入れということは可能になるんですけども、こういう都道府県単位化された場合に一般会計からの繰り入れというのは、この分賦金の不足のためにしか繰り入れができなくなるのではないかとことを思うんですが、確認したいと思います。どうですか。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

保険料収納額と納付金とに差が出た場合ということでございますが、詳細な事項につきましては今後県との協議が進められますが、現在、三重県国民健康保険広域化支援方針では、亀山市の現年分目標収納率は平成27年度で91.7%となっています。恐らくこの目標収納率に基づき県は標準保険料率を設定するものと思っております。そうして、市は標準保険料率を参考に保険料率を決定いたしますが、保険料収納額と納付金等に差が出た場合の取り扱いにつきましては、平成29年度から新たに県に設置されます財政安定化基金の活用も含め、保険料が大きく変動しないよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ちょっともう一度確認したいんですけども、いわゆる分賦金の設定をされて、それでもって保険税額を決めて、不足部分は一般会計から入れるということは間違いないですね、これは。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

あくまでも予定ということでございますもので、ご理解願いたいと思います。決まっていないということでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

部長の答弁は決まっていないということですけども、私がいわゆる厚生労働省のいろんな文書を見てみますと、考えているのは、要するに、とにかく分賦金はどうしても市町村は納めなきゃならないんですよ。それを一応保険税でやるんですけども、100%分賦金を賄えるだけの保険税が集められるかどうかという、これはやっぱり疑問がつくわけですよ。そうするとその不足分がどうしても出てきますよね。それはやっぱり分賦金を割り当てられた市町村が工面するしかない

ということですよ、これは。だからそういう意味では、出どころとしては一般会計から出すしかないんですよ。つまり分賦金は少なくともまけてくれというわけにいきませんので、これはもう払わなきゃならん。それが保険税で賄えなければ、もうあと埋めるのは一般会計しかないという、こういうことだろうというふうに思います。まだ、現時点でははっきり決まっていないのかわかりませんが、私はもうそういう方向にならざるを得ないだろうというふうに思っています。

市長の答弁の中でもありましたけれども、この都道府県単位化とセットで出てきているのが、いわゆる公費の拡充ということが出てきています。

これ自体は、ようやく国も今まで公費をずうっと減らしてきて、そのことによってもう保険税が高くて大変な時代になってきているということをようやく認めたというのか、認識をしたということで、厚生労働省の、私が調べた資料によると、平成27年度から少なくとも低所得者対策の強化として、保険者支援制度の拡充として全国で1,700億円を予算化しているということですね。

27年度の亀山市の国民健康保険の予算を見てもみますと、財政調整交付金として国から3,550万円の追加交付を見込んでいるということなんですけれども、これがいわゆるこの27年度から国が公費拡充ということで、低所得者対策の強化として保険者支援制度の拡充ということで出してきたこの1,700億円の分に当たるのかどうか確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

1,700億円が何に当たるのかということですが、一応将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう、市町村国保に財政支援の拡充により財政基盤の強化を図る方針という中で、閣議決定されたところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

部長はもう一つ理解されていないようなんですけれども、27年度の予算書に3,550万円という財政調整交付金が国からということを書いてあるんです。これがいわゆるその従来のもので違って、今回の1,700億円の具体的に市町村にきたものなのかということを確認しているんです。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

3,550万円は1,700億円の配分でございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうだと思いますよ、これは。

これがあくまでも、私はずうっと言ってきましたけれども、やっぱり国保税は下げなきゃ払えない。払うためには、やっぱりいつまでも市が負担をするという話ではない。やっぱり本来は国がきちっと社会保障の制度として負担すべきやということはずうっと言ってきましたけれども、よう

やく国が金を出すというような方向になってきて、今回こういう予算の中にももらえるようになったということなんです。

そこで最後にお聞きしたいのは、この3,550万円の追加交付も含めて、やっぱり国保税を引き下げるためにこのお金を使うべきだと思います。3,550万円で足りるかどうかわかりません。しかし、やはり今の国保税の問題を解決するに当たっては、やっぱりこのお金も含めた形で国保税の引き下げということが私はどうしても必要だろうというふうに思いますが、市長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昨年度の全国の市町村国保の実質収支というのは、ご案内のように約3,200億という規模であります。年々ふえておるといふ流れでございまして、そういう状況の中で、今回の国の3月3日の閣議決定は、市町村国保の財政支援の拡充と、このことについては非常に評価をしたいというふうに思っております。

今後、これは社会保障制度改革に伴って消費税の引き上げによる増収分を財源として、今ご指摘の27年度1,700億を投入をいただいたということなんです。平成29年度以降はさらに1,700億円の追加投入を、そして合わせて3,400億円の財政支援をしていくという流れであるというふうに理解をしておるところでございます。

この平成29年度以降の公費3,400億円は、国保保険料の1割を超えるわけでございまして、被保険者1人当たり約1万円の財政改善効果が見込まれるというふうに考えてございますので、引き続き国の責任におきまして、この財政支援策については今後しっかりと注視をし、要望していく必要があるというふうに思っております。

したがって、市町村国保の財政基盤を安定化させるという方向での今回の消費税によります公費投入につきましては、私どもはこれ自体を全体としての市町村国保の財政基盤を強化するという方向で歓迎をしたいと思っておりますし、この引き下げにつきましては、昨年この議会でも申し上げたと思うんですが、亀山市独自に現時点で引き下げることはないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後の国の動向の中で、市長会とか都道府県知事会とか、また議会の地方6団体の力を結集しながら、しっかり国に対してフォローしていく必要があるんだろうというふうに考えておるところであります。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この国が1,700億円出した趣旨というのは、低所得者対策の強化として保険者支援制度の拡充として出してきます。つまり、低所得者が非常に負担が重いという国保の現状を見てこういうお金を出してきておるわけです。だから、これが予算に入っているのに、それが国保税の引き下げにつながらなければ、一体何に使うのかということなんです。国の趣旨は低所得者対策として使いたくないよということでこれを出してきておるわけです。それが反映されない国保税、一体何に使

うんですか、このお金は。どこへ回っていくんですか。もう一度聞きます。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

1,700億の使途でございますけれども、今回の平成27年度からの1,700億円、平成29年度以降のプラスされた3,400億円の財政支援につきましては、全国的に国保財政が厳しい中で、財政支援により国保事業の財政基盤を強化、何度も言うようにございますが、強化し、持続可能な事業運営を行っていくことが目的でございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あのね、持続可能な制度にするために保険税を下げなければ持続可能になりませんよということ再三私は言っているわけです。高くて払えない保険税が今持続可能の障害になっているんですから、これを下げるんじゃないですか。これは来年度の予算に盛り込まれていますので、もう予算決算委員会でやります。もう次の問題もありますので切ります。

私はやっぱりこの国費を投入したという、拡充したということについては評価をしたいと思えますけれども、都道府県単位でやらずに市町村単位でやっぱり維持していくべきだと、十分それで改善できるというふうに思いますので、国費の投入は必要ですが、都道府県単位化は必要ないということを申し上げて、次に移りたいと思います。

次は、深刻な社会問題となってきた奨学金問題についてであります。

私は先日、ある講演会で奨学金の話があって、大学生の52.5%が返済の必要な貸与型の奨学金を借りており、その平均額が450万円にもなるという大変驚くべき内容の話を聞きました。

国際的に見ると、先進諸国ではほとんどの国で返済の必要のない給付型奨学金制度が実施されていますが、日本では高等教育段階でのこの給付型奨学金は現在導入されておりません。その上、今ある貸与型のほとんどが利子つきであるため、まさに奨学金ではなしに教育ローンというのが実態であります。この貸与型の奨学金の8割以上が日本学生支援機構というところのやっているものでありまして、ここの数字でいくと、昼間の4年制大学の学部で52.5%が借りている。大学院の修士課程になると60.5%、博士課程になると66.2%という、学生の5割から7割が奨学金なしでは大学生活ができないという実態が明らかになっています。

問題は、この奨学金が貸与型であるために、当たり前のことではありますが、借りたものは返さなきゃならないということです。実際に奨学金を借りている人の話を、私、幾つか聞いてきましたけれども、例えば大学で利子つきで月額10万円借りて4年間で480万円になるんですね。そうすると毎月卒業後に返済期間が20年として、卒業後に月当たり2万7,000円返済するというものなんですね。これを利子つけて480万借りたけれども、利子がついてくると総額で返済額は646万円に膨れ上がるんですね。大変な金額になるんです。これは10万円って、何でこんな金額を借りるのかと聞くと、ちょうど10万円借りると12カ月で120万円、120万円という金額はほぼ私立大学の1年分の授業料に大体相当するということで、こういう金額を借りて、授業料は奨学金で賄う。あと下宿しているとか、そういう費用は親が仕送りをしたりアルバイトをした

りしている。だから授業料だけはお金を奨学金で払うというような、こういう実態があります。

こうして社会へ出るんですけども、問題は社会へ出る時点でゼロからのスタートでないという問題であります。さっきも言いましたこういうケース、480万の場合で利子も含めて650万円の借金を背負った形で社会生活をスタートをします。こういうことなんですね。

こういう状態ですから、平成24年度の時点で、この日本学生支援機構で33万4,000人、金額にして925億円が未返還になっておる。こういう実態なんです、奨学金は。

先日もネットで40歳代の方が奨学金の返済ができないということで自己破産をしたというようなニュースが流れておりました。本当に今深刻な事態だろうというふうに、私、思っています。

まず市長に、この現状をどういうふうに認識をしてみえるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

奨学金制度の今ご指摘の現状の理解はいかがかというご質問でございまして、近年の不況、就職難や学費の高騰を背景に、卒業後の奨学金返済の滞納者が増加しているとのこととありますとか、今少し触れていただきました、国会等において日本学生支援機構、昔の日本育英会であります、この支援機構が独立行政法人化されたことによる影響とか、救済措置への公費拡大とか、こういう実態や議論があるということは承知をいたしておるところであります。

現在の奨学金につきましては、三、四十年前の自分が学生時代であったあのころとは随分様相が違ふということとございまして、今、学生の約半分の方々にいわゆる給付ではなくて貸与されておるといふ仕組みがほとんどであろうということとあります。これは今議員も触れていただいた、ほぼ教育ローンのような性格を帯びておるといふのが実態であろうというふうに推察をいたしております。

ただ、申し上げるまでもありませんが、経済的な理由で学業を諦めるということがあつてはならないと、このように私自身は思うところとあります。

国においては、これは独法の改革の議論ともかかわるんだろうと思いますが、本当に困っている苦学生を支援できるような、そういう奨学金制度への制度改革が必要であるというふうに私自身は感じておるといふこととございまして。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長も奨学金制度の改革が必要やというふう感じられてみえるということとあります。

まずこのパネルを。皆さん方には資料をお配りしてあります。

このグラフというのは、国立大学の授業料がこの青なんですね。これは10年刻みで昭和40年、1965年から2012年までの約50年間の10年刻みでこうしてあります。それから赤い線は、これは民間の労働者ですけども、年収をあらわしています。これは金額がどうこうというより、要は見ていただきたいのは、授業料はがんと上がって、多少ここ10年ばかりは横ばいですけども、これだけ高くなっているのに対して、収入はというと、この平成7年ですかね、このときをピークにここから逆に下がっているんですね、年収はね。つまり、授業料は上がっていくけれども年収は下がるというような、こういうことがあつて、結局この狭間を埋めるのが奨学金というよう

な形になっている。

今、国立大学の授業料でも53万5,800円なんですね。入学時に授業料以外にも払わなきゃなりませんので、合計すると81万7,000円。これが国立大学の場合でこれだけ必要になる。私立大学になるともっと大変ですけども、これは文部科学省の調査ですけども、私立大学の初年度の納付金は131万5,666円。これは平均です。だから理系の場合ですと150万円、それから医学部、歯学部になると470万円ないと、まず初年度というのか、入学の時点でこれだけのお金がないと入れない。つまりお金がなければ大学に行けないというのが、もう今、日本の実態なんですね。

やっぱりこういうことを考えていくと、本当に、さっき市長もちょっと触れられましたけれども、教育の機会均等と憲法にも教育基本法にもきちっと明記をされている。いわゆる経済的な理由でもって学問ができないということがあってはならないということを日本は憲法でも教育基本法でもうたっているにもかかわらず、実態としてお金がなければ行けませんよというのが、これが日本社会の今の実態であります。

そこで、亀山市の奨学金の現状というのはどれぐらい把握してみえるのか、このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

私どもが把握しておりますのは、高等学校等へ進学する場合の奨学金といたしまして三重県高等学校等修学奨学金制度がございますが、この件数については把握しておるんですが、大学に関する奨学金については、ちょっと把握できておりません。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

把握できていないという、やむを得るところもあるかと思えますけれども、少なくとも大学、高等教育というのか、高校、大学に行っている子供さんを持ってみえるうちの半数近くは奨学金を借りているという現状は亀山も変わらないんだろーと思えます。

それで、これは文部科学省の有識者会議というところで、学生への経済的支援のあり方についてという検討会というところが出した冊子なんですけれども、皆さん方のお手元にもその有識者会議の報告の要旨というのを配らせていただきました。

まず、ここでうたわれているのは、先ほども言いましたけど、憲法では「すべて国民は、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」、教育基本法では「能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」。これは国と地方公共団体のそういうことがきちとうたわれているわけですね。このことが大事だろーというふうに思います。

この報告書の中では、どういうふうに今後やっていくべきかというところで、こういうふうに3つの点で書いています。

1つは、高等教育の受益者は学生本人等であるとともに社会全体である。学生等の学びを社会全

体で支えることが必要で、そのことが日本の将来を担う人材の育成になるということです。つまり、この国立大学の授業料が上がってきた背景には、益を受けるのは本人だから、本人が負担して当たり前やないかということで授業料が上げられてきた経過があるんですけども、この報告書では、それだけではなくして社会全体が益を受けるんだということを言っているわけであります。

さらに、高等教育での修学を経て、経済的に安定した生活を送ることができる者が増加することで、将来の生活保護費や医療費、失業給付などの抑制が見込まれるといった社会全体に対する経済的な効果も期待できる。つまり、これを何とかすることによって、そういう将来の行政側が負担をしなきゃならないような経費が少なくて済むんだということですね。

それからもう1つは、国際人権規約という、これは日本も批准していますけれども、ここでは高等教育の無償化に向けて取り組みを進めていきなさいよということが書かれております。

この報告書の中に書かれている私が大事だなあと思ったのは、保護者の経済的格差がこの教育格差として次の世代に引き継がれることのないよう、高等教育で無償化をやっぴり進めていくべきだと。そのための給付型の支援がやっぱり必要なんだということを言っています。

つまり、親の経済的な問題が子にまで連鎖する。よく言われますよね、貧困の連鎖と。これと同じことやと思うんですけど、こういう意味でもこの問題は本当に大事だろうというふうに思います。

それで、市としてこの憲法や教育基本法にうたってある経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならないという立場から、市として奨学金制度をつくる考えはないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

市ではこれまでも将来を担う子供たちが健やかに成長できるように、中学生までの医療費無料化とか子ども総合センターの設置のほか、学校におきましても介助員等の加配とか少人数教育の推進など、市独自の手厚い施策をたくさん実施しておるところでございます。

また加えて、新年度には教育の機会均等を念頭に学習支援事業も予定しておりまして、現段階では私どもといたしましては独自の奨学金制度を設ける考えはないところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

非常に残念な答弁であります。

私自身、この表でいう一番1965年のいわゆるこの授業料の時代に大学生活をしました。月額1,000円でありました。

当時大学に入って、授業料月1,000円と聞いて、高校より安いなあと思ったのを覚えています。年間で1万2,000円。私の場合は、ちょうどその前の年に父親が大病をしましたので、前年度所得というのが随分と、半分か6割ぐらいになったということもあって、いわゆる授業料免除の申請を出したらそれが通ってしまいまして、結局半期6,000円ですかね、6カ月分は最初に入学時点で払いましたけれども、それ以降は4年間授業料免除ということで、安い上に授業料免除で、結局4年間、大学卒業するまでに払った授業料が6,000円で済んだと。そういうことです。

うかお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご提案の若者定住促進の方策として奨学金返還に対する支援につきましては、現時点では具体的な検討を行っているものではございません。

しかしながら、平成27年度に策定をいたします地方版の総合戦略の中で、ご提案の手法も含め、具体的なUターン、Iターン、Jターンへの支援全般の検討として行ってまいりたいというふうに考えております。

あと一方で、これは市の取り組みではございませんが、近年学生確保のために大学独自にこういう奨学金の支援を制度化するところもふえておりますし、企業や民間団体が実施しているところというものもございますもので、こういった活用についても検討いただきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今回、初めてこういう奨学金問題を提案させていただきました。

先ほど言われた国の補正予算も、やっぱり人口減少に対してどういうふうに地方自治体がやっていくのかということも含めて、そういう経済対策も打たれているわけですから、私はこれはそれに合う制度だろうということで、ぜひやっていただきたい。そんなに大きな金額がかかるものでもないというふうに思います。少なくともスタート段階で大きな金額がかかるものではないというふうに思います。これをぜひやっていただきたい。

やっぱり本当に若い人が、市長が27年度予算の特徴として子育て支援をやっているんだということを盛んに強調されますけれども、子育て支援に行くまでに大変なんですよ。まず結婚しなきゃならない。結婚してから子供を産み育てる。ところが、そういうことに行けないという状況がある。結婚ができない。そりゃあそうですよね、何百万の借金背負って、なかなか結婚するって大変ですよ。何百万の借金背負って子供を3人も4人もということも、これも大変なことなんです。だから、それに行く前の段階で、こういう問題が生じてきているということを十分理解いただいて、ぜひ今部長答弁されましたけれども、今後の施策の中にぜひ入れ込んでいただきたい。そのことは市長、最後に答弁を求めておきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

総合戦略の一環として、奨学金制度の創設がいいのかどうか、これも一つであろうと思いますが、どういうものが亀山市にとっていいのかというような検討は当然考えていきたいというふうに思っておるところであります。

しかしながら、今、前段で申し上げた、40年前の服部議員の4年間で6,000円、同級生がアルバイトしながらということでもあります。先ほど申し上げたように、本来苦学生が本当に頑張っ

て学業に専念できるような、そういう奨学金制度を国の責任において旧育英会の仕組みを制度改正をするというのは大事であるということは、もう一度申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ぜひこの問題、私は本当に自分がそういう恩恵を受けたというふうに思っています。国の本当に税金でもって大学を出させてもらった。そういう人間としてやっぱり何を還元するのかというと、やっぱり今の社会全体に対して私ができることということ、こういうことだろうということをお思いますので、そういう意味でもぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時15分 休憩）

（午後 3時25分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

それでは、公明党、新 秀隆でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

今回は、安心・安全対策についての中で、道路の保全についてから進めさせていただきます。

今回は、きょうの午前中でも前田耕一議員が申ししておりました、この専決処分でも3件ほどございましたが、幸いにも今回大きな事故にはつながらなかったんですけど、やはり手のひらぐらいの穴ぼこが道路にあいておると、またランドセルぐらいの大きさの穴ぼこがあいておると。これによって大きな、またそのハンドルをとられて子供たちの通学路の中に入ってしまったとか、非常にそういう想定を考えるとちょっと怖いものではございます。

今、全国各地では、国の防災安全交付金等を活用して、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策を事前に防災・減災、これらの対策を取り組まれております。

そういう中で、以前にも言っておりますんですけど、道路とか橋など、そういう公共的なものでございますが、こういうインフラの老朽化というのは、やはり人間の私らも、もう55になると、非常にいろいろあちこち痛んでくるんですけど、こういうコンクリート物というのは大体50年と言われております。そういう傷みが少ない間に整備をして、何とか保っていく。かけかえというのは確かに丈夫でよろしいんですけど、高額な金額も出てまいりますので、そういう中で経済の状況を見ながら、またそれで活性化につなげていく、日常生活を支えるのに非常に重要な点ではないかと思っております。

こういう中におきまして、今、国の予算も平成25年度の大型の補正では1,847億円、そし

て平成26年、今年度では1兆841億円の防災安全対策の交付金の予算が示されております。

こういう中におきまして、今、亀山市の安心・安全のいろいろな対策、道路の整備計画、また亀山市の橋梁長寿命化改善計画等々いろいろございますが、今回ちょっとここ(1)、(2)と2つあるんですけど、内容的には同じですので、答弁はちょっと変わってくると思うんですけど、現在の道路整備の亀山市としての進め方、そして今後の道路の整備のあり方について、この点についてお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

4番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

議員のほうから、道路の保全について、整備・管理についてご質問をいただいております。

道路維持修繕費の工事費につきましては、地元要望の中で、危険箇所、緊急性の高いところ、また昨年のようなゲリラ豪雨で排水不良な箇所の工事を進めているところでございます。

道路舗装事業についても、工事につきましては、交通量の多い主要幹線道路の舗装の打ちかえを年次計画のもと行っております。また、職員のパトロール、市民からの通報による舗装の傷みが激しい箇所の補修につきましては、その都度、緊急修繕、補修修繕を行い、進めているところでございます。

それと道路の整備の面でございますけれども、この整備の件では、地元からいただいた要望に対して、整備の必要性や緊急性、関係者の事業協力に対する熟度などを勘案し、優先的に整備を進める箇所を選定させていただいております。その際には、市の事業の進め方について丁寧に説明を行い、事業関係者を含む地域全体として事業完了まで継続して協力いただけることを確認した上で、事業着手をしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

その辺は、午前中の前田耕一議員のお答的なことと同じような形にはなると思うんですけど、そういう中でかねがね私も青パトということで気にもかけておりましたんですけど、そういうふうな市内を循環してはる方が、これは縦の連携じゃなくて、それこそ青パトと建設部による横の連携というのも本当にその辺は大切なことで、高く評価させていただきたいと思います。

そういう中で、先ほども言うておりましたけど、近年、非常に台風とか、地震はそれほどではないですけど、ゲリラ豪雨的なもの、朝、稲垣部長も申されておりましたんですけど、そういう穴ばこの要因の一つといたしまして、雨が降り、水が回り、水が回るというのは地中に入って行って、その水がアスファルトとか道の下の土を削って行ってしまおうという、そして陥没事故につながってくるというふうなことも一つの要因であると。本当にやはりこの辺につきましては、危機管理を持って考えていただきたいなと私は思うものでございます。

今回、27年度の予算の中での道路管理整備について、市単道路の整備事業、そして道路維持修繕費、道路舗装事業、これら大きなところでアバウトですけど約3,300万、そして橋梁に関しての整備といたしましても1,500万ぐらいの予算が出てきておりますけど、これは具体的にど

のような形で事前に危機状況を察知し、危ないところをいかに正確に見つけて、そして補填したり、修繕したりというふうな新たな計画的なところもあるのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

道路を含めた橋梁等、道路施設の維持管理的な面でございますけれども、近年、メンテナンス、非常に議員がおっしゃるように50年という耐用年数が来ている構造物が多いということで、国も含めて、メンテナンス的な事業というふうなものは集中的に行っていくというふうな方向は出ているというふうに、県のほうからは聞いております。

その件につきまして、私どもとしましては、橋梁の維持点検、それと舗装等の検査、またのり面等さまざまなところの安全性の確認を現在進めております。それを付随したものに修繕計画を立てて、今後進めていくものと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

もう少し具体性のある点検方法とか、お聞かせいただければなと思います。

こういう中におきましても、先般、報告されております橋梁の長寿命化修繕計画の中にもあるんですけど、やはり国・県からの形も出てきておるんですけど、そういう中で5年サイクルとか、そういうふうな点検方法とか、そしてまた1から5段階の評価でいろいろ点検をしていく、そして橋なんか目視とか、実際にバケットのついたクレーン車なんかでも点検したりとか、いろいろされておるようでございますが、こちらも今回私は提言的な一般質問ではございますが、最後のこの（3）のところではございますが、道路、橋梁の空洞化ということについての対策を今現在、亀山市としてはどのような形をもって空洞化の、より早く確認できるか、そのような実施の事業についてお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

道路、橋梁の空洞化というふうなことでのご質問でございますけれども、当市といたしましては、平成25年度に主要幹線道路、2車線道路を中心に路面性状調査、電波を当てての調査でございますけれども、それによって、ひび割れ、わだち掘れなどの舗装の現状把握を行ったところでございます。

今年度は、昨年度の資料に基づき、現状舗装の健全度について構造調査を行い、補修計画を策定し、3月末をめどに進めているところでございます。今後、この補修計画に基づき、計画的かつ効率的な事業推進に努め、舗装の耐用年数の延命化を目指してまいりたいというふう考えております。

今の空洞化の部分につきましては、それとあわせて今後検討していくものと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

亀山市も空洞化の点検に企業の特種な機器を使った車で道路の点検とかしておられるようですが、聞くところによると、ポイントが点でございまして、それが車が走ると線になるというふうな点検方法で地盤の確認を電子的にやられているようです。

道路の陥没事故を未然に防ぐためにも、目視だけではわからない路面の危険な空洞を見つけ出す総点検の実施が今回提言の一つでございましてですけど、やはりその点、線では非常に範囲が狭いんじゃないかと思えます。

先日、私、2月23日でございますが、公明党の市議団といたしまして、森 美和子議員とともにこのようなインフラ、道路関係を防災・減災の一環として、路面下空洞調査を企業の方の協力を得て実際させていただきました。市内の道路の一部のサンプル調査ではございますが、6.4キロ、その往復になりますので大体約13キロぐらいの程度の亀山市内の道路、特にやはりこの市役所近辺、また市内の緊急輸送道路、これらと思われるのはそういうふうな大切な道、災害時には道路が陥没を先にしてしまったら、緊急輸送するものもできなくなってしまうと。そういうふうなところを優先的にやっていくものではないかと思えます。

今回は、調査を行った民間会社はもともとは地雷とかの探索するような、そういう主要な業務とする会社でございましたんですけど、これは世界初で高速、高解像度のマイクロ波探査車というもので、3トンぐらいありますかね、それで幅的には2メートル50ぐらいで、地中の長さでいくと1メートル50ぐらいの中まで見れると、超音波で。こちらは国土交通省とか国からとか県とか、そういう仕事をしっかりこなしておるところでございまして。精度的にも非常に高いというのは報告の中で伺っておるところでございまして。

現在の人間の目視というのは限りがございますので、そのようなマイクロ波、これは人間でいうとCTスキャンをかけるような形で中身を、道路下の空洞とか橋の劣化の部分を見つけていくと、こういうことによると。何よりもすごいなと思うのは、普通に走っておる、60キロぐらいで走っていて、その情報が取り込めて、後で分析するわけなんですけど、今までの金額的にいうと半分ぐらいの金額で抑えられると。ただ、ここで一つ思うのは、安いからこの業者に任せようとか、それだけで安かろう、悪かろうでは、せっかくやるんですから、きちっとした検査をできるような、そういうふうな空洞調査の実施を提言したいと思えます。実際のところ、この13キロの中でちょっと気になるところも2カ所ほど見つかっておりますので、これは直ちに部門のところにご報告させていただいて、しかるべき処置を望むところでございます。

こういうところで、市の、先ほど部長のおっしゃられた検査、いろいろやっておるということでございましてですけど、科学的な方法も実際にはやられて、その辺の成果的なもの、これだけ最後にちょっとお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

私どもとして行っております点検につきましては、今、議員がおっしゃってみえた5年に1度、橋梁等の点検ということで、目視、近接目視による点検、それと舗装につきましては、性状調査、今

お話しさせていただいたように、機械に電波等での反発によっての時間差で舗装構成、下の路盤、また土の部分までの構成がわかる。それをもとにしながら、今の交通量で耐えられるかどうかというふうなことを今後、再度検討していくというふうなことで、効率的に修繕と改築をあわせてやっていく計画を今後立てていくべきではあるということで、取り組んでいる次第でございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

もう1つ、加えて1つ。道路、橋梁の空洞化対策の手法というのもあると思うんですけど、安心・安全という面では、以前、亀山の文化会館の前のところの道でも道路工事のときに水道管をひっかけちゃったというふうなこともあったと思うんですけど、こういうふうな科学的なものを使うことによって、非常に配管の埋設してある、その配管の上からは、地上からは見えませんので、そういうところも図面にあらわれていないものも明確に、安全な工事が進められるような、こういう面にも非常に効率的に利用できると私は思うものでございます。

次、2番目の空き家対策でございますが、昨年も1年かけて産業建設委員会として、空き家対策についていろんな提言をして、皆さんの意見もいただき、議会としていろいろ上げさせていただいたことでございます。

そういう中につきまして、今回、12月議会のほうでは、伝建30周年というところで、関の町並みの景観を兼ねた家屋の老朽化について少しだけちょっと触れたんですけど、この平成26年11月19日に国のほうで空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針の決定が出されてまいりました。その中で、この11月19日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、そして11月27日に同公布されてまいり、そしてことし27年2月26日、同法一部施行ということで、そんな中で同日に基本指針の決定も出されてきて、最終的には、本年5月26日に同法完全の施行を行っていくというような打ち出しが国土交通省のほうから出てきております。

今現在、昨年のところでは総務省の発表の中でも、2013年度の住宅・土地の統計の調査によりますと、全国の空き家数は820万戸になっておると。住宅総数に占める割合も13.5%と、いずれも過去最高になってきております。また、野村総研のまとめでは、2023年度には約1,400万戸にも達し、いわゆる5軒に1軒が空き家になるとの試算も発表されております。

こういう中におきまして、非常に空き家というのは景観上の問題だけではなく、敷地へのごみの不法投棄や不審者の侵入、放火の要因になるほか、災害時には倒壊して避難するための避難通路が妨げられて、防災の妨げにもなってしまうおそれもあるということでございます。あくまでもこの管理責任は所有者に委ねられており、対策も思うように進んでいないのが現状であったというのが今までのところでございます。

また、所有者の把握が非常に難しいとか、撤去費用の負担、自治体の責任だけでは行政代執行など、これをやることによって逆に訴えられてしまうとか、そういうふうな非常に手を出しにくいところもございましたんですけど、このような中、近年では課題解決へのもとの、昨年4月時点でも全国で355の自治体が問題のある空き地に対して指導、勧告、命令、行政代執行などを行うための独自の対策的な条例をつくり上げてきておると。今現在、亀山市としてはまだそこまでは至って

おりませんが、その自治体、亀山市として空き家対策についていろんな、今現在、特別措置法が出てくる中、亀山市として今、空き家対策に対する施行計画的なもの、この辺がございましたらお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

空き家対策のご質問をいただきました。

空き家対策の推進に係る特別措置法は、平成26年11月27日に公布されて、27年2月26日に一部施行と基本指針が策定されました。議員がご所見のとおりでございます。詳細なガイドラインについては5月と私どもも聞いておりますが、これらに基づき、平成27年度中に空き家等の現状把握を目的とした実態調査と、あわせて有識者で組織する空き家対策協議会を立ち上げ、空き家等対策計画の策定及び実施に関する検討をこれから行ってまいりたいと考えているところでございます。

今回の一部施行により、空き家の所有者等に関する固定資産税の税情報の利用をすることができるようになりました。所有者の空き家への適正な管理促進を進めるなど、情報提供や助言が早期にできるようになったというところもございますので、今後、その空き家対策の啓発を含めて、所有者への連絡等も容易になってくる部分もございますので、そういう面も含めながら対策をとっていききたいと。また、活用の面についても、この協議会の中で空き家等対策計画を作成すると、その中にも活用という部分もございますので、そういうことも視野に入れながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

以前お伺いしたときには、5月の打ち出しがあるまでは、なかなか何もできないかなというふうなお話も伺ったわけでございますが、やはりまずできるところから、以前、私らも言っておったんですが、空き家にもまず、例えばですけどランクづけみたいな、ABCでも123でもいいんですけど、本当にすぐ倒壊して危険があるもの、しばらくは大丈夫かな、それともまた空き家バンク制度、今回はちょっと空き家バンクについてはお話しはいたしません、そういうふうな活用できるものというふうなランクづけ、調査ですね、その辺を進められるところは進めていただきまして、また協議会等でしっかりもんでいくというところを入れていただきたいと。またいろいろコンサルティングの方が入っていただくと、またいろいろお金もかかってくるのかなと思うんですけど、その辺は余りかからないように願うところでございます。

そういうところで、今、亀山市の空き家に対しては、やはり最終的には平地にしたときの、以前にも言っている、3倍から6倍の税金が急に上がってしまうという、減免措置というか、こちらも徐々に形にもできてくるのではないかと思いますので、そういう面も含めましてよろしくお願ひしたいところでございます。

では、最後に田園景観の観光推進というところに入らせていただきます。

今回は、亀山市の北西部分に位置いたします鈴鹿山系の野登山頂上地域での、こちらは鈴鹿市国

定公園の特別保護地区でもあります。これは私自身は、これからちょっとお話しさせてもらいますけど、実際にちょっと足を運ぶことはできませんでしたが、地権者の方とか、ちょっとパンフレットとかもつくってあり、そういうのを見せていただいて、非常に国定公園というだけあって景勝地でもあり、そして伊勢湾とか、天気の良いときなんかは富士山までも、すごく遠望できるような場所であるというところでご紹介もいただいております。

実際に、この市道池山庄内線でございますけど、こちらの場所ともう少し入ると野登寺というお寺があるんですけど、そちらの道になってくるわけなんですけど、今回、その市道がどのように活用されるかというようなところの話でございます。

先日来から市長の話にも、国・県からのまち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらの中にもあるんですけど、27年度の予算でも上がっておりますが、県では災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくりを進めるための「みえ森と緑の県民税」を昨年4月1日から導入しております。27年度におきまして、940万の予算ももう既にお示しいただいております。

こういう中で、これをいかに活用して、そういう景観のよいところにつなげるか。またそういうところには非常に憩いが集えるようなそういう空間もあるということで、近年、我が国での子供を取り巻く環境が一段と厳しくなっている中でも、幼児の自然体験を初めとする体験活動の場がなくなっているとも指摘されております。

そんなような中で、園児・幼児の時期に子供への自然体験の機会を提供できるよう、また活動する団体や個人がふえてくると、そういうような森の幼稚園という呼び名も広まってきておりますが、このような環境を利用して、そしてその下に控えております坂本棚田とのコラボにより、鈴鹿国定公園のつながり、そして、今現在は道としては通行どめになっておりますが、この市道とのつながり、そして、入場できない、実際には門みたいなので鍵もされております。通行ができない状態ではございますが、この市道が延長できるのか、またその道が使えないのはどうしてかなというふうなところがございますが、こういう道についての維持管理、この点について、亀山市としての見解だけお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

議員がおっしゃってみえる道路につきましては、市が管理している市道区域外の事案でございます。そのことから、この場で答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

管轄外ということで、いたし方ないと思うんですけど、確かに今開いたところで、マイクロバスとかバスで乗り入れするにはちょっと、自分も車で行ったんですけど、回り帰れそうにもなく、ずうっとバックで下がってきたんですけど、そういう面も含めて、市道がもしそこまで延びれば、亀山の観光にも非常につなげていけるのではないかなというような思いがあります。

この2つ目の耕作放棄地の利用でございますが、確かに亀山市内で耕作を放棄されておるところもあります。今、これを利用していろんな分野に広げられないかと。実際に、亀山市の人口をふや

すにも目玉となるような、やっぱり亀山宿、関宿、坂下宿というような、そしてまた加太の大和街道、いろんなところにもあります。やはり若い方とか、何を目当てに来るかという、そういう歴史的なものに親しみたい、また農作業に従事して暮らしていきたいというようなところで、今、実際にUターン、Iターン、Jターン、先ほどもちょっと話が出ておったんですけど、先週ちょっと、この中でも経済評論家の方で、女性の方だったんですけど、週末移住ということで、都会に住んでいる方が週末、土日だけ泊まりで、例えば名古屋におられる方が亀山市の住宅とかそういうところを借り上げて、そして週末だけ農作業に親しんで、そして土日1泊して日曜日にまた地元へ帰るとか、そのような農地の貸し出し、そして家の住まいとか、それを1人でやるのではなく5人ぐらいの共同で家を借りたりとか、非常におもしろい画期的な、リラックスできるような、そういうふうなことがあるなとは思っていますが、今、この耕作放棄地とか、また作付を少しお休みされて、ちょっと今後はどうかと考えていやはる、そういうふうな農地に関して活用もいろいろ出てきておると思っていますが、今の行政で把握されておる活用だけでもまたお示してください。

○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今、議員のほうから耕作放棄地というお話がございましたが、市全体の状況をちょっとお話をさせていただきますと、農業所得の減少や担い手の不足とか、あるいは農地の利用集積の伸び悩みに加えまして、獣害の問題等々ございます。そのようなことから農業経営、あるいは農業生産力が低下をいたしまして、耕作放棄地が増加しておるのが現状でございます。

そのような中、国や市の補助制度を活用していただきまして、平成21年度から26年度の6年間で耕作放棄地につきましては約410アールが解消されまして、水稻や小麦や野菜等が作付されておるといった現状でございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

いろいろ努力をされて410アールの改善がされてきたというふうな、今、ご報告をいただきました。

そういう中で、まだまだそういう中でも亀山市の中では多いと思いますが、これを先ほど1つ質問の中で、県外、市外貸し出しとか、そういうふうなシステマ的なもの、こちらは今、市のほうとしては把握されておるのでしょうか。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農地の貸し出し等につきましては、今年度、中間管理機構等のお話もございますが、一般的に申し上げますと、やはり貸し出し等につきましては、地権者のご意向等もございますので、なかなか全てを把握し切れないというような状況でございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

持ち物はやっぱり地権者の方のものでございますので、なかなか難しいところはあるかわかりませんが、そういう中でも、いろいろ市のアイデアとか、そういうのを生かして何かできないか、そしてまた観光に使えないか、できたものを、農作物を亀山の東町商店街のガレージの空いているところでまた販売したりとか、そして道の駅とかそういうところで提供できないかとかいうふうな思いがございます。

昨年、視察でお邪魔した市のことでございますが、つくったものをしっかりとプロジェクト的なものをつくり上げて、地産地消のプロジェクトという形で、これは名前的にもファームマイレージ運動というふうな、そういう市がございましたんですけど、そういう中で、シールを金、銀、銅とか赤いシールなんですけど、そういうもので農作物に評価をつけて、うまさシールというんですけど、そういうのを市民の方の投票によりいろんなポイントをつけるといいますか、そういうことによって作付された方のランクづけとか、そういうことによって、農作物をつくられた方の一つの張りにもなっていく、モチベーションが上がってくるというふうな中で、問題もいろいろあるんですけど、大手のスーパーはなかなか難しいとか、JAさんのほうにはちょっと難しいとか、そういうのもあるんですけど、こういう耕作放棄地を利用して、それで地権者が今のところはだめかもわかりませんが、そういう大きなプロジェクト的なもので、亀山市もこういうふうな構想は現在としてはお持ちじゃないのか、その点をお伺いしてみたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今、議員がおっしゃったことは、地産地消につながることだというふうに考えております。現在、市内の地産地消の取り組みにつきましては、例えば鈴鹿農協の「果菜彩」であるとか、道の駅関宿の直売所であるとか、農業者団体による「あいあい」や亀山パーキングでの対面販売、あるいは学校給食への食材提供など、さまざまな取り組みをしていただいております。

今後の取り組みといたしましては、個人、あるいは団体、企業、いろいろケースがあろうかというふうに思いますが、今後、いろいろな取り組みの申し出があった場合には、地産地消の推進やらにつながるというふうに考えておりますので、市としての支援も含めて、具体的な例があれば検討はいたしたいというふうに思っています。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

具体的な例という形で、今後やはり亀山市5万人をいつも超えていくようなためにも、人を呼ぶためのいろんな画策をして、亀山市に活気のあるような事業が展開できたらと思います。

以上で私のほうからの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

4番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時07分 休憩）

(午後 4時17分 再開)

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

今回、亀山市の定住促進の考えについてでございますが、近年ちまたでは自治体消滅論というのが流行し、その後、その意見に賛否両論さまざま現在出てきております。そんな単純なものではないと思っておりますけれども、人口減少社会の中で、自治体の統廃合についてや地方の活性化についてはしっかり考えていかなければならないと思っております。

さて、一方で亀山市はどうかといいますと、近年学童保育が足りない、小学校の教室が足りないなど、子供の数がふえているといううれしいお話や、企業進出のうわさなども後を絶ちません。このご時世にありがたいことだなあと思いつつ、やはり自然増を期待しているだけではいけないのではないかと、またふえている今だからこそ、亀山市のこれからのまちの形、あり方というものを今こそきっちり考えていく必要があるのではないかと。いつ亀山市が人口減に転じるかもしれませんし、ふえるにしても防災面、財政面、インフラ整備や環境的な視点、少子化や高齢化社会に対応したまちのあり方、ほかにもさまざまな視点から、自治体として、人をある程度誘導していく必要があると思えます。今だからこそ考えなければいけないと思ひ、特に今回は亀山市の定住促進について質問をさせていただきます。

まず、亀山市のここ最近、近年の人口推移について、現状をお聞きしたいと思います。

亀山市は人口が微増していると聞いておりますが、これは今後も続く見通しなのか、また地域的、世代的などさまざまな傾向があると思ひますが、どのような傾向なのかをお答えください。

○議長（前田 稔君）

7番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

亀山市の人口推移の現状ということでございます。

合併前の平成17年1月1日現在から10年後を比較してございます。亀山市の人口推移といたしましては、合併前の平成17年1月1日現在の旧亀山市と旧関町の合計人口は4万8,681人であり、10年後の平成27年1月1日現在の5万43人と比較すると、1,362人増加しております。この内訳を見ますと、日本人でございますが1,747人の増加で、外国人は385人減少しているという状況でございます。これは、日本人は死亡数が出生数を上回る自然減より、転入数が転出数を上回る社会増が毎年上回ることから増加しているものでございます。また、外国人はリーマンショック後の長引く不況と、震災等の影響などにより帰国する者が増加したことが減少の要因と考えられます。

また世代別では、14歳以下の人口は毎年微増しているものの、15歳から64歳の生産年齢人口は毎年減少し、65歳以上の高齢者人口は毎年増加しているといった状況でございます。

また地域別では、住宅団地等の開発により、市北東地域では人口増となっておりますが、その他の地域では一部を除き人口減が進んでいる状況でございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

自然増よりも社会増のほうがふえているということで、少しずつ人口が微増しているということ、それから14歳以下は微増しているけれども、生産年齢人口は減少ぎみであるとか、あとは地域的なこととかを先ほどお答えいただきました。

今回のテーマである定住促進なんですけれども、2番目に亀山市の定住促進の考え方についてお聞きしたいと思います。

私は一時期、亀山市を離れて県外で生活をしていた時期がございます。十数年の県外生活の後に亀山市に帰ってきたのですが、亀山市に帰ってきてすごく驚いたことがありました。亀山インターが物すごく複雑になっていたことや、インターをおりてからもたくさんのビジネスホテルとかマンションとか、そういったものがさまざま建っておりました。私が亀山市にいたころにはなかったマンションやそういった大型の店舗など、今では当たり前のようにございますけれども、そんな驚きがありました。

私はちょうど亀山市の合併時、そしてシャープ等の大型企業誘致が行われた当時には亀山市には住んでおりませんでしたので、この急激な変化を身を持って感じたわけなのですが、帰ってきて間もなく、あのリーマンショックが訪れました。その後に議員になり、私からしたら随分さまざまな変化が急激に訪れたわけでございます。

しかしながら、私も、実はその県外というのが静岡県だったんですけれども、そちらのほうでちょうど同じ時期に合併を体験しております。当時住んでいた静岡市が同時期に合併、そして政令市になりました。今まで住んでいました静岡市が静岡市の葵区と区になり、また玄関口となる静岡駅のすぐお隣に東静岡駅、新しい駅ができて、その隣には大きなコンベンションアート施設で、グランシップという大型の施設ができ、当然その周りにマンションがかなりどんと林立して開発されていき、とてもたくさんの人が流入してきたのを覚えております。

一方で、その地域の線路を渡る橋梁の大渋滞問題があったりと、課題がふえたのも覚えております。

ちょっと話がそれてしまいましたが、このようなまちの変化というのを経験しながら、まちづくりや都市計画というものにとっても興味を持ちました。亀山市は合併後に大きな変化をしていますが、その背景でどのようなまちづくりを行ってきたのか。今回、質問でお聞きしたいのは、特にまちづくりの一つとしての定住促進のお考えについて、亀山市としての方針はどのようなものなのかということで、定住促進、一口で言いましてもハード面やソフト面での方法などありますけれども、いづれにせよ、その具体的に行っているものというのはどういうものかをお示しください。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

亀山市の定住促進の考え方ということでございます。

議員からは平成15年ぐらいから現在に至る、シャープ立地から合併を経て今に至るここ十数年の中で、亀山市が大きく変わったとおっしゃられていますけれども、私自身もそのような形で、その変化を身にしみて感じておるところなんですけれども、その12年につきまして、少し年代を分けて定住促進についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、定住意向につきましては、現在市内にお住まいの方が今後も住み続けたいという意向と、本市に移住したいという意向があるというふうに考えております。こうした定住意向は、本市が行うさまざまな施策や事業の効果をそれぞれ実感し、評価していただいたとき、本市に住み続けたい、あるいは移り住みたいという意向の高まりにつながると考えております。具体的にそのような中で、本市は豊かな自然環境の中、本市の特色でもある子育て支援や教育環境の整備、またご指摘ありました高速交通の利便性を生かした企業誘致、これによりまして多様な雇用の場ができました。また、空き家情報バンク制度による空き家の情報提供など、それぞれ連動し、相乗効果をもたらす効果で定住化を促進してきたところでございます。これは、合併後もそうであったというふうに思っております。

今後でございますが、今後も引き続き定住化を促進するには、特に若者の居住者の定住化を促す上で、子供を安心して産み育てられ、未来に希望が持てるまちとなるように、保護者の不安や負担を軽減する幅広い子育て支援のほか、教育や福祉、医療、環境の充実など、暮らしの質を高める諸施策を実施し、まちの魅力をトータルに高め、亀山に愛着を持ち、将来にわたって住み続けたいようなまちづくりを進めていくことが重要であるというふうに認識をしております。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。

先ほどお答えいただいたもの、主にソフト面的なことが多かったと思います。確かに都市計画なども今、動いている最中ですし、とても説明というのは難しいと思うのですが、その中で3番目に亀山市の魅力についてということで、普通、引っ越し、移住といえば、通勤であったり、会社、仕事の都合という理由がほとんどでございまして、現在は車社会であり、公共交通も随分発達してきたことから、職場が市外であっても通勤可能であれば引っ越しということもよくあることになってまいりました。つまり、今は昔より人が定住地として考える範囲というものがとても広がっている、大変拡大したと思います。

また一方で、仕事をリタイアした後に、第2のふるさと、第2の人生を送る場として移住を考えている人や、若い人の中でも新しい場所に住みたい、またそこで生活や仕事がしたいという人も多く、移住に関する雑誌やネットサイトなどがにぎわっております。

こういった状況の中で、都心から地方への移住を考えている人がとても多いのを実感しておりますが、そんな中、亀山市に住みたい、また亀山市がいいんだと思ってもらえるようなPRが必要であると思いますが、定住促進としての亀山市のアピールポイント、魅力は何かをお答えください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先ほどの定住促進と亀山の魅力というのは、相互に関連するような話だと思います。少しかぶる部分もございますが、まず本市の魅力といたしましては、鈴鹿山系や鈴鹿川に代表される豊かな自然環境に恵まれ、歴史が織りなすたたずまいを残した城下町、宿場町としての顔を持っております。また、新名神高速道路の開通など交通拠点性の高まりを背景とした本市ならではの特性があり、新たな企業立地や既存企業の事業拡大による多様な産業の集積を促進することは、働く場所の確保にもつながっていると考えているところでございます。

一方で、本市への定住促進を図る上におきましては、先ほど申し上げましたソフト事業でございますが、子育て支援の中では、小・中学校の医療費無料化でございますとか、個の学び支援事業といった子育てに優しいまちとして評価につながっているところでございます。

またほかにも、市民の暮らしの質を決定づける重要な要素の一つを健康として捉え、WHO世界保健機関が提唱します健康都市の考え方に賛同し、WHO健康都市連合へ加盟し、世界標準の健康づくりに挑戦を行っているところでございます。これらのほかにも、環境、産業、コミュニティなど、他の政策領域と統合した持続可能なまちづくりは、本市の大きな魅力であると認識をいたしております。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

先ほど、豊かな自然であり、歴史であり、交通の便も本当に大変よろしいのが亀山市だと思います。また、自然もありながらも企業、工業団地があったり、多様な企業や産業があるのも亀山市であり、また子育てに優しく、医療費、教育についてもしっかり取り組んでいるとか、さまざまPRする場所、物はあるんですけども、そのPRが外に対して、もちろん中に住んでいる人はきっとわかっていると思いますが、そういったPRが外に対してきちんとできているのか、どのようにPRをされているのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、そうした魅力を市外へどのように伝えていくかということでございますが、これはいわゆるシティプロモーション、シティセールスといいますか、そういったことの手法が重要であるというふうに考えております。

このようなことから、後期基本計画の戦略プロジェクトにおきまして、本市のシティプロモーションの基本的な考え方を整理しており、この考え方をもとに、来年度、基本方針を策定し、シティプロモーションの推進の強化を図ることで、選ばれるまち亀山の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

本当にシティプロモーション、とても大事だと思います。とてもいいものを持っていても、やはり知ってもらえなければ仕方がないという部分がございますので、本来に来年度から基本方針を策

定されるということですが、ぜひとも選ばれる亀山市になるように行っていただきたいと思いません。

あともう1点、4番目に亀山市の課題ということで、やはり魅力もあれば、長所もあれば短所もあるということで、こちらもしっかり自分の住むまちとして把握しておくべきだと思いますが、課題についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先ほど申しあげましたシティプロモーションの手法につきましては、まだまだ本市としては検討を要するところございまして、まず1点、これについては一つの課題であるというふうに認識しております。

また一方で、昨年度実施をいたしました後期基本計画市民意識調査における本市への定住意向調査では、豊かな自然に恵まれているなどの理由に約85%の市民の方が賛同いただいておりますが、一方で、転出意向を示した市民の方の理由に、買い物の利便性が不十分、交通網の整備、また病院が少なく医療サービスが不十分、こういった内容が上げられているところございまして。また、現状の満足度が低く、今後の取り組みの重要度が高い項目といたしましては、医療機関の充実、働く場所の充実、鉄道利便、バス利便などが上げられておりまして、これらの項目については本市の課題であるというふうに認識をしております、関連施策の推進に努めなければならないと考えているところございまして。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それだけ課題というのがきちんと市民の方から情報としてとられているのであれば、そこを強化していくのが一番本当に大事なのかなというふうに思います。わかりました。

5番目としまして、さまざまな制度の活用についてとさせていただきます。

先ほど、選ばれる亀山市ということで、現在、国においても地域を元気にする施策というものがたくさん考えられております。そこで、今までにも私がよく、しつこいぐらい取り上げていますけれども、ふるさと納税や空き家情報バンク、こういったものも地域を元気にする一つの施策、制度であると思いますので、これについてお聞きをしたいと思えます。

まず、ふるさと納税についてですが、ふるさと納税には賛否はあるものの、私はやはり地域の活性、またPR力の強化、そして定住促進においては大変有効な制度であると思っております。ふるさと納税を利用した方の声を聞きますと、必ずと言っていいほど、寄附した自治体に対して愛着を持ったとか、あとはここに一度行ってみたいとか、住んでみたいという方もいらっしゃいました。

そういうふるさと納税について、一番最初に私がここで質問したときにお話をさせていただいたんですけども、私は潜在住民という存在のことについてお話をさせていただきました。潜在的、つまり今ここには住んでいない、今ここにはいないけれども、心のふるさとであるとか第2の故郷であるというふうに亀山市が思ってもらえれば、そういうのを潜在住民と言わせていただいたんですけど、そういうのも定住はしなくても、ここになくても、例えば東京や大阪にいても亀山のこ

とを応援したり、亀山を大好きでいてくれる、こういった人たちがいれば、今、亀山市の人口が5万人ぐらいであったとしても、その効果や力というのは2倍、3倍にもなると思っております。

このような亀山ファンをふやすのに、ふるさと納税はとても有効であると思っておりますが、この制度の活用についてどう思うかをお答えください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ふるさと納税につきましては、これまでから、議員からさまざまなご提案をいただいたところでございます。

本制度につきましては、平成27年の税制改革大綱におきましても、ふるさと納税の促進による地方創生を推進するため、さまざまな制度改革がなされ、非常に使いやすい制度になってきているというふうに認識をしております。

そのような中で、ふるさと納税制度の市としての考え方でございますが、亀山市が地方創生を推進する上では、このふるさと納税というのは非常に重要なメニューであるというふうに認識をいたしております。そういったことから、制度本来の趣旨を十分踏まえつつ、市の産業や観光振興などとも結びつけて、制度の活用を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

定住まではいなくても、定住の候補者になるようにも、また亀山市を知ってもらおうという意味でも有効な手段だと思いますので、ぜひ活用を、また亀山独自の工夫というのをお願いしたいと思います。

その次に、空き家の活用についてということで、空き家の活用ということなんですけれども、活用と言えば、空き家情報バンク制度が浮かんでくるものですから、特に今回は空き家情報バンクに関することについてお聞きしたいと思います。

今回、先ほどの新議員の質問の中でもございましたが、空き家に対する特別措置法によって、空き家情報バンク制度自体に影響があるのかなのかということについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

先ほども空家等対策の推進に関する特別措置法で、有識者で組織した空家対策協議会を組織して、空家等対策計画を定めることとしております。その対策の中に、当然、空き家の活用の促進についての関連事項もございます。今回、補正計上させていただきました県事業の移住促進のための空き家リノベーション支援事業のように、県外から市内へ移住される方、市内の空き家を住宅として使用するために必要な改修費について一部補助する制度も空き家の活用促進の一つと考えております。この情報源として、空き家情報バンク制度が今後利用が進むものと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

今後、さまざま空き家・空き地について国の方向性というのが定まってくると思います。先ほどもいろいろこういったいろんなリノベーションですかね、県のほうの事業ということで、そういったのも出てくるそうですが、そういったことも含め、空き家情報バンク制度、今までも何度も繰り返し質問させていただいておりますが、現在の進捗状況についてはどうなのか、また今後どのように予定として、空き家情報バンク制度というのが活用されていくのかについてお答えください。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

亀山市では、住生活基本計画に基づく住宅施策の一つとして、平成23年度より空き家情報バンク制度を実施、運用し、Uターンや田舎暮らしを希望する方々に当市のホームページ等を利用して、市内の戸建て空き家の売買、または賃貸の情報を提供することにより、市内の空き家の有効活用を行っているところでございます。

この制度を利用し、入居物件の成約に至った後、県外、市外から転入された方もお見えになります。現在までの登録件数は9件、うち成約件数は3件となっており、最近では登録の問い合わせや登録書類の取り寄せがふえております。今後、全国版の空き家バンクへのリンク等、より多くの方への情報発信が必要と考えられるところでもございます。

また、移住促進のための空き家リノベーション事業のように、補助制度の利用や他市にない亀山市に住みたくなるような市独自の魅力を含め、ホームページ等でPRしながら、市内の空き家の有効利用をさらに進めていく予定でございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

先ほどの答弁の中に登録の問い合わせが、書類の取り寄せなどふえているということ、今お聞きしましたが、私たびたびホームページを見ていても余り変化を感じないんですけれども、問い合わせがあるのに物件数がふえていない理由は何でしょうか。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

問い合わせがふえているのは現実でございますけれども、やはりその情報としてのものが少し足りない部分もあるのかなど。これは今後の課題として取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

確かに情報が足りないというのはあるかなと思います。私も何度も空き家情報バンクについては活用をできるんじゃないかと思って、いろいろ勉強させていただく中で、市民の方からも問い合わせ

せをいただいたりもよくします。

特に、最近では土地を今後老後にどうしようという方も結構いらっしゃいまして、できればもう寄附をしてしまうなり、売ってしまうなり何かしたいなと思っている方もたくさんいらっしゃるんだけれども、方法がわからないとか、今まだ生きているから大丈夫かなとか、ただ不安はずっと持っているという方がたくさんいらっしゃるようです。やはり、空き家バンクという言葉自体知らない方がとても多いのかなというのをよく自分の中でも感じます。

以前の質問の中で、例えば空き家情報バンクの特集を組んだり、またパンフレットをつくって啓発をしたりとかということをしたらどうかなということもありましたけれども、例えば亀山市では出前講座をされていたりとか、以前にも質問の中で言わせていただいたことがあるんですけども、例えば公的な書類の封筒に空き家情報バンクのことについて、空き家情報バンクという言葉だけでも封筒にスタンプをしておくだけでも、そんなのがあるんだと認識したりもしますので、そういった工夫も大事かなというふうに思います。

また、もう1点、今ちょっと答弁の中でありました、その全国版空き家サイトに登録などというお話もあったんですけど、実は3年前、平成24年9月の段階で私、提案させていただいていたんですけど、そのときは件数がふえたらというお話でした。実際、今のお話を、ちょっと答弁を聞いている中で件数がふえていないんだなというのを感じました。まず、やはり周知が大事なのかなと。実際困っている人はたくさんいるというのが事実ですので、もう少し空き家情報バンクについての周知というものにこだわっていただくことが大事かなということを感じました。

そして、3番目に、3番目にと申しますか、もう1点、コモンスペースとしての活用ということで、例えば現在、学童保育所が足りないということで、亀山市内の空き家や空き店舗、こういったものを学童保育として活用される、今、段取りがされている。また、ほかの自治体とかでも公共スペースとしての空き家、空き地の有効利用というのもどんどん例として出てきております。こういった活用、公共の場所としての活用というのをお考えかどうかお答えください。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

先ほども申し上げましたが、空家等対策推進に関する特別措置法で、空家等対策計画の中に空き家の活用の促進に関する事項もあることから、空き家の有効利用は必要と思っております。

国では、地域住宅計画、または土地再生整備計画に定められている区域で行う空き家再生推進事業により、空き家住宅及び空き家建築物を居住環境の整備改善及び地域活性化に資する体験宿泊施設、交流施設、体験学習施設、文化施設などの用途に供するために、改修費用について一部補助制度を利用することも考えられます。

今の段階では、公共施設への利用というふうなものは考えておりませんが、このような補助制度もあるということから、今後、一つの方法として考えていくべき部分もあろうかと思っております。いずれにしても、空き家の有効利用、有効活用は必要とは捉えますが、公でできること、また民で行えること、十分すみ分けをして取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ぜひ、考えるだけで終わらず、実働していただければなと本当に思っております。

以前の質問の中でも、空き家問題の責任の所在とか市の立場というのを伺いました。基本的にそのときに、空き家の管理者の責任は所有者にあるというお答えで、実際、私もそのとおりでと思います。先ほどの答弁の中にもありましたけれども、公ができること、民ができること、そういうすみ分けですね、それは本当にきっちりしていくべきことだと私も思います。そういうのをきちんとしつつ、空き家をいかに有効に生かすかということに取り組んでいただきたい。

また、今や空き家もリサイクルと言うとあれなのかもしれませんが、家もリサイクル、住宅リフォーム制度もございましたけれども、リフォームという形で生かしていく方向に、今どんどん進んでいると思います。車もそうですし、家もそうですし、そういった大型のものも生かしていくという気持ちというのは、そういう気風というか、そういったものが広がれば、物を大切に、家を大事にする、そしてそこから愛着が湧いてよい循環というのが生まれてくるのかなと私は思います。

最後にまとめといいますか、先ほどふるさと納税、空き家情報バンク、こういったお話をさせていただきました。制度を活用してはどうかというお話をさせていただきました。このふるさと納税にせよ、空き家情報バンクにせよ、亀山市は国の用意したメニューをそのまま右に倣えではないんですけれども、他の自治体と同じような、同様な扱いで運用しているという気がとても私の中にあるんですけれども、つまり独創性といいますか、亀山らしさ、ユニーク性というそういったものが余り見当たらないかと、答弁の中でもやはり感じております。ふるさと納税も空き家情報バンク制度も、どちらも定住促進にはとても有効なもの、手段と捉えております。その中で、もっと亀山らしさや亀山の魅力、こういったものはちりばめられないのかなと、創意工夫で。

先ほどのふるさと納税の話の中で、潜在住民を育てようというお話をさせていただきました。その潜在住民にとって、亀山市は第2のふるさとであり、最も亀山市の移住や定住を考えてくれるような可能性が高い人となるはずです。これを空き家情報バンクにつなげられないかと思ったのです。例えば、空き家、ふるさと納税をしていただいた方に、そういうよい物件などがあればリストで送るなり、いろいろなリンクといいますか、できないのかなと。

きのう、市長が答弁の中で、政策をより縦割りではなく総合的に、横断的に展開していくことが暮らしの質、クオリティー・オブ・ライフを高めるということをおっしゃいました。まさにこの2つの制度、ふるさと納税と空き家情報バンク、こういったコラボレーションで展開していくことというのは、まさにそれではないかなと私は思うのですが、市長の見解をお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

幾つかの視点からご提案を頂戴いたしました。課題はございますが、しっかりと前に進めていきたいと思っております。どうしても、特に亀山市としてのいろんな課題を部長のほうからアンケートの結果等々お示しをさせていただきました。こういう問題につきましても、それから今、議員ご

指摘のように、いろんな分野をやっぱりつなぎ合わせて、全体として亀山独自の政策を立案し推進をしていくということの重要性というのは、改めて今回の地方創生の、総合戦略をつくっていく過程で、あるいは次期の総合計画をつくっていく過程でしっかりと肝に据えてつくり上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

同時に対外的なシティプロモーション、割と亀山、私を含め、控え目な市民風土、そういうところがあるかと思えます。しかし、まちとしていろんな素材を本当に外に向けて訴えていく、それを評価いただく、こういう好循環が始まるのが大事だろうと思っておりますし、その前提として、市民の皆さんが、やっぱりそのまちに対して本当に心から愛着とか誇りを感じていただくことの重要性、このことがまた対外的にも大きな力となるんだろうと思っております。その意味で、本当に文化年なんかもその一つの政策推進でございますが、いろんな健康、医療とか、教育、子育てとか、文化とか、こういう空き家対策とか、こういうものが本当に包括的に推進できるようなそういう力を亀山市はさらに高めていきたいというふうに思っておりますし、しっかり前へ進めていきたいと。縦割りを超えた、そういう力でもって前へ進めたいというふうに考えています。

○議長（前田 稔君）

7番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす11日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時57分 散会）

平成 2 7 年 3 月 1 1 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

平成27年3月11日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森 美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田 稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻井義之君	副 市 長	広森 繁君
企画総務部長	山本伸治君	財 務 部 長	上田寿男君
財 務 部 参 事	神山光弘君	市民文化部長	石井敏行君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	西口昌利君
建 設 部 長	稲垣勝也君	医療センター 事務局 長	松井元郎君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	広森洋子君
関 支 所 長	坂口一郎君	子ども総合 センター 長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者 (兼)出納室長	西口美由紀君
消 防 長	中根英二君	消 防 次 長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教 育 長	伊藤ふじ子君
教 育 次 長	佐久間利夫君	監 査 委 員	渡部 満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会 事務局 長	松村 大君

●事務局職員

事務局 長	浦野 光雄	議事調査室長	渡邊 靖文
書 記	高野 利人	書 記	新山 さおり

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田 稔君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議に先立ち、皆様にお願ひ申し上げます。

本日、3月11日で東日本大震災の発生から4年を迎えました。この大震災により犠牲になられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表すため、会議中、議事の進行を問わず、午後2時46分になりましたら黙祷をささげたいと思いますので、ご承知おきください。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

2つ、今回は上げさせていただきました。1つ目が小規模児童養護施設の設置についてと、もう1つが三重テラスの活用についてです。

まず児童養護施設の設置について質問を行います。

1月16日に、亀山市総合保健福祉センターあいあいでも里親説明会が開かれまして、私も参加をさせていただいたんですけども、一言で言うと、大成功の説明会であったかなと私は感じました。会議室、研修室いっぱいに参加者の方が集まられて一生懸命お話を聞いていたような、非常に関心の高いテーマだったなあと感じているんですけども、この里親というのが何らかの事情、例えば経済的であるとか、保護者が病気であるとか、あるいは児童虐待であるとか、養育不能というような事情で実親、子供が血のつながった親御さんのところで暮らせない、そういった事情があるときに、社会的養護というものの一環で里親という仕組みがありますよと。そういった里親について、もっと亀山でもっと充実をさせたい、そういった意図のもと、この説明会が開かれたんです。

私も説明会に参加させていただいて、質問もしたんですけども、全然時間が足りなくて、さらに会が終わってから2時間ぐらい、北勢の児童相談所の方ですとか、あるいは鈴鹿市を中心に児童養護施設を運営されている方を中心にお話をさせていただいたんですけども、現状として、亀山市に児童養護施設がないということを知って大変驚きました。その実態については、細かく質問をこの後していきたいなと思うんですけども、それで、1月22日、教育民生委員会の協議会に亀山市子ども・子育て支援事業計画と——今パブコメも募集されていると思うんですけども——の中に小規模児童養護施設の設置を進めるというような記述がありまして、この件について詳

しく質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目なんですけれども、この設置に至る経緯について、そもそも子供は血のつながった家族であるとか親のもとで育てるのが何においてもいいものだというふうな考え方を持っていていらっしゃる方が結構多いかなあというふうに思うんですけれども、亀山市のほうで進めるという方針ではあるんですけれども、その児童養護施設に踏み出そうと思った、必要であると思った経緯について、教えていただければと思います。

○議長（前田 稔君）

1番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

おはようございます。

現在、三重県内には児童養護施設が12カ所あり、平成26年8月1日現在で397名の児童が生活しております。それら児童の多くは厳しい家庭環境にあり、虐待を体験した児童も少なくありません。児童養護施設は、保護者のいない児童や保護者に監護させることができない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生きる力を身につけさせ、心身の健やかな成長と自立を支援することを目的としております。また、将来的には保護者が適切に養育できるよう、児童相談所等と連携して家庭環境の調整を行い、保護者に対する働きかけや支援を行う機能も持っております。

厚生労働省の統計によれば、児童虐待対応件数がこの10年で3倍になるなど、社会的養護を必要とする児童の増加が見込まれています。本市においては、子ども・子育て支援事業計画案において、平成31年度までの5カ年の期間に小規模児童養護施設を市内に1カ所設置するよう、位置づけているところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今、ご答弁いただいたように、虐待の件数がふえているであるとか、国のほうから積極的に進めてくださいよとか、社会的な状況としても充実させていきたいという方向であるということをお教えていただきました。私も確認はさせていただいたんですけれども、大前提としてぜひつくっていただきたいなというふうには思っております。

ここで気になってくるのが、これまで、今から児童養護施設をつくれますよという話になったときに、これまでそういった実の親のもとで育つことができない子供たちがいた場合に、亀山市でどういった対応をしていたのかというのが疑問になるんですけれども、その辺についてご答弁をお願いします。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

社会的養護が必要な児童の措置は、県の機関である児童相談所が決定をいたします。しかしながら、本市には児童養護施設がありませんので、市外の四日市市や津市等の施設、あるいは里親宅において児童を養育するなどの対応がなされておりました。

また、親の病気や入院等により一時的に養育が困難となった家庭への支援としては、本市では児童短期入所支援事業を行っておりますが、その受け入れ先としても市内に施設がないため、市外の児童養護施設と契約を行って対応してまいりました。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ご答弁いただいたように、大きく分けて対応としては2つあるということでした。1つが児童養護施設、それからもう1つが里親のもとに預けるということなんですけど、この児童養護施設については、亀山の中で施設がないために、市外の施設にお願いをして子供たちを預かってもらっていたというような実態がわかりました。

ここで市長にお伺いをしたいんですけども、市長が初めて就任をされてから今、7年目になると思うんですけども、こういった亀山市内で亀山で生まれた子供たちをフォローできない、市外の児童養護施設に子供たちを預かってもらうというような実態について、どのように認識されて、どういうふうと考えられていたかというのをお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この市長は実態をどのように捉えておるのかということですが、本市におきましては、平成17年度に今の子ども総合センターの前身となります子ども総合支援室というのを設置をいたしました。その後、子ども総合センター設置によりまして、ゼロ歳から18歳までの切れ目のない支援体制の充実に努めてまいりました。その中で、特に保護者に対する子育て支援や相談体制を充実することによりまして、児童虐待の未然防止を図ってまいったところでございます。

しかしながら、社会的養護が必要な児童について受け皿となる施設が、今ご指摘のように市内にはなくて、かねてから課題の一つであるというふうに捉えておりました。私も県議会議員をさせていただいておりますので、この15年、20年ぐらいの三重県全体、それからこの圏域、本市における課題の一つという認識をさせていただいて今日に至っております。

同時に、この間の里親制度の説明会へご参加いただきましたが、近年、本市におきましても児童虐待等の現状というのは非常に増加の傾向にございまして、こういう状況をしっかり対応するという事は、非常に政策課題として受けとめておるところでございます。

今回、国や県において児童の家庭的養護の推進を行っていくと。それから、大規模児童養護施設中心の措置を転換させて、小規模児童養護施設、里親等による養育を拡充するための指針が出てきております中で、本市としても従来の課題の一つを解消していく、ある意味、大きな節目でないのかというふうに認識をさせていただいておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ご答弁いただきました。

今まで市長のほうでは、もちろん施設がないという実態を把握はされていたんですけども、どちらかという、施設に預けるという事態よりは、その前に何とかできないだろうかということ、今まで注力いただいていたのかなというふうに私は理解をさせていただきました。

先ほど市長がおっしゃっていただいたように、県や国の方針として、小規模児童養護施設をつくってください、拡充してくださいという方針が出てきているんですけども、子ども・子育て支援事業計画の中にも明確に「小規模児童養護施設」というふうに書かれています。

次に、2番目の設置予定の施設についてという質問に入っていくんですけども、小規模児童養護施設の設置というところなんですけれども、果たして小規模である施設をつくるということで、そもそもの亀山市のニーズに対して対応が可能であるのか。例えば子供の数が、実態としてはすごく多いんですけども、小規模養護施設でなかなか受けとめられないですとか、あるいはそんなに実は、社会的養護の段階としても、必ずしも児童養護施設が最適でない場合もあるようでして、実はその児童養護施設というものが必要な子供が亀山ではすごく少なかったという場合も考えられると思うんですけども、つまり子供が多かった場合、少なかった場合に、設置予定の施設で対応が可能なのかどうかについて教えてください。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

平成26年12月に示されました三重県家庭的養護推進計画中間まとめによりますと、きめ細かな配慮と個別の状況に合わせた対応を図るため、現在の施設をできるだけ小規模化をするようにというようなことが明記をされております。

亀山市の支援体制を強化するために、人口規模やニーズに見合うものということで、地域小規模児童養護施設が適切であるというふうに考えております。市内への設置を進めておりますこの地域小規模児童養護施設は、収容定員が原則6名と少人数であります。広域による対応や里親による養育委託により、ニーズには対応できるというふうに見込んでおります。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ご答弁で、設置予定の施設については、小規模児童養護施設については6名の収容人数でつくる予定であるというお答えをいただきました。

この6名というところで、実際に預けられる子供たちが現状に合っているのかどうかというのが、つくって見ないとわからないところはあると思うんですけども、とりあえずその6名でつくるということでした。

2つ目なんですけれども、この設置予定の施設について、児童養護施設をつくるに当たっては、社会福祉法の関係で運営主体が必要であるということが決まっているようです。つまり、幾ら自治体、市町が施設をつくってあげるよ、補助出すよというような姿勢を示したとしても、中心となって施設を運営してくれる方、あるいは団体さんですか、そういった方の主体が必要であるというふうに決まっているらしいんですけども、亀山市の小規模児童養護施設の場合は、どういった運営

主体を想定されているのかということについてお伺いをいたします。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

議員おっしゃいましたとおり、社会福祉法第60条及び地域小規模児童福祉施設設置運営要綱の規定によりまして、地域小規模児童養護施設の運営主体は、地方自治体及び社会福祉法人等であって、既に本体施設を運営しているものとすると言われております。県内で、既に本体施設を運営している社会福祉法人は12ございまして、それら全ての法人が加盟をしております三重県児童養護施設協会を窓口、今後、運営主体を決定していくというような予定でございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

済みません、ちょっと私の認識違いだったかもしれないんですけども、これは自治体が運営主体になってもいいということなんですか。さっきの答弁で、実績のある自治体でないと運営ができない、つまり亀山市は実績がないので運営ができないというような認識だったんですけど、それで間違いないか、教えてください。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

そうですね。亀山市の場合は、運営主体を探して、別の運営主体によって児童養護施設をつくっていかうという方針を聞かせていただきました。

この児童養護施設をつくる場合に、設置についていろいろ課題があったりするということ聞きました。例えば養護施設をここにつくりますよというふうに予定をした場合に、余り周りの住民さんたちから賛同が得られなかったりする場合もあるというようなことを聞いたりするんですけども、この設置予定の施設について、具体的にその場所が決まっているのかどうかということと、その進め方について、どういうふうに設置を行っていくのか、そういったことについてお伺いをいたします。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

小規模児童養護施設の立地としては、家庭的な雰囲気を大切にし、地域の方とのコミュニケーションを自然に学べる環境が必要であるということから、人里離れた場所ではなく、地域の町なか立地し、外見上も一般住居が最も適切であると考えております。したがって、町なかの空き家対策として、小規模児童養護施設を活用するというようなことなども含め、検討しているところでござ

います。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今、ご答弁いただいたように、先に出てしまったんですけれども、きのう、豊田議員や新議員に質問いただいているように、実は児童養護施設の設置というのが空き家対策にもつながるといような話もありましたが、この児童養護施設ができることで、さっきセンター長におっしゃっていただいたように、施設としてつくるのは、いわゆる町なかであることが望ましいという方針があるようで、きのう、人口推移の話を、たしか豊田議員が質問されていたと思うんですけれども、北東部の団地の地域以外は、亀山市は人口がふえていないというような現状があると。そんな中で、担当の子ども支援室の室長さんから人口が減っている町、端的に言うと、子供がいない地域で児童養護施設ができることによって、地域づくりであったり、まちづくりの核にすることができるというよな話を伺いました。

ですので、さっきは地元につくろうとしたときに、例えば反対があったらどうするんやというよなことを聞かせていただいたんですけれども、亀山市としては、子供がいないような町に児童養護施設ができることによって、児童養護施設が核となって地域の人たちをつないでいくということがすごく期待されているというよなことを伺っております。さらに施設として空き家対策、既存のものではなくて、新しく建てるというものではなくて、既存にあるもの、空き家を使っていくことでさまざまな問題を解決できるんじゃないかというよなことをおっしゃっていただきました。

私、何度も申し上げますけれども、この児童養護施設、ぜひともつくっていただきたいと思っております。

何よりこの質問をするに当たって、子ども支援室のご担当の皆さんとお話をさせていただいたんですけれども、絶対に実現をさせていきたいということで、非常に一生懸命こういった準備を進めていただいております。

私が前回質問させていただいたように、亀山に戻ってくる子供をつくるにはどうしたらいいか。これはいろんな人の課題だと思うんですけれども、例えばほかの市町に任せるのではなくて、亀山市内の児童養護施設で育ちましたという子供たちが、将来、亀山市を担う人間として戻ってきてくれるようになるということで、将来にわたる人材育成といいますか、亀山市を支える存在になってくれる。

それから、今、実態として児童養護施設が亀山市になくて、ほかの周りの市町に預けていますという実態があるんですけれども、そうじゃなくて亀山市で何とかしますよという方針が出たときに、今後、ほかのあらゆる制度についても、亀山市に対する信頼って非常に私は上がると思っております。いろいろ申し上げましたけれども、多面的な観点から、ぜひともこの児童養護施設について進めていただきたいというふうに思って、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

2点目が三重テラスの活用についてなんですけれども、きょう朝、鈴木議員から三重テラスのことが新聞に載ったよと教えていただきまして、本当、会派に入っていてよかったなというふうに思ったんですけれども、そのときに、きょうの記事に三重テラスの来館人数が80万人になると、2013年の9月に三重テラスが開業しているんですけれども、13、14年度の来館目

標が37万4,000人としていたけれども、目標を大きく上回って80万人であるというような記事が載っておりました。

それで、この三重テラスについて、昨年3月、同じ会派の西川議員が質問されているんですけども、この定例会の中で、坂口支所長にこういうふうな方針で三重テラス活用していきますという方針を答えていただきまして、実際に何回実施しますよというような答弁をいただいているんですけども、その平成26年3月定例会でどういった活用方針を示されて、それに対する実績がどうだったのかということをお教えください。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

三重テラスに関しまして、平成26年度の活用にあたっての方針でございますが、1つは、首都圏には多種多様な趣味・嗜好を持った人がたくさんおられることから、特定の人に向けた深みのあるイベントを開催することで、確実に亀山市のファンをつくることで亀山市の知名度を上げていくということ。

そして、もう1つは、日本橋は東海道の起点であり、亀山市の特徴である東海道及び関宿とかわりが深く、また老舗が多く、中高年の富裕層が集まるまちであるということから、希少価値が高い、オンリーワン、マニアックな需要があるといったようなことをキーワードに、亀山市のイメージを高めるものを情報発信するといったことを掲げたところでございます。

そして、昨年度、26年度には三重テラスにおいて3回のイベントを開催いたしました。1回目が昨年の6月5日から10日の6日間に関宿の伝建30周年をPRする「東海道五十三次を未来へ」「三重の7宿と関宿重伝建選定30周年記念展」を開催し、2回目が9月15日、16日の2日間に、亀山市の鉄道遺産を紹介する亀山鉄道文化講座「蒸気機関車からリニア中央新幹線まで」を、そして3回目として、2月15日に亀山和紅茶の試飲会「プレミアムカフェK～亀山紅茶べにほまれKiSEKi～」を開催したところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今、ご答弁いただきましたが、方針としては、特定の人に向けた深みのあるイベントを開催して、コアなファンをつかまえて知名度を上げていく方針であったと。3回のイベントが関宿、鉄道、「べにほまれ」に関するものであったということで、私のほうが、実はべにほまれの会するときにも行かせていただきました。そのべにほまれの会を拝見させていただいた限りでは、まさに紅茶が好きな方が集まって話をされているなというような印象でした。東京の出身であるけれども、紅茶に興味がある、紅茶に関するイベントを探していたときに三重テラスに行き着くというような方がいらっしゃったかなというのが所感なんですけれども、ちなみにこの3回の、べにほまれのときにアンケートを集計されていたと思うんですけども、アンケートは何件ぐらい、それぞれ集計できたかということと、そのアンケートによって、どんな方がいらっしゃっていたかという分析なんか、もしできてたら教えてください。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

三重テラスの26年度のイベントにおきまして、アンケート集計といたしましては、関宿のイベントで57名、鉄道イベントで9名、紅茶イベントで104名の方にアンケートに対してご回答をいただきました。

そして、どういう方が来られていたかということでございますが、40代から60歳代の方が多く、男女比はイベントごとに異なりますが、合計では4対6で女性が若干多くなっております。首都圏在住の方が約90%を占め、イベントをどこで知ったかについては、三重テラスが発信するフェイスブックやイベント情報と回答した方が一番多く、次いで三重テラスに置かれたチラシということになっております。

亀山市の認知度をお尋ねしたところ、約3割の方が亀山市に行ったことがあると答えられ、亀山市の名前は知っていると答えた方も含めると、約9割以上の人が亀山市をご存じでした。亀山市出身の方、三重県出身の方など、もともと亀山市に何らかのかかわり、興味のある方が多くご来場されていたようでございました。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ご答弁いただきまして、アンケートの集計数についても伺いました。

次に、2つ目の平成27年度の活用計画というところに入っていくんですけども、26年度の結果について、どういうふうに見られているのかということと、27年度の活用方針が26年度と大きく変わったかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

まず26年度の結果でございますけれども、今年度開催いたしました3回のイベントでは、より深く亀山市を知っていただくために、それぞれ講座を開催いたしました。その分野ごとに強い興味を持った方が聴講に来られました。中には、以前亀山市を取材された鉄道雑誌の記者の方や、早くから参加の予約をいただいた紅茶の愛飲家も来られ、特定分野の愛好家に情報発信ができたのではないかと考えております。

1回目のイベントでは、開催PRが十分に行えなかったという反省もございますが、2回、3回と開催する中で、参加者に次回のイベント開催通知を行うことにより、繰り返しご来場いただける方もあったことなど、首都圏における亀山ファンを創出する第1歩が踏み出せたのではないかと考えております。

それから、27年度になって変わったようなことということでございます。27年度の亀山市としての三重テラスの活用方針でございますが、26年度の活用結果から、この施設では余り多くの入場者を期待するというのは難しいと考えておまして、できるだけ多くの方々にPRしたいという目的の場合には、他の施設でのPRのほうが効果的であると考えているところでございます。しかしながら、日本の中心である日本橋の一等地であり、また亀山市とかかわりの深い東海道の起点

でもあり、この施設を無料で利用できるという利点は大きく、昨年度に引き続き、亀山市として全国に発信できるような特徴ある分野をPRすることによって、亀山市の全国レベルのイメージを高め、コアな亀山ファンをつくり出していく場として活用してまいりたいと考えております。

また、平成26年度主催のイベントには、首都圏に在住する亀山市出身の方々が何人かご来場され、その方々がふるさと亀山に深い思いをお持ちであることを感じさせていただきました。

さらに、三重テラスの特徴として、亀山市出身の方だけでなく、広く三重県にかかわりのある方々がこの場所での催しに期待をされているということも感じさせていただきました。平成27年度は、こういった首都圏にお住まいの亀山市ゆかりの方々、あるいは三重県にゆかりのある方々にふるさと亀山を、あるいはふるさと三重を応援していただける、そんな接点となるような場として、三重テラスを活用していければと考えているところであります。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ご答弁いただきまして、まず、この三重テラスが余り多くの人数が集客できないということなんですけれども、私もそのとおりだと思っております。三重テラスって1階は三重県産の品物が並ぶアンテナショップみたいな形になってまして、2階がイベントスペースというふうになっているんですけれども、当たり前なんですけれども、日本橋にあるビルの中なので、そんなに大きなスペースではないんですね。立っている人を詰め込んだとしても、100人入ったら本当にいっぱいいっぱいというような形で、そもそも三重テラス自体にそこまでの集客ができないような仕組みになっています。

ここで私が思っているのが、三重テラスというのは三重県全体をほかの市町のたくさんの材料を使ってPRしていこうという方針なんですけれども、観光施策において、県が主導してやっていくということがあると思うんですけれども、県はほかの市町をうまく使って、県自体をPRしていくということが、ほかの分野に関しても言えるかなど。ですので余り、もちろん80万人突破したよという数字もありましたけれども、県がやるから乗っかっていこうというような形ではなくて、きちんと県が持っている材料に対して、亀山市としてはこう使っていこうという方針を立てて、お互いにかかわっていくというようなことが必要なんじゃないかなと私は感じております。

そうはいつでも、東京における三重県の発信の起点というのが三重テラスしかないものですから、三重テラスをうまく使っていくということも一方では考えていく必要があるんですけれども、ご答弁の中で、三重テラス以外の選択肢も考えて、東京でのPRを行っていく意思があるよというようなご答弁だったので、私のほうではちょっと安心をしているような状況です。

この三重テラスの活用に関してなんですけれども、2階のスペースを使うのはお金はかからないというふうに聞いているんですけれども、つまり三重テラスを使いたいということがあれば、コストという面では使いやすいかなと思うんですが、交通費とかそういうのは抜きにして、三重テラス自体の料金ということですね。三重テラスを活用しようというときの事業計画、企画を立てるに当たって、こういうのだったらいいんじゃないかなというようなアイデアがいろいろあると思うんですけれども、例えば26年においても、関宿、鉄道、べにほまれというような3つのアイデアで企画を行われたわけなんですけれども、そういう三重テラスを活用したいアイデアを募集するとき、

アイデアの集め方というのはどういうふうに行われているのかについてお伺いをいたします。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

三重テラスの活用のアイデアの募集の方法でございますが、三重テラスに関しましての亀山市における担当部署というのは関支所の観光振興室のほうでございますが、この観光振興室のほうから三重テラスを活用すると思われまして関係部署のほうに呼びかけまして、一同が集まってアイデアを出し合って活用方法を検討しているということでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

観光振興室のほうからほかの部署に呼びかけて、アイデアを募集するというようなご答弁でした。前の西川議員の質問のときは、観光という大きなテーマの中で三重テラスの活用について質問がされていたんですけども、三重テラスは2階がイベントスペース、1階がアンテナショップということで、1階で物販がされているんですけども、つまり市の産業をPRする場所でもあるというふうに捉えられるんですけども、続いて、3つ目の項目なんですけども、三重テラスを市内業者の情報発信の場であるというふうには、前回、坂口支所長にも首都圏で情報発信するということが全国に情報発信することと同等の効果があるというようなこともおっしゃっていただいているので、市内業者の情報発信の場所としてどういった活用をされているのか。まず亀山市内の業者さんが製品をどれくらい置いてあるのか、実績についてお伺いをいたします。

○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

三重テラスの1階の三重テラスショップにおいて販売されている亀山市内の事業者の商品数は、現在、3事業者、11品目でございますが、商品の種類は、ろうそく、お茶、お菓子の3種類でございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

3事業者、ろうそく、お茶、お菓子が置かれていますよということを教えていただきましたが、次に、三重テラスに品物を置くためにはどうしたらいいのかということについてお伺いをいたします。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

三重テラスショップへ出品しようとする場合でございますが、出品事業者が三重県のほうへ商品取扱申込書を提出いたしまして、商品選定会議において取扱商品として決定される必要がございます。なお、決定後、仕入れ方法や取引価格、あるいは取扱時期等の各種条件につきましては、三重

テラスの運営を委託されております運営事業者と出品事業者との間の協議によって決定されるというふうに伺っております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

審査があった上で商品が置かれるというような過程があるんですけども、亀山市のほうから市内の業者に三重テラスを使って商品を置きませんかというような働きかけをしているのかどうか、活用を促しているのかどうかということと、もししている、していないのであれば、こういった方針に基づいてということをお教えください。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

市といたしましても、三重テラスショップを物産の情報発信の場として活用促進しておりますことから、商工会議所等を通じて事業者に働きかけを行うなど、さまざまな機会を活用して情報提供を図るとともに、事業者さんの意向調査にも努めておるといったところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

市の業者に対して、ある程度活用を促していただいているというようなことでしたが、今、三重テラスのホームページは、県が直接管理をしているというわけではなくて、ある業者さんが入ってフェイスブックを更新したりですとか、ホームページを管理されているという実態がありまして、先ほどイベントと製品という観点でお伺いをさせていただいたんですけども、現実問題として、製品とか商品のほうがホームページの更新であったり、活用してもらいやすいというようなことを聞いているので、その方針については特にここでは何も言わないので、そういった実態があるということをお踏まえた上で、うまく全国に発信できる場所として三重テラスを活用いただければと思います。

4番のほかの部署との連携についてということなんですけれども、先ほど支所長のほうから、観光振興室が主となって働きかけをしていただいているというようなご答弁をいただいたので、ぜひ活用するに当たっても、1個の部署だけではなくて、たくさん部署のアイデアを集めて活用する。

実は、今回、26年度で3回使ったけれども、27年度はちょっと減らすかもしれないというようなことを伺ったんですけども、きちんと市のほうで、先ほどから私が申し上げているように、何でもかんでも東京に行く、三重テラスを活用するというわけではなくて、きちんと三重テラスを使っていこうというような方針が立っているようなので、使える回数について絞り込みを行う分、しっかりとほかの部署と連携を行って、三重テラスを活用いただければと思います。

働きかけのほうは観光振興室が中心になって行っていただけるということなので、三重テラスの活用状況については、ほかの議会のときに進捗状況などを伺わせていただければと思います。

以上で、私の質問のほうは終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

1 番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

(午前10時52分 休憩)

(午前11時02分 再開)

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 尾崎邦洋議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、通告に従いまして、地方創生についてと地震災害について、この2件について質問させていただきます。

まず最初にお断りさせていただきたいんですけど、要旨の地方創生についての、市長の考え方についてと今後の展開について、これは分けてやらずに、同時にやらせていただきたいと思います。

同じく地震災害についても、被災後の対応についてと防災対策については同時にやらせていただきますので、ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

それでは、地方創生の質問に入ります。

最近の新聞とかテレビをよく見ておりますと、地方創生という言葉をよく見聞きします。また、平成26年度の補正予算では、地方への好循環に向けた緊急経済対策として、地域住民生活等緊急支援のための交付金、地域消費喚起・生活支援型交付金3,243万7,000円を活用したプレミアムつき商品券発行事業3,550万円や、地方創生先行型交付金2,210万円を活用した地方総合戦略等策定事業1,000万円、かめやまげんきっこ育成事業600万円、観光交流促進事業800万円などが上げられております。

そこで、地方創生とはどういうものなのか、まずお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

5番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まち・ひと・しごと創生法につきましては、昨年11月28日に施行され、その目的として、少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の密度の集中を是正し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとされており、地方創生につきましては、これに基づいて進めておるところでございます。

また、同法第2条におきまして、1つ、国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境整備を図ること。2つ目に、日常生活、社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見直しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業所・住民の理解、協力を得ながら、将来における提供を確保するなど、7つの項目がございまして、この7つの基本理念が地方創生の考え方になっております。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどお聞きしましたように、人口減少の克服と地域経済活性化を目指す安倍政権の看板政策であるということで、2060年時点で1億人程度の人口を維持するため、人口減少対策の5カ年計画まち・ひと・しごと創生総合戦略をまとめ、2020年までに地方で計30万人分の若者の雇用を創出するといった数値目標も同時に出しております。

昨年11月に成立した地方創生法は、都道府県と市区町村に対し、各地の実情に応じた2016年3月末までの地方版戦略を策定する努力義務を課したというふうになっております。先ほどの説明と同じようなことなんですけれども、そこでまず地域住民生活等緊急支援のための交付額についての質問なんですけど、三重県内の14市を見てみますと、亀山市の人口は多いほうから10番目でありながら、交付額は亀山市よりも人口の少ない4市よりも低く、県内で最低の金額というふうになっております。これはどうしてなのか、またどういう計算の根拠のもとに算定されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃられるように、今回の交付の中で、地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、その性格から、地方創生先行型と地域消費喚起・生活支援型の2つの交付金に区分されます。これも議員ご指摘でございましたが、地方創生先行型につきましては2,210万円、地域消費喚起・生活支援型につきましては3,243万円で、県下14市の中で最も少ない交付額でございます。

この算定方法ですが、非常に複雑な算定方法でございまして、この場で細かくお示しすることはできませんが、人口規模、財政力指数、転出者の数、小売年間販売等々、たくさんな指数がございまして、この中で大きく左右いたしますのは、まず財政力指数が県下14市の中でトップレベルにあるということと、あと人口減少率、これが算定の中で大きくかかわっておるということでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

確かに、この計算式を見たんですけれども、非常に一口で説明するのは難しいというようなことになっております。

では、次の質問に入らせていただきます。

27年度の施政及び予算編成方針の中で、市長は、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部を設置し、国・県の総合戦略を勘案しながら、新年度での総合戦略及び人口ビジョンの策定に向け取り組んでまいりますと話されております。

そこで、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部、ちょっと長いんでこの後ちょっと推進本部と呼ばせていただきますけれども、この推進本部のメンバーはどういうふうなメンバーで構成されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本市の地方総合戦略の策定に当たり、先月、2月19日に、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部を立ち上げ、本市の人口ビジョン及び地方総合戦略の策定等を行うため、第1回の会議を開催いたしましたところでございます。

組織の内容でございますが、本部の組織は、市長を本部長に、副市長及び教育長を副本部長に、消防長、医療センター院長以下部長相当職を本部員として総勢20名で構成し、特定の事項について検討するためワーキンググループを置くことができるとされております。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

市長を本部長として、副本部長には副市長だったですか、20名で構成しているということなんですか、現時点で市長はどのような総合戦略及び人口ビジョンを持っておられるのか。また、特にどんな事業に注力して進めていく予定なのかについて、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

尾崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回のこの総合戦略策定に当たっては、今後、国・県の総合戦略及び人口ビジョンを勘案して、新年度から着手いたします第2次の亀山市総合計画の策定とも歩調を合わせながら、この推進本部が中心となって策定作業を進めていきたいというふうに考えてございます。

検討に当たっての基本的な考え方ではありますが、人口減少や超高齢社会に的確に対応し、これに備えるためにどうあるべきなのか、将来にわたって安心して働く雇用の確保をどのように考えていくのか、希望に応じた結婚とか出産・子育てをすることのできる地域、これをいかに創造できるのか、こういうことを目指したまちづくりを進めるための計画となるよう、しっかりと検討いたしてまいりたいと考えております。

そのためにも、地方の活力をどのように維持していくのかなど、当然市民を初め産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体など幅広い分野からの声にも耳を傾けながら、知恵、あるいは創意工夫を組み込んで、亀山市ならではの施策を検討していきたいというふうに現時点で考えております。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

ちょっと従来どおりの策というか、考えを持っておられるのかという気がするんですけど、これは新聞で切り抜いてきたんですけど、「地方創生、少子化対策に力」、注力ということなんですけど、これは三重県の知事がこういうようなのを発声しているんですけど、やっぱり産官学集めて、当然20名のメンバーである程度の方向性を決めていくと思うんですけど、これは市のほうで出している、そういうような長期にわたる策との整合性を図っていくというのはよく

わかるんですけれども、やっぱりリーダーとして、こういうことをやりたいというのをはっきり出していたきたいと思うんですけれども、さらに質問させていただきたいんですけれども、特にどんな事業に注力していきたいかというのについて、再度お聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今からこの総合戦略を組み上げていくわけですが、その根幹は、本市が、一旦馬力ではなくて、持続的成長ができるために何を組み込むのか。そのためには、先ほど申し上げた産業、雇用、それから定住化のための教育や子育て支援、ここは本当にしっかりと組み込んでいくという方向であろうというふうに、重点分野であろうというふうに考えてございます。

したがって、先ほど県の産学官のお話がありましたが、今回、国のほうから示していただいております、先ほども少し申し上げましたけれども、産・官・学・金・労・言、ここらのそれぞれの立場の意見も集約するような仕組みで、この総合戦略を組み上げていくという方針で、今後しっかりと将来展望をしながら進めていきたいというふうに思っております。

具体的な取り組みや施策については、この策定の過程でしっかりと明確にしていきたいという、現時点ではそのような考え方があります。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

産・官・学、それに金・労、そのほかありましたが、そういったところを活用しながら方針を立てていかれるということなんですけれども、庁内に、2年ほど前には提案制度とかいうのがありました。この内容については、他の部門の改善というようなことをうたっておりますけれども、やっぱり今まで私がこういう仕事につく前に一般の企業にいたんですけれども、何かやっぱり企業の場合は社長とか取締役会で方針を決めたりするんですけれども、こういうところへ入って見ると、コンサルタントとか、そういったのを結構使ってみえると思うんですけれども、コンサルを使って悪いとは言いませんが、まず庁内からも、そういうようなふだんから考える習慣をつけさせ、こういうことに向けて、それぞれが1人1件ぐらい、こういうことをやろうというような声を吸い上げて、そういったことを柱としてやっていくということも今後考えていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

共同通信社が1月から2月にかけて、全国の知事、市区町村長、計1,788人を対象に行ったアンケート、みずからの自治体消滅への市長の危機感について、人口減に備え、見直しや拡充を要望する国の制度、これは2つまで回答可能ということで、このようなアンケートについて、市長がどのような回答をされ、またその回答するに至った理由について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

共同通信社主催の全国自治体トップアンケートへの対応についてのお尋ねでございました。私自身の回答状況についてご質問いただきました。

まず問い6で、自治体消滅への危機感につきましては、「強く危機感を抱いている」「ある程度、危機感を抱いている」「余り危機感を抱いていない」「危機感はない」の4項目から選択するものとなっております。私の回答は「余り危機感を抱いていない」とさせていただきます。

その理由といたしましては、我が国においては、世界に先駆けて人口減少社会へいよいよ突入をし、中・長期的な展望を持って人口の維持、増加に取り組んでいくことの重要性は高まる一方でございますが、幸いにして本市におきましては、これまでから継続して行っております子育て支援制度などもございまして、多くの自治体が大きな人口減少傾向にある中、おおむね人口を維持している状況が続いておるところであります。楽観はできませんけれども、今年の、人口問題研究所がシミュレーションいたしました2040年の本市人口等々の予測、これらも含めまして、多分三重県全体で約30万人減少すると読まれておりますが、他の自治体に比べまして大きな、危機的に減少していくという状況にあるとは考えてございませんことから、余り危惧していませんとお答えをさせていただきます。

次に、問い2でございますが、人口減に対応して検討する項目として、「国家戦略特区制度との連携」「社会保障制度」「税制」「地方財政」「その他財政的支援（新型交付金）」「地方分権」「規制改革」の7項目から2つを選択するものとなっております。私の回答は、2の「社会保障」及び4の「地方財政」の2項目を回答させていただいたところでございます。

社会保障につきましては、もう申し上げるまでもありませんが、国の責務として充実を図る必要があるとともに、現在進めてきていただいております税と社会保障の一体改革を着実に進めていただく中で、地方自治体としての施策の担保が可能となると、こういう思いから申し上げたものでございます。

地方財政につきましては、国の総合戦略等を勘案し、本市の地方総合戦略等を策定してまいりますが、その具体的な実現に向けては、新型交付金だけではなくて、地方の自立性を高める税財源の拡充も含む地方財政対策が必要不可欠であると、このような考えから選択をいたしましたものでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど回答とその理由を伺いました。これは市長の考えですので、これについてはどうのこうの口を挟むことはありませんが、ちなみにこの三重県内での回答結果というか、これを確認しますと、「強く抱いている」というのが5人で18%、「ある程度抱いている」というのは13人で46%、64%の方が消滅しかねないという危機感を持っておられると。「余り抱いていない」というのが9人で32%、「抱いていない」というのは1名で3%ということで、こういう結果になっております。

次に、人口減に備え、見直しや拡充を要望する国の制度の中で、市長は地方財政と社会保障というのを選ばれました。地方財政については1番で、56%の回答があったと。社会保障については、ちょっと調べてこなかったもので、これはちょっとパーセンテージはわかりませんが、2番目が新型交付金というのが49%であったということとなっております。

それでは次に、地震災害についての質問に入らせていただきます。

今回、地震災害についての質問をやることになりましたが、きのうから東日本大震災のことがテレビ等で騒がれております。4年前の2011年の3月11日、4年前のきょう、発生しております。死亡者が1万5,891人で、いまだに発見されていないという行方不明者、これが2,584名ということで、いまだに大きな問題を抱えた福島原発など、時間や年月の経過で忘れてはいけない災害や事故だと思えます。

ということで、けさ、ちょっと新聞を見ましたら記事が出ていたんですけど、これから質問する内容に絡んでいるんですけども、政府の地震調査委員会が今後30年間に60%から70%の確率で起こると予測する巨大地震が現実のものとなれば、これは南海トラフなんですけれども、関東から四国、九州にかけて、死者は最大で32万3,000人、全壊・焼失する建物は238万棟に上るといって、すごい被害になるということが想定されております。

そこでお聞きしたいのは、南海トラフ地震がいつ来てもおかしくないと言われておりますが、おかげさまで亀山市は、津波による被害は、多分というか、100%とはいかないまでも、ないと思います。震度によっては、家屋の倒壊や火災やそういった被害、造成地における崖崩れや地すべりなども想定されます。

南海トラフ地震は、海側と大陸側のプレートが接する海溝部で起きる海溝型地震のタイプで、東日本大震災がこれに相当し、100年ほどの周期で巨大地震が繰り返されております。また、中部地方は、活断層の横ずれによる阪神大震災が起きた近畿地方と並び、国内で最も活断層が集中しており、活断層の真上に住んでいる人たちが激しい揺れに襲われる直下型地震となると言われております。

そこで、南海トラフ地震と内陸直下型地震で、マグニチュード8以上の大地震が起きた場合、市として想定している災害はどのようなものなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

井分危機管理局长。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

まず、議員先ほど申されましたように、今後30年以内に、マグニチュード8から9クラスの地震が発生する確率が60%から70%とされます、南海トラフ地震についてご答弁申し上げます。

昨年3月に三重県から発表された地震被害想定調査によりますと、南海トラフ地震は、過去最大と理論上最大の2つの想定がなされております。

本市の被害想定といたしましては、仮に理論上最大となりますと、最大震度6強、建物全壊・焼失棟数は約1,400戸、死者数約80名、負傷者数約900名となっており、避難者数も広域の被災ということで1万2,000名と予想されておりました。

また、発生率は低いとされながらも心配される内陸直下型地震については、いずれもマグニチュード7クラスとされ、三重県内に深刻な被害をもたらすことが予想される3つの活断層地震、1つには養老―桑名―四日市断層帯、2つ目には布引山地東縁断層帯（東部）、3つ目には頓宮断層帯、この3つの調査を対象としております。特に本市への影響が大きいとされましたのは養老―桑名―四日市断層帯であり、震度6強域が市内の北東部、つまり本市の人口重心近くに分布しており、死者数に関しましては約100名、建物全壊・焼失棟数は2,200戸、倒壊家屋からの自力脱出困

難者も約500名とされております。

よって、このような調査結果等を踏まえ、本市といたしましては、亀山市地域防災計画（平成26年修正）に反映させるとともに、自助、共助、公助の考え方を基軸とし、木造住宅の耐震等も含め、市広報、行政出前トーク、行政情報番組等、あらゆる広報媒体等を用いて、減災に向け、現在取り組んでおります。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどの数字なんですけれども、南海トラフで家屋の全壊とか焼失が1,400、死者数80名ということで、起きてほしくない地震なんですけれども。それとまた、直下型地震、これでいくと、死者が100名ということで、また家屋の倒壊等が2,200戸、なお自力脱出困難者が約500名ということで、いずれにしましても、この地震が起きれば、かなりの被害を受けるということがわかっております。被害がなければそれにこしたことはないんですけれども、こういった災害が起きると、市の職員の役割、消防とかその辺が中心になってやられると思いますけれども、こういったことがいかに重要であり、防災、減災に対する認知度を高めるため、日ごろからどのような訓練を行っているのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの、職員の認知度を向上させるためにどういった研修会なり勉強会をやっているかという問いでございますけれども、先月25日に、地域防災計画における各対策班別に職員27名を集めまして、災害対応訓練を行いました。迫りくる危険等を想定して、いかなる行動をとるべきか、ワークショップ形式で行い、その対策であったり行動であったり、一つ一つを確認いたしました。今回、若手職員35歳以下を対象とした研修会であったわけでございますけれども、今後におきましては、毎年その対象者を広げまして、訓練を続けることにより、我々の防災力を高めてまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

続いての質問は、市の庁舎について、私、以前に質問させていただいております。市の庁舎の建設をやっていただきたいというような趣旨でやったんですけれども、そのときには耐震工事を行ったという話を聞き、それによって寿命が延びたと、そのような話でした。

それで、その耐震工事を行ったということなんですけれども、その耐震工事の結果、震度幾つぐらの地震に耐えるようになったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

また、地震には耐えたとしても、コンクリートづくりですので、天井部分のコンクリートとか、そういうようなのは亀裂が入って落ちるといことも考えられると思うんですけれども、そういったことについては大丈夫なのか、その辺のところにつきましてお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

庁舎のことですので、私のほうでお答えをさせていただきます。

この本庁舎につきましては、昭和33年に建設し、その後、昭和46年、昭和54年に増築した建物であります。また、旧亀山消防庁舎でありました西庁舎につきましては、昭和42年に建設したものでございます。その後、両庁舎におきましては、平成18年、19年度において、工事費約8,700万円で耐震補強を実施したところでございます。この補強工事は、既存建築物の開口部に鉄骨ブレースを設置することで耐力を向上させるものであり、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき三重県の認定を受けております。したがって、天井のコンクリートなどの補強は実施していませんが、破損して落ちるような危険性はないであろうというふうに認識をいたしておるところでございます。

また、先ほど議員が、どれぐらいの地震に耐え得るんやという話でございますが、おおむね震度6強程度の地震においては、倒壊、または崩壊という最悪の状況は回避される建物となっており、防災の拠点や災害時の情報発信の場としての役割は果たせるであろうと認識をいたしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

耐震というところでは6強ということで、8,700万をかけて強度を持たせたということなんですけど、平成19年だったですかね、この市の庁舎の検討ということやられて、当時からしてこの建築物が50年ぐらいですかね。耐用年数が50年ということで、この市の関連の建物の中で一番古い建造物やと思います、鉄筋の。本来であれば26年度ぐらいには完成しているはずだと思うんですけど、こういった工事を行って持たせたということなんですけど、災害が起きると、この庁舎が本丸ということになるわけですので、先ほどお聞きしましたように、震度6強に耐え得るとい判断のもとにやられていると思いますけれども、ぜひそのようにあって、災害が起きないにこしたことはないんですけども、起きたときにはこの場所が十分に活用できるような場所であってほしいと願ひまして、次の質問に入らせてもらいます。

次の質問は、災害時に介助などが必要な被災者の受け入れ先として、国が指定を求めている福祉避難所について、これも共同通信ですけれども、1月末時点での市区町村の指定状況を各都道府県に質問し、2013年6月から本年2月までの実態について回答があった全国1,741の市区町村のうち、指定施設が一つもないのは24.6%に当たる428市区町村であり、三重県内では、29の自治体の中で、亀山市のほかに3町の、トータル4市町が指定施設が一つもなかったようですが、亀山市は、災害時に介助などが必要な被災者の受け入れ先として、国が指定を求めている福祉避難所について、今後どのように進めていく考えなのか、お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（前田 稔君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの福祉避難所とは、災害時に高齢者や障がい者、妊婦ら、一般の避難所では生活に支

障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる施設、避難所でございます。

私どもの地域防災計画には、福祉避難所に対し、災害時要援護者を、必要に応じて福祉施設もしくは介護者の確保できる施設に収容の協力を要請するという書き込みはございますが、先ほど議員ご指摘のとおり、その指定までには至っておりません。

今後でございますが、市内の福祉施設と協議を行い、指定に向けた事務を進めるとともに、施設事業者との応援協定の締結を福祉担当部局とも考えてまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

これは国やその辺で決められたこととはいいながら、実際に災害が起きて、こういった施設があれば機能したと思うというようなことで、なかったためにこういったことができなかったということでは、亀山市としての対応が悪いということになりますので、ぜひこれは早急にこういった施設の方と打ち合わせして、早急に福祉避難所をぜひ指定して、できるようにやっていただきたいと思えます。

次の質問ですけれども、非常食の備蓄ということで、これについては、非常食の備蓄は市として行っているようですが、市が備蓄している非常食はどの程度の量であり、またどこで保管しているのかについてお聞きしたいと思います。

また、市民に対して、非常食の備蓄についてどのように、例えば何日分を持ってくださいとか、最低これだけというような数値があれば、それもあわせてお願いしたいと思います。お聞かせください。

○議長（前田 稔君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

備蓄食糧につきましては、地域防災計画にもうたいつつ、出前トーク等を通じまして、自助として最低3日分の食糧、飲料水の備蓄を市民にお願いをしているところでございます。また、食糧以外にも、眼鏡であったり入れ歯、お薬なども特に注意して、各自で準備いただきたいとも申しております。

また、公助といたしましては、地域防災計画にも明記されてございますように、人口の10%、約5,000人の避難者を想定してございまして、その3日分、4万5,000食の食糧を備蓄しているところであります。また、飲料水につきましても、1人1日3リットルを基準として4万5,000リットルでございます。備蓄場所といたしましては、倉庫の構造や室温変化の少ない所を考慮し、本町、中央、関地区防災倉庫の3カ所を拠点倉庫としており、各地区に配給することとしております。

また、そのほかでございますが、長期の避難を余儀なくされる場合など、食糧や生活物資に不足が生じた場合を想定し、市のスーパー等から優先的に調達できるよう、応援協定も締結しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

市として、人口の1割の5,000人分の3日分の食糧を備蓄していると。それを3カ所で行っているということで、本町と中央と関町ということで、確かに1カ所に集めるよりは、リスクの軽減ということで、3カ所におさめるということは、私はもうこれでいいかと思います。ただ、市民に対しては、最低3日分というこの備蓄は多いのか少ないのかというと、私はちょっと少ないような気がします。

いずれにしても、今までの災害の起きた場所をテレビ等で、災害の救助とか、いろんなところでそういうようなものを目で見たり、テレビで見たり、そういったものを媒体にしながら見ていると、やっぱり被災の大きいところでどうしても集中的に行くというようなことが間々あって、最低3日分が本当にいいのかどうかと。これも生命保険や自動車の保険と同じで、もっと日にち分を大きくして持って、それを食べずに済んだということは、保険と同じで、よかったなと。だから、これをまたその賞味期限前に食べればいいなというものだと思います。

ですから、現在は自助として最低3日分の非常食をお願いしているというふうに聞きましたが、私は、安全は先取りと常に思っております。先ほどお話ししました保険と同じように、高い保険金額を払いながら、火災がなかったからよかったと思えばいいし、これがお金ももたないとかそういう話になるとまた別なんですけれども、そういった考えで、我が家では2週間もつようにということで、主にカップヌードルとかそういうもので備蓄しております。ぜひそれぐらいのことを啓蒙していただければというふうにお話ししまして、次の質問に入ります。

阪神・淡路大震災のとき、被災地の9割近い電柱、これが約1万1,000本あった中で、9,000本が倒れたということを聞いております。これは内陸型の直下型の地震だと思いますが、これが倒れて道を塞いだということで、火災が起きても消防車は火災現場へは行けず、消火活動がほとんどできないという状況だったと聞いております。

そこで、亀山市内は道路が狭く、電柱の大半は道路上に立っていると思います。これが先ほど言いました南海トラフや直下型の地震で倒れないという保証は全然ありません。また、火災が起きたり電柱が倒れたとすると消火活動もできなくなり、避難活動にも支障を来すことになると思います。阪神・淡路のときには、電線類を地中化したエリアでは、地下の電線にはほとんど支障がなかったと聞いております。地中の電線は震災に強いことが判明したという記事を見ておりますが、今後、この電線の地中化についての考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

無電柱化、地下埋設につきましては、中部電力株式会社鈴鹿営業所にお尋ねいたしましたところ、無電柱化に関するガイドラインというものがございまして、仮に地中化する場合、基本的には当該道路の管理者の意思決定により行われ、費用負担も同様とのことでございました。

今後におきましては、他の地方公共団体の取り組みや私どもの地域特性、また昨年より行っております中部電力株式会社鈴鹿営業所幹部との懇談会でも情報交換等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

同じ方向を向いての道路は何本かあると思います。関に行く場合にも、1号線だけではなくて、道路は2本も3本も行く経路というのはあるんですけども、せめて亀山市内で、例えば関に行くのであれば、多少広いところで電柱のある場所だけでも、1方向にここへは行けるというような状態に地中化を図っていただいて、何とか災害が起きたときにも、この道を行けば行きやすいとか、そういったことを、また今後、費用もかかることですから、今後について考えていってほしいと思います。

あと2分ありますので、最後の質問にさせていただきますが、鈴鹿市では、初めての防災公園「桜の森公園」を開園させたという記事を新聞で見ました。亀山市では、防災公園についてどのような考えを持っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

ちなみに、この防災公園は災害時に約2万人もの人が一時避難でき、復旧拠点としても活用できるようになっており、またボランティアの方もそこで寝泊まりができたり、そこを活動拠点とすることができるかと聞いております。そういったことで、亀山は現時点でどのような考えをお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（前田 稔君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

3月1日であったかと思いますが、中日新聞に掲載をされました鈴鹿市の防災公園は、地域の避難地としての活用をされるということでございまして、指定避難所等へ避難するまでの場所として位置づけているとのことでございます。

本市でございすけれども、本市における避難所は、地域防災計画にもございすように、1次避難場所を各自治会に1カ所以上設置し、被害状況や安否確認をした後、指定避難所、これは15カ所でございますが、学校施設や市公共施設へ移動していただくこととしております。また、さらに指定避難所での収容規模を超える避難者となった場合には、状況に応じまして、地区コミュニティセンターや保育園などの公共施設をその他の避難所と位置づけ、活用することとしております。

また、大規模地震発生時には、各避難所での避難が困難となることも想定されますことから、市内のゴルフ場4カ所との間で、災害発生における避難所開設に関する協定を結び、一時的な避難所として施設を使用させていただくこととしております。

したがいまして、亀山市といたしましては、現在のところこういった運用を図り、分散型の災害対応を考えております。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

以上で終わります。

○議長（前田 稔君）

5番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

(午前 11時53分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長 (前田 稔君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 福沢美由紀議員。

○8番 (福沢美由紀君登壇)

日本共産党の福沢美由紀でございます。

一般質問、よろしくお願いいたします。

本日は、子供の安心・安全について、家族の時間づくりについて、中学校給食についての3点について、お伺いしたいと思います。

まず1点目、子供の安心・安全についてお伺いいたします。

私は、自分の息子が交通事故に遭ったということもありますが、この選挙前に行った市民アンケートですね。その中で子供についての要望をお聞きしたところ、第1位が子供さんの通学路のことも含めた安心・安全でありました。そして、三重県内のホームページに出ています交通事故について、県内の交通事故を調べましたら、2014年(平成26年)、県内の交通事故の死亡事故の死者数の増減ということで、18人の増があって全国のワースト1位だったということがわかりました。そして、この18人をパーセンテージにしてもワースト4位、そして人口10万人当たりで計算してもワースト3位、これはその前年度はワースト14位だったんですけども、こういうような状態の中で亀山市の交通安全度はどうなんだろうか、子供たちの交通安全はどうなんだろうかと思ひまして、亀山警察に伺ってまいりました。亀山警察さんに、子供たちに限って交通事故はどんな事故がどれくらい起こってますかということをお聞きしたら、子供だけ特化したデータはないと言われまして、やっぱり一件一件繰ってみないとわからないので待つてほしいと言われて、私はすぐいただくつもりで行きましたけれども、帰って、後でまた連絡をいただいて、いただいてまいりました。

26年の亀山市内の小学生・中学生に係る交通事故発生状況ですけれども、簡単なことしかわかりませんが、小学生の交通事故が、総件数が8件、自転車の事故が5件、歩行中が3件ですね、これ内訳として。そして、中学生の事故は総件数で14件、いずれも自転車の事故でありました。

この中で特に注目をいたしましたのが、人身であるとか物損であるとか、それぞれまた内訳があるんですけども、歩行中の3件のうち1件が横断歩道横断中であつたということです。安心して渡るはずであろう横断歩道を渡っていて、大人を信用して渡っていて交通事故に遭われたということですね。

前回、私、交通安全について質問をしたときに、信号のない横断歩道での車両のマナーについて申し上げました。信号のない横断歩道、この市役所の前でもそうですけれども、道交法の38条で定められるように、車両は必ず歩行者を優先しなければならない、人がいるようであればとまるということですね。これをしなければならないんだけど、日本全国9割以上の方がとまらない。亀山市から、優しい安全なまちにしていこうということをご提案いたしました。

私も日々実践を試みる中で、できるだけ、とまろうとまろう、ひし形のマークが出たら歩行者が

いないか確認しようとしている、なかなか100%はいきません。ちょっと考え事したり、ちょっとよそ見をすると見落とすこともあるんですけども、自分も実践を試みる中で、だんだんと歩行者のほうに目が向いていくようにはなってきたんです。でも、歩行者側からのアピールももう少し必要じゃないかなということを感じてきたようになりました。

時々、昔はよく「手を上げて横断歩道を渡りましょう」と言って、私たち教わって渡っていたんですけども、なかなか手を上げて渡る子は少ないです。私も実際、とまっていたらこうと思って、できるだけ手を上げたりすることを試みてみたら、やはり市役所前でも大分とまってくれる車両が、感じだけですね、数を数えたわけではないですけども、多くなってきたんじゃないかなという気がしています。そんなことがあったのが1つ。

私の住んでいる近くで何年か、もう毎日同じ横断歩道で、信号があるんですけども、交通指導を自主的に毎日やっていたいた親御さんがいらっしゃいました。子供さんが何人かいて、とうとう下のお子さんになって、もう私もこれ卒業しようと思うと。私が卒業した後、どうもやっぱり心配だから、昔あったような黄色い旗をこの横断歩道に置いてもらえないだろうかという相談がありました、昨年のことなんですけれども。ふだん私がこうやって旗を出しているときには、子供たちは安心して渡りけれども、誰もいないときに本当にちゃんと安全に渡るかどうか心配だということなんです。毎日やっている方ならではもっともな訴えだと思っていろいろ市役所も、教育委員会に行ったり、下の市民部へ行ったり、警察へ行ったり、交通安全協会に聞いたりしましたけど、そのときは余り亀山市はあっちこっちに黄色い旗も立ってませんし、昔からそんなになかったのか、なかなか実現がかなわなかったんですね。

それで今回、こうやって三重県の交通事故も多いし、自分が実践して、やっぱり歩行者のアピールも必要ではないかなと思ったので、まずお伺いしたいんです。この昔ながらの黄色い旗ですけども、交通安全のアイテムとして活用していくというお考えがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

8番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

黄色い旗につきましては以前見かけたことはございますが、議員ご提案の黄色い旗の活用につきましては、以前、昼生地区の交差点の件で問い合わせさせていただいたことがあろうかと存じます。

当時につきましては、教育委員会といたしまして、市内外の関係部署と協議させていただいた経緯がございます。

まず据え置き式の横断旗の場合、横断用の旗入れというのを設置する必要がございます。その設置に伴いまして道路占用許可申請が必要であるということ、そして設置する本体に一定の強度が必要なこと、また交通の支障にならないこと等のいろんな制約があることがわかりました。また、横断旗、旗入れボックス本体の費用に加えて、しっかりと取り付け工事をするために工事費も必要になるということがございます。

また、その旗を設置するんじゃなくて個人に渡した場合、そういう方法も検討させていただきましたが、誤った使い方をすると別のリスクが伴うおそれもございますので、これらのことを

学校長に伝えた上で、学校がPTA関係者と協議したことの報告を受けておるところでございます。その結果、旗を児童に持たせることや旗入れのボックスを設置することは、別のリスクが生じ困難ということで、保護者を含めた交通安全指導を強化するという結論に至った経緯がございます。

今後とも児童・生徒の交通安全、交通事故防止に向けて関係機関と一層連携を強化してまいりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

私は、この黄色い旗を調べたときに、鈴鹿市のほうにもお伺いしてみました。確かにそういう問題がどこでもあります。昔はおおらかだったんでしょうね。今はこのガードレールは誰のや、どのやということで大変みたいですけれども、やっぱり管理するところも学校であったり、PTAであったり、地域であったり、さまざまで、誰が買うかということについても市が買っていたり、自動車学校からのご寄附があったりとか、いろいろだそうです。

確かに振り回して、男の子は棒が好きですし、危ないとかいうこともあるんですけども、横断歩道中に車にはねられるというリスクを思ったときと、その旗を渡すときに行われる教育のことを思うと、そんなに否定ばかりするものでもないのではないかなと思います、調べてみました。

こういう折り畳み式で、自分で持てる旗が売られています。これは10本セットでしか買わせてももらえなかったんですけども、10本で4,000円ちょっとでした。1本が400円、これは折り畳み式でシンプルなものなので少し高いんですけども、普通のプラスチックの棒のものだったらもっと安いんです。

持たせればいいのか、旗を置けばいいかということではなくて、これに伴って本当になんのために旗を持つか、どうして子供たちがこうやって旗をかざしてもらって、たた一と渡るわけではなくて、自分で旗を出すことによって車がしっかりとまって、確認して渡るということを、わかるということが大事なのではと、親も子供もわかってないと意味がないことですので、私もやみくもにあっちこっちにこの旗を置いてくださいという質問ではないんです。

ただ、四日市で私も体験しましたけれども、車を運転していて、子供がこういう折り畳み式ではなかった、普通のプラスチックの旗でしたけれども、自分のランドセルからしゅっと抜いて旗を出して、自分で持ってるんやと思って私もびっくりしましたけど、とまりました。対向車が、本当に向こうのほうに、点ほどに見えるくらいのほうにとまっていたんですけども、その少年は、その対向車が近づくまでじいっと待っていて、私も早う行きという感じでジェスチャーをしたんですけども、目に見えた車が絶対とまるまで動かなかった。その遠いところの対向車がしっかりとまってから、改めて「ありがとう」と言って旗をかざして渡って行って、旗をしまつて向こうへ行ったわけなんですけれども、こういうしっかりとした教育がなされて初めて生きる旗ではあるんですけども、私は、その子はよっぽどでない横断歩道通行中の事故には遭わないだろうなと思います。

人に渡してもらわんじゃなくて、自分でアピールして、安全確認をして、自分の命を自分で守るという気持ちを持ってもらうということはとても大事なことですので、教育としてもぜひ考えていただきたいと思います。

このことも含めてもう1つ伺いたいんですけども、この中学生の事故のことも見ましたら全て

自転車の事故でした。この横断歩道中の事故以外は、ほとんど出会い頭なんです。出会い頭ということは何も、右も左も見ないですうっと交差点とか、渡ってしまうということだろうと思うんですけども、この現実に対して、多分学校でもいろんな指導はされていると思うんですけども、教育委員会としてはどうお感じになるか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

交通事故防止に向けましては、各学校で学級指導とか全校集会、さまざまな機会を通しまして交通安全に関する意識向上を図るとともに、通学路の安全確認や登下校指導等を行っております。

また、交通安全教室を開催して、児童会や生徒会から事故防止を呼びかけたり、地域別に危険箇所の確認も行っております。

今後とも、児童・生徒がどういう場合が危険かということをしっかり把握できるように、交通安全指導を行ってまいりたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

やっと思っているとは思いますが、やはり私たちもここら辺をふだん走っていても危ない場面は、多分市役所に勤めている皆さんなら体験しておられると思います。ぜひとも心にしみる指導を、どうやったら子供たちの心に響くのかということと一緒に、私も考えていきたいし、ぜひ頑張ってくださいなと思います。

そして、もう1つお伺いしたいのが、亀山市内で、小さなまちですので、事故も、例えば子供の事故だけだったら合わせても1年間で14件と8件で22件ですね。地図に、例えばここで事故が起こったよということ落として、ここが危ないとか、この場所はどのようにして事故が起こったんだろうか、ここが見通しが悪いのではないかとことをみんなで話しするとか、そういう総括とか情報の共有とかがされる場所があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

危険な箇所と申しますと、先ほど申しました交通事故だけではなく、ほかの面からも危険な箇所については、各学校でその危険箇所を地図に落としたりして、児童がみずから認識できるようにしております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

確かに私も子供の親ですので、危険箇所点検といって各地域でどこが危険かということを出し合って、このところについては直してくださいというご要望を出してということは、毎年毎年役員さんがかわっても行われてるわけなんですけれども、全て要望ありきの施策なんです。こういう要望があったからこれをどうしようか、優先順位はどうしようかということではなくて、私が申し

上げたいのは、実際に事故が起こったところ、本当は子供の事故だけでなく、車同士の事故もきちんとホームページに出ていますのできっとできると思うんですけども、そういうところを見て、実際に主体的にここが危ないんじゃないかと見たり、主体的に教育委員会のほうで子供たちのためにやっていただく場所を、縦割りじゃなくて、そういうことを話して施策を考えられる場所をつくらせていただきたい。これは別に予算も要らないし、特に人も要らないし、いつもやっていたらしゃるところに何か工夫をすれば、きっとできていくことだと思うんで、いつもの危険箇所点検していますとか、いつも指導していますとかではなくて、あと一工夫ということをぜひともお願いしたいと思います。

時間がないので、次の質問に移らせていただきます。

同じような内容なんですけれども、防犯上危険と考えられる箇所の総括と情報共有についてということです。

よく安心メールでも、防犯上のいろんな情報が流れてまいります。不審者情報であるとか、声かけ事案であるとか。でもこの安心メールというのは、本人が流してもらっていいですということを言わない限り流れてこないし、警察の方がこの範囲の情報なら流していいでしょうということで、文章もきちっと書いたものを市役所に流していただいて、その情報の範囲でしか流れないし、それ以上のものを知り得る人は、この庁内にはいないということを私もこの前調べてわかりました。

何が言いたいかといいますと、本当にいろんなところで声かけ事案や不審者情報がある中で、先ほどの事故と一緒に、ここは危ないという箇所が、きっと洗い出せばあるんじゃないかなと。今、危機管理の問題で、危険箇所地図を庁内につくろうとか、そういう運動が、まち協とかの動きと一緒に全国でも行われていると思うんですけども、そういう意味で、こういう防犯上に大事な情報を共有して対策を考えるということがなされている場所があるかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

防犯上危険と考えられる箇所の総括と情報共有ということでございますが、昨年4月に施行した亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づき、市内の防犯意識の高揚、連携協力を進めていくため、市民を初め各地域活動団体、関係行政機関の協力のもと、市内の安全・安心なまちづくりに向けて取り組んでいるところでございます。

不審者や声かけ事案の発生情報につきましては、その性格上、発生箇所を特定することによって、そこに住まわれている住民の方やお店等に対しまして、不快感やご迷惑をかける場合がございますもので、発信できる情報には限りがあるというふうに亀山警察署から伺っております。しかし、市といたしましても今後の防犯活動に活用していくためにも、できる限り詳細な情報提供をしていただくよう、警察署へ働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

できる限り詳細な情報を与えていただくように働きかけていただくということですので、ぜひと

もお願いしたいと思います。

私たちが市民の一人としていただいているあの情報だけで、防犯委員さんや青パトのパトロールの皆さんが、例えばみどり町内という大きいくくりの中で何かあったらしいけどと、くまなくパトロールするというのは本当に大変なことだと思いますし、やはり市民全体に広めるということではなくて、必要な部署、必要な箇所にはより詳しい情報をきちっと、安全な管理のもとで与えていただくことによって、未然に防げる犯罪はあるのではないかなと思います。何かが起こった後で、あそこは危なかったのよねということの後悔はしたくありませんので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。家族の時間づくりについてです。

家族の時間づくりについては、たくさんの方から私個人も、多分後ろにおられる議員の皆さんも、これについての苦情といいますか、親が仕事を休めないのに学校だけが休みになるので、非常に家族の時間といいながら家族で過ごせなくて大変だという声は聞きます。

今回、全員協議会の中でこのアンケートをお聞きしました。その中で、本当に困っている人がどう思っているのかというところが出ていなかったのも、ぜひそれを出してほしいということをお願いしたら、アンケートの自由記述のデータを出していただいたところです。

私が聞いている声の中にも、アンケート自体が、よかったところはどうですかと、この家族の時間づくりについてどうよかったかというところについては丁寧に聞いていただいているんですけども、困った人の声を聞く部分が非常に冷たい気がするという言い方をされたことがあるので、実際アンケートを見てみたら、確かに平等ではないのかな、よかった人と悪かった人に対する聞きようが確かに平等ではないのかなと、私自身感じました。このアンケートはどのようにされたのか、どういう思いでされたのかということをもまず1点、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

アンケートについてでございますが、観光庁の実証事業として取り組みました平成22年度及び23年度につきましては、観光庁のほうで事業の評価のために作成をした調査票をもとに行っております。その後、市の独自事業として取り組み、平成24年度はアンケートは実施はしませんでしたけれども、平成25年度の5月の全員協議会だったと思いますけれども、家族の時間づくりの結果についてご報告をさせていただいた折に、委員さんの中から実態把握のためのアンケートをしてはどうかとご提案もいただきましたので、平成25年度から再度実施をしたわけでございますけれども、そのアンケートを実施するに当たり、さきに22年度、23年度に実施しましたアンケートの設問の中から4問を抜粋して実施しております、本年度は2年目となります。

議員お尋ねの、問い1の2でよかった点についてのみの項目があるだけで、よくなかった側の意見を聞く項目がなく、平等になっていないのではないかなというご指摘でございますけれども、この問い1及び問い1の2の設問につきましても、平成22年度と23年度の調査票の設問をそのまま使用しておりますもので、その結果につきましてはそれぞれの教育民生委員会のほうでアンケート調査結果として提出させていただいております。

しかしながら、ご指摘のように、設問がよくなかったといった方の意見が酌み取れないようでご

ございましたら今後、設問等につきましては十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

以前のとおりアンケートをとっただけで、他意はなかったということなんですけれども、それでこのアンケートを見てみますと、非常に困った人の意見も出てきました。そして、休みがとりにくいということを私も伺うんですね。これ親御さんからとっておられるんですけれども、休みがとりにくいということは、企業も休ませにくいのではないかなと思うんですけれども、企業さん側のアンケートはあるのかどうかだけ、まずお願いします。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

企業アンケートでございますけれども、平成22年度と23年度では、観光庁が事業のために、先ほど申しあげました調査の関係で、保護者用、校長用、教職員用、事業者用の4種類のアンケートより調査を行っております。

そのうち事業所用は、亀山市内、近隣の四日市市、鈴鹿市の事業所に対しまして、事業所での休業対応などについてアンケートを実施しております。平成22年は1,001事業所、平成23年は500事業所でございます。現在行っておりませんが、このたび国の緊急経済対策の一環として、家族の時間づくりプロジェクトに取り組む自治体のより一層の拡大を図るということで、観光庁の支援措置が設けられましたので、本事業の実施結果と、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みについて、各企業にアンケート調査を行えるよう観光庁へ要望しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今後する予定もあるということなんですね。

これ、全国でも本当に少ない市町しかやっていないということなんですけれども、大体どれぐらいの市町がやっていて、ふえていっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

平成22年度は9地域、平成23年度は10地域、平成24年度は15地域、平成25年度は11地域、平成26年度は6地域でございますので、年度により増減はございます。ただ、その中で平成23年から25年まで実施されておりました静岡県内の3市町につきましては、別のメニューを受けて、この休暇取得の促進、連休創設による家族と地域の時間づくり事業として続けられております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

1,700以上の市町がある中で、驚くほどの広がりやなさを感ずるということを感じました。

このアンケートの困ったという意見が、私はすごく深刻だと思うのでご紹介をさせていただきたいんですけども、家族と過ごせない子供の気持ち、親の気持ちが無視されていると毎年感じる、逆にこれから土曜授業が始まると家族の時間が減ってしまう、あるいは学童へ行かせないといけなないので弁当づくりや準備で忙しい、共働き家庭にとっては家族の時間づくりじゃない、仕事を休めることもなく子供が一人になってしまった、企業への連絡など一切なく休めるはずもないのでやめてほしい、親が2人とも仕事であるため、不要な休みの希望をとらなければならない、ただでさえ4月、5月は行事も多く、ほかの休みもとらなければならない、かえって両親がそろそろ休みが少なくなる、父親が休日がとれなかったので子供に申しわけがなかった。たくさんある中でですけども、私はこんなに広がりもなく、そんなに家族であるという効果もなく、こんなにつらい思いをする子を生み出してまで続ける事業ではないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

アンケート結果の中では、さまざまな意見が寄せられていると感じております。

特に両親が勤務、先ほど議員がおっしゃられたように、仕事の関係での回答というのが多く寄せられておりますので、企業とか事業所への浸透であったり、協力依頼が課題であると考えております。

各企業や事業所につきましては、前年に休業日を設定するところが多いということもございますので、今後はできるだけ早期に協力依頼を行うよう努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの観点から、有給休暇取得についても推進していただくよう働きかけたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

ちょっといっぱい言われたのでわからないんですけども、市長にお伺いしますけれども、こういう悲しい子供をつくってまで、やはりお続けになりたいわけですか、どうですか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢美由紀議員のご質問にお答えをいたします。

今、少しアンケートの意見を例示いただきました。休みがとりにくい、あるいは親が休めないのに子供が休むという苦情があると、そういうお話でございまして、私どもは、今回のこの家族の時間づくりを目指しておるものというのは、従来から申し上げてまいりましたが、我が国の年次有休の取得率は世界的にも極めて低いと。そして、長時間労働や過労死が大きな社会問題になってきた。そういう中で、働き方とか休み方の改革が問われておるということでございますし、今日まで高度成長期から積み上げてきた、この社会の価値観とか、あり方をやはり変えていく必要があるんだろうという問題意識を持たせていただいております。

その意味で、亀山市は22年から社会実験の一環としましても続けてきておるわけでございます

が、企業とか産業界のご理解が深まっていく、この必要があろうかと思えます。おっしゃるように、業種によっては、サービス業とか流通業はどうしても連休お休みの日が、ある意味稼ぎどきということもありますので、どちらかという製造業を対象にした、そういう対応ではないかというご意見も私どもいただいておりますが、しかしながら、そういう業界にありましても、事業所や産業界の理解のもとに本当に有給休暇が促進されて、働き方やその休暇取得の促進が展開できるような、そういう社会をつくっていきたくと。亀山からその問題提起をしていこうということで、展開をしてきておるものでございます。

ご指摘を幾つかいただきました。今後も、私どもはアンケート等々、そのとり方につきましては、今のお話も含めて反映をさせていきたいと思っておりますが、今後もこの社会の変革を起こしていくという意味から、ぜひ今後もこの家族の時間づくりの目指すものをしっかり展開をしていきたいと考えております。

また、亀山だけでは限界がありますところは、周辺の自治体とか県の協力を得ながら展開をしていきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

働き方、休み方、価値観を変えていく、そういう狙いについては私も共感するところが多々ございます。

しかし、やはり子供の悲しさ寂しさを思いますと、そこに一人一人にいけるわけがございませんし、実際問題、学童に本当は預けたいけれども、学校の後だったら何とか我慢できるだろうと、働いてみえる方たくさんいらっしゃいます。こうやって丸一日の休みになると、本当に置いて出かけるのが身を切られるようにつらいという親の気持ちと、本当に寂しい、なかなか自分で遊べる子が少なくなってきましたので、この子供の寂しさを思うと、私はこの市長が言われた狙いを実現できるほかの方法があるのではないかと、子供を犠牲にしないほかの方法があるのではないかと思っていますので、ぜひ再考いただきたいということを申し述べまして、次の質問に移りたいと思えます。

中学校給食についてです。

中学校給食については、私もずっと中学校給食を実現したいということで議員にならせていただいた経緯もありまして、本当に最初のころ、よく中学校の給食をという質問をしてまいりました。

今、デリバリー給食が始まって、3つの中学校それぞれされているわけなんですけれども、今、学校給食検討委員会も第2回目が始まって、あと1年を残すところになりました。ここで1つ、給食のそもそもということも含めて議論をしておきたいと思って、今回上げてみました。

文科省で毎年給食の調査がされておりますが、残念ながら、多分亀山市の3つの中学校は完全給食というところには入っていかないのが、完全給食をしている中学校に入っているのは関中だけなんだろうなと思えますが、亀山だけを考えているよりも、三重県全体、また日本全体の中で給食というものを考えてみたいと思えますので、三重県の中学校給食の実施率とその順位をまずお伺いしたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

三重県の中学校給食の実施状況でございますが、こちらのほうは75.6%で、提供方法といたしましては完全給食が66.5%、補食給食、これは給食内容はミルク、おかず等のものなんですが、それがゼロ%、そしてミルク給食が9.1%となっております。

三重県の実施率における全国での順位につきましては41番目ということで、完全給食実施率につきましては42番目という状況でございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

三重県の実施率が41番目、完全給食については42番目、ずうっとこの順位が行ったり来たりで、学力についても大分議論がありますけれども、給食の実施率も非常に三重県低いわけです。

しかも、この66.5%という値の低さは、全体の中でも100%が3県、95%以上が25都道府県、90%以上が4、90%以上でもう既に32都道府県あるんですね。80%以上が3県、70%以上が2県、本当に断トツに低いというか、情けない順位なんです。

この中で、先ほども申し上げましたけれども、亀山市については完全給食のほうに関中が入っていて、ミルク給食のほうに中部中と亀山中学校が入っていると思っておりますが、それでよろしいですか。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

おっしゃるとおり、完全給食は関中学校、そして亀山中学校と中部中学校についてはミルク給食となっております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

それでは、給食というものに対していろんな期待されるものが、やっぱり時代とともに変化してきていると思うんですけども、学校給食法も制定されて以来初めて変わりましたし、食育基本法も第2期を迎えております。これらの中で、給食はどのように述べられているかということを知りたいんですけども、まず端的に学校給食の目的と狙いについてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

学校給食の実施に関しましては、その根拠となる法律が学校給食法でございます。この法律では、学校給食が児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童・生徒の食に関する正しい知識と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすとされています。また、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導を実施する際に必要な事項が定められ、学校給食の普及充実と学校における食育の推進を図るとされています。

学校給食を実施するに当たっての目標が7項目掲げられておるわけなんですけども、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食

生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うこと、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと等でございます。

なお、食育基本法におきましては、給食の実施有無にかかわらず、教育関係者等の食育推進に関する責務が明記されているところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

はしょって言うていただきましたけれども、学校給食法が変わって、学校給食の目標が倍近くになったんですね。そこに求められるものが、非常に複雑で多様になってきたということですね。その中で、特徴的なことは、食育ということが給食によって重要視されるということだと思います。

そして、この4条、5条でありますように、当然ですけれども、学校給食については義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。また、国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならないということが、変えられてもずうっとうたわれてますので、弁当か給食かということではなく、やはり給食を進めるということが求められております。

そして、食育基本法ですけれども、特に地産地消を進めるということで、数値目標もまた高めるようにという変更もなされておりますし、この学校給食の充実という項目では、第1期のときには単独調理法、自校方式ですね。これにより、教育上の効果についての周知普及を図ることが求められてますし、第2期については、この食育ということが学校給食法でも変わったように、食事のマナーであるとか、知識であるとか、食育を生きた教材としてされるようにということが述べられております。

生きた教材、生きた教科書ということは、学校でも教科書を好きに選べないように、やはり同じ教科書でみんなで教育をするということが大事だと思うんですけれども、これらどんどん給食に求められる教育が高まってきた中で、どのように学校教育として給食を教育していくのか、されているのか、またしたいと思っているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

学校給食法は、平成20年6月の改正により学校における食育の推進が、先ほどおっしゃられましたけど、新たに規定されまして、学校給食の教育的効果を引き出し、学校における食育を推進するという趣旨が明確となったところでございます。

また、栄養教諭は、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとするとし、その果たすべき役割を明確にするとともに、校長が食に関する指導の全体的な計画を策定することが規定されました。このことによりまして、毎年度、各学校は給食の時間を含む食に関する指導の全体計画を作成しておるところでございます。

さらに、平成20年に告示されました学習指導要領では、総則に学校における食育の推進が位置づけられるとともに、関連する教科等においても、食育に関する記述が充実されたところでございます。

同総則の解説において、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めることや、学校給食の教育的効果を引き出すこと等が記されております。

このような状況の中で、各学校では義務教育9年間を通しまして、計画的、継続的に食育の指導に努めているところでございます。具体的には、教科等で取り上げられた食品や学習したことを学校給食を通して確認させるとか、献立を通して食品の産地や栄養的な特徴等を学習させる等でございます。

何よりも、給食の時間は教科等の時間と異なりまして、学級の仲間や教師と和やかで楽しい会食をするなど、学校生活の中で緊張から解放されて気分転換を図ったり、午後に向けての活力を満たしたりすることができる時間でございます。学級担任は、一緒に楽しく食事をするを通して児童・生徒に対する理解を深めることはもとより、学級全体の好ましい人間関係を育てる上でも、積極的に児童・生徒とかかわり、指導の充実に努めることが大切と考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

時間が大分なくなってきたので急ぎますけれども、食育をということの中で、中学校では実際問題は正直言って難しい状況にあるんだと思います。

そして、全国の中で、こうやって教育が求められている給食ということで、センター給食や、その他の給食方法を自校方式に変えるということが行われております。私たち亀山市からも視察に行きました高崎市であるとか、奈良市であるとか、今治市であるとか、あえて自校方式に変えて教育していこうという流れがあります。奈良市についても、給食検討委員会の中で食育としたらどうや、地産地消としたらどうや、防災としたらどうなのか、食の安全はどうか、コストはどうかということ等を全て検討した上で、自校方式で統一してやろうということが書き込まれました。

この亀山市でも給食検討委員会があります。あと1年ですけれども、食育のことも検討するんだと伺っておりますが、何よりも、この前ちょっと私も傍聴しましたが、家庭の食育に踏み込もうとする嫌いがありますけれども、給食を用いて学校での食育ということに注意していただきたい、そこに軸足を置いて検討していただきたいと思いますが、今後の学校給食検討委員会で、どれくらいで、どういう検討して中学校の給食を決めていかれるのかという予定・スケジュールなどをお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

学校給食検討委員会は、今後、今現在4回目の会議まで行ったところでございます。4回目の会議から中学校給食のあり方に関する検討が始まっております。27年度につきましては5回ほど開催する予定としておりまして、そのうち3回は、今と引き続き中学校給食について検討していただく予定でございます。それで、第2次意見書は取りまとめていただく予定としておるところでございます。

また、議員おっしゃいました食育の推進に関することにつきましても検討を行い、28年3月末までには最終意見書をいただく予定でございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

重ねて申し上げますけれども、食育を話し合っていたくときには、学校給食を用いて、学校で学校の先生が、学校のスタッフがどうやって子供たちに食育をするかということを念頭に置いて、やっていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

8番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時51分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 西川憲行議員。

2番 西川憲行議員。

○2番（西川憲行君登壇）

ぽぷらの西川でございます。

一般質問ということで、新しい亀山の形ということで、3点、住民自治の現状について、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部について、それから3つ目が、かめやまホームケアネットについて、最後に、市長が言われました改善の年ということについての市長の決意を聞かせていただきたいなと思います。

質問について、2番目と3番目を入れかえさせていただいて、まずは住民自治、それからかめやまホームケアネットを聞かせていただいて、まち・ひと・しごとのほうに行きたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

まず住民自治についてなんですけれども、自治ということに関しては、自治組織というものがいっぱいあります。例えば、代表されるのは自治会でありますし、それからコミュニティ、それから老人会、子ども会、PTAなどなどあると思うんですけれども、この住民自治の組織のところで、特に代表的な自治会、コミュニティについて、きょうは聞いていきたいなと思っています。

現在の住民自治の組織については、自治会とコミュニティの活動の範囲ですとか、活動の内容について、余りにも似通っている部分があってわかりづらいという声を市民の方から聞いたりします。私も実際、どこまで、どういうすみ分けなのかなというのわからないことが多いので、きょうは一回、その組織について、どのような考え方なのかを聞かせていただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の質問に対する答弁を求めます。

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

住民自治の組織についてということでございます。

地区コミュニティ、自治会、それぞれの組織の役割や違いに関してご説明を申し上げます。

自治会は、隣近所に住む人たちで自主的に運営されている最も身近な住民自治組織です。その地域に住む人が、日ごろから親睦と交流を通じて連帯感を深め、気軽につき合い、日常生活に必要な情報交換や地域に共通するさまざまな課題をみんなで協力して解決し、触れ合いのある快適なまちづくりを目指して活動していくことを目的としております。

自治会は任意の組織でございますが、趣味のサークルや同窓会など他の任意組織とは異なり、地縁というつながりによって結成される組織であり、地域住民が多数参加してこそ十分な目的を達成できると考えております。

一方、地区コミュニティでございますが、旧亀山市では、昭和50年代前半から、市のコミュニティ施策に基づき、おおむね小学校区程度の範囲で組織されていた任意の地域組織でございます。平成17年の合併後、旧関地域におきましても地区コミュニティが組織化されました。

地区コミュニティの目的は、地区住民が連帯意識を高め、生活文化の向上及び社会福祉の増進を図り、住民が相互に交流することで親睦を深めることと考えております。その地区コミュニティは、各地区で多少の差はございますものの、自治会を中心に、さまざまな地域の活動団体で構成されているのが現状でございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、市民文化部長のほうから説明いただきましたように、自治会とコミュニティについての違いというのは、余りはっきりしないですね。

結局、構成員というのは、その地域の個人ということであります。

先ほど答弁の中ではなかったんですけど、自治会は230ぐらいあると伺っていますし、またコミュニティの場合は小学校区単位で構成されているとはいえ、市内においては細分化されて25ということで、小学校が11に対して倍以上あるということで、その活動もそれぞれのコミュニティによって違ってくるということが、今の現状ではあるのかなと思っています。

ただ、今後亀山市においては、住民自治のあり方というもの大きく変わってくるのかなと。そして先ほど言われました、自治会においては触れ合いのある快適なまちづくりを目指していくということで、これは後々出てくる、今話題になっているまち・ひと・しごとの創生の中に置かれる理念の中にもうたわれているようなことなのかなと、そんなふうに感じるところであります。

今、地区コミュニティと自治会についてのご説明をいただいて、新たな認識というものにはなかったんですけども、ただ、今亀山市は、このコミュニティ組織をまちづくり協議会という組織に変換しようという過程の途中かなと思っています。

この住民自治の考え方、自治会とコミュニティの具体的な内容をもう少し説明していただいて、目指すべき方向性がわかるようなことを示していただきたいなと思います。お願いします。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

具体的な活動と目指すべき方向性ということでございますが、自治会は、快適で安全な生活環境のもとで、一個人一家庭では解決できないさまざまな問題を協力して解決し、健康的で文化的な生活を営むことができるように、また明るく楽しい地域社会をつくるために、地域の皆さんが主役となって活動を行っております。例えば河川や公園などの清掃、花壇の整備、防犯灯の設置、広報紙の配付、チラシ等の回覧、防犯・防災活動などを行っております。

一方、地区コミュニティは、地域住民相互の交流を目的として、地区の連帯意識の向上などに重点が置かれた組織でございまして、敬老会、文化祭、納涼祭、地区運動会、サロン活動などの文化活動や生涯学習活動を中心に行っております。

それぞれの目指す方向性は、まずは自分たちの住む地域のことを自分たちで考え、責任を持って地域づくりに取り組むことでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、住民自治の考え方といいますか、新たな目指すべき方向といいますか、それぞれの活動の内容を具体的に説明していただきました。

最終的には、どちらの組織も責任を持って地域づくりに取り組むという中では一緒だと。ただ、自治会においては、自分の家庭だけでは解決できない問題を自治会単位で解決していく部分があると。そして、健康的で文化的な生活を営むという、抽象的な部分なんですけれども、生活に密着した組織なのかなと。それに対してコミュニティは、文化祭、納涼祭というような、もう少し大きな枠でやっていく部分が入っているのかなというふうに感じました。

今、そのコミュニティ、敬老会や文化祭というふうないろいろな活動、運動会、サロン活動というふうに言われました。その部分がまちづくり協議会というふうに名前を変えてコミュニティが発展していこうとしているんだというふうに私は理解しています。

この新しい自治の取り組みの姿というものが、亀山市の目指すところの姿になって、また新しい亀山市の形となっていく、特に市長がよく言われる、市民力で地域力を上げてまちづくりをしていくんだという部分につながっていくかと思っておりますので、新しい自治の取り組み、また特に今回の議会においては、市長が新しい自治の仕組みづくりについても予算というものに重点を置いたというような報告もされておりますので、その点について、新しい自治の取り組みの現状、亀山市が目指すまちづくり協議会とはという点について、ご答弁をお願いします。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

新しい自治の取り組みの現状ということでございます。

市が目指す新しい自治の姿としては、総合計画後期基本計画に示すとおり、地域住民が自由に参加し、みずから考え、責任を持って地域づくりに取り組んでいくことでございます。

そこで市は、その実現のために、地域に住むあらゆる人、または活動する個人、団体、事業者等が自由に参加でき、自治会単位でできないことや身近な地域課題を話し合い、解決するため、地域

住民が主体的に設置する地域まちづくり協議会を支援しております。

地域まちづくり協議会は、地域住民が主体的に課題やその解決策を話し合い、地域の活動団体が相互に連携協力し、自治会の枠を超え、文化、福祉、防災、環境、交通など幅広い範囲の課題解決に向けて取り組み、地域の実情に合ったまちづくりが展開できると考えております。

そのために、協議会は地域ごとの特性に基づき、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び地域の将来像をまとめた地域まちづくり計画を策定し、幅広い範囲の課題解決に取り組むこととなります。

その支援策といたしまして、協議会に対しまして、その計画を実現するために、既存の補助金等を取りまとめた一括交付金を交付していく考えを持ってございます。その中で、自治会の役割につきましても、まちづくり協議会の構成メンバーとして自治会内の総合調整を担う組織として、協議会の取り組みに率先してかかわっていただくべきものと考えております。

このような現状や理想像を踏まえ、市は地域まちづくり協議会を中心に、地域全体で取り組む市民力で地域力を高めるまちづくりの支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

最後に出てきましたね。市民力で地域力を高めるまちづくりをしていく上では、地域まちづくり協議会が重要な役割を担っていくと。

先ほどと違う部分というところ、ここに出てきた答弁では、自由参加であるという点が1つ、それから、先ほどまでは住民参加であったのが、ここには事業者等団体が入れるというふうなことが、先ほど答弁で明らかになりました。当然、その分は活動範囲、あるいは組織の中身が幅広くなるというふうな答弁でした。

この部分において、今後、亀山市が目指す部分は、一括交付金という話も出てきましたので、やはりお金も含めた上で、住民自治に対して裁量権を大きく認めていくということです。

ただ、私がこの点で気になるのが、自治会組織はまちづくり協議会を構成するメンバーとして大きな役割を担っていくというふうに答弁されたと思うんですけども、ということは、自治会の中にいる住民がまずいて、その住民が組織している自治会が、またまちづくり協議会の中の一員であるということは、個人と組織が同じ範囲で入ることなのか、その点について確認をしたいのですが、この点については大事な部分ですので、今後目指す上で、市長が考える上では、まちづくり協議会というものに対する下部組織に自治会になるのか、あるいは今みたいに対等な中で、あるいは個人がどのようにかかわることでまちづくり協議会ができ上がっていくのか。個人がいて、個人が所属する自治会があって、それを包括するのがまちづくり協議会になっていくのか、あるいは個人も自治会も別々でまちづくり協議会に参加することで、市民の自由度、あるいは市民が企画する、責任ある活動が行えるのかという点について、市長の見解をお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

西川議員のご質問にお答えをいたします。

当然、自治会を含むさまざまな主体が、やっぱり地域社会にはございます。それは、例えば消防団であり、あるいは老人クラブであり、子ども会であり、そういうものを包括的に、いわゆるコミュニティと今まで呼んできたわけでありますが、その中に一定の仕組みを組み込んでいく、それぞれの地域に合った自治の仕組みを組み込んでいっていただく、それを包括的に捉える概念を地域まちづくり協議会と、このように私どもは呼んでおるところでございます。

その中には、当然自治会員である個人も入っておりますし、あらゆる主体という団体等々も包括をしておるといふうなことでご理解いただくのがわかりやすいのかなという気がいたします。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、市長の答弁ですと、全ての団体を含むまちづくり協議会という概念を持って住民自治を進めていくというふうに理解せざるを得ない。実際のところ、活動していくメンバーも余り変わらない、メンバー構成も含まれているということであれば、新しいというよりは、今の既存のものをどう発展させていくか、どういう協力を得るか。最初の答弁であったように、多くの市民が参加することにこそ意義があると。だから、参加しやすい組織をつくっていただくのが大事なのかなと。

これをなぜ私が最初に持ってきたかというのと、これが将来の亀山市をつくっていく住民自治の基本ベースであるというふうに思います。そして、これからつくっていく総合戦略であったり総合計画に重要な位置を占めてくるのかなというふうに考えて、聞かせていただきました。

2つ目に、ちょっと3番目のかめやまホームケアネットについてお伺いしたいんですけども、先ほど言われた中には、お年寄りの方の老人会というのも自治の中では重要なポイントを占めてまいります。そして、このかめやまホームケアネットの中のポイントは、何といたっても在宅医療、在宅介護になってくると思います。そして、その在宅でということに関しては、この計画に書かれている部分においては、地域で見守るという部分も出てきます。老人の孤独な方といいますか、老人世帯というものも含めて、地域の中で大切な役割が必要になってくるというふうに伺っていますので、まずはホームケアネットの概要についてお伺いしたいと思いますので、お願いします。

○議長（前田 稔君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

ホームケアネットの概要でございますが、先ほど議員がおっしゃられました地域包括ケア、地域でお年寄りを見る、そういうものの中核となります部分が在宅医療連携システムでございます。この在宅医療連携システムを、当市としましてはかめやまホームケアネットという名称で進めておるところでございます。

これ、昨年4月から試行を始めておりますが、そもそも在宅医療といいますのは、例えば脳梗塞やがんで入院されていた方が退院されて、ご自宅での療養を希望された場合、病状や体の状態により、通院ができない場合などに、ご自宅まで医師が計画的に訪問する、いわゆる往診ということではなしに、計画的に訪問する訪問診療ということでございますが、診療を行うものでございます。また、医師以外にも訪問看護師であったり、ケアマネジャー、ホームヘルパーなど、介護職も含めて、チームでの支援を行うものでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

このかめやまホームケアネットは、地域包括の中核をなす部分だという説明がありました。

僕は、先ほどの答弁の中で抜けていると思う1点が、これはあくまでも介護、あるいは終末医療と言われるような部分であって、社会復帰を目指すための医療ではないんだという点が大きなポイントだと思うんですよ。最期の、自分の死に場所を自宅にするか病院にするかを選べる、個人が自分の死に方とといいますか、死に場所を選べるようなシステムではないかなと感じています。

これについて、代表質疑の中で、医療センターの予算の中で、この訪問介護における収支の部分はお伺いしました。ただ、これはあくまで医療センターの部分だけお伺いしたので、2点目に医療センターを含む市内の医療機関との連携についてです。先ほど言われました、ナースやケアマネジャーなどのチームによって支援を行っていく、計画的に在宅訪問をして、その方の病状をみとっていくのがこのポイントだということですので、医療センターだけではなくて、当然市内に点在するさまざまな病院、お医者さんからそういう支援を受けるんだろうと思っていますので、その点の連携について、それとケアマネジャーさんの仕事について、ちょっと説明をしていただきたいと思っています。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

まず在宅医療連携システム、かめやまホームケアネットの目指すところということでございますが、リビング・ウイル、いわゆる終末期医療、みとりということだけではなくに、それまでの在宅医療、そこをどうやってケアするかということにも重きを置いておるところでございます。

さらには、おっしゃられるように、いわゆる開業医さん、かかりつけ医ですね、開業医の先生方であったり、さらにはさまざまな専門医、内科に限らず皮膚科とか泌尿器科、そういう先生方の連携協力のもと、医療センターとしましては、入院病床を持っておりますので、後方支援を行う病院として、ホームケアネットに参加しておりますのはもう1つ、みえ呼吸嚥下リハビリクリニックというのがございますが、ここらが後方支援病院として機能するシステムとなっております。

先ほどの、ケアマネジャーがどのようなかわり方をするかといいますと、例えば在宅に変えるときにケアマネジャーに相談されて、もちろん介護保険の中でのことでございますが、ケアマネジャーにご相談された中、開業医の先生、あるいは副主治医の先生等と一緒にカンファレンスを行うことによってケアを行うと、そのようなシステムでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

かめやまホームケアネットというのは、いかに全市的で取り組んでいかなければいけないかという点がはっきりしたのかなと、そんなふう感じています。

また、亀山市は今現在福祉計画というのをつくっておられまして、こちらのほうでも地域密着型医療であったりとか、利用者目線というような目的を掲げて活動されていて、これをより一層高め

る、あるいは補完をしていく部分もあるのかなというふうに感じているところです。

自治会の組織の話、それから今のかめやまホームケアネット、亀山市がやっていくことについてのご説明をいただきました。3つ目に、今度新たに出てきた、まち・ひと・しごと創生総合戦略というものがあります。これに多分つながっていくんだらうなというふうには私を感じたので、この質問をあわせてさせていただいたわけであります。

この質問については、昨年の12月議会において宮崎議員が詳しく聞かれております。また、本日の午前中も、尾崎議員が地方創生についてという題でお伺いしておりまして、まとめていくと、僕が感じたのは、地方で住みやすいまち、住民が定住するまちをつくっていく。そのために仕事が必要であるよ、住む場所がしっかりしてなきゃいけないよ、医療が補完できていなければいけないよ、不便がないようなまちをつくることで、東京への人口の一極集中を防ぐための法律だと。そのためには、地方独自で、地方に合った政策を新たに打つことで人口の東京への移動をとめようと、そういう部分ではないかなと、そこが大事な部分かなと。何か江戸時代にあった農村回帰というような、江戸という大都市に人が集中しないようにという意味合いを含んだ法律なのかなというふうに、今までの説明を聞いて感じたところなんですけれども、現在、その法律の中身については、そんなふうに感じました。

それで、今ここに僕が上げたのは、亀山市がつくるまち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部についてということで、新たに本部をつくられて、この総合戦略を策定するという仕事に入られると聞いております。

今、行財政改革推進本部とかありますね。きょうの尾崎議員の説明のところでは、本部の構成要員20名、市長以下20名、市役所の幹部の方がなられるということでございました。行財政改革本部と、それから聞いたところによりますと、今度つくられる総合計画の策定本部があると聞いていますので、正確な名称ではないかもしれませんが、そちらのほうの構成メンバーとの違いがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

西川議員のご質問は、まず現在の亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部、これは市長を本部長にして、部長級を入れて20名ということで、行財政改革推進本部、これも全く構成が同じでございます。それと第2次総合計画、今後策定を予定しております。名称は中期戦略会議という形で考えておりますが、このメンバーにつきましても、総合戦略策定推進本部とほぼ同じ体制といたしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、説明を受けました。中期戦略会議ですか、それから行財政改革推進本部ですね、それから新たに出てきた総合戦略策定推進本部と、メンバーはほとんど変わらない。これ、やっぱり行財政改革をしていく亀山市としては、無駄じゃないかなという感じがまず第一印象です。

それから、昨日の議論の中で、市の総合戦略をつくっていくという話の中では、この策定、同じ

ものでもいいという話がありました。同じメンバーが、時期は異なると思うんですね、これは総合戦略に関しては今年度、27年度中につくっていくんだ。それから総合戦略については、もう1年後になっていくのかなというふうに感じるんですが、同じとは言いませんけれども、似たようなものをつくっていくかきゃいかんという中で、同じメンバーが話し合っていく。これ時間と労力の無駄じゃないかなというのが、本当に感じるんですよ。

特に昨年12月、宮崎議員の質問に対する答弁で、どんなものをつくっていくんやという話では、基本理念に沿ったものだということで、潤いのある豊かな生活を営めるようなまち、仕事と生活の調和、環境の整備をやっていくんだと、そういうことを言われました。潤いのある豊かな生活を営めるまちをつくっていくと、これ市長がいつも言われているクオリティー・オブ・ライフでしたか、暮らしの質を高めていくんだと。これは、もう既に亀山市が目指しているものと合致しているんじゃないかと。仕事と生活の調和、まさにこれワーク・ライフ・バランス、市長のお言葉にあるとおりだと思うんですけども、その点、新たに国から出てきた法律だとはいえ、亀山市は先行してやっているんじゃないのかと。櫻井市長は、既に前向きに進めているんじゃないかという気がするんです。その中では、市長の頭の中には、ある意味、早くからこの構想ができていないんじゃないのかと私は思うんですけども、きょうの午前中の尾崎議員の質問のところに、特に市長が目指すものは何だというふうな話が出てまいりました。

改めて聞きます。前からクオリティー・オブ・ライフ、ワーク・ライフ・バランスということは言われていますので、特に今後、戦略を策定していくに当たって、あるいは総合計画をつくっていくに当たって、市長がこれだけは先にやりたいんだ、市長が言われます集中と選択、まず最初の優先順位が何だというような部分があれば、ちょっとご答弁をいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

確かに今少し触れていただきました、既に亀山市が目指していたものは、持続可能な成長、なおかつクオリティー・オブ・ライフを県内、周辺都市とは違ったアプローチで、ぜひまちを輝かせていこうという思いを込めて、さまざまな施策を展開いたしてまいりました。

今回の法律の制定に伴いますまち・ひと・しごと創生という意味合いというのは、今後5年間において、これは多分、今後の国の財政支援の一つの担保になる計画にもなるかというふうに私どもは想定をいたしておりますが、今から詰めてまいりますし、くしくも私どもは次期総合計画を策定する27年、28年の2カ年かけて、その前段部分で、将来の人口ビジョンとか、総合的な戦略をどのように整理していくかというような作業をやっていくという意味では、本市にとりましては非常にそれがリンクしていく意味でもいいタイミングであろうというふうに考えております。

その意味で、5年間を担保する計画ではありますが、今後の中期的な視点も展望もしっかり見きわめた上で、今後、この策定推進本部においてしっかり詰めていきたいというふうに考えております。その方向は、午前中も申し上げましたが、重点になるのはより強い産業とか雇用をしっかりつくっていく、ましてや東京にある本社や企業の事業所を地方に誘導していくという意図もありますので、しっかり受け皿として持っていきたいということと、子育て世代や教育については亀山の売りでございまして、定住化に向けて、こういうものをしっかり入れていくということも重要であ

ろうというふうに現時点では考えておりますが、今後の策定作業の中で、しっかりこれは詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

特にと言うと、午前中も言われたように、産業、雇用、そして子育てなんだというふうなお答えですね。その中でしっかりとつくっていただきたいと思います。

今も出ましたけれども、総合戦略の中に人口ビジョンというのが出てきます。特に午前中もありましたけれども、地方が消滅するという話が出ていますね。約900近い自治体がなくなっていくんだというのが報告されています。

その人口ビジョン、この亀山市の将来人口推計について、ちょっとお伺いしておきたいのですが、これは昨日の豊田議員のところでも若干出てまいりました。高齢者人口、65歳以上はふえている。64歳までの生産者人口は減っているという答弁をいただいていた。ただ、64歳までの人口が減っているということは、行く行くこの方たちは65歳以上になるわけですから、その方たちが減っているということは、行く行く65歳以上も必ず減っていくというのが自然の流れではないのかなと思います。社会的流入は別とすればですね。そうすると、今亀山市が見ていらっしゃる人口の計画、推計の部分でいえば、将来人口、必ず亀山市も高齢者の方が減っていく時期が来るのだらうと思います。その時期についてどのように考えてみえて、そのときにおける生産人口、これによって、今言われました産業や雇用をどうしていくのかという点についてのビジョンはお持ちなのか、お伺いしたい。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず亀山市の将来人口推計ということで、これは国立社会保障・人口問題研究所における将来推計人口で申し上げたいと思います。平成22年の国勢調査の数字がもとになっておりますもので、住基の数字とは若干異なるものでございます。

2010年（平成22年）、私が申し上げた国勢調査の年ですけど、亀山市は5万1,023人となっておりまして、これが2020年（平成32年）には5万1,977人まで、緩やかに増加傾向になるということでございます。その後、議員がご指摘のように、生産年齢人口が高齢者人口に変化してまいります。そういったことによりまして、その後、2020年（平成32年）をピークに減少に転じまして、2040年（平成52年）には5万119人まで減少するというところで、亀山市においても、将来的には人口減というのはやむを得ない問題であるというふうに思っております。

それに対応するために、今回、総合戦略を策定して人口減に歯どめをかけていく、そういう施策を打っていかねばならないというふうに考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

平成32年をピークに、亀山市の人口は緩やかに減少していくんだというふうなお答えをいただきました。

きょうの、人の発言ばかりであれなんですけれども、尾崎議員のところで話をしていると、市長はアンケートに対して、余り危機感を抱いていないというふうに出ていました。

確かにこの数字を見ると、平成42年までで今の人口よりもそんなに減らないということは、確かに危機感を抱く必要はないのかなというふうには感じますけれども、だからこそ、今やらなければいけないことが出てくるのかなと。そのためには、やはりこの人口が減らないように、あるいは増加していくように、そのためには生産人口、社会的流入がなければこれは維持できないということですね。出産数でいけば必ず減っていくんだけれども、亀山市がなぜこの人口を維持できるかという、社会的流入を計算していくといいということですね。

そこに関しては、さっき言ったように、雇用と子育てという両立が必要になってくると、そんなふうに感じます。社会的流入を入れるためには、亀山市の魅力的政策が必要なんだと。今住んでいる人がそのまま住むだけではなくて、他地方に住んでいる人に亀山市に住んでもらう。そのためには、亀山のいいところをPRしていかなければいけないんだというふうに感じるんですけれども、そのためには、この総合戦略でも出てくるのが、それぞれの地方に合った地方の特色というものになるんだらうと。その特色として、今出ていました。

これ、「地方消滅」という本には亀山市のことが、いっぱいではないですけど、書いてあります。産業集積の失敗例として亀山市が載っているんですよ、残念ながら。2004年にシャープを誘致して135億円の補助金を出したのが安いとって当時は騒がれたんだけれども、5年間で操業がというようなことで、この本には失敗例として載っているんです、残念ながら。だから、産業を呼んでくるだけではなくて、そこから生まれる、集積していく産業と、それから、そこに組み込まれるまちというものがいかに大事なのか。そして、そのまちにおける魅力が今後大事になっていくんだらうなということなんですけれども、この点について、時間的にあれなんですけれども、市長の考える危機感がないという部分においては、やっぱりそこに危機を持っていただいて、それから、今までやってきた産業の集積が、本に失敗例として載っているのではなくて、成功事例として載っている市もいっぱいあるわけですから、そういう意味では成功事例をつくっていくんだという意気込みを聞かせていただきたいと。

そして、それにあわせて、ことし、改善の年というふうに市長は示されておりますので、改善をしていくものが、何を改善していくんだ、どんなふうに改善していくんだという点も、今後の戦略にあわせて一言いただきたいなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど液晶産業が立地をして、平成14年でございましたので、かれこれ12年を私どもは経験してきたわけでありまして。この間、前半の数年と後半の数年、潮目が変わっていく中で、先ほども失敗例として紹介いただく書籍、あるいは情報誌がたくさんありました。しかし、我々はこの10年、合併から10年でもございますが、やっぱりまちが、一旦馬力ではなくて、持続的に成長する意味が大変重要であるということ学び、そして今後の本市の戦略として、それを推進してきた

ところでございます。

先ほど福沢美由紀議員の中で、余り家族の時間づくりを全国でやっていない、10ぐらいのまちしかやっていない。だけど、なぜ亀山市はこういうことがまちを挙げてできるのか、全国で本当に唯一、そういうことができるのかという意味では、他市とは違うこのまちの特徴がその中にあるんだろうとっております。そういうものを今後さらに、本市としては、今後の長期計画の中へ組み込んでいく必要があるというふうに強く思うところでございます。

その上で、改善の年の意味合いということで、きのうも申し上げたと思うんですが、平成27年度の行政経営のスローガンにおきまして、常に問題意識を持って、日常の惰性や慣習から脱却しよう、こういう思いを改善の年として位置づけをさせていただきました。市役所改革でありますコミュニケーション、スピード、オープン、これによります一層の質を高めていくという中で、一つ一つの創意工夫を組織全体の大きな力に変えていきたいと、このように考えて、改善の年として、さらに一步一步、新年度、前へ進めていきたいと考えてございます。あわせて、新しい地域自治をしっかりと組み込んでいくことで、地域力をさらに高めつつ、このまちの魅力をつくり上げていきたいとっております。

それから、先ほど少し人口減少に対して危機意識がないと。これもそういう設問でございましたので、都市の人口減少自体は、私自身は危機を持っておりませんが、少子・超高齢社会に、いかに備えていくかという意味での都市の構造、あるいは政策的な問題意識というのは、危機感を持って、しっかり今後も対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市長の決意というか、思いを聞かせていただきました。

感じるどころ、今、言われましたけれども、全国で唯一やっている部分というものをふやしていくんだと、他市と違うところをふやしていくんだと。違えばええというものではないとは思いますが、やっぱり違う部分でいい部分がなければ意味がないとは思いますが、そういう意味では亀山市の特色といいますか、PRは何ですかという質問が議員から出ると、大体言われるのが豊かな自然、それから悠久の歴史というものが有りますよという話ですけど、これは僕はいつもよその市に行っても同じようなスローガンは書いてあるんですよ。日本中、どこへ行ったら豊かな自然は結構あるんですよ、都会以外は。悠久の歴史と言いますが、日本の歴史は、みんなこの地域も同じだけの歴史を持っていますので、これがPRポイントになるのかというのが、僕は非常に疑問に感じています。だから、その中でもどんな自然があるから亀山市はいいんだよという話だと思えます。

きょうのところでも、防災の話も出ましたけれども、確かに亀山市は、防災に関しては他市に比べて安全な部分があります。三重県内でいえば、海岸線沿いにあるまちに比べれば、海岸線がないというだけでも安心・安全な部分はあるんだろうと思います。だから、それにあぐらをかいてはいけませんよ。それを認識した上で、市長が先ほど言われたように質を高めていくことも大事だし、今までのこれでいいんだというのではなくて問題意識を持って、じゃあどこをどうしていくんだということを考えていかないかんというふうに私は思うんですが、その中で、いつも市長に、

ここで、じゃあ何からやっていくんですか、どれを大事だと思っているんですかと言われると、大ざっぱに住みよいまちを、住民自治による地域力を高めていく、そういうご答弁がいつも返ってくるので非常に残念なんですけれども、やっぱり市長の言葉の端々を聞いていると、少子・高齢化というのが非常に問題なんだという意識を持たれているのかなど。常に答弁で、少子・高齢化というのは亀山の第一課題なんだというふうに受けとめられるわけですよ。だったら、やっぱりこの少子・高齢化に対する問題として、もう少し具体的な話をさせていただきたいなど。亀山の目指すところはこういうところなんだと。市長としてはここを優先的に解決していくんだ。言われるように、コミュニケーション、スピード、オープン、これを常に意識されているのであれば、やっぱり我々に対して問題提示、そして我々が一緒になって亀山市をどう考えていくのか、より発展させていくのかというのを議論していく、そういうタイミングをつくっていただきたいなど、切に思っているわけです。

ちょっと市長の答弁をお聞かせいただきたいと思いますので、できれば本当に具体的に、ここなんだというところをお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山は、四百数十の事務事業が動いております。35の施策が動いております。その中で重点的に戦略プロジェクトとして、役所の力を政策的に突っ込もうということをして4つのプロジェクト、これは私どもが、私自身も含め、亀山市として力を入れていこうという施策であります。

具体的にということなんですが、例えばWHOの健康都市連合を亀山市で、健康都市という概念を入れていくと。その中に、先ほどホームケアネットのご質問がございましたが、健康と医療と福祉ケアを地域に合った形で仕組みをつくらうと。そして介護の予防であったり、あるいは医療、それから高齢社会に備えるような仕組みを亀山市として備えていこうということが、在宅医療連携システムのまさに心髄であります。

○議長（前田 稔君）

質問の途中ですが、本日3月11日で、東日本大震災の発生から4年を迎えました。

ここで、震災により犠牲になられた多くの方々に哀悼の意を表し、午後2時46分になりましたら黙祷をささげたいと思います。そのまま自席でお待ちください。

皆様、ご起立をお願いします。

黙祷。

（黙 祷）

○議長（前田 稔君）

黙祷を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

櫻井市長、答弁を再開してください。よろしくをお願いします。

○市長（櫻井義之君登壇）

答弁の途中ですが、改めて4年前の東日本大震災で犠牲になられた皆様のご冥福をお祈り申し上げます。

途中になりましたが、具体的にということで、先ほどホームケアネットもそうでありますし、あ

るいは健康都市連合等々のこういう仕組みづくりもそうであります。それから子ども・子育て会議で2年間、本当に真剣に議論してまいりました新しい子ども・子育て新制度の移行に伴いますこの会議は、ちょうど昨日、2年間、約十数回の熱心な議論を経て、今後5年間の支援計画を明記させていただきました。この中には、具体的なさまざまな子ども・子育て支援の計画を、亀山市の思いをあの中に込めさせていただいておるところでございます。そういうことを、本当に1つだけではないんですが、重点的に追っかけるものをうまく、全体として推進をしていく、その総体として本市が持続可能なまちとして発展ができる、そんなことを目指していきたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

まさにおっしゃられるとおり、亀山市がやっていくというのは、本当に多岐にわたっているのは間違いのないと思います。ただ、具体的にどういうのがというのは、なぜ言ってほしいかという、やっぱりそこに向かっていく市長の姿勢が我々を引っ張っていく、市民のリーダーとしての市長の姿勢が市民の安心感を生んでいくのではないかなというふうに感じるからです。

きょうは、いろいろと聞かせていただいた中で、ただ、ほかの議員の質問ともかぶっている部分がありましたので、大分、当初の聞きたいことから深く聞けたのかなというふうに感じています。ただ、これからの亀山市は、やっぱり住民自治に頼る部分がふえてくると。それは財政的な部分も人的な部分も含めて、今行財政改革でやられているようなことが、多分住民の自治によって救われる部分が出てくるのではないかなと。そして、その新しい姿がしっかりとでき上がっていくことで新しい亀山の形が見えてくるのかなというふうに感じました。

また、ホームケアネットは、市長が言われる超高齢化社会に向けての、本当の第一歩ではないのかなと。ただ高齢化社会というだけではなくて、若い者たちが戻ってくる社会流入という部分が亀山市にとっては非常に大事なので、魅力のある亀山市をつくっていただくことが、まず第一だと私は思います。

そのためには、今ある亀山市のよさをPRするとともに、これからも亀山市をこんなふうにしていくんだ、こういうふう引っ張っていくんだという市長の姿勢が見えることで、ほかの市長とは違うよと。亀山市が違うということよりも、市長がほかの市長に比べていい市長だよというのが安心につながるのかなと。亀山市はしゃべれませんが、市長はしゃべれますので、市長がいろいろとPRをしていただく。そして、市長がいつも言うように、あれもこれもやっていくんじゃない、これをやっていくんだと。ここをやっていくから亀山市はよくなるんだという説得力を持たせていただくことが大事なのかなというふうに感じています。

今、行財政改革をやられて、そしてコミュニケーション、スピード、オープンという部分で市の形を変えていこうと、行政の形も変えていこうとされているわけですから、今、私が思うのは、行財政の財政改革の部分においてはかなり成功してきたのかなというふうに感じますけれども、行政改革という部分において、まだまだコミュニケーションという部分においては市長の説明が我々にとって不十分だと思えるから、こういう質問をどんどんしていくようになってしまうのかなと。

そして、スピードについても、昨年12月のときに宮崎議員が質問されて、企画してきますよ、つくってきますよと言われた。そのときに、早くつくっていくことがまず大事なんだと。そして、

これは国からの補助金であったりというものを担保するために大事な計画になるわけですから、早くつくっていただくといったら変ですけれども、我々に早く示していただくことで我々の意見を取り入れて、新たな計画もできるのかなと思いますので、できる限りこの議論がオープンにできる、そして、そのタイミングを見誤ることなく行政改革を進めていただきたいと思います。

特に市に問題が起こったときも、我々に示していただく、市民に教えていただくことで多くの人が問題を共有でき、そして、先ほども言ったように、自治会ですら多くの問題をみずから考えて、責任を持って協働して解決していくわけですから、議会も市も一緒になって市の問題を解決し、新たな市に向かっていきたい、そんなふうに感じるところです。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時52分 休憩）

（午後 3時03分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

緑風会の小坂でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、地籍調査についてでございますが、地籍調査につきましては、過去に議会から現状の認識等について、進捗状況等について再三質問しておりますが、一向に進んでいない、進もうとしていない、取り組む意思がないとしか言いようのない状態でございます。

そうした中で、地籍調査については平成14年度から旧亀山市、それから旧関町では地籍調査事業を本格的に着手はしたわけなんですけど、この地籍調査事業については、私も地元地区で協力を携わってきた者で、事業の概要については知っておりますし、また進んでいないことも承知しておりますが、事業の概要説明なり、進捗状況は不要ですが、確認のために、地籍調査をしないと行政にとってどんなことが困るんだと、そのことについて、まずお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

地籍調査が進まないということで、まず必要性について、私のほうからご答弁させていただきます。

1つ目といたしましては、個人、公有財産的なものが正確に把握され、公有地の未登記、また法定外公共物の位置が整理できるということが1点目。2点目としましては、災害に対して迅速な境界復元が可能となり、復旧事業が円滑に進められること。3点目といたしましては、当然、調査の

実施が進めば、公共事業の計画、設計、用地買収等が容易になる。4点目といたしまして、固定資産税の課税につきましても、地籍が正確に測量されることで課税の適正化、透明性が図られるという4点がございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今、私は必要性を言ってくれと言ったわけじゃないです。行政にとってどんなことで困るんだと。ということは、裏を返せば必要性なんですけど、この地籍調査が進まない困ったことになるということだけは、必要性和困ったこと。だから、進まないから困っているわけですね。必要性がありながら、やらないから困っておると。これは、全て土地の境界の不明瞭により、さまざまな問題が起きているというふうに、市当局も認めておるというふうに考えます。

例えば、最近の、きょうも出ておりました訴訟の問題、この問題について発展した案件が多々あるかと思うんです。これも地籍調査が進んでいけば、大きな問題には発展しなかった、当然結びつくだろうと思うんです。地籍調査が進んでおれば。また、固定資産税の課税の公平性についても、亀山市のように中山間地域が非常に多いと。これについては、この地籍は、明治時代の地籍のあれから来ておるんですけど、縄伸びとって、登記簿面積より現地面積のほうが大きいところが多いというふうに言われています。このような課税の観点から、市民に課税している根拠の登記面積と現状の面積が違うことについての認識をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

議員おっしゃるとおり、明治時代の地租改正事業によって、現在の公図等がおさめられ、法務局等に登記されているという、その面積によって課税をされているということが現状でございまして、それを解消すべく、国土調査法に基づいて地籍調査を進めていかなければならないということで、その相違については解消すべく、努力をしまいるよう頑張っていきたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

頑張っていきたいけど、頑張っておらんで私は質問しておるんやけど、大方の土地が、登記簿面積より現状のほうが大きいと考えるのが普通なんですよ。特に山林においては、この傾向が著しいと考えまして、ここらそのものが税収入、財源確保の観点からも大きく不公平が生じておるということについて、どのように考えているかということをお聞いしておるんですよ。それは、どの程度認識して、それがあることによって、財源確保の上から、どのように認識しておるのかということをお聞いしておるんです。

地籍調査については、旧関町のときには14年度から毎年約1,000万ずつを投入して、4ヘクタールぐらいを徐々にやっておったんですよ。ここ数年、この9月にも再三質問しておっても、今年度の予算は170万ですよ。こんなもんでできるわけがないでしょう。だから、駅前開発に

についても、地籍調査がきちっとできておれば、今回1,100万の測量調査が入っておるけど、地籍調査が済んでおれば1,000万の測量調査は要らないわけです。だから、公共事業を進める上においては、特に、やはり地籍調査を進めるべきだと、先行して。その認識が全然ないと、何にしても進んでいないと。

だから、これは国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の補助事業で、国も推奨しておる。特に三重県は全国で最下位ですよ。亀山市は0.28、どべから2番目ですよ。それだけしか、今地籍調査は進んでいない。あれほど再三議会で進めるべきだという質問をしたのに、予算はつけない、進まない。それはなぜか、どういう原因で進まないのか、その進まない要因についてお尋ねします。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

地籍調査については、費用対効果の高い事業として考えております。

個人の財産を取り扱う事業であるため、事業実施に向けては特定相続関係等、事前調査が必要で、複雑で、また膨大である。市では、個人間の境界問題を誘発させる等が原因で、調査が長期化しているというふうなこと、また非常に専門性の高い事業でございます。職員も、登記上の知識や習熟、経験年数も必要であり、多岐にわたる業務として、業務による業務執行量にも限界があるということから境界確定に時間を要し、平成20年度以降に着手した区域についての法務局備えつけの地図を差しかえることができないというのが今の現状でございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そういう現状だから、それを打開するためにどうしたらいいだろうということを私は聞いておるんですよ。だから、これは今の公共事業を進める上においても、個人の財産を守るにしても、地籍調査は、100年かかろうとも計画的に、市の財源の根底になる、固定資産税の。だから、それを正確にするということは、行政にとって文化も大事だけど、この地籍を確実にするということはもっと大事だと思うんです。そんなところに2,000万も3,000万もかけるんやったら地籍調査に毎年1,000万か2,000万かけて、確実に地籍調査を進めていくという姿勢があるのかないのかと。

この地籍調査とあわせて、市道についても、公共用地についても、市道でも官民境界がほとんどできていない、登記がついていない市道が多くあります。特に農道から昇格した市道についての底地はほとんど個人ですよ。課税上は非課税になっていますけど、登記はほとんどついてない。

赤道についても、大蔵省から移管されたわけですね、市の管理へ。一線引きと二線引きによって幅員は違いますよ。そこらについての確認も全然できていない。事が起これば、その時点で地籍調査をする、境界立ち会いをするという、非常に手間と人力と経費をかけてやっておる。そこらは、公共事業を進める予定のあるところについては、事前に赤線の一線、二線、青線、それから官民境界をしておけば、もっとスムーズに進むと私は思うんです。そこらについても、地籍調査とあわせて官民境界、それから市道の登記、どれぐらいついて、どれぐらいついていないのかはわかりにく

いかわからんけど、今、市道は何十キロとあるわけですけど、その中に、まだ個人の土地を市道として認定しておる。市道として認定しながら、その中へ水道管や下水まで埋設しておる。そうなったときに、持ち主の代がかわつたらなかなかできないです。寄附行為しか市道認定はできないわけですよ。それによっては、物すごい手間と時間と金がかかるんですよ。だから、そういうところを地籍調査とあわせて、市道、公共用地の官民境界をやるべきだと思うんですよ。

その辺、この地籍調査とあわせて官民境界、市道の登記の問題については、今、人が足りないけど、旧関のときは県OBの用地対策課をしておった嘱託職員を、あえて登記専門職員を雇って、関町の場合はできるだけ専門にして、官民境界等、道路の登記専門にして、解消に努めておってもなかなかできなかった。亀山になれば、事務量もボリュームも大きいと思うんです。それに対して、今後どのように取り組むつもりなのか、市長に一遍お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えいたします。

確かに亀山市は、合併前の平成14年から旧関町新所において、亀山も御幸地区からこの事業を着手してまいりました。現在、今、議員は0.28とおっしゃられました。余り変わりませんが、2.28%ということでございます、進捗率は。

これは、今も触れていただきました財源だけではなくて、やっぱりマンパワー自体が不足をしておると。ですから、取り組む意思がないと冒頭おっしゃられましたが、決してそういうことではなくて、非常に苦慮しながらも、今この必要性につきましてはしっかり認識をさせていただいて、時間がかかりますが、展開をしていきたいというふう考えておるものでございます。

例えば県内でも、いなべのように、昭和30年代、40年代から手がけられたところというのは結構、四日市もそうですし、私どもは、本当にこの10年ちょっとの中で、ということは、背景があらうかと思いますが、今後につきましても、先ほど答弁したように、業務執行量も十分勘案した上での、どの程度の調査を、どこを優先に進めていくのかということについては課題であろうと思います。

しかしながら、地籍調査の取り組みの方向性については、特にD I D地区内の人口密集地域において、通常的地籍調査の整備は相当時間を要しますことから、平成23年度に実施されました国直轄事業であります都市部官民境界等基本調査の成果をもとに、公共インフラが集中する道路と民地との境界のみを先行して調査する官民境界等先行調査等を実施するなど、より簡易な手法で進捗を得られる事業手法に今後も取り組んでまいりたいというふう考えてございます。

また、市内のD I D地区内には、公共基準点がご案内のように830点ほど整備しておりまして、この基準点をもとに作成された民間測量図は地籍調査と同様の精度を持っておるというものでございますので、昨年9月から法務局が測量図の作成に公共基準点の使用を土地家屋調査士に求めておりまして、側面的に地籍調査が進んでいくものというふう考えてございます。これら民間測量図の集積・熟度によりまして、実施区間を少し、市としましても検討いたしてまいりたいというふうに思います。さらに、議員いろいろご苦労いただいてまいりましたが、地籍調査の推進委員等の協力をしっかり得ていくということも重要ではないかというふう考えてございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それだけの認識と必要性を持っておれば、ことしの予算でも170万でとどめておくのでは、進まないわけです。だから、それであるならば、やっぱり見えるように予算をつけるべきであろうというふうに思うのと、結局、人的不足だと思いますよ。今、どのような体制でこれに取り組んでおるにしても、予算がないから、当然対応する人員もおらんとするんですけど。

市長として、この事業が本当に進まないのは、予算を含めて担当部局の人員不足だと思う。これについて、市長は今後、予算とあわせて人員確保について最大の努力をしていく意思があるのかなのかだけ、ちょっとお伺いします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、この議会に今後の定員適正化計画を提示させていただいておるところでございます。当然、この業務も含め、全体としてどのように私どもが考えていくのか、これまた全体の定数の中でもしっかり対応していきたいと思っております。

当然、この業務の今のマンパワー、この業務だけをやっておるというチームではありませんので、他の用地買収から、さまざまな公共事業の推進のための条件整備等々あわせてやっておるチームでございます。おっしゃるように、マンパワーが不足しておるというのも確かであります。したがって、どのようなオペレーション体制をとっていくのかにつきましては、今後の課題と捉えさせていただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

最後になりますけど、全ての行政の根幹をなす最大の要素は土地であるというふうに私は考えております。それぞれの皆さんの地名なり地番、固定資産税の土地表示、面積も、全てが土地から成り立っていると。このような行政の一番大事な根幹となる土地の確定というのは、早急にすべき、最大かつ喫緊の業務であろうということから、市長はもう少し腹を据えて、担当部署への人員配置を増員してでも、この事業にいち早く順調に、計画的に取り組んでいただきたいというふうに要望をいたしておきます。

それから、次に団体支援事業についてなんですけど、団体支援の現状については、平成27年度の補助及び交付金では、約8億円の補助交付金が出ておると。その中のいろんな各種団体の補助金なんですけど、団体支援事業としては22団体、1億4,000万の予算が出ておるわけなんですけど、この中には、社団法人、一般法人、財団法人等、ここらについてはそれぞれの総会等において明確に収支計算が出ておるとするんですけど、ただ、その支援団体の補助金が、特に商工、教育関連、体育関係に多いんですけど、その団体に対する補助金の算出根拠はどのように算出されて、その経費を、これを要求された額をされておるのか、必要とする市の判断で出しておるのかという、その算出根拠についてお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

団体補助の現状と考え方について、少しお話をさせていただきますけれども、補助金につきましては、地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができると規定されているところでございます。これにより、市におきましては、交付申請、交付決定、実績報告、額の確定などの事務手続を補助金等交付規則で規定するとともに、補助金の交付に関しての統一的な基準を平成20年6月に策定し、補助金の公益性、効果性、必要性、的確性を確保し、市民への明確な説明責任が果たせる仕組みをつくってまいりました。また、その統一基準につきましては、本年2月に補助金を団体補助、事業費補助、イベント等開催補助、制度的補助の4つに分類するなど見直しを図ったところでございます。

団体等への補助金につきましては、これまで行政の補完という意味からも一定の効果を上げ、行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で重要な役割を担ってきていただいたところでもございます。

一方で、課題として長期化、既得権化に伴って団体が補助金に依存し、団体の自主・自立に支障を来しているおそれもありますことから、再度、今回策定をしました基準に基づき、補助金の役割や目的、必要性を検証してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

これから検証をしていきたいのでは、今までの団体補助は一体何だったのだろうと。公益性なのか、的確性なのかという考え方の中で、どれだけの効果を上げたということの検証をした上での補助金の見直しをしたのか。その収支についてを見て、繰越金の多い団体もあれば、補助金より繰越のほうが多い団体については、かなりの確に判断して削ったというのも聞いていますけど、総会とか各種団体、法人等については、きちっとできておるだろうと。それをもって補助金の見直しをしたんだろうと思うんですけど、それ以外のイベント補助、それから実行委員会の事業補助、これについてはどのような根拠で出されておるのか、ちょっとお聞かせ願いたいです。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

関支所のほうで、主に観光イベントを主催する団体に対しまして補助金を交付しておりますので、私のほうから、少しご答弁申し上げます。

その団体補助金の交付予定額の決定に当たりましては、適当と思われる事業規模に対し、前年度までの実績を踏まえて決定をさせていただいておるところでございます。前年度までの実績により不用額が多く発生したり、必要性の低いものに補助金が充当される場合は、減額という措置をとることもございます。また、新たな要望につきましては、その必要性和積算根拠について確認して、交付について判断をしているところでございます。

また、実行額については、補助申請者及び実績報告書により確認をしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

イベントには、今まで旧関、亀山市を含めて、納涼花火大会、街道まつり、夏祭り、いろんなイベントに観光協会を通じての事業費補助、また実行委員会補助が出ておると思うんです。そこらの収支決算が、私どもは見たことはないんですけども、ここらについては協賛品とか寄附金、賛助会費、ここらが不特定多数に寄せられておる。その使途についてはどう精算されておるのか知りませんが、今回も来月にお木曳きがあるということで、今回の新規補助金に町並み保存費で一般事業として200万、前年度末で400万と、合計すると、お木曳きに対して600万出ておると。そしてお木曳きをされると。それから鳥居のかけかえについては、市の直轄事業として450万で、今工事がなされておるということで聞いておるんですけど、そうした中で、実行委員会が、今各企業等へ1口1万円、それと町並みの関係するところへ1戸当たり500円を賛助会費で出せという案内が来ておるわけですよ。この200万と400万で600万で、一体幾らの事業をそのお木曳きの事業費は見込んだのか、幾ら足りないのか。これが企業で、企業の場合はPRということもあるかと思うんですけども、これも一方的に1万円の寄附を、賛助会費は1口1万円以上ですよ。各家庭500円以上出しなさいと。そして、お木曳きを引く人ははっぴをやるから5,000円出しなさいというのが今の概略なんですけど、その実行委員会、イベントに対する市の補助金と賛助会費、寄附金等を集めるということについて、どう考えてみえるのか。

これはなぜかという、この実行委員会の顧問に市長と議長も入っておるんですよ。この実行委員会に数名なられた中に市長も顧問として入っております。議長も入っております。これは了承した上での話なのか。市長、議長、県議、商工会議所と入っておるんですよ、顧問として実行委員会委員の中に。それは市長は了解した上でこの200万という補助金を決められたのか。その実行委員会が賛助会費とか団体の寄附金を取り、また個人からも1戸当たり500円拠出してくれということについての考え方について、どのように考えてみえるのか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

このお木曳きに対して、企業に1口1万、自治会は1軒500円の協賛金募集をしておると。市長は知っているかということと、実行委員会の組織の顧問を受けておる、これは承知の上かということとございました。

各種イベントにおける実行委員会等への団体補助金の考え方については、さっき答弁させていただいたこととありますが、主催者がイベントの内容を高めたり、参加意識をあらわすための負担金的な意味合いから、イベントに関係する方々、または広く一般の方々や企業などから協賛金等を集められるなど、自主財源の確保にご尽力いただいておりますということは、他の花火もそうですし、納涼会もそうではありますが、本当にこれは敬意を表したいというふうに思います。

市が交付いたしておりますのは、あくまで補助金でございますが、また支出項目の中には補助金の対象とはならない内容もございますので、一定の自主財源を確保していただくことは、主催者のイベント開催に向けた趣旨の徹底、自由度の確保といった意味合いから必要なことではないかと

いうふうにも考えてございます。また、今おっしゃるような協賛金を集めておられるということにつきましても、承知をいたしております。

このたびの関宿東追分鳥居お木曳き実行委員会への補助金につきましても、鳥居の建てかえと、これに伴うお木曳きが20年に1度の関宿の伝統行事であり、あわせて関宿が重要伝統的建造物群保存地区に選定されて30周年に当たることから、町並み保存意識の向上、関宿を中心とした地域の活性化、さらには関宿の全国へ向けた発信などに寄与するところが大きいと判断をし、補助金の交付を行うということにした次第でございます。

地域の皆様、市民、さらに事業所の皆様にご参画をいただいて、にぎわいのある、実の多い行事にしていただければというふうに願って期待をいたしておるところでありますし、実行委員会の顧問につきましても、先般、そういう意味合いも含め、町を挙げて盛り上げていきたいということで、就任の要請を実行委員会からも頂戴いたしましたので、その観点からお引き受けをさせていただいたという経過でございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

了解しておるということじゃなくて、いろいろな異論があるから、苦情申し立てを聞いておるから申し上げておるんですよ。そういう敬意を表するということであれば、不平不満の人は出さなければそれでいいんですけど、それでいいのか悪いのかということと、今回の200万についても、今度は実行委員会のほうで200万出すけど、寄附金がようけ集まったら、プラスが出たら補助金を返せと、こんなことを言うておる。そうすると、一体この200万の補助金は何を根拠に出しておるのやろうと。実行委員会で収支計算して、寄附金がようけ集まったら、200万で余ったら金を戻せと、こういう言い方も担当はしておると。こんなことはもってのほかやと思うし、その200万という額の積算の根拠が全然見えてこない、ええかげんな判断で出たと思えんので、その辺は、やっぱり幾らでやるから、これは自主財源は自主財源でつくるから、不足分200万というんだつたらええけど、200万上げたら幾らになる、全部で600万いっておるんですよ。それは1,000万だから、400万を集めるんだというんだつたら、400万以上集まったらその200万の充当を戻せというような言い方をしておることについては、団体補助金としての本来の正確な積算が非常に曖昧であったというふうに言わざるを得ないので、これは実行委員会を評価するということであって、評価してもらって一体幾ら寄附金が集まって、それで収支計算をどんなぐらいに合わせておるのかというのはまた後刻のことだろうと思うんです。

ただもう1点、花火大会についても、大変今問題になっておる。これも何十年と、昔は関ロジの屋上からやっておった、約30年以上続いた花火大会を今河川敷でやっておる。毎年2万人という。事業費も、これも600万ぐらいの補助金に対して1,200万ぐらいの花火を上げておると。そして、これ毎年続いておるんやけど、ことしについては公安当局のほうから、8号玉については、今まで上げておって、尺玉が上がらないですけど、8号玉が上がるんですよ。8号玉と5号玉をメインにして、スターメインと上げておったのが、ことしは8号玉でもだめですよ。5号玉もだめですよと言われておる。非常に歩道が狭いから、入場者の人数制限もせよというようなきついお達しが出ておるということであれば、もう花火大会にならないわけですよ、今までどおりの。これにつ

いては、公安当局から言われておるんで、そうすると今の実行委員会でやっておる花火大会ができへんやないかと。せっかく予算は盛ってもらってあるんですけど。今でいう寄附金も集めて、今までどおり1,000万以上の花火大会ができんという、大変困った状態が起こっておるということ言われておるんですけど、市長はこの辺についてどう対処されるのか、全然知らないのか、その辺についてお伺いします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山市関宿納涼花火大会につきましては、主催者であります亀山市観光協会、そして主管をいただいております亀山商工会議所青年部の皆さんのご尽力によりまして、また、打ち上げ場所が観覧席に近いということから独特の迫力があるということで、市内外から多くの来場者にお越しをいただいております。近年、特に来場者の伸びは顕著でございます。

しかしながら、この花火大会につきまして、昨年より安全性の確保に課題があるとの指摘を受けておりまして、現在その対応につきまして、主催者において検討をいただいておりますことにつきまして、私も承知をいたしておるところでございます。

二十数年の長きにわたって続けていただけてきた、これは夏の風物詩であろうというふうに考えておりますので、何とか課題の解決、課題解消をした上で、花火大会として継続ができるよう尽力をいただきたいと考えておりますし、市といたしましてもできるだけの協力をいたしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

やっぱりこれは一遍、十分公安と現状とあわせて、道路についても一方通行の道路を、水道の第1水源のところを、あと30メートルもつなげばぐるっと回るんですよ、やろうと思えば、土手から。そういうことを一つずつ解決しようと思えばできるんですよ、入場客については。そこらについては実行委員会任せやなしに、市としても、どうしてもあれは風物詩として必要だというのであれば、現状をもう一遍認識し直して、そして、今指摘されておることについての解消する方法は何かあろうと思うんで、それについて最善の努力をしていただかないと、この補助金も無駄になるし、風物詩もなくなるという大変痛ましい状況になろうかと思うので、最善を尽くしていただいて、早急な判断をいただきたいというふうに思っております。

続きまして、関ロッジについてでございます。

指定管理についてでございますけど、公営から民営と、指定管理へ移管した関ロッジの運営については、聞くところによると大変痛ましい状況が今後続くことが今苦慮されておりますけど、再三設備投資等についての依頼もあったというふうに聞いておりますが、関ロッジの指定管理の状況について、今日までの経緯、現状について、まず簡単にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国民宿舎関ロッジにつきましては、昭和42年に旧関町の直営施設として開業以来、低廉で誰もが利用できる保養施設として運営が続けられてまいりました。

平成17年1月の合併後も新亀山市に引き継がれまして、市直営での運営を継続してまいりましたが、民間宿泊施設の充実や利用者ニーズの多様化、高度化など、取り巻く状況が変化してきたことから、市直接の運営から、公の施設として民間のノウハウを生かした指定管理者制度への導入を図り、株式会社エムアンドエムサービスを指定管理者として選定し、平成25年7月から同社による運営が進められてきたところでございます。

このような中で、国民宿舎関ロッジの運営につきまして、昨年12月に指定管理者であります株式会社エムアンドエムサービスから指定管理の取り消し等の申し出があり、協議を進めてまいりました。本市といたしましては、基本的に平成25年2月26日の基本協定書に基づく指定管理期間である平成30年3月31日まで同社による運営を全うしていただきたい旨を伝えてきたところであります。しかしながら、平成27年2月25日に同社の社長と最終協議を行いました。相手方の申し出との溝は埋まらず、本市としての対応を検討いたしました結果、本年3月31日をもって、条件つきで同社指定管理を取り消すこととし、3月5日、先方に対し、その旨を通知いたしましたところでございます。

その条件といたしましては、宿泊等の予約者、従業員等に対し、適切かつ責任ある対応をとること、運営実績の情報提供、指定管理の取り消しについて同社が何ら請求をしないこととあります。

指定管理の取り消しが確定をいたしましたら、本年4月1日以降は一旦休館とさせていただき、その後は関ロッジの置かれている現状と課題を抽出した上で、指定管理者の再公募も含めた検討を本市として行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

結果的に折り合いがつかず、休館にすると言うたんですけど、これは昨年の2月の今時分にも申し入れがあって、それについてある程度対応をするということで、1年間延ばしてきたと。しかし、それに対してなかなかその対応をしてもらえなかったというのが業者の言い分であろうというふうに思うんですけど、余りにもその中身について放置されて、我々が聞いたのは2月5日なんですよね、2月5日になって初めて市長からその旨があって、今後の、金は出さないから話し合いをするというのを2月5日に聞いたんですわ。その次に、2月25日に市長と社長がお会いされた。その後、2月26日に議会が開会されて、我々が一般質問でロッジの問題について、2月5日から何らその方法、手段の報告が一切ないから、どうなっておるんだろうということでロッジの質問を出したときに、市長はその夕方、議長に向かって、ロッジについての説明をしたいから代表者会議を開いてほしいと。3月5日に代表者会議を開かせていただいた。これで、一応、今までどおり金は出さないから、4月1日で我々閉館かと言ったら、いや休館やというふうに言うておると。

しかし、その前に、もう、我々に代表者会議で、市長は議会へ報告した後、休館ということを決めたんだというのに、3月4日以前に、業者はあらゆる媒体を通じて、予約者も含めて、4月から休館になりますから受け付けしませんということで、余りにも市長が議会に対する報告、認識についても不十分であったのに、そういうことが非常に後手後手で、休館することは、やはり今の水

商売というか、ああいう旅館業で休館することは、経営不振の倒産と一緒になんですよ。そのことすら、休館することで解決できるものではないと私思いますよ。

ただ、前回の指定管理者を決めたときの、私が質問したときのあれには、5カ年の中でしっかり指定管理としてこれを運営できる能力と責任を持った事業所であるというふうに言われとるわけですよ、指定したときに。たまたま、もしその途中で中断したらどうかということを私が問いただしたのに対して、「引き揚げた場合とおっしゃいましたが、その状況とか情勢によっては、その時点で判断をさせていただく必要があろうかと思いますが、いずれにせよ関ロジは存続をさせ、市長の責任において、行政の責任において、公の施設として今後維持していくという考え方を申し上げておる」というふうに申し上げておるわけです。

そこまで申し上げておるのに、中断して休館するという事は、相手の業者を、議会でいろいろ議論したんですけど、指定管理にするということは、そのときに案はあったけど、決定したのは執行部ですよ。業者を決めたのも執行部ですよ、やっぱり。このように、非常に能力もあるし、責任を持った業者であるということで決定された。それが1年もたたんうちに、25年7月からして、既に半年たったときに、これは経営が成り立たないという話を去年の2月にしておる。だから、後でいろんな面で、行政の設備投資をしたことによって1年とはいうことだが、その12月にはもうできませんわと。今度、我々に聞いたのは、2月5日にその方向でということで代表者会議で聞いて、何らなかったと思ったら、3月5日に代表者会議で、一応もう金は出せんので休館させてもらおうというだけで、今後の取り組みについても何ら聞いていないですよ。休むんであれば、いつまで休むんだろうと、その間にどうするんだろうと。

なかなか、一旦経営不振と状況、あのサービスの仕方は、料理は悪い、サービスは悪いということは専らの去年の暮れからの評判だったんですよ。そういう意味からいって、もう少し早い時点から対応すべきであって、休館に持ち込まず、今回、私も申し上げたように、できるだけ継続的、持続可能であれば、少々金がかかっても持続可能にしなければ、一旦中断してしまうと、今から3カ月なのか、6カ月なのか、1年なのかも今全然市長は示さないですよ。どういう対応をしておるのか。管理費についても一切予算も盛っていない。その場限り、その場限りの判断だけで、何の計画性もない。それで事後報告ばかりで、我々としても対応しようがないですよ、どうしようかといっても。

それでは、せっかくあそこにかけた投資額、約1億4,000万ですよ、指定管理にするために。たとえ内部留保であるといいますが、内部留保は一般会計という基金みたいなもんですよ、同じ税金ですよ。1億4,000万もかけたものが1年半でペアですよ、今のところ。これについての行政責任、市民に迷惑をかけた、1億4,000万の財源を投入して何もできませんと。なおかつまだいつ開館するかもわからん。計画もない。市長が言うように、思うようになるかどうかもわからん、不透明。事後報告しかない判断で、行政判断、市長の判断として、行政責任は誰が、業者の責任はあるでしょう、瑕疵もあるでしょう。それはその補償の問題は別としても、1億4,000万という税金を投入した、5年間という約束を1年半で解約してしまう。それについての行政責任は誰がとるんですか、どのようにこの責任をとるのか、お聞かせ願いたい。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この責任は誰がとるのかということでございますが、国民宿舎関ロッジにつきましては、民間宿泊施設の充実や利用者ニーズの多様化、高度化など取り巻く状況が変化した中で、平成19年からさまざまなご議論をいただいております。私の就任が平成21年でございましたが、平成22年に市議会の特別委員会からご提言もいただきながら、市直営による運営には限界があるとして、平成24年度に民間のノウハウを生かした指定管理者制度の移行を決定させていただきました。その後、平成25年7月から現在の指定管理者による運営を開始いたしまして、今日に至っているところでございます。

これまで当市議会における公の議論を経て、現在に至っているものと認識をいたしておるところでございます。また耐震工事の実施とか、指定管理者への移行でありますとか、指定管理の選定等、それぞれの節目の判断においては合理性があるものというふうに考えておりますが、結果として現在の状況に至ったことは、まことに遺憾であるというふうに存じます。

今後に向けまして、公の施設、関ロッジの置かれた状況等、課題を再度抽出した上で、指定管理者の再公募も含めた検討を行わせていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

なお、この間1億4,000万の税金を投入ということで今お話しありましたが、この移行に伴い幾ら使ってきたのか、少し正確に担当部のほうから、支所長のほうからご答弁させていただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

関ロッジの指定管理の移行に伴い使いましたお金でございますが、当時、国民宿舎事業会計には約1億2,300万円の内部留保資金がございました。これを財源として、耐震補強工事関係が約1億400万円、指定管理料が2カ年で約700万円、指定管理開始後、施設の修繕工事、備品購入等に2カ年で約3,000万円で、合計としまして約1億4,100万円でございます。結果、内部留保資金以外に、これまでに約1,800万円を一般会計にて支出をしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、市民からは一体どうなって、これは誰が責任をとるんだということを言われると、今、市長は議会で十分コンセンサスを得ていながら、最終的にいろんな……。

議会は、いろんな想定をしながら案を出して、最悪の方向は、これがええやろうかと決めても、方向性はあっても決めるのは市長なんですよ、決定権は。我々議会には決定権はないんですよ。決定権を、決定していただくためのいろんな議論はできるけど、決定した以上は、それが破産したんなら、どこの事業破産も一緒ですよ、内部留保というのはあくまで税金ですよ。だから、これについての行政責任は、何らかの形で市民に対して申し開きしていただかなければ、これはおさまらないだろうし、早急にするというのも無理でしょう。多分このままの状態でも募集してもまずないだろ

うと私は予測します。

そうしたならば、別の考え方で、これをまた構築する方法を考えるべきだと思うんですけど、いづれにしても、この時点では休館することに対する行政責任は、私は必要であると思いますので、そのことだけ申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

17番 小坂直親議員の質問が終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時52分 休憩）

（午後 4時01分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ぼぶらの櫻井清蔵です。

それでは、一般質問を行わせていただきます。

まずもって、4年前に東日本で大震災が起きました。死亡者1万5,000人強、いまだに行方不明の方が2,800人見える。心より哀悼の意を申し上げたいと思っております。きょう黙祷もさせていただきましたけれども、早期の東北の復興を願う次第でございます。

5項目の質問を出させていただきますけれども、たまさか関ロジの問題がございましたもので、それを中心に質問をさせていただきたいと思っておりますので、通告をさせていただいて、質問をせんかわかりませんが、その点をご容赦いただきたいと思います。

その前に、ちょっと市長にお聞かせ願いたい。私は横文字というのは嫌いなもので、わけがわからんもので聞かせていただきたい。

市役所改革CSO活動、コミュニケーション、スピード、オープン、このCSOの各科目の内容、市長はどのような思いでCSO活動を行うのか、それぞれの科目について、市長の発想、考えを、まずもってお聞かせ願いたいと思っております。市長、お願いします。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市役所改革CSO活動とは、どのような思いを持ってやっておるのかというご質問でございました。

ちょうど就任をさせていただいた平成21年以来、市役所の組織風土や、あるいは行動規範をという思いから、コミュニケーション、スピード、透明性というスローガンを掲げて、さまざまな取り組みを進めてまいりました。それぞれ、コミュニケーションのC、スピードのS、透明性をオープンと表現していますが、このO、そこからCSO活動と、このように総称させていただいております。

この意味合いというのは、職員間のコミュニケーションを深めていくということ、それからスピード感を持って業務に取り組んでいこう、それから情報はオープンにしていくといった職員の業務に対する意識改革を進めるための取り組みでございまして、このCSO活動、平成27年度の行政経営の重点方針の中で人づくりを推進するための手法として位置づけて、さらに展開をしていきたいというふうに考えております。

行財政改革を着実に推進するために、多様化する市民ニーズや、国や県からの権限移譲もますますふえてまいります。それに対応できる人づくりや組織づくりに向けて、市役所改革CSO活動をしっかりと定着させ、前へ進めていきたいという思いを込めておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

まことに立派なお考えやと思いますけれども、それなら議会はどうなりまんのやな。職員のことはいいけれども、議会に対するCSOはどういうふうに考えてみえるのか、聞かせてください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、このCSO自体は、庁内の行政職員としての意識改革、そういう意味合いから申し上げておるものでございます。

ただ、それぞれの言葉の持つ意味合い、コミュニケーションとかスピードとかオープンとか、当然これは二代表制の中で、私どもは就任以来、可能な限り議会の皆様、あわせ市民の皆様と情報を共有するということについては、二代表制を尊重し、またそれぞれの権能と責任、権限を尊重し合うというのが二代表制でございまして、そのもとに、非常にオープンな議論をさせていただいて今日に至っておると思います。

情報共有の仕組みにつきましても、当然こういう公の場の議論がまさにオープンであろうというふうに思っておるところでございます。開かれた市政のための二代表制の場で、しっかり対応させていただくというのが基本的な思いでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございます。議会にもオープンに、二代表制を尊重して、行政で起こつた問題は議会に速やかに報告して、問題解決を二代表制のもと解決していこうという姿勢であると。

ところが、たまたま小坂議員も質問されたけど、関ロジの指定管理のこと、さっき小坂議員からいろいろ質問されて明らかになったことは、平成25年7月、指定管理者を選定するのに選定委員会、指定管理選定に対する議会の議決もやり、私はたまさか反対討論をさせてもろうて、この議案には反対してもらいました。ほか1名も見えましたけれども。

そのときいろいろ質問もさせてもらいました。その中で、最後のくだりですけども、平成24年6月の定例会、いろんなことを質問させてもらいました。最後にこのようなことを言っています。「その上で、選定委員会を選定された候補者につきましては、当然これは市長の責任において、行

政の責任において、最終の判断をさせていただいて決定するところでございますので、そういう気概でございます。基本的な考えはそういうふうなことでございます」というふうなことで、平成24年6月の定例会の最後の責任の確認をさせていただきました。

そして、委員会のほうで、こういうふうな確認もさせていただいております。これは小坂議員が質問されて、そのときの答弁で、櫻井市長が、たまさかに引き揚げが起こったらどないしまんのやという話になったんですわ。そのときにこういうふうに言っています。「引き揚げの場合とおっしゃられましたがその状況と情勢によっては、その時点で判断させていただく必要があろうと思いますが、いずれにせよ関ロジは存続をさせ、市長の責任において、行政の責任において、公の施設として今後維持していくという考えを申し上げるところでございます」と、総務委員会議事録によると、そういうふうに答弁をされております。

そうすると、今、小坂議員のいろんな質問に対する答弁が、一連の流れが紹介されました。1月末までに利用者の仮予約を受けておったということを確認しました。2月1日から仮予約者に対して、今後の運営方針が決まらんで予約は受け付けられまへんというふうなことです。それで2月5日に代表者会議が行われ、内容は、一遍市長に確認したいんですけども、代表者会議で聞いたことは公開できるのかどうかわかりませんが、代表者会議でいろんなことがあったと。それで2月25日にエムアンドエムの社長が来はって会談をしたと。2月26日に、たまさか3月の定例会も開会されたと。3月2日に一般質問の締め切りがあったと。そのときに、3月5日の代表者会議の開催を要請されたと。そのときに、私ら2名の者が一般質問を出したと。

その中で、きょう明らかになったのが、3月31日をもってエムアンドエムが撤退すると、引き上げると。そして4月1日以降は休館を行うと。課題を整理して、今後、指定管理者を再度選定していくと、公募をかけていくというふうなことで、休館を行うということを決めたという報告でしたわな。これ間違いないですな、もう一遍確認したいと思います。そのとおりですな。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど小坂議員にも同様のご答弁をさせていただきましたが、この関ロジにつきましては、昭和42年、旧関町が直営施設として開業以来、低廉で誰もが利用できる保養施設として運営が続けられてまいりました。

平成17年1月の合併後も新亀山市に引き継がれまして、市直営の運営を継続してまいりましたが、民間宿泊施設の充実や利用者ニーズの多様化、高度化など取り巻く状況が変化してまいりましたことから、市直営の運営から、公の施設として民間のノウハウを生かした指定管理者制度への導入を図り、株式会社エムアンドエムサービスを指定管理者として選定をし、平成25年7月から同社による運営が進められてきたところであります。

このような中で、関ロジの運営につきまして、昨年12月に指定管理者である株式会社エムアンドエムサービスから指定管理の取り消し等の申し出がございまして、協議を進めてまいりました。

本市といたしましては、基本的には平成25年2月26日の基本協定書に基づく指定管理期間である平成30年3月31日まで、同社による運営を全うしていただきたい旨を伝えてきたところで

あります。しかしながら、平成27年2月25日に同社の社長と最終協議を行いました。相手方の申し出との溝は埋まらず、本市としての対応を検討いたしました結果、本年3月31日をもって、条件つきで同社指定管理を取り消すこととし、3月5日、先方に対してその旨を通知いたしましたところでございます。

その条件といたしましては、宿泊等の予約者、従業員等に対し適切かつ責任ある対応をとること、運営実績の情報提供、指定管理の取り消しについて同社が何らの請求をしないこととさせていただきます。

先ほど申し上げた経過と現状は、そのとおりでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この一連の24年6月の、こういうような事態を招いたことについての政治的な判断の責任、所在。小坂議員のときは、誰に責任があるのやなど言うたけれども、どなたに責任があるんですかな、これ。指定管理に移行したときも、私もいろんな質問をさせてもらってんですわ。この中で、民間活力のというあなたのマニフェスト、2期目のね。関ロジの、道の駅の民間運営への移行、民間のノウハウを生かしてサービスを一新します。それをやっておっても客がつかんだもんで。大体、25日以前にどういうふうな要求があったんか、エムアンドエムから。それを明らかにしていただきたい。何で3月31日をもって指定管理を辞退するという経緯を一遍明らかにしていただきたい。市長。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

どのような協議をしてきたかということではありますが、先ほど申し上げました昨年12月に指定管理者であります株式会社エムアンドエムサービスから指定管理の取り消しの申し出がございました。これに基づいて協議をいたしてまいりましたが、本市といたしましては、基本的には平成25年2月26日の基本協定書に基づくこの期間、平成30年3月31日まで、同社による運営を全うしていただきたい旨を伝えてきたところでございます。

それぞれ、その協議の過程ではさまざまな議論が当然なされておるわけではありますが、最終的に2月25日、先方社長と私と副市長と協議を行いまして、相手方の申し出との溝が埋まらないという判断をさせていただいて、その結果、取り消すことにつきまして、3月5日、その旨をお伝えさせていただいたという経過でございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

市長さん、内容がわからん。関ロジが昭和42年12月にオープンして、かれこれ50年近く、利用者が100万人以上ある。この協定書、関ロジ管理に関する基本協定書の中の第9章、指定期間満了以前の指定の取り消し等について、指定の取り消し、第42条、ずうっとあります。この中の文章の中のどれに当てはまって、どういうふうな、このエムアンドエムが辞退を申し出る理由があるはずや。その理由を明らかにしてほしいんや、僕は。それを言えないのか、ここの場で、市

長さん。その理由を言うてくれなあかんわさ。違いますか。それを僕は知りたいのや。代表者会議で聞いたことを私はここで言えんから、市長の口から市民の皆さん方に、どういうふうな理由で指定管理の取り消しを申し出たかを聞きたいんですよ。それを答弁できやんのですか。それが開かれた市政、あなた言うたやんかな。コミュニケーション、スピード、オープン。それをここで言えないんですか、どういうわけか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これは、平成26年12月のエムアンドエムからの申し入れによりますと、関ロッジに関して、ブルートレイン及び大広間への宿泊等のコンプライアンス違反の発覚及びその影響から、大幅な減収となる見込みであると。その結果、営業損失が生じると。これらによって、今後、訴求力及び収益力の低下はいかんともしがたい状況であるので、基本協定書の30条に基づいて、指定管理料の変更をお願いしたい、もしくは43条第1項、第2項に基づいて、指定管理者の取り消しをご検討いただきたいと、こういうお話をいただきました。

私どもは、その協議の過程の中で、先ほど申し上げましたが、25年の基本協定の締結に伴いまして、契約期間であります平成30年3月末日までの引き続きの責任ある対応を求めて協議をいたしてきたところでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ブルートレインとか大広間の宿泊の許可とか、そんなのは指定管理の段階で、全て亀山市がやる。だけど、なぜやと聞いておるんですよ。42条第3項、ここをどういうふうに解釈するんやな、市長。あなたは30条とか、43条とか言いましたけれども、こんなもん違いますよ。僕は42条の指定の取り消し等についてと、これの中でどれに当てはまって、何が原因やったんかと。収益が上がらん、収益が上がらんのは営業努力が足らんのやないかな、違いますか。

ちなみに平成26年7月オープン、平成25年9月、建築基準法、消防法の違反によって本館から小宴会場の通路の屋根を撤去せよ。それから新館の大広間の横のテントハウスの撤去を申し出た。それから、その後に26年度に、本館の各部屋の空調設備が悪いので、その更新を図りたい等々の申し出があった。あれもこれも、それまでに留保資金であるお金の一般財源の繰り入れをやってもうた。金がないから一般会計から引っ張ってきた。そんなことをやった、あれもこれもやった。

そして、今さっきも言ったように1億4,000万ぐらいの投資をやったわけ。皆向こうの言うがままにやってきた。なのに、今日、こういうふうな事態になったのは、大体、営業努力が足らんのだ。

それは、ここに関ロッジ指定管理者仕様書がありますよ。仕様書の中に、18ページの21、指定期間途中で指定管理者の撤退等について。「指定管理者が自己の都合により、指定期間満了以前に本業務を履行できなくなった場合、これにより生じる損害については、指定管理者が市に対し、損害賠償の責を負うものとする」と書いてある。これはどういうふうに解釈するのかな。市長、当然あなたが出した書類ですよ、平成24年8月に。これ、今後どういうふうに対処されるの。

私も、関町の時代のときに、各支配人を見てきましたよ。ある方は年間3,600万以上収益を上げた支配人もおれば、900万の赤字を出した支配人もおる。900万の赤字を出した支配人に対しては、当時の関町議会から、おまえは何をやっとなのやということになったんですよ。私は一生懸命やっていますけれども、今の状況では無理なもので、その点をご理解いただきたい。しようがないのと。だけど、それ以後は気張ってやってくれさと、料理も考えよさと。できたらメニュー表もつくったらどうやというふうな提案もしてきた。営業努力をせん、収益が上がらんから、今回このエムアンドエムは撤退を決めたんかな、どうかな、そこ辺をもう一遍確認。

それから、その仕様書の21も……。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

今回のエムアンドエムからの撤退の申し出でございますけれども、基本的には、市としましては、相手方の都合によって撤退の申し出があったというふうに解釈をしております。

それから、賠償請求につきましては、顧問弁護士とも相談して、今後慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

また好きな裁判かな、裁判ばかりしてな。だけど市長さん、仕様書の提出者はどなたかな。支所長はそうやって言うたけれども、市長の考え方を私聞きたいねん。相手方に損害賠償を求めると、これから弁護士に相談すると。何を、どれだけを求めるんやな、市長さん。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この3月5日に私どもの考え方を先方に申し上げたところでございます。これを踏まえまして、今後についてでありますけれども、指定管理の取り消しが確定した場合には、本年4月1日以降は一旦休館とさせていただいて、関ロッジの置かれた課題とか状況を抽出する必要があると、このように考えてございます。

また、今のご指摘につきましては、今後、さまざま見きわめてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

さまざまを見きわめてと、そのさまざまを聞きたいんや、私は。さまざまがわからんで、あなたはオープンでしょう、コミュニケーションやろう。そのさまざまというんは何やな、一体。そのさまざまを聞きたいの、私は。違いますか。関ロッジにずうっと納入しておった業者の人は、もう関ロッジが休館するげなという話や、どないなっておんねや、櫻井よと。聞かせてくれと。私はわからんけれども、なかなかここでできやんで、議会で質問するさかいそのとき聞いておくんなはれと

言うたけれども、そのさまざまな案件とは一体、箇条書きにわしの頭に入るように言うておくんのは。さまざまな案件ってどんなことやな。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申しあげました、私どもの考え方を3月5日に相手方に対して通知をいたしました。そして、いろんなことがあるんだろうと思いますが、今後の対応については顧問弁護士とも相談をさせていただいて慎重に対応してまいりたいと、このことを申し上げたところであります。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

弁護士さんの言いなりかな、市長さんは。5万人の市の長として、弁護士に相談せんことには事が前へ進んでいかんのかな。

市長は、私が責任を持ってやると言った、その責任というのは、あなたは持っていないということか。弁護士の言いなりに行政を進めていくということかな。私の考えは、こうこう、これとこの3つ案、4つの案を持っておるんで、この案に対して弁護士に相談したんやけれども、議会も理解していただきたいと、市民の皆さん方も理解していただきたいという答弁をいただくのは筋と違うかな、議会では。それが開かれた議会、透明性のある、スピードがある、オープン性のある行政を市長が目指しておるんやったら、そういうことと違うの。顧問弁護士、この文面を読んで、どこを探そうかなと。それから方針を決めるのが市長の仕事かな、それは政治家としての責任を回避しておるんと違うかな、あなたは。市長さん、一遍それを聞かせて。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げたのは、議員から賠償責任をどうするのかと、こういうご質問でございましたので、そういうことについては弁護士と相談をさせていただくという旨を申し上げたことであります。

まだ、今後につきましては、これは公の施設関係ログがどのようにあるべきかについては、4年前のあの検討の状況とは変わった状況が生み出されておりますので、その課題を抽出の上、検討させていただくということをお願いしております。

それから、3月5日に先方にこの考え方をお伝えさせていただいておりますが、そのときには条件をつけてこの考え方をお伝えさせていただきました。その内容は、今回の指定管理の取り消しについては、宿泊等の予約者、従業員等に対し適切かつ責任ある対応をとること、運営実績の情報提供、指定管理の取り消しについて同社が何らの請求をしないことを条件として、先方に3月5日、通達をさせていただいたという段階が現状でございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何で同じ答弁を、それぞれって、それ何と何、違うやないかな。やめた後、宿泊者うんちくと。

そんなもんは当たり前のことやんか。顧問弁護士に何と何と相談するんやなど。特にこの仕様書の21の損害賠償については、指定管理者は、市に対し賠償の責務を負うものと。これはいろんな形で指定管理の制度をするに当たって、仕様書というのは庁内協議を経て、市長の目も通してつくった文書やがな。不測の事態が起こった場合に、こういうふうな仕様書が生きてくるわけでしょう。そんなものは、当然行政として調整、そんなことはしてあるのが当然やないかな、不測の事態が起こったときに。そうでしょう。それなのに、今から考えますんやでは、私はわからん。だから、何と何と何を弁護士と相談するんや、そんなら。ちょっと教えて。そんなもん、宿泊等の予約者に電話してあきまへんだわというのとは当たり前のことや、そんなものは。それが人の道や。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

損害賠償請求でございますが、これまでも弁護士ともそういう話はしておりますが、現実としてどういったものが市に損失が出るのか、この辺のことを明らかにしていきませんか、そういった話にもならないので、その辺のところをこれから相談していくことになろうかと思っています。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

どんな損害が出てくんのやってさ、まず亀山市の信用やわな。それから市長が指定管理にした、議会に承認を得た、議会に対する政治責任に対する補償やわの。そして、実質かかった耐震、もろもろの改修1億4,100万、そのことやがな、私そんだけでもわかるがな、今聞いただけで。そうでしょう。それから、今後休館して指定管理者の選定をまた行くと、募集すると、その費用も請求せなあかん。あのとき大学の先生が10人ぐらい寄って、何回か会議もやった、その費用。これ特別委員会もつくって、その選定委員会のメンバーを含めて、あれ何回ぐらい会議したかな。それに100万から150万かかっていると思うんやわ、その会議にな。学識経験者も入れておるんで、市外の有識者も入れておるんで、その費用とか。今からこれ作業せんならん、その作業をする。

それからもう1つ、ちなみにこの仕様書の中に、関ロッジの業務内容及び水準の中で、施設の維持管理に関する業務の設備保守関係で、a)からi)、9項目あるんですけども、それからもう1つ、特殊建築物定期調査とかあるんですけども、通常からいくと、私が調べさせてもろうたら250万、営業しておる間はね。だけど、休館した場合にどうしても必要な金は、電気設備、浄化槽の設備の保守点検、これが年間42万かかる。これ、当初予算にも書いてないわな。42万の請求もせんならん。そんなんわかってますかな、市長さんよ。

それで、今支所長が答えておるけれども、皆困ったことは市長が責任を持って答弁をするのが本来の仕事と違うかな。これ一般質問でしょう。一般質問は、今までの経験からいうと、議員の考え及び市長の考えやけれども、これは意見の相違があるという問題ではないと思う、このロッジの問題は。あなたはどのような政治責任を感じておるんか、まず聞かせてほしい。感じておったら、これからどういうふうに手を打ってくるのか、その方策を、もう一遍聞かせてください。時間もあと17分ですわ。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後につきましては、この指定管理の取り消しが決定をした場合、今後、課題の整理等々をしつかりさせていただいた上で、これは当然公の施設でございますので、市長の責任においてこの対応をさせていただいて、最善の方策を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、先ほどの基本協定書がやはり全てでございますので、その中で、それぞれが当然責務を果たすということであろうと思います。そのことについても、しっかりと先方にもそれは伝えてまいりましたし、今後においても私どもは市の責任において、それは整理をさせていただくということであろうと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私も28年、こうやって議員をさせてもろうて、亀山市に来て10年たって、18年、前も言うたように、関町の議員として関ロッジの歩みを見せてもろうた。あそこで結婚式を挙げた人もおれば、あそこで一杯飲んで階段から落ちた人もおる。風呂場で死んだ人もおる。裏の山のにじり橋とって、あの橋を見て心安らいた人もおる。その思いのある施設ですよ、私にも。

歴代支配人も、精いっぱい自分の能力を生かして運営してきた人と、あなたの優柔不断な判断によって、このマニフェストに基づいて民間ノウハウ、赤字を持った施設は手放したいと。そういうふうなことで、今回のような事案が起こった。これは市長として大きな責任ですよ。本当にそれ、身をもって受けとめてみえるかな、市長の責任ということ。私の責任という、それを身をもって感じてみえるか。

えらいもじって申しわけないけど、あなたのCSO活動を聞かせてもらって、えらいもじって申しわけないけど、市役所改革CSO活動とは、私はこうやって質問させてもろうてな、あの「C」は困ったことが起こったぞ、「S」は知らずこともできんのと、「O」はおとなしく見知らぬふりしておこうにと、これがあなたのCSO活動やと私は思うんや。えらいやゆして申しわけないけど、そういうふう感じてしゃあない。この一連の質疑でもさせていただいた案件についても、何でも後出し、事が大きくなってから後出しで出して、物事を後回し後回しで、急になって、間際になって物事をオープンにする。何がコミュニケーションや。コミュニケーションがとれていないから、またスピード性がないから、オープンでないからこんな事案が次から次に起こってくるんや。今後、そういうふうなことはないやろうな。そういうふうな問題が。

今回の議案に出ている訴訟の問題もそう、この関ロッジの問題もそう。この間も、私も議会運営委員長をやっておるんで、いろいろ皆さん方からも申し入れがあったもんで、いろんな緊急質問という案件についても協議させてもろうています、今。だからそこら辺、皆さんの声から出てきたやつですからね、私が言うたわけやない。そんなようなことが議会にないように、あなたが議会と行政が両輪やったら、ともに市の職員、市長初め議員ともに、この亀山市民の次世代につなぐ亀山市をつくっていきたいんや、私は。それを休館させて、物を言わんと黙って、事が起こってから、大きくなってから物を言われては、議会は一体何をしとったんやと、議会が批判される、今度は。そういうふうなことに對して、議会に對してもまことに申しわけないと言ぐらいあってもしかるべ

きやと私は思うけれども、そんなことはこんだけも思っていないかな、市長さん。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

このような状況に至ったということは、まことに遺憾ではございます。

今後に向けては、関ロジの置かれた状況、課題を本当に再度抽出をした上で、今後の最善の検討をさせていただきたいというふうに考えております。

また、当時の4年前、5年前のあの状況とは、状況が変化しておるといこともございます。確かに当時、議員は直営でやるべきだというご意見でございました。しかし、これを直営でやって、当時の状況から、今後さらに問題が拡大していくという中で、民間の活力を導入しようということは、私自身、最終決断をさせていただきましたが、公の議論を経て展開をいたしてきたものであろうと思います。

いずれにいたしましても、今後に向けても、この局面をどのように対応していくのか、市の行政の責務においてしっかり対応させていただくと、きょうの時点でそのように思わせていただいております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今後の推移は、逐一、しっかり議会のほうへ報告もしていただいて、そして3月31日をもって、これはエムアンドエムのほうにもうええと、それから関ロジは休館するという方向性を決められたと。

だけど、今後二度とこういうようなことがないように、私はお互いに政治をする中では、きちっとそこら辺を庁内協議、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部、長い会議名をつけて、紙がどつと要る、もっと短くしたらええや、こんなもん。この会議、この案件も含めてしっかり議論して、経営会議をやっていますよ。部長らでこのロジの問題、全て知っておるんかな。これもずうっとやってくださいよ。

今後の推移は注視させてもらいます。だけど、4月1日以降休館した場合には、すぐにでも再開できるような整備や保守点検、それはきちっとやってもらえますな。それだけもう一遍確認したい。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

関ロジの置かれた状況・課題を整理させていただいた上で、しっかり見きわめた上で、今後の対応を慎重に検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

次に1点、平成25年度、ため池の件についてちょっとお聞かせ願いたい。

施政方針の中で、地震等で破堤した場合、民家等に大きな影響が危惧されるとの記述があります。

これ緊急性のため池対策をどういうふうに考えているのか、調査結果、それだけちょっと簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

25年度のため池の調査結果でございますが、東日本大震災等で、東北地方におきまして、ため池等の決壊によりまして人命が失われるなど重大な被害が発生していることや、農業用ため池につきましては、耐震性などの施設現況が不明であることから、国・県指導のもと、25年度に国の事業を活用して、受益面積2ヘクタール以上の農業用ため池、市内の228カ所について、施設の現況とか、それから簡易土質なんかの点検をさせていただきました。

その点検の結果でございますが、地震に対して緊急整備の優先度が高いため池が2カ所、早急な整備が望まれるため池が18カ所、整備の緊急性が低いため池が残る208カ所との報告でございました。

その緊急整備の優先度が高いため池及び早急な整備が望まれるため池20カ所において、地震により堤体が決壊した場合に、直接民家に影響を及ぼす可能性について検討を行った結果、1カ所、川合町の長妻池でございますが、影響が大きいと判断したところでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今の報告によりますと、国の補助で2ヘクタール以上のため池を228カ所調査したと。ところが、亀山市内全体に受益面積2ヘクタール以下のため池があると。特に民家に近いところで池があると思いますけれども、その点はどうか。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

全てのため池を把握しているわけではございませんが、市内では受益面積2ヘクタール未満も含めると300カ所以上のため池があるというふうに考えております。

25年度の228カ所の調査に続きまして、新たに26年度に受益面積が2ヘクタール未満で、0.5ヘクタール以上のため池、なおかつ貯水量が1,000立米を超えるため池4カ所について、追加調査を行ったところでございます。つい先日、4カ所の点検結果の報告がございまして、うち1カ所が緊急整備の優先度が高いため池として結果が出てまいりました。そのため池については、関町新所の城山池でございます。その結果に基づき、今後、直接民家への影響等について、さらなる検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

城山の池が、228カ所でいろんなあれですけども、これには受益者も見えると。補修にはいろんな費用がかかってくると。費用の部分については、どういうふうな形を持ってみえるのか。

私も城山周辺に住居を構えておりますので、あの下には、昔きみのやというウナギ屋さん、それから城山市営住宅、それからその流域が谷になって、明神地区に流れ込むような状況と。

例えば震災等で破堤した場合には、国道1号線が城山住宅の瓦れきによって封鎖されるという事案が起こると、そういうふうな懸念がされます。そのときは、主要幹線道路の1号線の封鎖ということが考えられます。そうすると、当然救援物資の輸送等も二、三日かかると。当然、それは防災対策の費用として、そういうふうな1,000立米以上のため池については、市費を持ってでも住民の安心・安全の防災対策のために補修工事をするという前提になろうかと思えますけれども、そういうふうな考え方、また今後の対策について、一遍お考えがあったらお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず城山池につきましては、昨年8月の台風11号の豪雨によりまして、隣接宅地に雨水が流入いたしましたことから、その修繕方法などについて、受益者と相談しておるところでございます。

城山池につきましては、受益面積が2ヘクタールに満たないというふうなところがございますが、今後どうするかについては、さらに受益者と協議をさせていただきたいというふうに思っていますし、今、議員がおっしゃった下流への影響についても、さらに今後どういうふうな影響が考えられるのかについて検討を加えて、今後どうしていくかということにつなげていきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

1点、提案しておきますけれども、城山池1,000立米以上、恐らくその受益者面積、休耕田でもたくさんありますから、周辺地域には恐らくそういうような池がたくさんあるかと思えます。そういう場合に、受益者によって負担をやるよりも、大地震が発生した場合の予防として、防災対策として、市費を持ってでも、また国の補助、県の補助、いろんなものをかき集めてもろうて、やはり受益者やなしに、住民の安心のできる地域づくりということで、そういうような費用の捻出を公費を持ってできるような方策を、いろんな角度から検索させていただきたいと思っておりますので、その検索結果は国会、国・県、いろんな形であると思うんです。そこら辺の知恵を絞って、これはあくまでも防災というか、破堤に対する災害の拡大を防ぐ一つの施策というのは、当然国の方針にあると思います。それを一遍探してもろうて、ええメニューがあったら探してもらいたいと。

私も一生懸命勉強して、ちょっと確認はしますけれども、恐らく農水省なり国交省なり、いろんな角度で、それから防災対策の元担当大臣も出ていますから、そこら辺にまで聞きますから、お互いに、私のほうも勉強しますし、市長のほうもその点について一遍模索をしていただきたい。その池周辺の住民の不安を取り除いていただきたいと思っておりますので、一つ提案しておきます。

もう少し時間がありますので、これだけはちょっと申し上げたい。与えられた時間は十分使わんともったいないで。

2月19日の伊勢新聞に、「子ども輝き予算」として27年度当初予算が計上してあるけど、これ市長さん、ちょっと違うがな。私やったら輝く子供をつくる予算というふうにしてほしいな。子

ども輝き予算、わけがわからん。次世代を担う子供、輝く子供をつくる予算ですよというふうな言葉遣いにしていただければ、もっとこの表題がよかったのかなと思いますけどね。

川崎小学校の空調の問題も言いたかったです。人口も、あそこは本当にふえる可能性がある、今18教室、基本設計ができておる。速やかに基本設計の概要を委員会なり議会に示していただきたい。そして、できたら市長、なかなかこうちくやであかんけれども、せめて末松則子君、今鈴鹿市長、彼女も空調関係を考えておる。それから菰野の石原町長も、私がこの間ちょっと会ったら、彼は今回の新年度に1,700万の空調関係の予算を編成しておる。この2人、僕の連れやけれども、亀山はどうやと言ったら、いや亀山はなかなかやと言っておる。できたら、せっかく建てる川崎小学校、これから人口増加も出てくるんやで、やっぱり子供たちに環境のいい学校をつくっていただくことを言うておきまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の質問が終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度のとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす12日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時59分 散会）

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

亀山市議会定例会会議録（第 5 号）

●議事日程（第5号）

平成27年3月12日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森 美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田 稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻井義之君	副 市 長	広森 繁君
企画総務部長	山本伸治君	財 務 部 長	上田寿男君
財 務 部 参 事	神山光弘君	市民文化部長	石井敏行君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	西口昌利君
建 設 部 長	稲垣勝也君	医療センター 事務局 長	松井元郎君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	広森洋子君
関 支 所 長	坂口一郎君	子ども総合 センター 長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者 (兼)出納室長	西口美由紀君
消 防 長	中根英二君	消 防 次 長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教 育 長	伊藤ふじ子君
教 育 次 長	佐久間利夫君	監 査 委 員	渡部 満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会 事務局 長	松村 大君

●事務局職員

事務局 長	浦野 光 雄	議事調査室長	渡邊 靖 文
書 記	山川 美 香	書 記	高野 利 人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田 稔君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

13番 前田耕一議員。

○13番（前田耕一君登壇）

おはようございます。

きょう、3件の通告をさせてもらっておりますので、通告に従い、早速質問に入らせていただきたいと思っております。

まず、1件目としまして、スポーツ振興と施設の整備の今後についてということで確認したいと思っておりますので、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

平成24年、亀山市スポーツ推進計画の後期計画が策定されまして、約3年が経過しておりますが、スポーツ振興について具体的なアクションが起こされているのか、お伺いしたいと思います。

この推進計画は幅広い内容の施策となっておりますので、今回は競技スポーツに特化して答弁をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（前田 稔君）

13番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

おはようございます。

さて、亀山市スポーツ推進計画のうち、競技スポーツに限ってということでございますので、競技スポーツの奨励という項目につきましては、具体的な取り組みとして3項目を掲げておりまして、競技スポーツレベルの向上、トップアスリートとの交流、トップレベルの大会の開催促進ということで、具体的な取り組みを掲げております。

まず、競技スポーツレベルの向上ということでは、各種スポーツ団体との連携を図り、トップアスリートの育成や指導者の資質向上を支援する取り組みとして、亀山市体育協会等と連携し、三重スポーツフェスティバルや美し国三重市町対抗駅伝などを通じて、アスリートや指導者の育成を支援しております。

また、江戸の道シティマラソンでは、元マラソン選手、デンソー女子、瀬古利彦氏など、全国で

活躍する選手が招待されております。このほか、トップアスリートに激励金を支給するなど、その活動を支援しております。

また、トップアスリートとの交流としては、スポーツ関係団体等によりまして、走り幅跳び日本記録保持者の井村久美子さんによるスポーツ教室の開催などがございます。

また、トップレベルの大会の開催促進ということでは、亀山市で全国大会の開催等について支援を行っているところでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今、三重スポレクとか、それから美し国の駅伝大会とか、ほか二、三点の大会、あるいは講演会の答弁をいただきました。ほとんどが、市の中で助成金、補助金をもらって活動しているとはいうものの、体育協会が主導権を持って企画運営している事業でございます。

市として具体的に、こういう大会を立ち上げる、あるいは、こういう講師を招いての講習会とか、そういうことはやっていないと私は判断しているんですけども、その辺についてのご答弁をお願いします。行政としては、やることはお考えでないのかどうか、あるいは考えておったけれども、結果として結びつくことができなかつたとかいうことがあるのかどうか、その辺について確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

例えば、全国レベルの大会ということにつきましては、亀山市で開催されました全国大会等の開催状況ということでは、確かに全国の高校女子のウエイトリフティング競技大会であったりとか、全中のソフトボール大会であったりとか、平成26年には日本男子ソフトボール東日本リーグが開催されております。また、本年9月には、第70回の全日本軟式野球大会の開催が決まっております。

これらの大会につきましては、議員ご指摘のとおり、各競技団体により実施されたもので、市が誘致をしたというものではございません。全国大会の開催等にありましては、各大会の競技施設基準などがございまして、現状では市が積極的に大会の開催を誘致するという事は難しいものというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今、答弁いただいた中身については、そのとおりやとは理解するんですけども、ですから、行政としては、今の答弁ですと、施設の不備もあってなかなかできないということで、種目団体等が中心になって、いろいろ苦勞して大会運営、あるいは企画から含めて運営までやっていると思うんですけども、行政として、例えばある大会を誘致してきて、種目団体がやるという場合、この辺はどうなっているんやとか、この辺の施設については十分かどうかとか、そのようなことについて申し出ていただいて、競技団体と十分に協議したという部分っていうのはほとんどないと思うんで

すよ。やってくれるから受け身の態勢で待っていて、何か要望があれば、そのときに考えようかというようにことが多いと思うんですね。

ですから、その辺について、スポーツ推進計画の中でうたっている中身で積極的に行政として対応していくというお考えがあるのか、今の現状ではできないから種目団体に任せておくということなのか、その辺どちらの方向性を持っているのかというのを確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

スポーツ推進計画の中でということですので、スポーツの施設の整備、利用促進という項目の中で、例えば運動施設の安心安全な快適な整備の推進、また運動施設の適正な管理運営という形で項目を取り上げております。

その中で、例えば、そこの中のトップレベルの競技スポーツが実施できるよう、競技種目の専門的な視点から見た施設整備に努めますとさせていただいておりますが、例えば、トップレベルの競技スポーツ大会としましては、平成25年度に開催されました全国中学校体育大会のソフトボール大会、また、本年9月に開催されます天皇賜杯第70回全日本軟式野球大会でございますが、それぞれ関係者との協議のもと、球場の整備などに取り組んでまいりました。

今後も、昨日内定のありました平成30年度のインターハイ、また国民大会など、全国大会等のトップレベルの競技スポーツ大会が開催される場合には、関係する競技団体と十分協議を行いながら施設整備などに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今の答弁の中で、例えば全国中学校ソフトボール大会、確かに一昨年でしたかね、夏に開催されましたけれども、運営に向けて、これはどちらかといったら中体連が中心になって動いていますから、そこに対してとやかく言うつもりはないんですけれども、決して100%完璧な運営体制じゃなかったと思います。

まず、1番に言えたのは、輸送の問題ですね。その辺について、実際に行政として対応ができていたのかどうか。

例えば、あの大会につきましては、東野運動公園のソフトボール場と西野の野球場を利用して大会が開催されました。西野のほうは駐車場が十分でございますから心配することはなかったんですけれども、東野は不足するというので、仮の駐車場といったらいいんですか、中部中学校へ仮駐車場を置いて、そしてそこから東野の運動公園までピストン輸送するということになっていましたね。

そうすると、例えば東野で開催しているゲームを観戦して、次は西野のゲームを観戦したいという場合に、まず一旦中部中学校まで行って、そこへ車を置いてバスで東野のグラウンドまで来て、最終回を見終わって西野へ行こうと思ったら、また中部中学校まで戻って、そして西野公園まで回るというシステムになっていたわけですね。そんなぐらいであれば、最初から中部中学校を利用せずに、西野の北の駐車場を使えばいいわけですね。東野の試合を見たいのであれば、西野へ車を置

いて、そしてそこからバスで東野のグラウンドまで送迎してもらおうと。そうすれば、二度手間をかける必要もないんですね。

それについて、十分に中体連と協議しているかといったら、あれは中体連ベースで多分進めていたと思うんですよ。中学校の大会やから、頭で最初にイメージしたのが中部中学校のグラウンドだと思うんですけれども、その辺について、当然行政としては、こうやってそこを利用してもらったら、無駄もないし、スムーズな移動もできるんじゃないですかということには言えなかったんですかというんですよ。

その辺については、やっぱり行政としてある程度、運営事務の段階で入らずに中体連に100%お任せというような気がしてならないんですよ。そういうケースは結構ありますのでね。

それから、例えば今度、天皇杯の軟式大会が西野でございます。グラウンドの改修は何とかごまかしてと言ったら言葉に語弊ありますけれども、芝生の部分、外野、そこヘライト側、レフト側の芝生が剥いてあって、ダートになっていると。それを、天皇杯の大会に備えるためにということで見直しするのに、聞くところによりますと、グリーン芝生の色と同じ色のペイントの吹きつけですか、砂を入れるんですか、で対応をして、とりあえず天皇杯の大会は開催してもらおうということをお聞きしております。

私が聞いている範囲では、グリーンであればグリーンで芝生を植えるか、あるいはいっそのこと全部芝を剥いで、そして全面土のグラウンドで大会をやってもらおうか、いずれかがいいというお言葉を全日本軟式野球連盟から聞いていると。そんな中で、なかなかうまくいかないんで、とりあえずは土のところは芝の色に合わせて対応して、今回はクリアするということで、野球連盟のほうはそれで納得されたということをお聞きしておりますけれども、行政として、全国からたくさんの方に来ていただいて、三重県の亀山の野球場を使って大会をしてもらう以上は、やっぱりそれ相応の対応はしていってもらわなければならないかと思うんですけれども、そういうことはしていませんね。

そして、確かにダックアウト、あるいは本部席なんかは改修してもらっております。一番大事なのは何かといったらグラウンドですよ、選手がプレーするのは。そこをまずどうすべきかということを考えるのは、当然、競技団体もそうですけれども、競技団体はお金を持っていませんから、どうしても施設を持っている市の強い声に従わざるを得ない部分があると思うんですけれども。やっぱり、これではだめだということは認識してもらわないと。これが予算がないから、無理だからということで、今回一時的に応急処置で対応するということですけど、二度手間ですわね、考えてみれば。

もし、どうしてもやむを得ないということで、そういうことをしてあるのであれば、今はこんな状態やけれども、大会が終わればもうすぐに次の施策を講じてあるということを具体的に計画していただいて対応していかなければ、後追いになってしまう可能性も多いと思うんですけれども、それについてのご答弁があればお願いします。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

今回の軟式野球大会の開催につきましては、昨年に競技団体の視察を受けまして、ご指摘をいた

だいた部分で、できる限りのことで対応させていただきというふうに考えております。

今後は、先ほども申し上げましたように、インターハイ、三重国体が開催されますので、そちらに向けましては、来年、中央競技団体の視察がまたございますので、そちらの指摘を踏まえて十分時間をかけて競技団体とも協議の上、皆さんをお迎えするための施設整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

いずれにしても、まだ、そういう具体的な策の見通しが立っていないと、そして競技団体に視察にお越しいただいて、その指摘を受けて対応していくということですけど、できれば、先にある程度、各地域の施設の視察とかやっただいて、それから、この庁内で勉強もしてもらって、先に案を出してほしいんですよ。そして、それではこういうところがだめですよとか、ここをこうすればうまくいくんじゃないですかという指摘を受けるぐらいの心構えとか準備があってほしいとかように思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう1点、スポーツ施設の現状と検証についてということで確認したいんですけども、現在、この亀山市内には、言ってみれば全国的なトップレベルの大会は無理にしても、公式競技は十分開催が可能な施設が幾つかありますけれども、その施設について、この施設であればこういう大会であったら十分開催できるとか、もし話があったら自信を持って、ぜひ使ってくださいということがお勧めできるような施設があるかどうか、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

例えば、競技スポーツの施設基準につきましては、その大会ごとに、広さであったりとか照明設備、サブ施設などが示されてまいりますので異なってまいりますけれども、今回示されております国民体育大会の競技施設基準で広さという点で考えますと、西野公園体育館の競技場の広さから、ウエイトリフティング、バレーボール、柔道などの試合が可能かとは考えますが、大会となるとサブ施設等が必要であったりとか、配慮すべき事項として、1施設に数面とることとされておるといったこともあります。

また、屋外施設としましては、広さの点では、西野公園の野球場と関スポーツ公園多目的グラウンドでは軟式野球、ソフトボールが、また東野公園ソフトボール場ではソフトボール女子が可能であるというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今、答弁あったように、亀山市のスポーツ施設はたくさんあるという話も聞いておりますけれども、公式の競技ができるところってほとんどないんですね。先ほど局長がおっしゃいました、サブグラウンドの問題とかね、これが来ると、のっけから対応できないということ。それから、体育館にしても、最近の大会で、1施設で1面しか試合会場がとれないようなところってどこもないんで

すね。やっぱり2面、3面ないとできないということもあるわけですから、その辺について、今後どうしていくかということも、当然、現状の中で検証して見直していくとか、増設するとかいうようなことも考えていかなければならないと思うんですよ。その辺については、今の話の中、それからふだんの様子を見ている範囲では、現状のままになってしまうということだと思っすよ。

よく、ちょっとした大会というんですか、公式に近いような競技大会なんかも西野で、あるいは東野、あるいは野球場なんかでも開催していると思うんですけども、やっぱり市の職員が見に行っているのは少ないです。局長なんかは行かれたこともあるかと思っすけれども、来賓として座っているだけすわな。実際に、運営に携わる中へ顔を出していただいて、その中ではやっぱりスタッフも、いろいろ問題点なんかも見つけ出して苦慮して対応していますわ。その辺を全部チェックしていただいて、今後の大会運営にはうまく有効に活用できるような方向性を出してもらわないと前へ進まないと思っすので、ぜひその辺のところを十分な検証、それから検証した後の対策を講じてほしいと思っすので、よろしくお願っす。

時間の都合があるんで、これで、この件については終わります。

それから、3点目として、平成33年（2021年）に三重国体が開催されます。それで、亀山市ではウエイトリフティングと、それから軟式野球が開催されるとなっております。

きょうの新聞を見ましたら、多分局長は耳に入っていると思っすけど、インターハイにウエイトリフティングの開催が内定したということすけれども、そうすると、もうそろそろ準備に入る必要があるんじゃないかなど。

準備というのは、運営とか施設の面とかを含めて全部、どこかでスタートしていかないとだめだと思っすけれども、準備室を設けるとか、その辺についてのスケジュールが具体的に決まっているのかどうか。27年度の予算を見ますと、そういう件に対して全く予算も計上してありませんので、どういうタイムスケジュールを組んでみえるか、確認したいと思っす。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず、ソフト面というか体制のことにつきましては、今年8月以降に実施されます、正式には中央競技団体の正規視察を受けて、平成28年に開催の内定という形になりますが、平成30年度には、先ほど申し上げましたインターハイのほうが昨日開催が決定されましたので、こういった状況を見きわめながら、準備室の設置時期や設置体制などを検討してまいりたいと思っすけど、それまでの間は、文化スポーツ室内で対応してまいりたいと思っす。

施設につきましては、インターハイ、また三重国体に向けて、まずはインターハイが一番先にございますので、西野公園体育館の空調設備の整備などを予定してあります。また順次、中央競技団体の視察を受けて、施設整備については十分体制を整えていきたいというふうにございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

県内の状況を聞いてありますと、まだ準備室の立ち上げまではいっていないところがほとんどだと思っす。しかし、内容を見ますと、大体ほかの競技団体が会場としているところ、あるい

は行政が手を挙げて開催が決定しているところにつきましては、過去に何らかの形でそういう大会を開催した経験があるところが多いんですね。

亀山は、確かにウエイトの場合やったら、前回の三重国体のときには開催していますけれども、状況は全然変わっています。それから、野球は今回が初めてですけれども、ほかの開催市を見ますと、野球場はきっちりしたものがあまして、手直しとか当然それは入ってきますけれども、十分に近い状態のところがあって、それを手直ししていくということがあるわけですね。

開催を受ける以上は、当然、会場の準備をきっちりせないかんわけですけれども、開催の間に完成したというんじゃ意味がないんですね。やっぱり、早目に会場をきっちりと整備して、2回、3回とサブの大会とかプレ大会をやって、そして不備なところの見直しとか手直しをして、本当の本番を迎えていく必要があるかと思しますので、早目早目で対応をしていかなければと思いますので、よその地域がまだ準備に直接具体的に入っていないから、まだ亀山もいやろうということをおぼえずに、ぜひ先行して先行して対応をお願いしたいと思しますので、ぜひ、その辺のところをお願いしたいと思します。

予算的なことは厳しいことがあると思しますけれども、絵を描いて準備に備えるというのはいつでもできると思うんですよ。ぜひ、その辺のところ、よろしくをお願いしたいと思しますので、この件につきましては、これで終わります。

2件目としまして、安心・安全なまちづくりについてということで、2点の確認をしたいと思します。

子供、あるいは女性を対象とした犯罪、一般的に言うところの声かけ事案等につきまして確認したいと思します。

亀山署管内の刑法犯の認知件数は、昨年、平成26年度390件と聞いております。そして、犯人が逮捕、検挙された件数が121件、25年度より8件ほど犯罪件数は減っているとは聞いておりますけれども、それでも400件近い件数の認知件数が上がっております。決して少なくはありません。そんな中で、女性や子供に対する声かけ事案等につきましては、やっぱり少なからず発生してきております。

亀山市内の平成26年度の声かけ事案の発生件数について、どのように把握しているか、確認したいと思します。

○議長（前田 稔君）

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

亀山市内の発生件数でございます。

現在、亀山警察署管内の平成26年度の子供や女性を対象とした声かけ事案等の認知件数といたしましては、子供が19件、女性が19件の合計38件で、前年比プラス1件の状況でございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

亀山署管内というより亀山市内を中心に、子供対象が19件、それから女性が19件、合わせて38件ですね。

聞きますと、発生の時間帯というのが朝のうちとか、あるいは午後、曜日としては、月曜日とか金曜日が多いということもお話を聞いたことがあるんですけども、もしこういうケースが出た場合、行政としてはどのような対応をされてみえるか。

安心メール等での不審者情報というのは入ってきます。それ以外に、どういう具体的な対応をしているのかということを確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

どのように対応しているかということでございます。

まず、曜日別では月曜日と金曜日に、時間帯別では日の出から午前9時までと午後1時から日没前の中で同事案の発生が多く確認されております。

そうした中、昨年4月に施行しました、亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に規定しておりますように、市内の防犯意識の高揚、連携・協力を進めていくために、市といたしましては、犯罪発生事案や犯罪につながる情報の発信を行っております。

また、事案発生の情報を受けましたら、青少年総合支援センター補導委員による、青色回転灯車による防犯パトロール活動、いわゆる青パトにおいても、発生箇所付近の見守りを強化する体制を整えております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

過去の例を見ますと、案外地域が限定されてきている。例えば、北のほうの地域で数件連続して発生するとか、南のほうで発生というケースもあったわけですけども、今の話では、本当にごく一部の組織の中で対応していると、それから青パトの巡回とかということで対応しているということでございますけれども、迅速な対応というのはやっぱり必要なんですね。学校や教育委員会も含めて、それから自治会、コミュニティも含めて迅速な対応をぜひお願いしたいと。

やっぱり、数日たってから、こういうことがあったから気をつけてください、あるいは情報があつたら教えてくださいと言って何ぼ周知しても、これは無理ですよ。やっぱり迅速な対応をぜひ考えてほしいと。

それと、今、亀山署のほうでの把握件数が38件とありましたけれども、警察としては、はっきりと認知件数と上げるには、事件性が強いというようなことを判断した時点でしか件数を上げないんですから、まだまだほかにも、こういうケースが出ているやもしれませんので、その辺のところにつきましても、ぜひ十分把握する方向でお願いしたいと思います。

それと、もう1点、26年度、子供さんが19名、そういう目に遭っているということを確認しましたけれども、今、子供たちには防犯ベルを配付、支給していると思うんですけども、過去の例を見ますと、この19件、ひょっとしたらほかにもあるかもしれませんけれども、防犯ベルを活用したという話は実際に聞いたことがないんですね。これの対応はどうなっているか。

今の現在の支給状況、それから防犯ベルを活用して、こういうケースが出た場合の対応したという子供の声とか、あるのかなのか、その辺について確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

防犯ブザーは、教育委員会におきまして、小・中学校の入学時に学校を通じて新入生全員に配付させていただいております。また、市外に通学するお子さんにつきましても、希望者に配付させていただいております。

防犯ブザーの配付に当たりましては、保護者宛てにブザーの所持と使用方法など、家庭での指導をお願いした文書を添えておりますし、またあわせて学校へも、登下校、外出時に常に携帯するよう指導をお願いしております。また、市広報におきましても、広く協力のお願いをしております。

幸い、本年度はブザー使用にかかわる危険な事案は発生しておりませんが、昨年度、ブザーを所持していたことで連れ去りを未然に防いだという事案もございましたことから、子供たちの安心・安全のため、今後も防犯ブザーの配付を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

わかりました。今、私、防犯ベルと言ってしまいましたけど、ブザーの間違いです。

それで、確かに利用したケースもあるということでございますけれども、聞いておりますと、あるいは見ておりますと、結構、例えば子供であればランドセルの中へ放り込んで、すぐに取り出せないというケースもあるように聞いておりますので、ぜひ、その辺のところ、迅速に利用できるような形で対応できるように、強く指導をまた続けていっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

せっかく支給しているものでございますから、すぐに迅速に対応できるようにというのは、改めてお願いしたいと思います。

続きまして、特殊詐欺の被害について確認したいと思います。

三重県内の、平成26年、昨年の特種詐欺、まあオレオレとか名前は変わっていますが、このごろはそれを一本にして特殊詐欺という言葉を使っておりますけれども、その被害が103件あったと聞いています。被害総額も約6億3,400万と本当に高額な被害額が計上されておりますけれども、その詐欺の手法も、昔から言っているところのオレオレ詐欺から、架空請求とか金融商品取引とか還付金とか、相当件数が上がっております。

この特殊詐欺の県内の数字は103件というのは確認しておるんですけども、亀山署管内の平成26年度の被害の内容について、把握しているのがありましたら、お示ししていただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

市内の発生状況でございますが、亀山警察署管内の平成26年中の特種詐欺等の発生状況でございますが、架空請求詐欺が2件、金融商品等取引名目詐欺が1件の合計3件でございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ことしに入ってから被害はないけれども、昨年3件の被害があったということでございます。

ことしに入ってから亀山ではないですけども、他市を見ますと、結構被害が出ているように聞いております。桑名、四日市、津、鈴鹿等、北勢のほうを中心に十数件で被害が約5,000万円と聞いております。

特に津市では、2月3日から5日の3日間で、多分これ警察やと思うんですけども、被害の相談というのは、こういう電話があったとかというようなケースだと思うんですけども、26件、津署のほうへ連絡があって、実際に被害に遭ったケースは2件あって400万の被害というように新聞報道でもありましたけれども、まだまだ出てくるんですね。

その手口は本当に千差万別、どんな手法を使うのかというぐらい巧妙な電話内容で電話がかかってくるので聞いておりますので、いろいろと防止のための対策は講じていただいていると思うんですけども、この防止策としての対応訓練、県内ではいろいろな、例えば金融機関とか、あるいは宅配業者、郵便局、コンビニも含めて訓練等をやっていると思うんですけども、亀山市内では具体的にどのような訓練をされてきているのか、把握しているものがあれば、お示ししたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

特殊詐欺事案につきましては、市や警察署だけでなく、金融機関を初めとする関係機関と連携協力し、取り組んでいるところでございます。

市といたしましては、かめやま安心メールや各コミュニティセンターでの情報掲示、また毎月広報「かめやま」16日号にて、レターパックやゆうパックで現金を送らせる手口の詐欺等について紹介し、注意喚起を行っております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

防止の対応のための広報とかキャンペーン等も、いろいろなところでやっておりますけれども、起こっているんですね。それを、訓練のおかげで未然防止ができたというのも、亀山管内でも2件ほど、それによって防止ができたというケースも聞いておりますけれども、やっぱり十分な対応をお願いしたいなど。

それで、例えば3月2日にメールが入ってきました。エリア、それから安心メールで、職員を名乗っての電話があったと。そして、口座番号を教えてくださいというような電話があったのでご注意くださいというメールが入ってきましたけれども、あのメール、果たして市内で何人の方が目にしているのかなあとということが疑問に感じます。

こういうケースが出た場合、それこそ自治会とかコミュニティ、老人クラブ等も使って、もっと広範囲に迅速な注意喚起をやってもらわないと、安心メールで出したからこれで終わるということ

じゃないように、幅広く対応していただきたいと思うんですけども、その辺のところ、どのような形で対応したかということを確認したいと思います。

それと、すぐに訂正のメールが入ってきましたけれども、3月2日を3月4日と、こんな大きなことを先の日付でメール配信するとか、それこそ危機管理意識にちょっと疑問を感じる部分もありますので、そういうことがないようにしてほしいなということと、もしあった場合には、あの時間と同時に、各自治会へ何らかの形で連絡して、各戸へ通知願いたいというようなことをやってもらわないと、やっぱり、特にお年寄りにはなかなかその辺のところを注意してくれないと思いますので、ぜひお願いしたいと思うんですけども、その辺のところ、どのような対応をされたのか、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

事案が発生した場合は安心メールで周知を行っているとともに、市と亀山警察署のほか、鈴鹿亀山消費生活センターでは相談窓口によるアドバイスや、鈴鹿亀山地区広域連合広報での特集記事の掲載、出前講座等により住民の方々への注意喚起を行っているところでございます。

今後、亀山警察署と連携し、チラシを作成するなどの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今の答弁にあったように、常日ごろからの注意喚起をやっていただいていると思うんですよ。

こういうケースが出た時点での対応を迅速にしないと、1週間先、10日先に、こういうことがありました、お気をつけくださいではなしに、津でケースがありましたように、3日間で二十数件の警察のほうへ報告があったということは、集中してあちこち多分電話するなりしていると思うんで、ぜひ、その辺のところ、迅速な対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

過日、テレビの番組で、狙われる老後マネーというようなタイトルで番組があったんですけども、見ておりましたら、詐欺の手口のキーワードがあったので参考にお話しさせてもらいたいと思いますけれども、まずあるのは携帯電話番号を変えたとか、これはもう疑問やと、そういう電話がかかってきたら。それから、多いのが電車内に会社の小切手が入ったかばんを忘れたとか、あるいはキャッシュカードに偽造のおそれがあるからという電話が入ってくるとか、もうこれは金融機関からですわね、大体、警察とか。それから、株や宝くじ等で必ずもうかるという投資詐欺に近い中身とか、投資のために名義を貸してほしい名義貸しとか、それから、不倫などで相手の女性を妊娠させたとか、こういうケースの電話がかかってきたら、これはもう全部詐欺やという感じで対応するようなものらしいんですね。それと、究極は、電話の向こうからお金の話があったら、もう電話を切れと、どんな内容であろうとというぐらいの用心深さ、注意深さがないと、つつい話に乗ってしまうということらしいです。

それと、もう1点は、だまされやすい人のタイプというのがあるらしいんですね。これは、日常

の生活の中での話だと思うんですけども、自分の判断に自信がある人というのは、絶対にだめらしいですよ、私はだまされないというような。

それと、直感とか経験などで行動する人、何か電話があったら、そら大変や、そら走れというような形になってしまう人とか、あるいは、電話の声を感じがよかったら、感じのよい人を信用してしまうとか、向こうがこわもてで電話してこないですから、それとかあるいは、電話があったらむげに断れない人、人に嫌われたくないから、つつい対応してしまうというような方なんかはだまされやすいというようなことをおっしゃっていただきましたけれども、大体こういうケースに遭うのは、これ言い切っているのかどうかわかりませんが、8割が65歳以上の高齢者で、そのほとんどが女性だということでございます。

それすら、今の言った4点のだまされやすいタイプの中で、私は大丈夫という方なんかはだまされているんですけども、電話を受けて、現金を手渡ししか送付か持っていかも含めて、だまされたと本人は思っていないですから、やむを得んといえはやむを得ないんですけども、こういうことがあるんで、こういうケース、どういうことがあるのか、もっと具体的に明記したチラシとか文書をつくっていただいて配布していただくと、それも迅速にというのが非常に大事だと思いますんで、ぜひ対応をお願いしたいと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

もう時間があるんで、この程度で質問を終わらせてもらいますけど、もう1点、最後に公園の管理についてでございますけれども、市内各公園の管理状況について確認したいと思っただけですけども、ちょっと時間の都合がありますので、そこははしょって、公園整備と施設の有効活用について、2つの施設について確認したいと思っただけですので、よろしくお願ひします。

まず1点は、天神町でございます、私、親水公園という言葉を使っておりますけど、川の一里塚、もうあそこができてから大分たちますけれども、あそこをどうやって活用しているかどうかということが1点。

それから、もう1点は、衛生公苑の建物の北側に小さな公園があります。それと、多分公園に隣接しているんで、あそこもその関係があるかと思うんですけども、亀山市で今一番桜のきれいな場所、衛生公苑の東側の土手ですけども、この辺について、どのような対応をしてどうやって管理しているかということを確認したいんで、ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（前田 稔君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

鈴鹿川一里塚公園につきましては、先ほども議員がおっしゃられるように、平成13年に河川環境等整備事業によって鈴鹿川右岸に約0.4ヘクタール、トイレ、あずま屋、駐車場を設置したものでございます。

ご指摘の有効活用でございますが、昨年3月に和賀白川線の忍山大橋が開通したことから、忍山大橋から鈴鹿川堤防へといった鈴鹿川へのアクセスも向上しました。そのため、平成26年6月15日には、亀山あるこうかいの皆様により、西野公園から忍山大橋、鈴鹿川一里塚公園、天神公園といったウォーキング大会も開催されているところでございます。

このように、鈴鹿川沿いの散策拠点として、さらなる活用や、また地域の皆様にご利用をいただけるよう、公園の指定管理者とともに連携してPRしてまいりたいと考えているところでございま

す。

○議長（前田 稔君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

衛生公苑について、ご答弁を申し上げます。

亀山市衛生公苑は同敷地内にごございました旧し尿処理施設を廃止しまして、昭和60年度から建設工事を行い、昭和62年4月から稼働をいたしておるものでございます。

今、議員がおっしゃいました衛生公苑内にごございます北側の公園及び、東側といいますか桜の植栽場所は、旧施設の跡地利用という趣旨で整備したもので、衛生公苑敷地の一部となっております。

平成23年度までは、特に桜の樹木のほうですが、一部剪定や除草等を外部委託して実施してまいりましたが、現在では施設運転管理委託会社が日常的な施設内の除草等軽微な作業を行う程度にとどまっております。地域の住民の方々が訪れられることもあるというふうにお聞きしておりますことから、今後は間伐等も含めた周辺の環境整備に配慮してまいりたいというふうを考えております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

川の一里塚につきましては、先ほど、あるこうかいなんかに利用してもらおうと、年に1回か2回、トイレ休憩で使うぐらいなもんですね。もっと、せつかく立派な施設としてつくってあるわけですから有効活用できるように、地域と、例えばあそこやったら天神のコミュニティとか自治会とも相談していただいて、何らかの形で利用方法を考えていっていただきたいと思います。

トイレが、昔は一時、水も出ずに利用できなかつたんですけれども、今は出るようになっていましてけれども、鉄さびで便器が真っ茶っ茶で出てくる水も茶色いとかいうようなこともあって、決して十分な管理がしてあるようには見えませんので、ぜひ、その辺のことにつきましても改めて見直していただきたいと、かように思いますのでよろしくお願いします。

それから、衛生公苑と桜につきましては、見るも無残といったら無残です。せつかく公苑として設けてあるわけですから、常日ごろから管理をお願いしたいと。

桜につきましても、先ほど申しましたように、市役所の窓から見ても、あそこのピンク色の桜の群生というのはよく目立つと思うんですよ。ですから、その辺のところについては、再度、担当部署だけじゃなしに全体に認識していただいて、ぜひPRも含めて利用を促進していただきたい。今やれば、来月に入ってから桜の時期には、本当の絶好の場所になるかと思っておりますので、ぜひ迅速な対応をお願いしたいと。

常日ごろから対応してもらうのに、衛生公苑のほうで多分ふだんは管理してもらっていると思えますけれども、27年度も約1億の予算を組んでもろてありますけれども、それではとても対応できないと思うんで、何らかの形、担当部署を変えてでも、うまく対応を考えていっていただきたい。今のままではもったいないと思います。ぜひその辺のところを強くお願いして質問を終わります。

す。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

13番 前田耕一議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時01分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

一般質問の最後ということで、今から道路行政と子育て行政についての2項目で質問をさせていただきます。通告をしてございますので、よろしく答弁のほうをお願いしたいと思います。

まず道路行政でございますが、道路行政で4点ほどお聞かせ願うわけですが、まず市道野村布気線の進捗状況についてということでお尋ねするんです。

当初予算にも、この予算案の中にも、この事業に対する予算が計上されております。土地鑑定とか設計委託料とか、それから公有財産の購入費とかが計上されておりますが、この野村布気線については、いつから計画されてきて、今までの経過と今の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

野村布気線の進捗状況ということで、お尋ねをいただいております。

市道野村布気線整備事業につきましては、平成18年度に着手し、現時点の進捗率は事業費ベースでいきますと20%程度ということになっております。

当初は平成24年度の完成を目標としてまいりましたが、事業進捗が図れず、完了時期のおくれが発生しましたことから、その原因としては、一部用地の取得に時間を要したということで、現在に至っておるということでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この事業については、先ほど答弁にございました18年に着手して、20%ほどということですが、先ほど私が新年度の予算案の計上を言いましたが、これ例年、毎年のように、このような要求が出ております。予算要求がつくられておりますが、その中が、毎年これが執行されずに送り送り、こんな事業でいいのかどうか。計画しておれば、やはり目途が24年であっても、たとえ1年、2年のおくれはやむを得んと思いますけれども、まだ姿すら全く見えない現場の状況でございます。このような計画があつていいのか。

さらには考えてみますと、その西にある新設の県道が供用していますよ。それやのにこの東の部

分の市道野村布気線については、何らそれこそ重機も入ってもおらない。くわが入っておるのかどうかというの私は不安に思うわけでございますが、今後、地元の要望も今までから非常に強い事業でございましたし、都市計画の中でも重要な路線として計画され、着手していこうかというふうで計画を立て、例年予算要求もすんなり通っておるんですが、執行が一向に進まないという結果でございます。

これについての今の感じておる部分をもう一度お願いして、今後どのように対処していくのかお聞かせ願いたい。場合によっては、以前からも出ておりましたように、土地収用についても非常に強い意思を持っておられたのが、それがなかなかできないというのはなぜなのか。そういう原因はやはり究明しておるのか。やはり亀山市の事業のこのおくれは非常にいろいろな場面でも目につくものと私は思っておりますが、いかがですか。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

今、議員がおっしゃるように、大幅な事業のおくれというふうなことでございます。

この原因は、やはり用地取得の時間を要しておるということでございますけれども、その用地の取得が難航している所有者に対しましては、平成26年度も継続的に用地交渉を行ってまいったところでございます。内容は以前より、より具体的になってきております。そのことから、交渉は進展しているものというふうに考えておるところでございます。

相手方も事業自体には理解をいただいております。さらに交渉を重ね、相違点を解消して、できるだけ早い用地買収を行いたい。鋭意努力をさせていただくつもりでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

これもシャープ誘致以来の計画と思います。

特に、その地域に当たる神辺地域の、道野地域の皆さん方には、非常に不便を感じておられるとっておりますし、やはりこのような大事な企画、亀山市のほんまに重要な事業、相手の都合もございませうけれども、やはりそこらは誠意を込めての交渉をして早く取得をし、事業を推進していってほしいというふうに思っておりますが、やはりここらは市長、この事業計画のときには見えなかったんですが、市長になられてこのおくれは何であるのかというのは一遍感じておると思いますので、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この本路線は亀山市街と関地区を結ぶ都市計画決定をされた幹線道路でございますので、本市の産業の発展、市民生活の一環となる道路ネットワークを構築している重要な路線であることから、できるだけ早期の事業完了を目指して、今日まで進めてまいっておるところであります。

平成18年度からのスタートであります。用地取得に難航してきておるというのは、先ほど答

弁をさせていただいたように、それは事実でございますが、しかし、この平成26年度も継続して交渉を行ってまいりました。今、誠意を持ってということではありますが、当然、私どもは誠意を持って進めてまいりました。

26年度の交渉の過程におきましても、内容はより具体性を持ってきておりますので、交渉は進展をしておるといふふうに認識をさせていただいておりますが、先方におきましても事業自体には理解をさせていただいておりますことから、さらに交渉を重ねて、その相違点というのは、当然用地交渉の過程ではこれに限らずあるわけでございますが、相違点を解消して、できるだけ早く用地買収を完了できるように、市として最善の努力をいたしてまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

強い市長の思いを聞かせていただきましたが、これも合併特例債を使っていくということがございますので、早く進展するように願っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

続いて、今度は市道と和賀白川線の延伸でございますが、このいわゆる延伸については、国道1号のバイパスより以北、亀田小川線までにタッチする道路の計画についてでございますが、これも新年度の予算案の中に設計費が1,150万というのが組み込まれております。

やはり、この道路は今までも、和賀白川線の早くの同時開通ぐらまで私らは要望してきました。しかし、計画の中では、順次を追ってやるんやということでしたが、昨年3月に和賀白川線忍山大橋が開通しまして、ここまで開通したわけでございます。もう少し、あと何百メートルかわかりませんが、やはり早く開通していただいて、この路線については亀山市の環状線の一部でもあるということがございますので、そこらは早く工事計画、工事計画はもう設計に入りますので進んでいくと思いますけれども、このような計画はいつから着工ができて、いつ完成の目途があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

市道と和賀白川線につきましては、議員おっしゃるとおり、市内環状線の一部として、現在この一部の区間が供用していないということで、全線結束を目指して未供用となっている国道1号亀山バイパスから市道亀田小川線までの延長約520メートル区間の整備を進めており、現在行っている概略設計に引き続き27年度については詳細設計を行う予定として、事業計画では平成31年に完成を目指して頑張っております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

設計に27年に入っていただいて、計画では31年に完成ということですが、やはり、先ほど質問させていただきました野村布気線のようにならんように、計画は計画どおり、用地についても相手さんに交渉をお願いしておると思いますけれども、やはりあれの二の舞にならんように、非常に重要な道路でございますのでよろしく願いしたいなど、かように思っております。

それから、3点目でございますが、市道の平常時の管理体制について、お尋ねいたします。

この間、議案で前田議員が専決報告案件のフラワーロードでの事故の専決処分についての質疑をされましたので、ある程度はわかっておりますが、市道川崎白木線において発生した車両物損事故について、内容についてはわかりましたが、いずれにしても、この事故については7月、8月、9月と三月にわたっての事故だと思えます。これについての補償の問題は専決で上げられてきておりますので、それはそれとして、このような事故がなぜ発生したか。

原因についても、この間の質疑の中でも出ておりましたけれども、私が何で7月、8月、9月と言うのは、なぜだったんかと、最初に1遍そのような事故があったらやはり整備をするべき、管理をするべきだと思いますが、そこらの体制をもう一度ここで確認したいと思えます。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

10日の前田議員の議案質疑の中でもご答弁をさせていただきました。

この道路につきましては、やはり大型車両の1日の交通量が多いということで舗装の傷みが激しいことから陥没による事故、事故の詳細につきましては、タイヤのパンク及びホイールの損傷というのが主なものでございますけれども、やはりそういう大型交通量が多いというふうなことが第一原因でございます。

私どもとしましては、延長7キロのこの路線を重要路線としてパトロールも行い、補修も行っておりましたが、当路線の延長が長く広範囲にわたることから3カ所の事故につながったということで、今後はパトロールの強化を図りながら、未然の防止に努めてまいりたいというのとあわせて、国の補助事業を使い、路面の改良を含めたことを今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

特にここで私が掲げておるのは、特に緊急処置ができていないというのを私は思います。

1つあれば、緊急処置さえしておれば、何ぼその路線の中で、場所は違うと思えますけれども、やはり点検、補修等をやっておれば、こういう事案はそんなにまあ続けて起こらないだろうというふうに思うわけでございます。

全面改良については、補助もいただかなければなかなか非常に単独では大変な事業やと思えます。和賀白川線の延長の野村楠平尾線においても、本年度、道路改良の中で、私が通ったときに、路床をかなり掘削されて路盤改良をされて新しく舗装をされたところもございまして、非常に大がかりな仕事だなあというふうには思っておりますけれども、この道路については、今も工業団地へ入る大型車両、また第二名神の工事車両等大型が通りますけれども、やはり根本的な改良をしていくまでに、自分らの亀山市の道路行政の中で管理はしていかなければならんと思えますので、そこらをもう一度、皆さん方にハッパをかけていただいても結構でございますので、事故のないように、市民が安全で通行できる道路管理をお願いしたいなと、かように思っておりますので、よろしく願いしたいなと思っております。

それから、4番目でございますが、狹隘道路の後退用地整備事業の進捗について、お伺いしたいと思えます。

例年ですが、この予算の中で見ていきますと、新年度予算を見ますと、報償費と助成金で87万6,000円、業務委託料は350万というふうに予算も立てておられます。そのような中で、私どもの地域でも地権者のおかげで後退されたんですが、根っから後の舗装がされません。そういうふうな部分もやはり道路管理の中から、せつかく市民の方に協力していただいたのに、後のフォローができないというのはなぜなのか。早くそれは、この事業費が足らんでできないのかどうかわかりませんが、一般道路の管理費等も、まだ舗装費と言うのか、そういうのも使っていただいて、せつかく広げた道が、片っぽ半分は舗装道路、片っぽは砂利の道で、やはりそういうのは1カ月か2カ月は路盤を固めるためにも必要かと思えますが、そこら辺を今後どうしていくのか、一遍聞かせていただきたいなと思っております。

○議長（前田 稔君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

狹隘道路後退用地整備事業で、市が後退用地として寄附をいただいた後に舗装がおくれているというふうなことについてのご質問をいただきました。

当事業は後退用地を寄附いただいた後、市において道路整備を行います。一定件数をまとめて舗装整備の発注工事を行っております。

ただ、建築主様と外構工事等の時期が合わず、舗装の整備をお待ちいただいているところもあり、ご不便をおかけしている部分も事例としてはございます。ただ、そのことから、今後、この事業を6年が経過した中で、迅速に道路整備をする手法を今後当然考えていくべきだということで、例えば小規模の範囲の舗装であれば建築主の外構等の業者さんに材料支給をするとか、さまざまなことを今担当のほうで考えて迅速な対応に努めるような努力をさせていただくつもりでおりますので、よろしくご理解願いたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今、今後の対策を聞かせていただきましたが、せつかく生活道路を広げていただいて、地元の方にそれぞれ協力を願ってやっていく事業でございます。非常にええ事業やと思えます。用地買収でございせんでもいいし、市民の皆さんが提供してやるという気持ちを酌んでいただいて、この事業を進めて、やはり地元の皆さんに不便をかけないようなことをお願いしたいなというふうに思っておりますし、今言われたように、やはりそれぞれの宅地の下がった部分の外構の問題もありますので、そこらの業者さんとも材料支給なりでもしていただいて、早くこういうような事業の中で皆さんが、提供していただいた方ももちろんですが、通っていただく方にも気持ちよくしていただくのが行政の役目だと私は思えますので、今後よろしくお願ひしたいなと、かように思えます。

それから、次に子育て行政でございます。

まず、子育て行政につきましては、4点ほどお聞かせ願うわけでございますが、まず、先般から議案の中でも出てきております、学童保育所、幼稚園、いろいろなことで出ておりますが、今回は

まず学童保育所に関してについてお尋ねしたいと思います。

平成25年に議会が教育民生委員会で調査・研究をし、行政に学童保育は公設がいいですよというような提案もしておりますし、昨年12月議会でしたかな、議会としても学童保育所を公設とすべきではないかという云々、決議をしております。

その中で、今後の対応に市として、市長として、どのような受けとめをしておるのか、ここで聞かせたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

12月議会におきましては、今回、井田川、川崎2小学接区で、この4月スタートとなります学童保育所の設置の関連予算、これも議会としてお認めを頂戴をいたしました。ありがとうございます。さらに、学童保育所の充実のため公設を基本とすることを求める決議につきまして、どう受けとめておるのかということでございますが、真摯に受けとめさせていただいております。

これは従来からも申し上げてまいりましたが、これまでにございまして、公設で4施設の放課後児童クラブの設置をし、公共施設を利用した2つの放課後児童クラブの設置をしております。議員の地元の南小学校もまさにそういうことであろうというふうに思っておりますし、神辺地区、神辺小学校におきましても、そういうことであろうというふうに思います。

また、合併以降の既存の放課後児童クラブにつきましては、それぞれの小学校区におきまして、それぞれの地域の特性を踏まえ、地域の皆様方のご尽力によりまして、放課後児童クラブの設立をいただいて運営をいただいております。

今後の放課後児童クラブ施設の設置に当たりましては、今回、子ども・子育て支援事業計画の中で、今後5年間で18カ所の学童を設置するという方向を計画の中に盛り込ませていただいておりますが、地域の実情や特性等を勘案し、公共施設の利用など公的関与を行うとともに、必要に応じて民間力を活用するという考え方で進めさせていただきたいと考えております。

今後の児童数の増減を見込みまして、社会情勢の変化やそれぞれの小学校区の特性などを考慮してまいりますので、引き続きましてのご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうすると、いろいろ今までも我々議会としても申し上げておりますが、議会の提案、さらには決議は真摯に受けとめていただいて、これから進めていくということで理解させてもらってよろしいですね。

特に、この学童保育については、今、学童保育所条例の一部改正の議案も出ておりましたが、これについても、今市長が言われたように、放課後児童クラブに改めて取り組んでいくのやというふうに思っております。

これについても、公の施設を使うのが大多数だと思いますが、我々の決議に対する受けとめをここで確認したかったというのが、この議題でございます。今、真摯に受けとめて、前向きにやっただけというような答弁だったと私は理解しておりますが、それでよろしゅうございますね、

確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど私が就任をさせていただいた平成21年度、5つの学童保育所が設置をされておりました。当時の関連予算というのは年間二千数百万であったと思っております。

現在、12カ所の学童が設置をされておまして、新年度、この4月には、先ほど12月で予算を認めていただきました、きのうもお話ありました、空き家、空き店舗を活用して、3つの学童保育所を設置されるということで、非常に少し前倒しで立ち上げて、この設置によりまして15カ所の学童が4月以降に立ち上がっていくということで、今、予算案をお願いしておりますが、年間約9,300万の放課後児童クラブ関連予算として、今ご審議を賜っておるところでございます。

この5年間で、この放課後児童クラブの設置につきましては、いろんなニーズの変化に亀山市としてもしっかり対応してまいりましたが、今後におきましても、今議員に触れていただきましたことも踏まえ、しっかりと市としても対応していきたいと思っておりますし、今回の子ども・子育て支援事業計画が4月以降スタートいたしてまいりますので、先ほど申しました考えも持って、しっかり前へ進めていきたいというふうに現時点で考えてございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

市長にるる答弁をいただきましたが、私はこの議会の提案、提言、それから決議を真摯に受けとめていただいたと理解いたします。今後、この学童保育に対する市の対応をよろしく願いたいなどと思っております。

特に、今回も井田川ですかね、民間を使われるというのも聞いておりますが、私、この学童保育のいろいろなところで聞いたりしてきております。鈴鹿市を例にとりますと、学童保育は民間でやられているというところもございます。そのような場合、亀山も聞くところによりますと民間の事業者というのか、そういうような方が、したいという人も見えると聞いておりますが、そこらの点についても、市は今後どのように対応していくのか。やはり手を挙げられた方に対して、場所もございませうけれども、そういう部分も取り組んでいくのかどうか、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今議員がおっしゃられたように、民間の社会福祉法人でありますとか、あるいは民間の事業所、あるいはNPO法人が学童を独自の考え方で設置をしたいという意向というのは、今も出てきておるわけでございます。ですから、公設という決議はいただきましたが、そういうものに対しては、やっぱりそれぞれの特性に応じて考えていくということは当然あっていいんだろうというふうに思っております。

したがいまして、今後、公設であろうと民設であろうと、やはりそういう地域の実情や、その事業主体となるいろんなニーズの変化が起こっておりますので、それをしっかり見きわめて、それぞ

れ対応していこうということ为先ほど申し上げたところでございました。

そういう意味では、今後も多分、今議員がおっしゃっていただくような民間の動きというのはますますふえてくるんだらうと考えておりますので、それをしっかり見きわめていく必要があるというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

やはりそういう事業者もよその地域では多々ございます。

私どもも子供の時分から、やはりこの保育行政というのか、私らは保育園も入りませんが、学校から帰ってきたら勝手に遊んどれ、うちの仕事を手伝えというのが我々の子供の時代でした。特に保育所については、やはり地元の方が託児所として、例えば夏休みとか冬休みの時期には託児所として我々は預かっていただいて遊んでいただいたというのが自分の記憶の中にはございます。

そういうような中でも、やはり子育ての中で地域、市内全体の協力の中でこういう事業も進めていただきたいなというふうに思っております。

それについては、やはり費用の問題、事業者さんで学童を募集すんので自分のところで勝手にせえというんやなしに、やはりそれはそれなりの事業費をかけていただかなければならないだらうというふうに思っておりますが、その点、もう一度確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げましたように、新年度、私どもは公設であれ民設であれ、それにかかわらず、年間9,300万の放課後児童クラブに関する関連予算を今議会でご審議をいただいております。5年前と比べて、ほぼ4倍近い予算額を確保してニーズに対応してまいったところでございます。

今後につきましても、その考え方に基づいて、この事業計画の中で予算措置も踏まえてしっかり対応していきたいと思っておりますし、先ほど少し触れました、例えば南小学校とか神辺小学校の旧集会場の活用等々につきましては、これはある意味公共施設でありますので、基本的に今後については公設として位置づけていきたいというふうにも思っております。

なお、予算との関係で言いますと、神辺小学校区の放課後児童クラブにつきましては、旧のコミュニティセンターを放課後児童クラブとして専用にご利用していただくということになりますので、新年度当初予算におきまして、施設改修補助金等500万を計上いたしておりますので、またぜひご理解いただきたいと思っておりますし、予算措置は今後もしっかり対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

学童保育については、前向きの答弁をいただいておりますのでありがたく思っておりますし、今後よろしくお願ひしたいなと思っております。

2番目に、学童保育所から放課後児童クラブに改めたのはなぜかというのを上げてございましたが、いろいろ今までの答弁の中とか議案の中でも聞いておりますので、理解しております。

それは省略させていただいて、次に3番目の学校教育の中での学力向上対策について、お尋ねをいたしたいと思います。

三重県亀山市、全国レベルから見たら非常に低いものだと私は新聞紙上等でも聞いておりますし、三重県知事あたりが、これじゃあ低過ぎるやないか、もっと頑張らせて上げてくのかというような決意もされている様子でございますので、亀山市としてどのような対策をこれからしていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

亀山市教育委員会では、昨年11月に亀山市学力向上推進計画を策定し、学校力、教師力の向上や、児童・生徒への学習支援のほか、家庭への働きかけを重点的な取り組みとして、現在順次進めているところでございます。

本計画の推進に当たりましては、全ての教職員が学力向上という目標に向け、同じベクトルで取り組むことが重要だと考えておりますので、全小・中学校の管理職並びに研修担当者等を対象に研修会を実施し、意識の向上を図るとともに、小・中で一貫した学習規律や系統的な指導ができるよう、亀山版の学習スタイルと、国語、算数、数学の指導の手引を作成して、指導の改善や徹底することについて取り組んでまいります。

また、学力向上研修会を実施いたしまして、子供たちの思考力、表現力、判断力を伸ばすための授業改善や、効果的な校内研修の進め方について情報交換や討議を行っています。さらに、日常の授業や補充学習、家庭学習など、さまざまな指導場面において、県教育委員会が作成いたしましたみえスタディチェックやワークシートを活用したり、市独自の学習支援教材を導入したりするなど、教育委員会が学校現場と一丸になって確かな学力の向上につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今、教育長から思いが伝わってきたんですが、非常に強い思いを持って推進計画をされてきたなというふうに受けとめたんですが、いずれにしても、三重県内でも、全国レベルにおいても、やはり尻から数えて何番目では我々市民としても張り合いがないなあというふうに思っております。

やはりある程度の学力の向上を目指して、教職員一体になって、市の施設も含めて、例えば空調の問題も多々出ておりますが、やはりそういうなんも整備されて、子供が学びよい施設を整えてやって、やはりそこらは行政も協力し、教育委員会も教職員の先生方も力いっぱい出していただいて、三重県の子供、特に亀山の子供はこう教育していくんやという熱い思いを聞かせていただきました。これを私は非常に期待したいと思いますが、それでよろしゅうございますか。何かありましたら、よろしく。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほどご答弁申し上げましたように、私ども教育委員会といたしましても、現在、亀山版の学習スタイルの作成に向けて努力をしているところでございますし、これまでも11月に推進計画を発表した直後には、管理職研修等をさせていただいております。

そういったことで、こちらのそういう思いをいろんな方に、教育関係者だけでなしに市民一般の方にもお示させていただくことで進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。確認させていただきまして、心強く思っております。よろしく願いしたいと思います。

それでは、最後になりましたが、先般、先月の20日か19日の深夜かわかりませんが、神奈川県川崎市で起こりました多摩川の上村遼太君の事件について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

遼太君についてのご冥福をまず祈りまして、改めてお尋ねしたいと思います。その事件を亀山市の教育委員会としてはどのように受けとめておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

神奈川県川崎市において、先月発生いたしました事件につきましては、私どもも大きな衝撃を受けておるといってございます。

亀山市教育委員会といたしましては、同様の事件を未然に防ぐためには、さらにもう一步踏み込んだ対応が必要であるという考えを持っておりまして、改めて各校における取り組みを検証し、早期発見、早期対応への意識づけを徹底するとともに、関係機関とより一層緊密に連携を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

私、きょうこの場へ立たせていただいて、これを聞いたときに、教育次長が答弁されるかなあというふうに一部思っておったんですが、それでは張り合いがないなと。教育長が立たれたんで、非常に私もうれしく思っております。

この事件については非常に問題も含めておると思いますが、特にこの中学校1年生の子であるということもございしますが、やはり学校を不登校になっておって、その中でのそういう遊び場というのか、ゲームセンターとかいろんなところに入ったりしておった生徒でございします。しかし、そういうのは未然に防げるのではないかなあというふうに思っております。

昨今は、中学生が巻き込まれた事故、事件もございします。特に、この多摩川の事件については、先月の20日、21日、22日ぐらいの新聞から、まだ二、三日前まで連日報道されております。

テレビでもやっております。そのような中で、私はこの事件について非常に胸を痛めまして、子供たちは、やはりこれは未然に防げたのではないかというふうに思っております。

自分も、教育の中でのPTAの活動の中でもいろいろな取り組みをしてきましたけれども、やはり今の社会の中では非常に難しい問題だなあとというふうに私は思っておりますが、さらなる亀山市の、今、答弁にもございましたように、これから先にもどのように対応していくのか、やはり不登校の生徒に対する学校の接触の仕方等も、思いがあったらもう一度お聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

今回の事件を受けまして、先ごろ国から調査の依頼がございました。その国からの調査に基づきまして、児童・生徒の安全に関する緊急確認調査を実施したところでございます。

現時点で、今回の事件の被害者と同様な状況にある児童・生徒がないということを確認しております。日常でございますけれども、学校におきまして、平素の対応として、もちろん1日休んだ場合でも、必ず保護者からの連絡とかそういったことを確認しておりますけれども、例えばもう3日ぐらい続けて、連続して休んでいるような状況であれば、必ず家庭訪問を行っておりますし、実際に病気で休んでいるのか、あるいは別の理由であるとか、そういったことの確認をしておるということでございます。そういう実態把握を徹底的にさせていただいております。

それから、庁内におきましては、亀山市の特徴でございますけれども、こういったさまざまな子供たちの事案に対しまして、教育委員会と福祉部局が相互に連携を図り、関係機関との情報の共有、迅速な行動連携を行う、そういった体制を日常から整えておりますので、これまでも私もさまざまな事案を確認しておりますけれども、やはり相互に連携を行っているということが非常に強みかなというふうに感じさせていただいております。

それから、地域の方々におきましては、亀山市教育サポート推進委員会というのがございますけれども、それを通じまして、地域の関係者の方々、それから中学校区等の現状について情報交換を行い、個別の事案への支援体制の充実も、これまでも図っておりますし、今後も続けていきたいと思っております。

今回の事件の発生を受けまして、子供たちの異変が関係者に対して的確に伝わるように、学校、家庭、地域が一層の連携を図れるよう、そういった体制をつくっていくよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

教育委員会の学校を含めての対処の強い気持ちを聞かせていただきました。これは家庭教育にも、また地域の皆さん方にもお世話にならなれんと思っておりますので、よろしくお願ひしたい。

最後になりましたが、この事件について、教育行政だけでなくして、市長の思いがどのように受けとめておられるのかをお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の事件は本当に衝撃を受けておりますが、まさに亀山の教育、子育て支援はやっぱり亀山の
特徴のある取り組みを進めてきております。

今、教育長が申したような連携をしっかりと密にさせていただいて、学校、家庭、地域が三位一体
で子供たちの未来のために、それを育ていけられる環境をしっかりと作り上げていきたいという
ふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので、関連質問を終わります。

以上で日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

あす13日から25日までの13日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会した
と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

あす13日から25日までの13日間は休会とすることに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの26日は午後2時から会議を開き、付託議案の審査を行います。

本日はこれにて散会します。

（午前11時51分 散会）

平成 2 7 年 3 月 2 6 日

亀山市議会定例会会議録（第 6 号）

●議事日程（第6号）

平成27年3月26日（木）午後2時 開議

- 第 1 議案第 1号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 2号 亀山市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について
- 第 3 議案第 3号 亀山市情報公開条例の一部改正について
- 第 4 議案第 4号 亀山市行政手続条例の一部改正について
- 第 5 議案第 5号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 第 6 議案第 6号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 7号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 8 議案第 8号 亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 第 9 議案第 9号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 10 議案第 10号 亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 11号 亀山市保育所設置条例の一部改正について
- 第 12 議案第 12号 亀山市待機児童館条例の一部改正について
- 第 13 議案第 13号 亀山市学童保育所条例の一部改正について
- 第 14 議案第 14号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 15 議案第 15号 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 第 16 議案第 16号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 17 議案第 17号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 第 18 議案第 18号 亀山市消防団条例の一部改正について
- 第 19 議案第 19号 亀山市保育の実施に関する条例の廃止について
- 第 20 議案第 20号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 第 21 議案第 21号 平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 22 議案第 22号 平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 23 議案第 23号 平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 24 議案第 24号 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 25 議案第 25号 平成26年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第 26 議案第 26号 平成27年度亀山市一般会計予算について
- 第 27 議案第 27号 平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 28 議案第 28号 平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第 29 議案第 29号 平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 30 議案第 30号 平成27年度亀山市水道事業会計予算について

- 第 31 議案第31号 平成27年度亀山市工業用水道事業会計予算について
第 32 議案第32号 平成27年度亀山市病院事業会計予算について
第 33 議案第33号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計予算について
第 34 議案第34号 損害賠償の額の決定について
第 35 議案第35号 市道路線の認定について
第 36 議案第36号 市道路線の認定について
第 37 議案第37号 市道路線の認定について
第 38 議案第38号 市道路線の認定について
第 39 議案第39号 市道路線の認定について
第 40 議案第40号 専決処分した事件の承認について
第 41 議案第41号 専決処分した事件の承認について
第 42 議案第42号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
第 43 議案第43号 亀山市教育委員会委員の任命について
第 44 議案第44号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
第 45 委員会提出議案第1号 亀山市議会委員会条例の一部改正について
第 46 委員会提出議案第2号 国民宿舎関ロッジに関する決議
第 47 議員提出議案第1号 2016年主要国首脳会議の三重県開催を求める決議
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長 櫻井義之君 副市長 広森繁君
企画総務部長 山本伸治君 財務部長 上田寿男君

財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	石井敏行君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	西口昌利君
建設部長	稲垣勝也君	医療センター 事務局長	松井元郎君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合 センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者 (兼)出納室長	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	佐久間利夫君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	議事調査室長	渡邊靖文
書記	村主健太郎		

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長(前田 稔君)

皆さん、こんにちは。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る10日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第1号から日程第42、議案第42号までの42件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 3号 亀山市情報公開条例の一部改正について

原案可決

議案第 4号	亀山市行政手続条例の一部改正について	原案可決
議案第 5号	亀山市職員定数条例の一部改正について	原案可決
議案第 7号	亀山市職員給与条例の一部改正について	原案可決
議案第 8号	亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について	原案可決
議案第18号	亀山市消防団条例の一部改正について	原案可決

平成27年3月18日

総務委員会委員長 中村嘉孝

亀山市議会議長 前田稔様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 1号	亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定について	原案可決
議案第 2号	亀山市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について	原案可決
議案第 6号	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第10号	亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第11号	亀山市保育所設置条例の一部改正について	原案可決
議案第12号	亀山市待機児童館条例の一部改正について	原案可決
議案第13号	亀山市学童保育所条例の一部改正について	原案可決
議案第14号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
議案第19号	亀山市保育の実施に関する条例の廃止について	原案可決
議案第34号	損害賠償の額の決定について	原案可決

平成27年3月17日

教育民生委員会委員長 岡本公秀

亀山市議会議長 前田稔様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 9号	亀山市手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第15号	亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	原案可決
議案第16号	亀山市営住宅条例の一部改正について	原案可決
議案第17号	亀山市水道事業給水条例の一部改正について	原案可決
議案第35号	市道路線の認定について	原案可決
議案第36号	市道路線の認定について	原案可決
議案第37号	市道路線の認定について	原案可決
議案第38号	市道路線の認定について	原案可決
議案第39号	市道路線の認定について	原案可決
議案第40号	専決処分した事件の承認について	承認
議案第41号	専決処分した事件の承認について	承認

平成27年3月16日

産業建設委員会委員長 新 秀 隆

亀山市議会議長 前 田 稔 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第20号	平成26年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について	原案可決
議案第21号	平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決

議案第22号	平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第23号	平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第24号	平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第25号	平成26年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第26号	平成27年度亀山市一般会計予算について	原案可決
議案第27号	平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
議案第28号	平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案可決
議案第29号	平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決
議案第30号	平成27年度亀山市水道事業会計予算について	原案可決
議案第31号	平成27年度亀山市工業用水道事業会計予算について	原案可決
議案第32号	平成27年度亀山市病院事業会計予算について	原案可決
議案第33号	平成27年度亀山市公共下水道事業会計予算について	原案可決

平成27年3月24日

予算決算委員会委員長 前田 耕一

亀山市議会議長 前田 稔様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第42号	平成26年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について	原案可決
--------	----------------------------	------

平成27年3月25日

予算決算委員会委員長 前田 耕一

亀山市議会議長 前田 稔様

○議長（前田 稔君）

初めに、中村嘉孝総務委員会委員長。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、10日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、18日、委員会を開催いたしました。

まず、各議案ごとに担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を尽くしました。

議案第3号亀山市情報公開条例の一部改正について、改正内容について質疑があり、これについては、法の改正により、特定独立行政法人が廃止され、新たに行政執行法人として規定するものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決定しました。

議案第4号亀山市行政手続条例の一部改正について、違法な行政指導の中止等の求めについての質疑があり、これについては、法律または条例に規定する要件に適合しない行政指導を受けたと思料する場合には、行政指導を受けた相手方が、行政指導をした市の機関に中止等を求めることができることとなるとの答弁でありました。

次に、市の機関が法令違反の事実に係る処分や行政指導を求められた場合の判断基準について質疑があり、これについては、適用される個別法に基づき解釈するとともに、必要に応じ顧問弁護士等の見解も求めるとの答弁でありました。

次に、市民にわかりやすい条例にするべきではないかとの質疑があり、これについては、条文そのものの内容については問題ないと認識しているが、市民の方にわかりやすくPRすることは効果的であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決定しました。

議案第5号亀山市職員定数条例の一部改正について、改正内容について質疑があり、これについては、新教育長制度等にかかわって地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことにより、本条例に同法の条項を引用していることから整理を行うものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

議案第7号亀山市職員給与条例の一部改正について、地域手当を2%引き上げるのに必要となる予算額について質疑があり、これについては約3,434万円であるとの答弁でありました。

次に、管理職特別勤務手当の支給について質疑があり、これについては、平日深夜における災害対応時に限り部長級4,000円、室長級3,000円をその職務の困難さや職責に対して支給するものであるとの答弁でありました。

次に、医療センターにおいて看護師の確保が課題である状況にあつて、看護師の給料月額を引き下げることについての質疑があり、これについては、看護師の確保についてはここ数年安定的な状況にあることから、人事院勧告に準拠して看護師についても給料月額の引き下げを行うものであるとの答弁でありました。

次に、今回の55歳を超える職員の給与の減額措置を廃止しようとする改正と、平成26年12

月議会に提案された55歳を超える職員に対する昇給抑制との関係について質疑があり、これについては、減額措置は、近年高年齢層職員の給与の削減が集中的に行われてきたことや、今回の改正でも55歳以上の職員の給料月額を引き下げ率が平均で4%近くになることなどの理由から廃止するものであり、現行の昇給抑制は継続していくとの答弁でありました。

また、討論では、市職員の給与について人事院勧告に準拠する必要はなく、看護師の給料月額を引き下げるとは医療センターの現状に反している。また、災害時の深夜勤務に対する管理職特別勤務手当の考え方が不明確であるなどの反対討論と、市職員の給与についてはこれまでも人事院勧告に準拠してきており、また諸手当については市長の判断でもあることから、改正の趣旨を理解するとの賛成討論があり、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決定しました。

議案第8号亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について、今回の改正は、本年度末で退職する職員の退職手当について適用されないのかとの質疑があり、これについては、施行日が平成27年4月1日であり、適用しないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

議案第18号亀山市消防団条例の一部改正について、現在消防団員に支給する費用弁償の額は、従事する職務にかかわらず一律4,100円であるが、今回の条例改正によって、全体では減額になるのではないのかとの質疑があり、これについては、条例改正の趣旨は、消防団員の災害出動時の費用弁償の額を改定し、処遇改善を図ろうとするものであり、改正後の費用弁償の予算総額は改正前とほぼ同額であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（前田 稔君）

次に、岡本公秀教育民生委員会委員長。

○11番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、10日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、17日に委員会を開催いたしました。

各議案ごとに担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を尽くしました。

初めに、議案第1号亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定について、保育所利用者負担額における年少扶養控除の考え方と今後の対応について質疑があり、これについては、新たな制度においても利用者負担額の算定に用いる市民税額の計算に、利用者への影響が少なくなるように年少扶養控除を取り入れるとともに、今後国の考え方が示されれば、その都度対応していくとの答弁でありました。

次に、負担額のシミュレーションの結果と負担がふえる世帯の経過措置による影響額について質疑があり、これについては、1,000件を超えるモデルの計算をした結果、増額になるのが438世帯、減額になるのが234世帯、増減なしが425世帯となる。また、増額となる世帯については、平成27年4月から8月までの5カ月間の経過措置を設け現行の保育料を採用するが、その影響額は月額で75万8,800円であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

議案第2号亀山市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について、改正後の利用者負担額は現在の幼稚園保育料と変わらないのか、また制度が新しくなることで負担が変わることはないのかとの質疑があり、これについては変更はないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

議案第11号亀山市保育所設置条例の一部改正について、条文中の「保育に欠ける」が「保育を必要とする」に変わることにより、何か変わることがあるのかとの質疑があり、これについては、保育所入園の判定は、保護者の就労状況等を勘案して判定するので内容的に変わりはないとの答弁でありました。

次に、保護者が求職活動中の場合の入所について質疑があり、これについては、求職活動中も入所可能であり、また新たに学校に通う場合も入所申し込みが可能となることから窓口は広がるとの答弁でありました。

次に、「保育に欠ける」という表現は、保護者の要件だけを意味するのに対し、「保育を必要とする」という表現は、子供側の状況も勘案されると思うが、障がいのある子供も保育の場で見るということを市の判断で措置することについて質疑があり、これについては、今まで以上に社会的擁護の必要な子供については、児童相談所との連携により入所の措置を進めていくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

議案第12号亀山市待機児童館条例の一部改正について、保育時間が8時間から11時間に改正されるが、保育所設置条例の改正がないことについて質疑があり、これについては、保育の実施基準は子ども・子育て支援法施行規則に規定されていることから条例に記載がないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

議案第13号亀山市学童保育所条例の一部改正について、公設の4施設については、名称を「学童保育所」から「放課後児童クラブ」に改めるが、民設の施設についても同じ扱いとなるのかとの質疑があり、これについては、国に準じて名称を統一するもので、公設、民設問わず「放課後児童クラブ」を使用したいと考えているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第14号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、今回の改正によりどれくらい税収がふえるのか、またどのような方に影響があるのかとの質疑があり、これについては、税収は55万円程度増加し、値上げの対象者は、年間所得が約1,000万円以上の方であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定いたしました。

議案第34号損害賠償の額の決定について、この事件を受け、医療センターで改善したことについて質疑があり、これについては、院内の医療安全管理委員会とリスクマネジメント部会にて事故の検証を行い、方策を具体的に検討し、職員全体で再発防止に取り組んでいるとの答弁でありました。

なお、議案第6号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正につい

て、議案第10号亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について、議案第19号亀山市保育の実施に関する条例の廃止については、審査の過程では質疑等はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定いたしました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（前田 稔君）

次に、新 秀隆産業建設委員会委員長。

○4番（新 秀隆君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、10日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、16日に委員会を開催いたしました。

まず、各議案ごとに担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を尽くしました。

なお、議案第40号専決処分した事件の承認について及び議案第41号専決処分した事件の承認については、総務委員会の所管事務にも関連することから、同日に総務委員会との連合審査会を開催し審査を行いました。

初めに、議案第16号亀山市営住宅条例の一部改正について、審査の前に現地確認を行い、審査においては、借上げをする際には棟ごと全部、もしくはフロア全部があいている場合とする方針だったが変更したのかとの質疑があり、これについては、条件が厳しい面があるため、1棟5戸を基準として借上げる方針に変更したとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

議案第35号市道路線の認定について、議案第36号市道路線の認定について、議案第37号市道路線の認定について、議案第38号市道路線の認定について、議案第39号市道路線の認定について、審査の前に現地確認を行い、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

議案第40号専決処分した事件の承認について、平成26年12月8日に、津地方裁判所に本件土地について不動産仮処分命令の申し立てをしているが、12月定例会開催中であるにもかかわらず、なぜ12月15日の産業建設委員会で説明がなかったのかとの質疑があり、これについては、さまざまな利害、法的なことを含む過程の中で、12月22日に本件土地の排水路改変、閉塞等の行為に及ぶおそれがあるということから、土地の現状を変更してはならないとする不動産仮処分の申し立てを行い、慎重な対応が求められる中、12月15日の段階ではここまでの状況の変化はなく、産業建設委員会では報告することができなかったとの答弁でありました。

次に、平成26年2月27日の隣接の開発事業者との事前打ち合わせの際に、未登記であることが判明したにもかかわらず、この開発を進めていったのか、また隣接の開発許可はいつおりたのかとの質疑があり、これについては、平成18年7月3日に、つけかえ水路寄附承諾書及び登記承諾書が提出されていることから市の水路として対応している。また、三重県の開発許可は平成26年8月19日であるとの答弁でありました。

次に、三重県の開発許可以降の市の動向について質疑があり、これについては、複雑な利害関係も絡む非常に難しい案件であり、排水や隣地の問題、法的なことなどが重なって単純な解決には至らない様相がある中で、本件土地の上流部にある住山等の排水がこの水路を流れており、何らかの

措置が行われることにより使用できなくなると大きな損失となるため、今回の手続は慎重に対応を積み上げてきたとの答弁でありました。

次に、所有権移転登記手続請求の和解が不調に終わり、既に開発許可をとっている隣接の開発行為が実施できなくなったとき、訴えが出る可能性があるが、税金を使用することにならないのかとの質疑があり、これについては、今後の裁判の過程を見きわめていきたい。また、今後二度とこのような案件が生じないようにコンプライアンスを遵守して対応していきたいとの答弁でありました。

また、討論では、専決処分は市長の権限であり、市長の判断であることは理解するが、今回の経緯を見ると、平成26年12月15日の産業建設委員会の時点で報告できる部分もあったのではないかと、また議会に対して理解をしてもらおうという姿勢が弱かったのではないかとという反対討論と、一日も早く問題を解決することが優先であるとの賛成討論があり、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決定しました。

なお、議案第9号亀山市手数料条例の一部改正について、議案第15号亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、議案第17号亀山市水道事業給水条例の一部改正について、議案第41号専決処分した事件の承認については、審査の過程では質疑等はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（前田 稔君）

次に、前田耕一予算決算委員会委員長。

○13番（前田耕一君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

10日の本会議で付託のありました議案第20号から議案第25号及び議案第42号の平成26年度各会計補正予算7議案及び、議案第26号から議案第33号までの平成27年度各会計予算8議案の審査に当たるため、23日、24日、25日の3日間にわたり委員会を開催しました。

まず、議案第26号から議案第33号までの平成27年度各会計予算について審査を行いました。

その結果、議案第26号から議案第28号までの3議案については、反対の討論があり、採決の結果、それぞれ賛成者多数により、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号から議案第33号の5議案については、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

なお、委員会で提出されました意見として、1つ、委員会の審査過程において出された意見を十分尊重するとともに、予算の執行においては、計画的かつ効率的で事業効果が早期にあらわれるよう努められたい。2つ、平成27年度は、当初予算の段階で財政指標の一つである経常収支比率が92.8%と、平成26年度よりさらに財政の硬直化が進んでいるが、経常収支比率が目標数値である85%以下となるよう義務的経費の圧縮を図るなど、健全な財政運営に取り組まれたい。3つ、第1次総合計画後期基本計画第2次実施計画のスタートとなるが、掲載された事業の着実な推進に努めるとともに、新たに策定される行財政改革大綱の具現化に努め、早期に成果を上げられたい。4つ、第2次総合計画の策定に当たっては、将来の人口推計、市民ニーズを十分に把握するとともに、中期財政見通しでは厳しい財政状況の中ではあるが、適切に政策の優先順位を見きわめ取

り組まれたい。また、策定の過程では、審議内容等について適宜議会と協議されたい。

以上の4点を申し添えたところであります。

次に、議案第20号から議案第25号及び議案第42号の平成26年度各会計補正予算7議案については、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について各分科会長から報告を受けました。

続いて、産業建設分科会会長報告に対し、プレミアムつき商品券の販売場所の考え方について、総務分科会長報告に対し、空き家リノベーション支援事業の歳出に関する質疑の有無について質疑がありました。

なお、委員会提出資料については、詳細な資料を開会日に提出することを徹底するよう意見がありました。

以上のような議論を経て、議案第20号から議案第25号及び議案第42号の7議案については、いずれもやむを得ない補正と認め、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。ありがとうございました。

(「議長」の声あり)

○議長(前田 稔君)

新産業建設委員会委員長。

○4番(新 秀隆君登壇)

先ほど産業建設委員会の報告事項の中で、議案第40号専決処分した事件の承認について、議案第41号専決処分した事件の承認について、いずれも可決と申し上げましたが、承認ということで訂正させていただきたいと思えます。

○議長(前田 稔君)

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(前田 稔君)

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第1号から議案第42号までの42件について、討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

8番 福沢美由紀議員。

○8番(福沢美由紀君登壇)

日本共産党を代表して、議案第26号平成27年度亀山市一般会計予算、議案第27号平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算、議案第28号平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についての3議案に、反対の立場で討論します。

まず、一般会計です。

昨年4月の消費税増税以降、物価が上昇し、市民生活は大変になっています。一方、物価上昇を加味した実質賃金指数は19カ月連続でマイナスとなり、年金も下がる一方です。さらに、介護保険料の値上げや後期高齢者医療保険料の値上げなど、負担増も大きくなっています。

こうした状況下で、亀山市が予算編成に当たって最も重視すべきは、安倍政権の悪政から市民生活を守る防波堤の役割を果たすことであり、地方自治法第1条の2でうたう、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とするということです。この点から、市民の負担軽減策があるのかただしましたが、国が予算化したものだけで市独自のものはありませんでした。特に、財政状況を見て積み立てるというリニア基金については、積み立てできる状況であるといいながら、財政が厳しいことを理由にがん検診など、市民の自己負担額を2倍にふやすなど、市民生活の厳しさを考慮しない予算編成であることが明らかになりました。

また、長引く不況と円安、物価高の中で市内企業の大部分を占める中小企業や商店の経営は大変厳しくなっています。産業振興奨励事業のような大手企業が恩恵を受ける施策はありますが、中小企業や商店の生業を守るための目新しい施策はほとんどありません。こうした予算では市民の暮らしや生業を守ることができません。これが第1の反対の理由です。

次に、個別の予算についてです。

財政が厳しいという理由で市民要望を切り捨てながら、30年先で費用対効果が明らかでないリニア基金には5,000万円もの積み増し、住民置き去りで進められている地域コミュニティのしくみづくり支援事業、大手企業しか恩恵が受けられない産業振興奨励事業、また給食として問題のあるデリバリーによる中学校給食、住宅のセーフティーネットとして欠かせない市営住宅の確保のおくれ、受診率の低下が懸念されるがん検診などの自己負担額の値上げ、国民のプライバシーを危うくするマイナンバー社会保障・税番号制の導入事業、さらに老朽化が進む保育園の建てかえ計画がないことや、猛暑の夏の子供たちの学習環境の整備のために必要なエアコンの設置など、強い市民要求があるのに予算化されていない事業もあります。

また、費用対効果や活用方法などが不明な、和賀白川線整備事業や旧佐野家住宅の整備、減額はされましたが必要性が疑問視されている総合環境研究センター事業など、問題のある予算が含まれていることが反対する第2の理由です。

以上のとおり市民の暮らしと生業を守り、切実な要求に十分に答えていない予算には反対するものです。

次に、国民健康保険です。

来年度予算は、国が低所得対策として予算を拡充しました。この予算を活用して保険税の引き下げをすることが今最も求められています。国保には、市長も認められましたように、加入者の年齢が高く、所得が少ないという構造的な問題があり、加入者の保険税の負担は限界を超えています。予算決算委員会で、市長に現在の国保税は負担可能な額かどうかただしましたが、まともな答弁はありませんでした。こうした問題を解決し、制度を持続可能なものにするためには、一般会計からの繰り入れをしてでも保険税を引き下げるしかありません。こうした保険税の引き下げが行われず、国保の都道府県単位化を推進する予算には反対するものです。

次に、後期高齢者医療です。

私たちは、年齢で区分するというこの医療制度の廃止を求める立場であるため、この予算には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論とします。

○議長（前田 稔君）

8番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第40号専決処分した事件の承認について、反対の立場で討論いたします。

この議案は、亀山市が所有権移転登記手続請求のため訴えを提起することを、昨年12月24日に市長が専決処分したことに対して議会に承認を求めるものであります。

事の発端は、業者が開発行為に伴い水路のつけかえを行い、この水路を平成18年7月に寄附したのに、市が登記を怠ったことによります。その後、昨年2月に、水路の隣接地の開発に関する打ち合わせのときに根抵当権が設定されていることが判明し、市は昨年12月8日に、所有権移転登記申請書を保全するため処分禁止の仮処分を申し立て、仮処分登記されました。これに対して水路を設置した業者は、12月12日に、寄附の撤回及び虚偽公文書作成罪での告発も考えている旨の通知書を市に出しました。これを受けて市は、12月22日に、現状変更禁止の仮処分を津地方裁判所に申し立て、24日に専決処分をし、25日には津地方裁判所に提訴したというのが大まかな経緯であります。

専決処分そのものは市長の権限に属することであり、議会がこの専決処分を否認しても効力がなくなるわけではありませんが、専決処分が妥当なものでなかった場合には市長の政治責任が問われることとなります。

説明が長くなりましたが、この議案を産業建設委員会で審議した結果、市長の議会に対する説明責任という点で大きな問題があることが明らかになりました。それは、昨年12月8日に、処分禁止の仮処分を申し立てるという法的手続に入りながら、その1週間後に開かれた産業建設委員会には、全くこの問題の報告がなかったことでもあります。そして、年末の議会開催が困難な時期に専決処分をし、年が明けてからようやく議会に説明をするという誠意のない対応をしてきました。その上、産業建設委員会でこの点をただすと、櫻井市長は、ある時期からは認識を双方、市と議会がさせておいておくと答弁し、公式の場では報告をしていないのに、議員が情報をつかんでいたのに報告の必要はなかったと言わんばかりの答弁をしたことは重大であります。昨年中に議会に報告する機会は十分にあり、それを怠り、年末になって専決処分をしたという経緯は納得できるものではありません。こうした市長の説明責任を果たさない対応が、議会の市長に対する不信感を生んでいます。

以上の理由により、議会への説明責任を果たすことなく行われた専決処分は承認することはできません。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、私は議案第7号亀山市職員給与条例の一部改正について、反対の討論をさせていただきます。と思っております。

一部担当委員会で人事院勧告に基づく案件ということで、一部は理解できる場所はあるんですけども、改正中の中で、特に医療職給料表（一）を除く全ての給料表について給料月額を平均

2%引き下げることとしますという項目でございます。

市長は、今日までの亀山市医療センターの必要をどこまでご理解してみえるかということについて、このような改正案を出すということの気が私は知れません。

開所当時、亀山市医療センターは100床で、医師が12名、看護師さんもそれなりに見えた。しかし、医師の減少により看護師の減少もあり、現在稼働率は50%の50床運営でやっております。そこで、いろいろ職務を抱えてみえる看護師さん以下の給与減額を行うということは、今の医療センターの事情を市長が認識しておれば、このような改正案は出せないと私は思っております。ほかの項目につきましては一部理解できる場所もありますけれども、ぜひともこの中の医療職の1表を除く全ての職員に対する2%引き下げを平成30年3月31日をもってから行うということについては、ぜひとも医療センターの職務をする看護師を守るがために、議員各位にはこの議案については反対をしていただきたいと思っております。

次に、先ほど服部議員から反対討論がございましたけれども、私も議案第40号及び議案第41号の事件の提訴に及ぶ不動産、その仮処分に関する承認について反対討論をさせていただきたいと思っております。

先ほど服部議員も言われたように、専決処分は、市長として地方自治法第179条に基づいて、自治法上の権限のもと行われた案件に対して議会に承認を得るものであります。議会として承認することはできやんというのは、おおむね服部議員がおっしゃいました。私も繰り返し申し上げますけれども、余りにも議会に承認を得るために市長の説明責任がなかったのではないかと。今後、起こり得る、この隣接地の開発業者からの亀山市に対する提訴問題のもろもろのことが起こる可能性があります。

先ほど産業建設常任委員長の報告には、委員会では承認と、反対討論もあったらしいですけれども、一応は承認をされたわけですけれども、やはり市長は常にかかれた市政、オール市役所と、いかにも透明な市政運営を目指す旨のことを言っておられる。常日ごろ市行政と議会との二元代表制の中、亀山市民の安心・安全な亀山市に住んでみようという言葉を使っているが、なぜ今日まで報告もせず専決を選択されたか。やはり議会制民主主義の中、このようなことを再発させないためにこの議案、特に議案第40号及び41号の専決処分は、亀山市議会として不承認とすることが市民の皆さんから負託を受けた議員の責務だと私は思っております。どうかその意を踏まえて、どうか議員各位、今の市長の報告義務を怠った中での専決処分に対しては、議会が姿勢を正す、それがやっぱり私らの役目だと思っておりますので、どうかご賛同をお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいまの討論のありました議案について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合はその議案に対して反対とみなすことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、討論のありました議案第7号亀山市職員給与条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第7号亀山市職員給与条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第26号平成27年度亀山市一般会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第26号平成27年度亀山市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第27号平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第27号平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、同じく討論のありました議案第28号平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第28号平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第40号専決処分した事件の承認について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり承認すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第40号専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第41号専決処分した事件の承認について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり承認すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第41号専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第1号から議案第6号まで、議案第8号から議案第25号まで、議案第29号から議案第39号まで及び議案第42号の36件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第 1号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定について

議案第 2号 亀山市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について

議案第 3号 亀山市情報公開条例の一部改正について

- 議案第 4号 亀山市行政手続条例の一部改正について
議案第 5号 亀山市職員定数条例の一部改正について
議案第 6号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
議案第 8号 亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について
議案第 9号 亀山市手数料条例の一部改正について
議案第10号 亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について
議案第11号 亀山市保育所設置条例の一部改正について
議案第12号 亀山市待機児童館条例の一部改正について
議案第13号 亀山市学童保育所条例の一部改正について
議案第14号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第15号 亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
議案第16号 亀山市営住宅条例の一部改正について
議案第17号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
議案第18号 亀山市消防団条例の一部改正について
議案第19号 亀山市保育の実施に関する条例の廃止について
議案第20号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
議案第21号 平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
議案第22号 平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第23号 平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
議案第24号 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
議案第25号 平成26年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
議案第29号 平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
議案第30号 平成27年度亀山市水道事業会計予算について
議案第31号 平成27年度亀山市工業用水道事業会計予算について
議案第32号 平成27年度亀山市病院事業会計予算について
議案第33号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計予算について
議案第34号 損害賠償の額の決定について
議案第35号 市道路線の認定について
議案第36号 市道路線の認定について
議案第37号 市道路線の認定について
議案第38号 市道路線の認定について
議案第39号 市道路線の認定について
議案第42号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 2時57分 休憩)

(午後 3時06分 再開)

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第43、議案第43号及び日程第44、議案第44号の2件を一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第43号亀山市教育委員会委員の任命についてでございますが、亀山市教育委員会委員の岡田 香氏は、平成27年3月31日をもって辞職となりますので、その後任の委員として亀山市和田町1193番地51にお住まいの太田淳子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成27年4月1日から平成29年2月21日まででございます。

続きまして、議案第44号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の伴 豊氏は、平成27年6月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員として亀山市南野町1番36号にお住まいの多田照和氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成27年7月1日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。追加の提案となりましたところですが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、本各案について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号及び議案第44号の2件については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

議案第43号及び議案第44号の2件については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第43号及び議案第44号の2件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第43号及び議案第44号の2件について、起立により採決を行います。

まず、議案第43号亀山市教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第43号亀山市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第44号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第44号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第45、委員会提出議案第1号から日程第47、議員提出議案第1号までの3件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、櫻井清蔵議会運営委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第1号と委員会提出議案第2号の2件については、議会運営委員会からの委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず初めに、委員会提出議案第1号亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等のため、教育委員会の委員長と教育長を一本化した新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正にあわせ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、執行機関への出席説明の要求に係る規定中、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めます。

なお、施行日は、平成27年4月1日とし、同日に改正前の法律に基づく教育長が在職する場合、その任期中は、改正前の条例第21条の規定がなおその効力を有する経過措置を定めます。

続きまして、委員会提出議案第2号国民宿舎関ロッジに関する決議についてでございますが、決議の朗読をもって提案理由の説明といたします。

国民宿舎関ロッジに関する決議。

関ロッジは、旧関町時代の昭和42年12月に国民宿舎として開業、合併後も新亀山市に引き継がれ、平成19年の耐震診断の結果、耐震補強が必要と診断されました。

その後、市は平成19年に設置された関ロッジ在り方検討委員会での協議や、市議会の公営企業経営問題特別委員会からの提言等を踏まえ、平成24年6月に関ロッジの指定管理者制度への移行を決定し、同年12月には、指定管理者として株式会社エムアンドエムサービスを選定し、平成25年7月1日から平成30年3月31日までの5年間の指定管理に係る基本協定を締結した。

しかしながら、平成25年12月には、早くも指定管理者から指定管理取り消しの申し出があり、このときは協議により、平成26年度は指定管理を継続することになったが、1年後の平成26年12月に、再度、指定管理取り消し等の申し出があった。

この申し出を受け、市と指定管理者の間で協議を行ったが、平成27年3月5日に市は、条件つきでの指定管理取り消しを通知する事態となった。

市議会としては、2度にわたる指定管理取り消しの申し出に対して、さまざまな意見を述べてきたが、今回の事態に至ったことを重く受けとめ、今後の対応及び再発防止に向け、市に下記のとおり取り組むよう強く求めここに決議する。

記1. 関ロジの指定管理取り消しに至った経緯を全て明らかにするとともに、その原因を十分に検証すること。

2. 指定管理取り消しの再発を防止するため、指定管理者制度を導入している全ての公共施設について、基本協定書や業務仕様書の全面的な見直しを行うこと。

3. 1及び2の結果について、それぞれ速やかに市議会に報告するとともに、今後、市政の重要な案件については、早い段階から市議会に詳細な報告を行うこと。

以上、委員会提出議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

次に、小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

ただいま上程をいただきました議員提出議案第1号2016年主要国首脳会議の三重県開催を求める決議について、決議の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

2016年主要国首脳会議の三重県開催を求める決議。

主要国首脳会議（サミット）は、世界の主要国の首脳が毎年、国際的な政治、経済問題について議論をするなど重要な会議であり、現在では、地球環境問題や平和問題など、国際社会が直面する多種多様なテーマを話し合う場として、その重要性はますます高まっている。

2016年のサミットは我が国での開催が予定されており、現在、政府において開催地の選定作業が進められている。

こうした中、三重県は、伊勢志摩地域でのサミットの開催を目指し、「2016年みえ伊勢志摩サミット誘致推進協議会」を設立し、官民一体となって誘致に向けた取り組みを強力に推進している。

伊勢志摩地域は、「伊勢神宮」など日本を代表する観光資源と歴史・伝統文化に恵まれているほか、警備上の優位性とこれまでの国内外の要人警護の豊富な経験を有しており、各国の首脳を迎えるのにふさわしい条件が整っている。

「みえ伊勢志摩サミット」が実現すれば、本市が有する産業、特産品、観光資源等の魅力を国内外に発信する絶好の機会となり、多大な経済効果等が見込まれることから、「みえ伊勢志摩サミット」の実現は、本市においても大きな意義を有するものである。

よって、亀山市議会は2016年主要国首脳会議の三重県における開催を強く要望しここに決議する。

以上、議員提出議案の説明といたしますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、本案について質疑を行います。

通告に従い、発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それでは、議員提出議案第1号2016年主要国首脳会議の三重県開催を求める決議に対して質疑を行います。

まず1つ目ですが、サミットは言うまでもなく国の行事であり、開催地の決定も国が安全性などを考慮して決めるものであります。オリンピックなどのように、開催したい都市が手を挙げ、自治体間で競争するようなものではないと考えます。

また、開催にかかる費用も、当然国が全て負担すべきであります。

そこで、今回三重県が誘致に乗り出していますが、県予算としてどれぐらい計上しているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今三重県としては、平成27年度予算におきまして地方創生事業交付金の約1億円を計上させていただいておるといふふうに聞き及んでおります。細部につきましてはまだ明確にされておませんが、嘱託職員の人件費だとか、イベント等の開催費用に充てるといふふうに今のところ聞き及んでおります。それ以上のことはまだ今聞き及んでおりません。

○議長（前田 稔君）

服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私も県の担当者にお伺いをしましたけれども、確かに27年度の予算で1億円を計上しているということであります。これは誘致段階での予算ということですので、開催が決まりましたら、これは国の補助金もあるということでもありますけれども、多額な費用がかかるということでもあります。

ちなみに、北海道で開催された洞爺湖サミットでは、北海道の負担は15億円というふうに担当者から聞いております。

そこで、亀山市議会がこういう決議をして亀山市にどんなメリットがあるのかを提案者にお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

この決議案の中身を十分読んでいただければわかると思うんですけど、これは実現すれば亀山市が有する地場産業、特産品、観光資源等を国内外に発信する絶好の機会であろうかということ、この開催は本市にとって大きな意義を有するものということで、亀山市民であり、県民であるという意味から大変有意義な決議であろうというふうに思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

以上で、通告による質疑を終結します。

会議の途中ですが、5分間休憩します。

（午後 3時24分 休憩）

（午後 3時29分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号の2件については、会議規則第36条第2項の規定により、常任委員会への付託はしないこととします。

続いて、お諮りいたします。

議員提出議案第1号については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第1号は常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議員提出議案第1号について、討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議員提出議案第1号2016年主要国首脳会議の三重県開催を求める決議に反対の立場で討論いたします。

質疑でも述べましたが、サミット開催は国の仕事であり、費用も全て国が負担すべきものと考えます。オリンピックのような自治体間で競争するというようなものではないと考えます。

三重県は、開催のために来年度予算で1億円を計上していますが、これだけの予算があれば県民生活を守るための施策がかなりできます。これが反対の理由の第1であります。

また、三重県での開催が決まった場合でも、亀山市には大きな経済効果はないと考え、市議会がわざわざ決議まで上げる必要はないと考えます。これが反対の第2の理由であります。

以上の理由によりこの決議には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議員提出議案第1号2016年主

要国首脳会議の三重県開催を求める決議について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議員提出議案第1号2016年主要国首脳会議の三重県開催を求める決議は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の委員会提出議案第1号について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第1号亀山市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の委員会提出議案第2号について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第2号国民宿舍関ロッジに関する決議は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

平成27年3月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。

(午後 3時34分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年3月26日

議 長 前 田 稔

1 番 今 岡 翔 平

1 0 番 鈴 木 達 夫